

中間報告にあたって

新たな局面を迎えた竹島問題

島根県竹島問題研究会座長・拓殖大学 下 條 正 男

竹島問題は今、確実に新たな局面を迎えている。それを象徴する出来事が2010年9月7日、尖閣諸島近海で発生した。中国の漁船が日本の領海内で海上保安庁の巡視船と衝突事件を起こして尖閣問題が浮上すると、11月1日にはロシアのメドベージェフ大統領が北方領土の国後島を電撃訪問するなど、これまで領土問題を未解決のまま放置してきた日本は、たちまち四面楚歌の状況に追い込まれてしまったからだ。

だが今回、衝突事件によって表面化した尖閣諸島を巡る日中の確執と、ロシアのメドベージェフ大統領による国後島訪問は、予測不可能なものではなかった。尖閣問題に関しては、衝突事件が発生する以前から中国のネット上でも話題となっており、ロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問も、この9月中旬、私が「ビザなし交流」で国後島に渡った際には「プーチン首相かメドベージェフ大統領が近々、国後島を訪問する」といった噂が、流布していたからだ。

だが敗戦直後の日本が直面することになった北方領土問題（千島列島と南樺太を含む）と竹島問題に続き、1970年代から起こった尖閣問題は、日本が国家として自立できるかどうか問われる喫緊の課題のはずであった。ところが戦後の日本外交は、国家主権が侵され続けているといった異常な事態には目を背け、大多数の国民もまた無関心でやり過ごしてきた。その結果、我々はいつの間にか日本にとって何が問題なのか、問題の本質までも見失ってしまったのである。

ところが2005年3月16日、島根県議会が「竹島の日」条例を制定し、竹島に対する日本の領土権確立を求めた時から、日本の領土問題は、解決に向けての遠い道程に第一歩を刻むことになった。日韓の間には領土問題は存在しないと嘯いてきた韓国側では、盧武鉉大統領（当時）自ら先頭に立ち、外交通商相の潘基文氏（現、国連事務総長）も竹島問題は「日韓関係よりも上位概念」として、竹島問題に積極的に関わってきたからだ。

現に2005年4月、韓国政府は竹島問題に対処するため「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」を発足させ、翌年9月には「人類に普遍的な価値観に基づき、侵略国家日本に反省を求める」ため、「東北アジア歴史財団」として大幅な改組を行なった。その「東北アジア歴史財団」では、竹島問題を含めて「日本海（東海）表記問題」、「歴史教科書問題」、「慰安婦問題」、「靖国神社問題」、「東北工程（高句麗史問題）」、「白頭山問題」の七つのテーマを研究対象とし、それら歴史問題を通じて日本の右傾化や日本の侵略的性向を指弾する中で、竹島問題で攻勢をかける日本側を牽制しようとしたのである。事実、盧武鉉大統領は「東北アジア歴史財団」の発足に際しても、それらを「侵略の証拠」とし、日本に「過去の反省」を求める論拠としている。そのため「東北アジア歴史財団」による国際世論工作は、潘基文氏が国連事務総長を務める国連等でも行なわれ、歪められた歴史が歴史の事実として、国際社会に受け入れられ始めている。国連の地名標準化会議を舞台に、日本海の中に独島（竹島）があるのは日本の領海内にあるようで不適切だとし、日本海を韓国の呼称である東海に改めようとする「日本海呼称問題」は、その典型といえる。後述するように、その韓国側の歴史認識を奇貨とし、自国の領土問題に利用したのが北方領土の国後島を訪問したロシアのメドベージェフ大統領と、尖閣問題で強気の姿勢を示し続ける中国である。竹島問題

が新たな局面を迎えたとするのは、このためである。

だが韓国側が竹島問題で自国を優位に立たせる目的で撰んだ歴史問題は、竹島問題とは全く関係がなかった。すでに第一期の島根県竹島問題研究会がまとめた「中間報告書」や「最終報告書」でも明らかにしたように、今日に至るまで、韓国側では竹島が歴史的に韓国領であったことを立証する歴史的根拠を示せずにいるからだ。その竹島問題に、何ら関係のない歴史問題を結びつけ、日本に攻勢をかけるのは、日本が韓国領の竹島を侵略したとする先入見によって、竹島問題を論じているからである。領土問題を論ずる際は、韓国側が論拠とするような後世からの歴史認識ではなく、歴史の事実こそが尊重されなければならない。竹島は韓国領であるといった固定観念で史料や文献を解釈している限り、竹島問題の解決は望めないからだ。

これは島根県議会が「竹島の日」条例を制定し、韓国側が竹島問題を歴史認識問題とした時点で、領土問題に対する日韓の立ち位置が全く違っていたということでもある。その領土問題に対する立脚点の違いを考慮することなく、感情的に竹島問題と対峙すれば、領土問題を争う日韓は相互不信の状態に陥り、民族感情を不必要に扇ぎたてただけである。現在の日韓は、出口の見えないトンネルの中で、闇雲に互いを非難しあっているのと何ら変わりがない。

その迷路に足を踏み入れ、日本との領土問題に歴史認識問題で対処しようとしたのは、盧武鉉大統領政権下の韓国政府である。韓国側は、「過去の侵略を正す」という歴史認識に依拠し、日本の「過去」を問題にすることで竹島問題に対処してきた。これに対して日本政府は、韓国政府がどのような外交戦術をとろうと無頓着であった。韓国側が国際社会を舞台に日本批判の手段とした「慰安婦問題」、「日本海呼称問題」、「歴史教科書問題」等は、どれも竹島問題と関わりが持たされており、竹島の領有権を主張する日本を牽制するカードとされていた。

島根県議会が2005年、「竹島の日」条例を制定し、竹島の領土権確立を求めたのは、「無主の地」竹島の島根県編入百年を記念してのことである。だが「竹島の日」条例の制定と前後して、慰安婦問題や日本海呼称問題が起こっても、日本政府にとっての2005年は、日韓が1965年6月に国交正常化し、「日韓基本条約」を締結して迎えた四十周年の節目でしかなかった。日本政府はこの時、領土問題の解決よりも、日韓両国政府が共同で実施する「日韓友情年」の記念行事の円滑な遂行を重視し、韓国側との外交摩擦を忌避したのである。

戦後の日本では、領土問題に限らず、北朝鮮による拉致問題など、国家主権が侵され続けても外交摩擦を避け、その場しのぎの彌縫策で問題の先送りをしてきた。国家主権が侵され続ける現状で、外交摩擦を嫌う感覚がどこに由来するのか、理解に苦しむものがあるが、トラブルを嫌う体質は、政権与党も野党も大差がないようである。

2005年3月の「竹島の日」条例の成立以後、韓国側の反発が過激となり、2006年4月には、韓国が海底地形名称に関する国際会議で竹島周辺の海底地名を韓国側の表記に書き換えようとする動きに出た。この事態に対し、日本の海上保安庁は測量船を鳥取県境港沖に派遣したが、韓国側も朝鮮半島東岸に艦艇20隻余を集結させ、一時に軍事的緊張が高まった。だがこの時も、日本政府は海上保安庁の測量船による測量を中止させ、竹島問題解決の糸口に結びつけることができなかった。

その直後の5月3日、民主党幹事長（当時）の鳩山由紀夫氏は、韓国ソウルで国務総理の韓明淑女史を訪ねていた。韓国政府の国政ブリーフィングによると、その時の鳩山由紀夫氏は、次のように語ったとされている。

民主党の鳩山由紀夫幹事長は3日、竹島問題に関連し、「韓国国民が日本から再び侵略を受けるとの考えを起こしたのは、日本外交の失敗」と語った。これは韓明淑国務総理との会談の席で、鳩

山幹事長が「最近、日本はアジア外交がうまくいっておらず、近隣の国民から相当な反発を招来しているなど、難しい局面に直面している」との認識を示し、「過去の歴史に対する誤った認識は、結果的には日本全体の国益を損失することになる」としたことによる。

この時、鳩山幹事長が「近隣の国民から相当な反発を招来している」としたのは、韓明淑国務総理から、「盧武鉉大統領の特別談話は、竹島問題が領有権問題だけでなく、日本の誤った歴史認識の問題であることを強調したもので、これを日本政府と国民たちに悟らせるためのものであった」との説明を受け、「日本側の歴史教科書歪曲、靖国神社参拝の強行、独島問題など、最近の両国関係に緊張を惹き起こしていることに対して、強く遺憾の意を表明」されたからだと言う。

これに対して鳩山幹事長は、「全ての領土問題は根本的に歴史から始まる」、「日本側が歴史的事実をより正確に理解するよう、努力する必要がある」と、共感を示したという。

だが島根県議会が「竹島の日」条例を制定し、半世紀近くも埋もれていた竹島問題が日韓の領土問題として認識されたことは、日本外交の失敗と言えるのだろうか。確かに「竹島の日」条例が成立すると、外務省高官が「実効的には何の意味のないことを県民感情だけで決めるのは、率直に言っていかなものかと思う」、と不満を述べている。だがその一方で、これまで外務省の竹島関連のホームページでは、日本政府の主張と韓国側の主張が併記されていたが、「竹島は日本の固有の領土」で、「韓国が不法占拠」していると書き換えられ、今日の日本政府の主張に繋がっている。外務省高官は島根県議会を批判したが、その反面で、外務省は「竹島の日」条例の制定を機に、自らの外交姿勢を表明していたのである。

そればかりか、この外務省の竹島関連のホームページの書き換えがきっかけで、2006年度版の地理と公民の教科書に竹島問題が記載されることになった。これは従来の竹島問題の現状から見れば、大きな前進であった。北方領土問題と比べると竹島問題に対する国民の関心は薄く、「北方領土の日」が政府によって制定されたのとは違い、竹島問題は忘れられた存在であった。

この日本側の変化に対し、韓国側では地理と公民の教科書を歪曲教科書として猛反発をしたのである。この時の反日騒動が、ソウル駐在の中国メディアによって中国国内に伝えられると、中国各地では俄に反日感情が高まり、日本の歴史歪曲として、あの大規模な反日暴動を誘発していったのである。

そこに小泉純一郎首相（当時）による靖国神社参拝がクローズアップされ、中国側の反日感情は一挙に燃え上がった。鳩山幹事長（当時）が2006年5月、「最近、日本はアジア外交がうまくいっておらず」と韓明淑国務総理に発言したのは、中国各地で反日暴動が起こり、韓国側が竹島周辺の海底地名を韓国流に書き換えようとして、騒然としていた頃である。

だが竹島は、歴史的に韓国領となった事実はなく、韓国側によって不法占拠されたのである。その最中、野党とは言え、日本の国会議員が係争中の問題に対し、相手国の歴史認識を鵜呑みにしての発言は、問題である。それはいみじくも鳩山幹事長（当時）が韓明淑国務総理に語ったとおり、「過去の歴史に対する誤った認識は、結果的には日本全体の国益を損失することになる」からに他ならない。

事実、日本は竹島問題を放置したことで、大きく国益を損ねた。竹島問題の顕在化と前後して、韓国では日本の国連の安全保障理事会の常任理事国入りが問題とされ、それを阻止する動きが活発となったからだ。問題は、その韓国側の動きに中国側が同調し、日本の安保理の常任理事国入りを反対したことである。その理由は、「過去を反省していない」「日本には資格がない」であった。日本政府は、竹島問題に積極的に関わることで外交摩擦が生ずることを恐れ、主張すべき時にも沈

黙した。そのため放置した竹島問題によって醸成された歴史認識を根拠に、日本の国連安保理の常任理事国入りが阻止されたのである。

この状況を注意深く観察していたのがロシアである。ロシアは2005年6月、駐日大使館のロシア公使が「北方領土は日本が侵略し、それをロシアが解放した」として、北方領土の占拠を正当化するなど、強硬姿勢に転じた。韓国政府が日本を侵略国家として指弾し、竹島問題では日本側の動きを牽制できると見たロシアは、その後、韓国流の「歴史認識」を自らの外交カードとしていくことになるのである。

この日本を侵略国家とする「歴史認識」カードは、中国でも活用されることになった。2010年9月7日、尖閣諸島付近での中国漁船と日本の海上保安庁の巡視船の衝突事件でも中国当局によって使われ、香港の週刊誌「亜洲週刊」（9月26日号）は、「韓国に学ぶ」とした特集を組んでいる。その中で「日本から韓国が独島を奪還した貴重な経験を学べば釣魚島回復も夢でない」とし、尖閣問題では実力行使が有効であるとの主張もなされている。

中国側が竹島問題に注目したのは、日本領であった竹島を韓国が占拠し、現在では安定的に支配を続けているからである。具体的には1953年、韓国鬱陵島の島民が独島義勇守備隊を結成して竹島に上陸し、それが1954年9月、韓国の海洋警備隊に引き継がれ、以後、今日に至るまで、日本側が手も足も出せない現実を重視したのである。

そこで中国も民間人を尖閣諸島に上陸させ、韓国が竹島を占拠した方法に倣って日本側に抵抗すれば、日本から尖閣諸島を奪取できるとし、そのためには中国と台湾の漁民が協力し、1000隻の漁船を尖閣諸島に派遣して上陸すれば、韓国のように尖閣諸島を占拠できるというのである。中国側がこれだけ強硬な主張をするのは、韓国と同様、尖閣諸島は歴史的に中国の「固有の領土」であったと認識しているからである。

だが果たしてその歴史認識には、歴史的根拠があるのだろうか。これは後述するように、尖閣諸島は一度も中国領土となったことはなかったのである。ただ尖閣諸島が日本領となったのが、日清戦争最中の1895年1月14日。これは日露戦争中の1905年1月、「無主の地」であった竹島が日本領に編入されたのとその経緯が酷似している。竹島も尖閣諸島も、戦時下で日本領となり、「無主の地」を日本が先占したという共通性から、日本による侵略といった歴史認識に結びつきやすいのである。

そのため竹島問題や尖閣問題を解決するには、中韓の歴史認識を論破すべく、論争を挑む必要がある。これまでのような外交的摩擦を忌避する態度では、決して領土問題は解決しない。その意味からも竹島問題は、新たな局面を迎えた、と言えるのである。それは日本が抱える領土問題は、相手国がいずれも国際法よりも自らの歴史認識に依拠し、係争地の領有権を主張してきたことによる。

尖閣問題について言えば、国際法上、尖閣諸島は1895年以来、日本の領土であった。その尖閣諸島を巡って帰属問題が浮上したのは1970年代、国連アジア極東経済委員会の協力で東シナ海一帯の海底調査がなされ、「東シナ海の大陸棚には、石油資源が埋蔵されている可能性がある」と指摘されてからである。最初に尖閣諸島の領有権を主張したのは1971年6月11日の中華民国（台湾）で、中華人民共和国（中国）は12月30日、中華民国と同様、外交部声明によって領有権を主張している。

台湾及び中国政府が尖閣諸島を自国領とするのは、琉球国（現在の沖縄県）が明や清の冊封を受けていた時代、中国の冊封使が琉球国に渡る際に尖閣諸島を航路の目印としていたことから、早くから尖閣諸島を中国領として認識していた、という理由による。さらに清朝の徐葆光が著した『中山伝信録』では、尖閣諸島を琉球三十六島には含めていないことも根拠にしている。従って尖閣諸島は琉球領（現、沖縄県）でなかった以上、中国領であったというのが、台湾と中国の主張である。

これに対し日本政府は、竹島問題と同様、尖閣諸島は「日本固有の領土」と繰り返すのみで、中国側の主張を問題にすることはなかった。だが現実には、中国側は歴史的に中国の領土であったとし、日本による尖閣諸島領有を帝国主義的侵略行為とするなど、歴史理解には大きな隔りがある。この溝を埋めることができなければ、領土問題の解決は覚束ない。国際法的には日本の主張が正しいと叫んでも、中国側では国際法よりも自らの歴史認識を重視して、納得しないからだ。

これは韓国側の領土問題に対する認識とも軌を一にしている。「竹島の日」条例が制定され、竹島問題が日韓の懸案となった当初、韓国では日本側の研究動向に関心を示していた。だが最近はいくその動きがなくなっている。韓国側では、竹島問題を日本の領土的野心や右傾化の結果と捉え、自らの歴史認識に埋没しているからである。

中国との尖閣問題もこれと同じ状況にある。近年、中国漁船が尖閣諸島付近の日本側領海で平然と漁労活動が続けるのも、領土問題を蔑ろにして来た日本側に対する侮りと、尖閣諸島は中国の領土であるとする歴史認識が、蔓延しているからである。その時、中国側の強硬路線のモデルとなっているのが、半世紀以上も竹島を不法占拠し続ける韓国政府の対日政策なのである。

この9月7日、日本の海上保安庁の巡視船に中国漁船が衝突し、公務執行妨害の容疑で船長が逮捕されても、中国側が追突行為を正当化する理由がここにある。中国側には、竹島問題で日本と争う韓国側と類似の歴史認識があるからだ。韓国側では竹島は六世紀から韓国領であったとし、それが日露戦争の際、日本によって奪われてしまったと認識している。尖閣諸島に対する中国側の歴史認識もこれに近く、中国側では1895年1月、日清戦争の最中、日本に侵略されたとしてきた。

それが「竹島の日」条例をきっかけに、韓国と中国で反日感情が高まる中で、竹島と尖閣諸島は、いずれも軍国主義国家日本が日清・日露戦争を機に侵略したとする歴史認識が台頭し、日本を批判する論理となってしまったのである。

ところが日本政府は、竹島問題と尖閣諸島問題が浮上しても、「歴史的にも国際法上も日本の固有の領土」と繰り返すだけであった。これでは韓国や中国側は承服するはずはなく、感情的に反発するしかなくなってしまう。摩擦を嫌う日本政府が、領土問題を解決できない理由もここにある。

このように国際法ではなく、歴史認識で理論武装してくる韓国や中国に対処するには、何よりも侵略とする歴史認識を覆す必要がある。それには外交摩擦を覚悟して、歴史の事実を伝える必要がある。竹島問題に関し言えば、島根県竹島問題研究会は、それを可能な範囲で実践してきた。

その観点から、尖閣諸島問題を見ると、問題は中国の歴史認識にあるようである。なぜなら歴史の事実として、明代の台湾は「東蕃地」とされ中国の統治が及んでおらず、清朝が台湾府を設置した康熙二十三年（1684年）の時点でも、その統治範囲は台湾の南西部に限られていたからだ。清朝の勢力が台湾の北端にまで伸張するのは、彰化縣と淡水縣が設置された雍正元年（1723年）。だが淡水縣の北限は「鷄籠城界」（現在の基隆市）とされ、それは同治10年（1871年）刊の『淡水庁誌』によっても確認ができる。台湾府の北限を「鷄籠城界」とするのは、蔣毓英の『台湾府志』や高拱乾等の『台湾府志』（康熙三十五年刊・1696年）を踏襲したもので、尖閣諸島が台湾府の行政区域外にあった証左である。事実、『基隆市志』（1954年刊）によると、台湾と尖閣諸島の間に点在する基隆島・彭佳島・綿花島・花瓶島が基隆市に編入されたのは、光緒三十一年（1905年）である。この外にも、尖閣諸島が中国領でなかった事実は、『欽定古今圖書集成』（1728年刊）の「台湾府疆域図」や乾隆帝の勅命で編纂された地理書の『大清一統志』（1744年刊）でも確認ができる。

これら中国側の文献から言えることは、尖閣諸島は歴史的に一度も中国の領土となった事実がなかったということである。それを中国側は、歴史的に尖閣諸島は中国固有の領土であったとし、日

本による尖閣諸島の領土編入を帝国主義的侵略行為と批判してきた。この中国側の論理は、韓国側が竹島問題で示す歴史認識と同質で、その意味で日本が抱える近隣諸国との領土問題は本質的に同じものと言える。それは歴史の事実ではなく、日本は侵略国家であるとする歴史認識に依拠して、領土問題が論じられてきた、ということである。このことは韓国や中国では、歴史認識に基づいて過去の歴史を解釈する傾向が強いことを示している。そしてその性向をいっそう際立たせたのが、「竹島の日」条例をきっかけに巻き起こった反日騒動である。竹島と尖閣諸島は、いずれも軍国主義的国家の日本が日清・日露戦争を機に侵略したとする歴史認識が浸透し、日本を批判する論理が出来上がってしまったからだ。

だがこの状況は、近隣諸国との摩擦を嫌い、日本が沈黙を守っていられる段階ではないことを意味する。国家としての日本が反論しない限り、日本に対する誤った歴史認識は国際社会に蔓延して、日本の国益が大きく損なわれるからだ。竹島問題をはじめ日本の領土問題は、もはや避けては通れない所にまで来ているのである。

事実、領土問題の解決に消極的であった日本政府の弱点を見透かした事件が、11月1日のロシアのメドベージェフ大統領による国後島訪問である。だがこれは予測可能なものであった。9月27日、訪中したメドベージェフ大統領は、胡錦濤主席とともに「第二次大戦終戦65周年を記念する共同声明」を発表。「中露は第二次大戦の歴史の歪曲、ナチスや軍国主義分子とその共犯者の美化、解放者を矮小化するたくらみを断固として非難する」とした中で、連携していく姿勢を示しているからだ。それもメドベージェフ大統領は、すでに同年7月、日本が降伏文書に調印した1945年9月2日を「大戦戦勝記念日」とする法案にも署名しており、9月2日に開催された戦勝記念の式典では、ロシアのミロノフ上院議長が「ソ連軍は中国東北部（満州）や北朝鮮、南サハリン（南樺太）、クリル諸島（千島列島と北方領土）を解放した」と発言するなど、ロシア側の歴史認識は確立していた。

だが北方領土をソ連軍が解放したとする歴史認識は、歴史の事実に基づいていない。にもかかわらず歴史の歪曲を断行したのは、「竹島の日」条例の成立以後、韓国や中国国内に反日感情が高まり、日本を侵略国家とする歴史認識が、韓国・中国・ロシアで共有されることになったからである。この現象を内外のマスコミ界は「四面楚歌」と表現したが、楚国の項羽が垓下の戦いで漢の劉邦に攻められた時とは違い、韓国・中国・ロシアが囁く歴史認識には大きな誤りがある。四面楚歌とはいっても、それは烏合の衆の集まりに過ぎない。

これは日本の領土問題が新たな局面を迎えたということである。北方領土（千島列島と南樺太を含む）・尖閣諸島・竹島は歴史的にも日本の領土である。問題はこれまでの日本には、その事実を伝える手段と研究機関がなかったことである。「竹島の日」条例以来、中国やロシアは韓国の妄動に釣られ、その本性を現した。今が領土問題を解決するチャンスである。四面楚歌どころか、「漁夫の利」を求めて集まった烏合の衆を、一網打尽にする好機である。

領土問題は、国家主権に直結する喫緊の問題である。その領土問題で、日韓の間に領土問題は存在しないとした韓国側が、島根県の取り組みに危機感を抱き、『日本は独島をこのように侵奪した』、『独島領有権確立のための研究』、『竹島＝独島論争』（英語版）等を刊行して、論争の種を世界に残してくれたからだ。まずその標的を一つ一つ潰し、韓国側がいかに国際社会を欺瞞し続けてきたのか、その誤った歴史認識とともに糺して行く必要がある。だがその作業は、一地方自治体の島根県がなすべきことではない。外交摩擦を避けてきた日本が、国家的事業として推進するところに意味がある。竹島問題が新たな局面を迎えたとは、このことを言う。

それは極めて現実的な問題となっている。2005年6月に発足した島根県竹島問題研究会は、日韓の

論点整理をした第一期の「中間報告書」と「最終報告書」をまとめ、竹島の領有権を主張する韓国側の論拠には、歴史的根拠がない事実を明らかにしているからだ。そのため第一期の「最終報告書」は、2008年2月の外務省による小冊子「竹島問題を理解するための10のポイント」の発刊に繋がり、同年7月の文部科学省による中学校学習指導要領の解説書に、竹島問題が記載される契機となった。この第一期の「最終報告書」に対しては、韓国の政府機関である東北アジア歴史財団と韓国海洋水産開発院等からの反論がなされたが、逆に韓国側の竹島研究の限界が浮き彫りにされた。

さらに外務省の小冊子に対しても、東北アジア歴史財団や韓国海洋水産開発院等から反論がなされ、島根大学名誉教授の内藤正中氏は2008年10月、『竹島＝独島問題入門』（日本外務省「竹島」批判）を刊行し、外務省批判を展開している。だが内藤正中氏と韓国側の反論は極めて恣意的なもので、かえって竹島が韓国領でなかったことを証明する結果となってしまった。外務省の小冊子で、韓国側が「于山島は日本の言う松島（現在の竹島）である」とし、その根拠としてきた『東国文献備考』の分注が、後世の改竄であった事実を指摘した部分でも、内藤氏は「ここだけ異説を取り上げた外務省の意図がわからない」と、議論を忌避しているからである。

しかし韓国側にも、『東国文献備考』の分注を問題視する者が現れ、分注の原典では「于山島と鬱陵島は同じ島である」とあった事実を認める研究者が複数現れている。にもかかわらず内藤正中氏は依然としてそれを「異説」として排除し、韓国側では内藤正中氏の説に依拠して、竹島は韓国領と言い張っているのである。事実、2009年11月には、韓国の国会図書館が英語版の『The Dokdo/Takeshima Controversy』を刊行するが、これは内藤正中氏と「下條批判」を繰り返す朴炳涉氏の共著となる『竹島＝独島論争』（2007年刊）の日本語版が基になっている。

だがこの種のプロパガンダは、氷山の一角に過ぎない。それは「脆弱な日本の民主党政権、独島を政治的悪用の可能性」と題した、2010年12月24日のネット版『週刊朝鮮』が雄弁に物語っている。そこでは韓国の政府機関である『東北アジア歴史財団』の鄭在貞理事長に対するインタビューを行い、『東北アジア歴史財団』の一年間の成果として、8月10日の菅直人首相談話が発表される内幕に言及している。それによると『東北アジア歴史財団』では、それに先立ち日韓議員連盟の渡部恒三会長等をソウルの招き、その仲立ちとして松下政経塾及び松下政経塾出身の国会議員を利用したと、その裏話を披露している。

さらに日本の小学校の教科書に竹島問題が記載されることになると、『東北アジア歴史財団』は日韓両国の市民団体の連帯活動を支援し、韓国内60団体と日本の40余りのNGOを一つにまとめたという。現にそれは、日本の「子どもと教科書全国ネット21」と協力し、『竹島／独島問題の平和的な解決をめざして』と題する冊子の刊行（2010年10月）に繋がっている。そこでは「日本政府の一方的見解を押し付ける検定は重大な問題です」とする観点から、日本政府は「竹島問題を利用して感情的なナショナリズムを煽り、植えつけようとしているとしか思えません。こうした行為は、竹島／独島問題の解決を遠ざけ、日韓関係をいたずらに緊張させ、両国市民の交流、平和・友好と親善の発展に大きな障害をもたらし、ひいては、東アジアの平和な共同体への展望も閉ざしてしまうことになりかねません」とまで述べている。

この種の団体では、竹島問題に対する歴史研究を行なっているわけではなく、竹島問題を日本の侵略という歴史認識で捉え、日本批判をしているだけである。だが島根県竹島問題研究会では、すでに竹島の領有権を主張する韓国側の根拠は崩れており、竹島が不法占拠されている事実は明らかとなった。それがなぜ解決せず、韓国側に伝わらないのか。これは国家主権が侵され続けても、日本政府は外交摩擦を忌避して来たことと無関係ではない。本来、領土問題は国家の専管事項だから

である。

その中で、島根県としては「竹島の日」条例を制定し、国民世論の喚起に努めてきた。島根県の溝口善兵衛知事も2010年5月、上京して滝野欣弥官房副長官（当時）を首相官邸に訪ね、竹島問題を専管する組織を政府内に発足させるべく要請した。それは北方領土問題に関しては、内閣府に北方対策本部があるからである。だが考えてみなければならないことは、竹島問題のような国家主権に関わる領土問題は、地方自治体が政府に陳情して解決できる問題ではない。

領土問題が解決しないのは、これまで日本政府が竹島問題の解決に無関心であったことの必然の結果である。それは残念なことに、民主党政権になっても変わらない。それは『月刊朝鮮』の2009年10月号に寄稿した、鳩山総理（当時）の東北アジア担当顧問と称する尹星駿氏の「鳩山の登場は韓国にとって幸運」と題した一文が、象徴的に物語っている。その記事内容は2006年5月、鳩山由紀夫幹事長（当時）が訪韓した際、尹星駿氏が「当時、筆者は鳩山幹事長に独島問題に対する歴史的な事実関係を理解してもらう必要があると判断し、独島問題に精通した保坂祐二世宗大学教授を紹介した」ことを伝えるもので、それは効果があったようである。

その時、鳩山由紀夫幹事長は、「忙しい日程の中で、予定された時間をはるかに越え、保坂教授の独島に関連する説明を1時間半、傾聴した」としており、保坂氏には「良い勉強をしました」と感謝したという。これが2006年5月、鳩山由紀夫民主党幹事長（当時）と韓国の韓明淑国務総理との会談での発言に繋がり、今も韓国政府のサイトに記載されている。この保坂祐二氏は、島根大学名誉教授の内藤正中氏と同様、竹島は韓国領と主張しており、韓国側では影響力を持っている。

島根県の溝口善兵衛知事が上京し、竹島問題を専管する組織を政府内に発足させるべく要請した2010年5月は、その保坂氏の薫陶を受けた鳩山由紀夫氏が政権の座についていた。

改めて言うが、竹島問題が新たな局面を迎えたとは、この日本の現状を指している。

付記

今回、第二期島根県竹島問題研究会の「中間報告書」の作成に際し、福原委員の「第二次世界大戦後の島根県と竹島（「竹島/独島研究における第三の視覚」解題）」と題する報告を掲載するかどうかで議論された。福原委員は、「『争論』ではなく『創論』したい」とする抱負から、「『争論』ばかりを繰り返してきた60年足らずの領有権問題に対する日韓のアプローチこそ、省察されて然るべきではないか」といった考え方に立脚し、創論の必要性を提唱された。その観点に立ち、福原委員の旧稿では、日本側の竹島研究は「1960年代から70年代前半にかけて、多くの優れた研究が続出した」が、「現在においてもそれらの研究の枠組みを乗り越えていない研究状況」にあるとされた。

だが現実には、島根県竹島問題研究会の研究を通じ、竹島の領有権を主張する韓国側の論拠はすでに論破されている。その状況の中で、新たに「第三の視覚」を提唱することは竹島問題研究の本質から逸れ、誤解を招きやすい。

この福原委員の報告に対し、複数の委員から異議が出された。その収録については座長の私に判断が委ねられ、私は福原委員の報告を「中間報告書」に載せるべきであるとした。それは各委員の研究を尊重するということと、福原委員の報告を載せることで、竹島問題では何が問題となっているのか、その現状を知ってもらえるものと考えたからである。

目 次

中間報告にあたって

新たな局面を迎えた竹島問題（下條正男）	1
---------------------------	---

1. 研究会の開催状況	9
-------------------	---

2. 研究レポート

(1) 明治期における竹島問題

・明治10年太政官指令 - 竹島外一島之儀ハ本邦関係無之 - をめぐる諸問題（杉原隆）	11
・1898(明治31)年韓国船遭難事件についての一考察（山崎佳子）	19

(2) 戦後における竹島問題

・竹島の領有権をめぐる戦後の動向について（中野徹也）	29
・第二次世界大戦後の島根県と竹島（福原裕二）	48
（「竹島/独島研究における第三の視角」解題）	
・付記 「本報告書115～118頁掲載の『意見』に対して」（福原裕二）	69
・日韓会談の開始と竹島問題（藤井賢二）	71
・島根県の漁業者と日韓漁業紛争（藤井賢二）	84

(3) 学校における竹島教育

・島根県内の小・中学校における「竹島に関する学習」の実施状況（曾田和彦）	98
--	----

3. その他

・意見 「戦後（昭和期）における島根県の竹島問題への取り組み等」について（升田優） ...	115
・資料 戦後（昭和期）における島根県の竹島問題への取り組み等について（事務局）	119

竹島問題研究会（第2期）設置要綱	136
------------------------	-----

1. 研究会の開催状況

(1) 研究会の開催日は次のとおりである。

- ・ 第1回研究会 / 平成21年10月19日
- ・ 第2回研究会 / 平成22年1月25日
- ・ 第3回研究会 / 平成21年4月29日
- ・ 第4回研究会 / 平成21年8月23日
- ・ 第5回研究会 / 平成22年10月24日

(2) 各研究会の状況は、次のとおりである。

▽第1回研究会 / 平成21年10月19日 / 10:00～15:00

開会に先立ち、各委員に総務部長から委嘱状を交付

- 1) 総務部長あいさつ
- 2) 委員自己紹介
- 3) 竹島問題研究会（第2期）趣旨説明
- 4) 座長選出 … 下條正男氏（拓殖大学教授）を選出
- 5) 副座長選出 … 杉原隆氏（島根県竹島問題研究顧問）を選出
- 6) 会議の運営について

○座長から「竹島問題に関する基本的姿勢」が提出され、これを基に意見交換が行われた。協議の結果、次のとおり意見が集約された。

- ・ 研究テーマは、戦後の竹島問題の研究がメインとなるが、具体的なテーマについてはさらに検討し、次回まとめる。
- ・ 研究会最終報告書や島根県の見解に対する批判に対して研究し、反論していく。
- ・ 研究成果の公表については、逐次県のホームページで公表する。英語、ハングルでの情報発信を検討し、新しい啓発パンフレットの作成も検討する。
- ・ 今後のスケジュールについては、3ヶ月に1回程度開催し、2年間の活動とする。

▽第2回研究会 / 平成22年1月25日 / 10:00～15:00

1) 調査・研究活動の状況について

○各委員から資料が提出され、意見交換が行われた。

- ・ 鳥取県在住の蒐集家所蔵「磯竹島、松島図」について
- ・ 鬱陵島及び竹島関連の地図の検討「嶺南大学校所蔵地図コレクションより」
- ・ 関東在住の古地図等蒐集家所蔵地図等について
- ・ 韓国啓明大学でのシンポジウムの状況等について
- ・ 「竹島外一島之儀本邦関係無之」について再考 - 明治14年大屋兼助外一名の「松島開拓願い」を中心に -
- ・ 李承晩ラインをめぐる諸問題（漁業問題と竹島問題、日韓会談の開始と竹島問題、李承晩ラインの解体）

▽第3回研究会 / 平成22年4月29日 / 14:00～17:00

1) 委員の交代等について

退任 板倉富士夫委員（前島根県教育庁義務教育課指導主事）

就任 曾田和彦委員（島根県教育庁義務教育課指導主事）

山岡尚委員（島根県環境生活部廃棄物対策課長）

2) 調査・研究活動の状況について

○各委員から資料が提出され、意見交換が行われた。

- ・竹島問題の韓国の動向
- ・竹島学習副教材DVDによる学習の現状について
- ・地図、絵図について最近の研究より
- ・韓国嶺南大学校独島研究所「『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』に対する批判」への反論
- ・竹島問題における韓国の“論理”の検討

▽第4回研究会 / 平成22年8月23日 / 13:00～16:00

1) 調査・研究活動の状況について

○各委員から資料が提出され、意見交換が行われた。

- ・竹島問題の韓国の動向
- ・平成21年度竹島に関する学習の実施状況について
- ・最近の調査報告
- ・1905年竹島編入直前のロシア側資料についての一考察
- ・竹島の領有権をめぐる戦後の動向－国際法の観点から－
- ・韓国嶺南大学校独島研究所「『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』に対する批判」へのコメント

2) 中間報告の取りまとめについて

○事務局から中間報告書の構成及びスケジュール等の案が提出され、意見交換が行われた。

- ・これまでの研究会（第5回研究会を含む）で議論となった項目については、できるだけ中間報告に取り上げる方向で考える。
- ・10月開催予定の第5回研究会で中間報告の取りまとめを行い、平成22年12月中に作成する方向で意見が集約された。

▽第5回研究会 / 平成22年10月24日 / 14:00～17:00

1) 調査・研究活動の状況について

○各委員から資料が提出され、意見交換が行われた。

- ・米軍政期韓国の独島／竹島認識
- ・竹島／独島研究における第三の視角

2) 中間報告の取りまとめについて

○事務局から中間報告書の構成や盛り込む内容の案が示され、意見交換が行われた。

- ・中間報告書の構成、盛り込む内容等について取りまとめられた。
- ・県への提出は、中間報告書ができ次第行うこととなった。

2. 研究レポート

(1) 明治期における竹島問題

明治10年太政官指令 - 竹島外一島之儀ハ本邦関係無之 - をめぐる諸問題

杉 原 隆

はじめに

天明7（1787）年フランス海軍の船が鬱陵島の近くを航行し、最初に島を望見した人物の名前をとって鬱陵島を「ダジュレー島」と命名して去った。続いて寛政元（1789）年イギリス船アルゴノート号も鬱陵島を発見し船名をとって「アルゴノート島」と命名した。同じ一つの島、鬱陵島であったが、両国が測定した緯度、経度に相違があったために、ヨーロッパの海図には朝鮮に近い西側にアルゴノート島、東側にダジュレー島と二つの別の島として描かれるようになった。この日本海の二つの島に新しい反応をしたのがドイツ人医師シーボルトで、長崎に来日し文政12（1829）年帰国すると日本文化を紹介する大著『日本』を書き、附図「日本図」も載せた。この図は日本から持ち帰った日本絵図の鬱陵島を竹島、現在の竹島を松島とする図をもとに安易にアルゴノート島を竹島、ダジュレー島を松島に重ねてしまった。このことから幕末から明治初期にかけて鬱陵島を竹島としたり、松島としたりする絵図、文献が登場する混乱が生じた。そのもっとも重大なものは、明治9年の島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」、翌年内務省が太政官指令として島根県に回答した「竹島外一島之儀ハ本邦関係無之」の「竹島外一島」は江戸時代の竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）のことか、竹島とか松島と呼ばれる鬱陵島を意味するかの問題である。これに関するいくつかの問題点を以下にまとめてみたい。

①「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺い」について

明治政府は明治4（1871）年廃藩置県を断行した。そして地租改正等のため、各県に不明な土地の地籍を確認する作業を開始した。島根県へは内務省の地理寮の田尻賢信、杉山栄蔵の名で明治9年10月5日付けで「隠岐国某方ニ当テ従来竹島ト相唱候孤島有之哉ニ相聞」と竹島の地籍を質問してきた。文章の中には具体的に「旧鳥取藩商船往復シ線路モ有之趣」、「旧記古図等御取調本省へ御伺相成度」のような指示もあった。島根県は明治9年4月、浜田県と合体し、同年8月当時隠岐も管轄していた鳥取県とも合併した。

島根県の地籍編製係は指示に従い、鳥取藩の古地図をもとに「磯竹島略図」という竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）と隠岐を結ぶ航路を記した地図や大谷家、村川家文書等の古文書から竹島渡海の歴史や島の産物等を粗描する文章を作成した。なにぶんにも鳥取県と合併して約1ヶ月後のことで、鳥取藩の歴史も十分理解されておらず、「磯竹島略図」は米子の大谷家所持の古地図を利用したとするが、実際は鳥取の小谷家の「小谷伊兵衛殿ニ所持被成候絵図」であったり、大屋甚吉の竹島漂着は元和3（1617）年のことだが永禄年中すなわち1558年から1569年の間のこととしたり、柳川事件を柳沢氏の変とする等誤記は数多く発見出来る。また担当の係が作成した資料は県の上層部において責任をもって校閲すべきであったが、県令や参事には予備知識がなかったと思われる。その

理由は後述する。

さて、島根県の回答は、恐らく島根県令佐藤信寛や参事境二郎等の合議で決定したであろうが、竹島の地籍は「山陰一帯ノ西部ニ貫付スヘキ哉ニ相見候」、「本県国図ニ記載シ地籍ニ編入スル等之儀ハ如何」との内容を伺いの形で提出した。佐藤信寛は長州の出身で岸信介、佐藤栄作氏の曾祖父にあたる人物で、明治9年4月島根県令になる前は浜田県令であった。参事の境二郎も松下村塾で吉田松陰に学んだ長州人で、明治5（1872）年から島根県の官吏となっていた。

②太政官指令「竹島外一島之儀ハ本邦関係無之」について

明治10年4月9日島根県から提出されていた地籍の伺いに太政官が「竹島外一島之儀ハ本邦関係無之ト可相心得事」の指令を決定したと内務卿から島根県に回答が届いた。この「竹島外一島」を竹島と松島と解釈するか、竹島とか松島と呼ばれる島とするかの論争が続いている。この問題の解決に重要な意味を持つのが内務省の書記官西村捨三が明治10年3月29日太政官指令が決定する直前の3月17日に太政官のトップ右大臣岩倉具視に提出した検討材料のための文書と考えられる一号から四号の4種類の文書である。

この参考資料は太政官指令の決定時に重要な意味を持ったことは疑う余地がない。その参考資料は『公文録』、『太政類典』に載っているが、四つの原典からの抜粋文で第一号、第二号は『竹嶋紀事』、第三号、第四号は『竹嶋紀事』、『磯竹島事略』両方に載るものである。この四つの資料の分析から「竹島外一島」の意味を考えてみたい。

以下に利用する資料は『公文録』より翻刻したものによるが、『竹嶋紀事』、『磯竹島事略』は〔第一期〕竹島問題研究会の内田文恵委員が全文を解説され、『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書（資料編）』に収められているので、その掲載の位置を最終報告書（資料編）のページで示しておく。

1、第一号について（資料編159、160ページ）

第一号は『竹嶋紀事』の前半部分からの抜粋文である。

『竹嶋紀事』は対馬藩で元禄竹島一件における元禄6年から元禄12年までの自藩の関係史料を5巻にまとめたものであり、序文を松浦儀右衛門、編集を越常右衛門、文を大浦陸右衛門が担当し享保11年に編纂した。なお対馬藩藩儒の雨森芳洲もこの書の訂補に加わったという（『竹嶋紀事』一卷「編集之凡例」）。

第一号の内容は元禄6年の安龍福事件以来、朝鮮人の竹島（鬱陵島）渡島禁止等を求める対馬藩と朝鮮国の交渉の難航を報告に江戸に来ていた対馬藩3代目の藩主だった宗義真（そうよしさだ・戒名天龍院、当時幼少の5代藩主義方（よしみち）の後見者として刑部大輔の職名を名乗っていた）が、元禄9年1月28日江戸城に帰藩の挨拶に参上すると、4人の老中が列席する白書院で「竹嶋之儀ニ付御覚書」なる書1通が渡され、代表して戸田山城守が語った事項についてである。まず山城守は米子の町人等が長らく渡島していた竹島へ朝鮮人もやって来るようになって日本人と「入り交る」ようになっていることは良くないので日本人の竹島渡島を禁止することにするとし、その理由を列挙した。竹島に近い対馬藩の右京大夫（4代対馬藩主宗義倫（よしつぐ）、元禄7年没）、米子の町人と共に渡島する漁師のいる隠岐を預かっている出羽守（松江藩主松平出羽守、実際には元禄元年からは石見銀山代官が隠岐は直轄支配していた）に問い合わせても竹島の具体的なことは知らないというし、松平伯耆守（鳥取藩主池田綱清）も竹島は因幡、伯耆に所属する島ではないと言っている。この島は米子の町人が松平新太郎（鳥取藩主池田光政）を介し幕府に渡海願いを提出したので、当

時の4人の老中が連署した許可書を与え毎年の竹島渡海が始まった。渡海開始の時期は台徳院（徳川秀忠）様時代だったが、具体的な年はわからない。竹島には日本人は居住していないし島は朝鮮国に近い。島の名を朝鮮国は鬱陵島だといひ対馬藩主が竹島以外の呼称を拒否しても従おうとしない。この鮑取り以外無益の島のことで朝鮮との年来の通交を絶えさせたり、幕府の御威光や武威をもって従わせるのは筋違いのことである。もともと我が国が自国領としたものを返すということでもないのので向後米子の町人の渡海を差し止める。書き付けの趣旨を朝鮮側に示し、解決して欲しい等の内容である。

この第一号の記すことの具体的な鳥取藩への質問、その回答、松江藩の回答等は後述する『磯竹島事略』や大谷、村川家文書に記載されている。また江戸城の席上、宗義真が承ったことは定期的に年末に朝鮮から対馬へやって来る渡海訳官に口頭で伝えたい、それまでに渡海禁止のことが朝鮮側に漏れると困るので渡海を続けている鳥取藩へは伝達しないで欲しいと申し入れた（『磯竹島事略』より）。しかし老中戸田山城守は翌1月29日、自宅に鳥取藩の江戸屋敷の者を呼び、書状で今後の竹島渡海禁止を伝えた。鳥取藩も70年余前に受け取っていた渡海許可書を本国より取り寄せ、幕府へ返上している（『磯竹島事略』より）。

2、第二号について（資料編184ページ）

第二号は元禄9年10月16日、朝鮮から対馬へ来たト同知、宋判事という役人に宗義真（天龍院公）が日本人の竹島渡海禁止を幕府に代わって伝えた内容である。江戸城では自ら口頭で伝達させて欲しいと希望したにもかかわらず、「従公儀者御口上二而被仰渡候間」と幕府からの指示だと口頭にこだわったが、両訳官が文章になったものを持ち帰りたいと強く望んだため、同じ内容を日本の漢字とカナで口語風に記した口上書と形式を踏んだ漢字だけの真文にして手渡した。第二号はその真文である。なお同時にこの年安龍福等11人が訴訟に来たと隠岐や鳥取藩に現れたことへの抗議と厳罰を求める別の口上書、真文も渡している。

第二号には、先太守すなわち宗義倫が多田与左衛門を二度朝鮮へ派遣し、「日本之竹島」、「鬱陵島ハ朝鮮国之内」と意見が対立する所属問題を中心に竹島のことを話し会ってきたが、宗義倫の急死によって日本の使節団も朝鮮から引き上げざるを得なかった。いろいろ考察してみると、竹島の地勢は朝鮮に近く日本からは遠い。両国の民がこのまま入り交り続ければ密貿易等の弊害が起こる可能性が大である。庶民が引き起こした些細な出来事が大問題になったことは古今東西の歴史に数々見られる。両国の百年におよぶ友好のきずながわずか一つの島のことで覆ってはならない。そこで日本では今後竹島に漁労に行くことを認めないことを命じた。心をこめてこの書を書き、訳官に託すので趣旨を理解し受け取って欲しい等が書かれている。ただ普通の真文には必ずある誰れから誰れへの奉書であるかが記されていない。なお、竹島（鬱陵島）については「不許人往漁採」とこの島での日本人の漁業は禁止しているが、島の領有権には触れていない。

3、第三号について（資料編22、213、214ページ）

この第三号は『竹嶋紀事』『磯竹島事略』両方からの抜書である。『磯竹島事略』は全二巻からなり竹島渡海禁止前後のことを年次にそってまとめたもので、筆致から幕府による編纂と推定されるが凡例、奥書がないため、誰れが何時編纂したか定かではない。

第三号の内容は、対馬から訳官が持ち帰った真文に対して朝鮮国礼曹参議の職にある李善博が返礼として刑部大輔すなわち宗義真に宛てた奉書である。この奉書については、朝鮮側から返書が送られないので、対馬藩が請求して得たこともわかっており、奉書には戊寅年（元禄11、1698）年3月とあり、対馬では刑部大輔が4月5日付けで書いた平田直右衛門宛て書状で朝鮮国からの奉書が届

いたことがわかる。内容は『磯竹島事略』の抜書に続いて「從朝鮮国来候書簡之和文」がありわかりやすいが、訳官が帰国し対馬藩での口上の内容は明確に理解したこと、鬱陵島が朝鮮の島であることは古来の地図や書籍の記載からもわかるし、地理的にも日本より朝鮮国に近い。竹島と鬱陵島は一島二名の同じ島のことである。その竹島に日本人の渡海禁止を命じられたことは両国の友好を維持するうえでも、大変な慶事である。今後役人に巡回させる等して問題の起こらないよう努めたい。昨年貴国へ漂流した者があったそうであるが、おおかた風雨のため海辺で生活する者達の遭難だったと考える。もし書状を差し出したとすれば誠に妄作（思慮なく偽書を作った）の罪があるので、すでに牢獄につないで見せしめとした。お互い誠信を旨として国境は大切に守りたいといった内容である。本文の渡海禁止の決定を「良幸、良幸」と称賛する部分は印象的である。

4、第四号について（資料編24、25、220、221、222ページ 第四号は『竹嶋紀事』、『磯竹島事略』共に記載がある）

元禄12年正月に宗義真が朝鮮国礼曹に第三号の朝鮮国からの書簡に対しての返簡として送った書状の内容と『竹嶋紀事』の方の資料には対馬藩から朝鮮へ渡って返簡を手渡す時に述べた「口上之覚」も入っている。宗義真から礼曹への返簡には両国の努力で竹島に関する問題が残らず相済み、両国の今後永い交誼を通ずる体制が出来た事は「至幸、至幸」としている。口上書には貴国がこの島を長らく放置していたことから発生した問題だったとしながらも「竹島は紛れなく貴国の鬱陵島である」と述べている。この宗義真からの竹島問題の終結を宣言する書状は、対馬藩の阿比留惣兵衛が朝鮮へ渡り倭館で3月21日手渡しており、日本では対馬藩江戸家老大浦忠左衛門が老中阿部豊後守に10月19日に報告している。

明治10年太政官指令が島根県に伝達される1ヶ月前に、内務省が太政官に提出した資料は、4人の老中全員が列席し、対馬藩宗義真に日本人の竹島渡海禁止の決定を伝え朝鮮国への通知を指示した場面（第一号）、同年末来島した朝鮮の訳官に宗義真が相手の要求により文章にして伝えた内容（第二号）、受け取った朝鮮国礼曹から宗義真への返書（第三号）、そして宗義真からの竹島に関する交渉の終結と今後の引き続きの交誼を求める書状（第四号）であった。総合すると元禄12年には日本人の竹島渡海禁止が完璧な手続きを終えたことが具体的にわかる。この資料には当時の竹島すなわち鬱陵島についてのみ記述されており、当時の松島すなわち現在の竹島にふれた箇所はどこにもない。

太政官が判断材料として内務省から受け取った資料が上述のとおりであるとすると、内務省から太政官への伺いや太政官の指令で「竹島外一島」という表題を用いているもののそれは稟議書によく見られるように元々の島根県の伺いにあった表題をそのまま案件名として利用しただけで、太政官は、鬱陵島が日本と関係ないと指令を出した可能性が濃厚である。また、後述するように当時「竹島、松島則鬱陵島」との認識が行われていたので、「竹島外一島」の外一島が松島であるとしても、その松島は江戸時代の松島（現在の竹島）ではなく鬱陵島であり、太政官は鬱陵島を日本に關係ないと指令したものと考えの方が説得力がある。そのことは右大臣岩倉具視や参議寺島宗則、大林喬任等が島根県への指令案文に捺印した稟議書に「元禄五年朝鮮人入嶋以来、旧政府該国ト往復之末遂ニ本邦關係無之相聞候段申立候上ハ、伺之趣御聞置、左之通御指令相成可然哉、此段相伺候也」と鬱陵島の事であることを明白にし、次に「御指令按」として「書面（稟議書には朱書で伺之趣ともされているが、島根県への指令は書面の方で書かれている）竹島外一島之義ハ本邦關係無之義ト相心得事」としていることでもわかる。

③明治14年「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」について

外務省外交史料館に『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付伺 自明治十四年七月至明治十六年四月』なる資料があるが、その中に明治14年石見国那賀郡浅井村（現在の浜田市浅井町）士族大屋兼助外1名が松島開墾願を提出したとして、島根県からその扱いの伺いが内務卿山田顕義、農商務卿西郷従道に提出された。提出者は明治11年から島根県令に昇格していた境二郎である。文面にみられるいきさつについては、東京の大倉喜八郎設立の大倉組社員片山常雄が木材伐採のために明治10年8月海軍省第一廻漕丸で浜田経由で松島に向かった折、浜田から大屋兼助が同行し、松島が「古木稠茂（ちようも）シ」、「平坦ノ地アリ地味膏腴（こうゆ）水利モ亦便」、「移住開墾適当ノ地」であることを確認し開墾願いを提出したとしている。大屋兼助については、『浜田県歴史付録官員履歴』に文政10（1827）年生まれで、明治8（1875）年8月3日浜田県十五等出仕雇となり、庶務課・度量衡検査掛となったとあり、また浜田県の『自明治四年至明治九年県治要領』には、明治8年美濃郡飯浦に漂着した15名の朝鮮人を対馬まで同行して送還したとある。浅井村士族については『明治九年浅井村取調帳』が浅井村の人口を「男子、士族十五名、平民四百九名」、「女子、士族九名、平民三百九十二名」と記録している。明治14年「松島開墾願」を提出した時の大屋兼助の身分、職業等は目下不明である。

大屋兼助を松島へ連れて行った大倉組とは、東京で土木事業や海運業等の事業を展開していた大倉喜八郎設立の会社で、後に帝国ホテルや鹿鳴館の建設や日清、日露戦争での物資の戦場への輸送等で一時三井、三菱をしのぐ活動をするようになる。大倉組の松島での伐木事業は明治10年頃ロシア公使をしていた榎本武揚がウラジオストックに行く途中で松島の巨木の群生を望見し、勧めたからであったという。大倉組社員の片山常雄や大屋兼助が乗船した海軍省第一廻漕丸も榎本武揚の幹旋によるものであった。

さて、この大屋兼助外一名の「松島開墾願」を明治政府に提出したのは、島根県令境二郎であった。明治9年明治政府の竹島の地籍の問い合わせに「日本海内竹島外一島地籍編纂伺」を参事という役職の時、提出した人物と同一人物である。その境二郎が「松島開墾願」の文面の中で自分の疑問を吐露している。「該島ノ義ハ過ル明治九年地籍取調ノ際本県地籍編入ノ義内務省へ相伺候処、同十年四月九日付書面竹島外一島ノ義は本邦関係無之義ト可相心得旨御指令相成然ルニ前述当度大倉組渡航伐木候場合ニ就キ推考候得は、十年四月御指令後或ハ御詮議相変リ本邦版図内ト被定候儀ニ可有之歟」がそれである。大意は、該島つまり今回開墾願の出た松島については、明治9年に地籍の問い合わせがあったので、私が島根県等の地籍とされたいかがですかと伺い出たところ、明治10年4月9日付け書面で日本と無関係であると心得よと指令がありました。しかし現在大倉組が渡航して伐木しているところをみると、その後判断が変更になり日本領になったのですかというものである。重大なのは明治9年「竹島外一島」の用語を用いて地籍編纂方向を提出した境二郎がその島を「松島」としていること、この松島は伐木が出来、農地として開墾が可能な島で、決して不毛で樹木もない現在の竹島のことではなかったということである。

さて、明治14年11月14日付の島根県令境二郎からの「松島開墾願」が内務省に届くと内務権大書記官西村捨三は外務省に同年11月29日付で「今般島根県ヨリ別紙乙号之通申出次第ニヨレハ大倉組社員ノ者航到伐木候趣ニ相聞候就テハ該島之義ニ付近頃朝鮮国ト何歟談判約束等ニ相涉リタル義ニテモ有之候哉」と照会し、この時明治10年3月内務省から右大臣に提出した前述の四号からなる参考文献も添付した。受け取った外務省では同年12月1日付で外務権大書記官光妙寺三郎が「朝鮮国蔚陵島即竹島松島之儀ニ付」なる用語を用いて特別の変更等のないことを回答している。

この島根県からの「松島開墾願」には当然内務省から回答があったはずであるが、島根県の明治期の行政文書から長らく発見出来ずにいた。内務省関係の歴史上の文献を保存している東京の国立公文書館に照会しても残っていないという回答があった。ところが平成21年10月私は『県治要領』すなわち県の政治のあらましを日誌風に月日を追って書き綴った行政文書の明治15年1月31日のところに関係する記述があることに気がついた。すなわち「三十一日 去年十一月十二日付ヲ以日本海内松島開墾ノ義ヲ内務農商務ノ両卿ニ稟議シ至是内務卿ヨリ其指令ヲ得ル 如左 書面松島ノ義ハ最前指令ノ通本邦関係無之義ト可相心得依テ開墾願ノ義ハ許可スヘキ筋ニ無之候事但本件ハ兩名宛ニ不及候事」である。最前指令とは当然明治10年の「竹島外一島之義本邦関係無之義ト可相心得事」の太政官指令のことだから、松島開墾願に最前指令の通りとしたことは竹島外一島と松島は同じことを意味し開墾出来る松島は鬱陵島でなければならないことになる。この明治14年の大屋兼助外一名の「松島開墾願」は明治9年の島根県が提出した伺いの「竹島外一島」なる用語は開墾出来る松島すなわち鬱陵島のことであったこと、明治10年の太政官指令も同様であったことを明確にしたことで貴重な文書である。

④境二郎と松下村塾

島根県の参事という役職にあった明治9年内務省係官からの竹島の地籍の問い合わせを契機として「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」なる伺いを提出し、島根県令に昇格していた明治14年には那賀郡浅井村土族大屋兼助外一名の「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」を取りついで内務、農商務両卿に提出したのはすでに述べたように境二郎である。彼は長州萩の生まれで松下村塾で吉田松陰に学んだ。吉田松陰や親交のあった桂小五郎（木戸孝允）等がいわゆる開拓論を展開したことは有名である。松下村塾や彼を取り巻く人々によって境二郎が竹島、松島にどういう認識をもっていた可能性があるかを考えてみたい。

境二郎は天保7（1836）年萩藩士の斎藤家に生まれ、斎藤栄蔵と名乗っていたが、後に境家の養子となり境二郎と改名した。当初藩校明倫館の兵学教室で吉田松陰に学び、その後松陰を慕って天保13（1842）年から長州藩萩城東郊外の松本村に開塾していた松下村塾に入った。『吉田松陰全集』に収録されている「吉日録」には「館中の諸生近日多くは怠惰なり。就中勉強する者二人を得たり。一は正亮なり。一は斎藤栄蔵なり。」と中谷正亮と斎藤栄蔵を勉強に熱心な人物と松陰は特筆している。また「丙辰幽室文稿」には、「斎藤生の文を評す」と斎藤栄蔵の加藤清正論を長文で松陰が批評している一文が載っている。さらに「丁巳幽室文稿」には「さきごろ士彦と古文典刑を読み」と通称で士彦と呼ばれていた斎藤栄蔵と二人で頼山陽の「古文典刑」を読んだことを記している。安政5（1858）年7月10日付けの松陰から江戸にいる桂小五郎、赤川淡水、久坂玄端宛の書簡には「この度は誠に取急ぎ（中略）、高杉晋作二十日出足の筈に御座候。萬端仰せ合され御周旋下さるべく候。同道は山縣半蔵に斎藤栄蔵、嘆ずべし、嘆ずべし。」と遊学する高杉晋作や斎藤栄蔵の面倒をみることを依頼している。吉田松陰は安政5年12月にいわゆる安政の大獄で逮捕、翌年処刑されることになるが、この年松陰は29歳、桂小五郎は26歳、斎藤栄蔵23歳、高杉晋作20歳であった。

「幕末海防論と「境界」意識」と題する論文を書かれた鳥取大学の岸本覚氏によると、松下村塾での竹島開拓論の開始は、安政5年2月の吉田松陰から桂小五郎への書簡での提案であるという。ここでは竹島開墾は天下無事ならば幕府の利益になるし、海外との事変があったり、朝鮮や満州への進出の時は日本の拠点になるからとしている。また安政元（1854）年の日米和親条約による下田、箱館の開港やロシアとの国境画定問題等からの国防論にも関連があるという。この松陰の提案には、

桂小五郎、村田蔵六（大村益次郎）、久坂玄端、福原清助、井上聞多（馨）等が同調した。なお注目すべきは松陰が最近まで米子の町人大谷、村川氏等が竹島へ70年余りの間渡島して生じたいわゆる元禄竹島一件について知らなかったと語っていることである。松陰が知らなかったことは塾生にも教えていないわけで、境二郎（斎藤栄蔵）が明治9年「日本海内地籍編纂伺」提出の際の大谷、村川氏の竹島渡海に関する添付資料に誤りの多くあるのを見過ごしたのはこの件に関する知識に乏しかったから生じた可能性もある。松陰の竹島そのものの認識は安政5年7月11日付けの桂小五郎宛書状に「竹島・大坂島・松島合わせて世に是れを竹島と云ひ、二十五里に流れ居り候。竹島計り十八里之あり、三島とも人家之れなく候。大坂島に大神宮の小祀之れあり、出雲地より海路百二十里計り。産物蛇魚類、良材多く之れあり、開墾致し候上は良田美地も出来申すべし。此の島蝦夷の例を以て開墾仰せ付けられれば、下より願ひ出で航海仕り候もの之れあるべく候。」としている。元禄時代の竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）の間の距離は一般に四十里とされるから、二十五里のここという竹島はアルゴノート島の竹島、松島はダジュレー島の松島と思われる。松陰が「万国地図」すなわち世界地図から竹島を確認していると度々語るが、この頃各国で制作されていた、1840年以降のシーボルトの「日本図」系の地図を見ていた可能性がある。大坂島は岸本寛氏は大坂浦のことと考えられているが、大坂浦に近い島の意味で竹嶼（鬱陵島近くの小島）を意味するかもしれない。竹島も松島も大坂島も「開墾致し候上は良田美地も出来申すべし。」だから松島が岩礁の島の現在の竹島を意味していることはない。松陰が処刑された翌年の万延元（1860）年7月2日に桂小五郎と村田蔵六が連名で幕府に提出した「竹島開拓建言書草案」は松下村塾の竹島開拓論の集大成といつてよい。

そこにはまず開拓の必要について、竹島は長門国萩より東北の海上約50里にあつて朝鮮国から竹島までも約50里なのでほぼ等間隔にあること、最近外国船が竹島周辺に出現するようになってきており植民でもして国防を考える必要があること、北前船が下関へ往復する時暴風暴波の折には竹島に碇泊して天気の回復を待っていること、すでに島には日本人が建てた人家が5、6軒あると聞いていること、かつて朝鮮国へお渡しになったという風聞もあるが朝鮮人の渡海は皆無であること、世界地図を見ると日本と同じ色に着色され島名も「タケエイ・ラド」と記され日本の属島と認識されていることは明白であること、万一この島が外国の手に落ち植民でもされた時は日本や直近にある長州にとって多大の禍になることは必至であること等をあげている。この「竹島開拓建言書」は幕府の閣老久世広周（くぜひろちか）に提出されたが、藩主からの建白書ではないとして却下されている。明治9年明治政府による竹島の地籍の問い合わせに島根県参事の境二郎は「山陰一帯ノ西部ニ貫付スヘキ哉ニ相見候」としたが、この時境二郎は松下村塾塾生斎藤栄蔵にかえり恩師吉田松陰、先輩桂小五郎の願望の実現を期待していたのかもしれない。

（主な参考文献）

- ・島根県行政文書『地籍』『県治要領』（明治14～15年）、島根県竹島資料室所蔵
- ・竹島関係資料集第一集『近世地方文書』、島根県総務課、2010年
- ・『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』、島根県、2007年
- ・『島根県歴史人物辞典』、山陰中央新報社、1997年
- ・田村清三郎『明治初年の県政』、今井書店、1966年
- ・岸本寛「幕末海防論と「境界」意識」『江戸の思想第9号』、ペリカン社、1998年
- ・杉原隆「浅井村士族大屋兼助外一名の「松島開拓願」について」『郷土石見 第83号』、石見

郷土研究懇話会、2010年

- ・木京陸人「明治十六年『蔚陵島一件』」山口県地方史研究88号、2002年
- ・『公文録』、国立公文書館所蔵
- ・外務省記録『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付伺 自明治十四年七月至明治十六年四月』、外務省外交史料館所蔵
- ・『吉田松陰全集』、大和書房、1972年

1898（明治31）年韓国船遭難事件についての一考察

山崎佳子

はじめに

明治31（1898）年4月、釜山から鬱陵島へ向かっていた韓国船が日本海で遭難し、漂流していた韓国人46人が通りかかったロシア船に救助され、翌5月、長崎を経由して釜山に送還されるという事件が起こった。遭難地点は、外務省記録によれば「韓国松島沖」、とされている。これを基に、「報告の記述に従えば竹島/独島のことを指しているのが明らかである」とし、さらに「したがってこのときまでも松島（竹島/独島）は日本の版図外であった¹。」という主張が行われる。しかし、19世紀末の明治政府が「松島」を主に鬱陵島の呼称として公的に使用していたことを鑑みると、遭難地点の「松島」を竹島/独島と断定することには疑問がある。そこで、本稿ではこれまであまり研究の対象とならなかったロシアの資料を含め、この明治期の「松島」をどの島に比定するかという点と、当時の関係各国の「松島」認識、それに付随する竹島問題に関わるいくつかの点について、資料に基づいて検討・考察したい。

（1）韓国船遭難事件発生地点は「韓国松島」「日本맛주시마(マツシマ)」

本件に関し、池内敏は外務省外交史料館に残された漂流民救助についての日本外務省史料²を紹介し、遭難現場である「韓国松島」について、「釜山ヨリ平海鬱陵島へ航行ノ途 風波ノ為メ韓国松島沖ニ漂流中」と、「平海鬱陵島」と「韓国松島」の二島が存在するかのように表記されていたためであろうか、現竹島であると断定した³。また、朴炳涉（半月城）も「ここで「韓国松島沖」の位置ですが、釜山と鬱陵島とを結ぶ航路において遭難しそうな「松島沖」は、現在の竹島＝独島以外には考えられません。（中略）したがって外務省の公文書に書かれた「韓国松島」は現在の竹島＝独島をさすとして差しつかえありません。池内教授もそのような見方でした。」と池内を支持している⁴。さらに内藤正中もこの「韓国松島」を現竹島とし、明治政府が竹島を韓国領と認識していた証拠だとした⁵。

これに対し、船杉力修は、『旧韓国外交文書』に収録された本件遭難事件に関する韓露間の外交文書⁶を紹介し、「露韓両国の外交文書で記された「マツシマ」は現在の竹島ではなく、鬱陵島のことだった」と反論した⁷。

このように、「松島/マツシマ」という名称の島の沖で救助されたことは一致しているが、その島を鬱陵島と現竹島のどちらに比定するかが問題である。ここで明治期の「松島」を語るうえで注意を払うべき点は、鬱陵島と現竹島に関する島名の変遷の歴史と実際の地理的認識である。慶応3（1867）年製の勝海舟『大日本国沿海略図』にみられるように、西洋地図を参照し始めた日本人は、誤記載された本来存在しないアルゴノート島を「竹島」、江戸時代に竹島と呼んでいた鬱陵島を「松島」、松島と呼んでいた現竹島を「りゃんこ島」などとそれぞれ呼び始めた。この島名の混乱がしば

¹ 池内敏「近世日本の西北境界」『史林』90巻1号、2007年、146頁

² 外務省『困難船及漂流民救助雑件』韓国之部 第八巻

³ 池内 前掲論文（注1）、146頁

⁴ 朴炳涉「「韓国松島沖」での漂流救助」、半月城通信 No. 128、2007年8月

⁵ 2007年11月、東京大学東洋文化研究所主催のシンポジウムでの見解

⁶ 高麗大学校亜細亜問題研究所『旧韓国外交文書』17巻ロシア編、1969年

⁷ 船杉力修「「旧韓国外交文書」にみる松島」Web 竹島問題研究所 2007年9月28日

らく続く様子は、外務省の北澤正誠『竹島考証』と『竹島版図所属考』（明治14年）に収録された文書等に見てとれるが、北澤はその中で明治13（1880）年の天城艦による測量結果⁸を踏まえ、当時開墾論議の対象となっていた「松島」を鬱陵島と結論づけた。

このように、「松島」の呼称は江戸期の現竹島という認識から徐々に変化して1898年当時の日本では主に鬱陵島を指しており、明治以降の史料に見る「松島」を論ずる場合には、当然そうした歴史的経緯に十分留意したうえで判断せねばならない。

では、一方の韓国側の史料のロシア語文書には実際どう書かれているのかを、次に検討する。

（2）韓国人が救助されたのは、ダジェレー＝鬱陵島

『旧韓国外交文書』は、ソウル国立大学奎章閣に保管されている大韓帝国時代の外交文書の綴りを、1965年から1973年にかけて韓国・高麗大学校亜細亜問題研究所の旧韓国外交文書編纂委員会が編さんし、高麗大学校出版部が刊行したものである。全22巻のうち第17・18巻が俄案、つまりロシアとの外交書簡集となっており、第17巻に1882年5月から1898年12月の記録が収録され、本遭難事件についての一連の外交書簡が含まれている。

まず、「1031. ロシア商船、鬱陵島近方で韓国人46名の救助事実通告」（以下“1031号文書”等とする。この番号と表題は原文書の番号ではなく、編者である高麗大学校亜細亜問題研究所旧韓国外交文書編纂委員会が付けたもの。）と題された文書を検討する⁹。この中で、4月29日、在韓国ロシア公使館が韓国外部（外務省のこと）宛に、ロシアの商船が「マツシマ」沖で沈没船の韓国人を救助した事実を通告したことが記されている。このロシア語の原文に韓国外部が漢訳したものを記載しているが、「マツシマ島」とのみ書かれた島名を漢訳では「日本맛주시마（マツシマ）島」と、原文にない「日本」を島名に冠している。

1031.

外務省、
在韓国ロシア帝国公使館

No.25

ソウル 1898年4月17/29日

大韓帝国外務大臣殿

旅順港から海軍将官ドゥバーソフの次のような電報を皇帝陛下にお伝えになるよう、閣下にお願ひします。

ロシア義勇艦隊の汽船「ペテルブルグ号」はウラジオストクから旅順港へ向かう途中、マツシマ島の近くで嵐によって沈没した韓国のジャンク船に出会い、そこから男性31人、女性3人、子供8人を救助しました。また積荷の一部も回収できました。彼らは長崎に運ばれてから、プサンに渡るでしょう。

公使代理：

⁸ 『水路雑誌』第41号（1883年）は「鬱陵島（一名松島）該島は我隠岐を距る北西四分の三、西約一百四十里、朝鮮江原道海岸を距る約八十里、洋中に孤立し全島嵯峨たる円錐形の丘陵集合して、樹木之を蔽う。而して其中心北緯三十七度二十二分、東經一百三十度五十七分、露測に據る。」と報告している。（34頁）

⁹ 高麗大学校亜細亜問題研究所 前掲書（注6）、547頁

翌4月30日、韓国外務大臣がロシア公使マチューニンへ謝礼を照覆し(1032号文書)、5月2日、韓国外務大臣はロシア公使あてに再度謝礼の文書を送る(1033号文書)¹⁰。それに対して5月5日、ロシア側は太平洋艦隊司令長官ドゥバーソフへ救助に対する韓国政府の謝意を伝達した事を伝える(1048号文書)¹¹。(なお、原資料には旧暦と新暦が併記されているが、新暦で叙述する。)

1048.

外務省、
在韓国ロシア帝国公使館

No.29

ソウル 1898年4月23/5月5日

大韓帝国外務大臣殿

外務大臣殿からの旧暦5月2日付け通牒を踏まえて、閣下のお願いに応じて、海軍将官ドゥバーソフ宛てにしかるべき電報を送信したことをお伝えします。

公使代理：

5月17日、ロシアから韓国側へ名簿が伝達(1072号文書)され、その中で、先に「マツシマ」となっていた島名が鬱陵島の西洋名である「ダジェレ」と書き改められ、漢訳は、「다서렛다(タショレッタ)」としている¹²。

1072.

外務省、
在韓国ロシア帝国公使館

No.100

ソウル 1898年5月5/17日

大韓帝国外務大臣殿

私からの今年4月17/29日付け通牒第25号を補足する形で、ダジェレー付近で溺死しそうであった、ロシア義勇艦隊の汽船「ペテルブルグ号」によって救助された韓国人の名簿を、当通牒の裏面に載せて、閣下に送付します。

公使代理：

裏面

ダジェレー付近で救助された韓国人の名簿

(訳注：以下、男性30人、妻7名、男子6名、女子2名の計45名の名前が書かれてい

¹⁰ 同上、547-548 頁

¹¹ 同上、555-556 頁

¹² 同上、573-575 頁。なお遭難者男性 30 人計 45 名のロシア語リストがあるが、韓国外部による漢訳では男性 31 人計 46 名となっている。日本側の史料では名簿上は 46 名、文中では主に 45 名となっている。

る)

5月23日、大韓帝国外務大臣からロシア公使マチューニンへ、遭難韓国人の名簿送付に対する謝礼と当時の状況詳示要望が出され、遭難の状況、地名・人名の詳細を教示するよう求める(1082号文書)¹³。5月28日、遭難韓国人の当時の状況詳示依頼に対する照覆にて、リストはロシア語のみであり、かつ既に伝達している旨を伝える(1091号文書)¹⁴。

1091.

外務省、
在韓国ロシア帝国公使館

No.122

ソウル 1898年5月16/28日

大韓帝国外務大臣殿

残念ながら、閣下の通牒第39号に述べられたご希望を満たすことができません。ロシアの汽船「ペテルブルグ号」によって救助された韓国人の名簿は船長によってロシア語で作成され、韓国語への翻訳はありません。この名簿の正確な写しはすでに今年5月5/17日付け通牒第100号とともに閣下にお伝えしてあります。

公使代理：

以上、韓国側史料のうち、主にロシア語文書をもとに韓国船遭難・救助事件の経緯を検討した。問題の「マツシマ」については、1072号文書において「沈没し、Дажелет(ダジェレ)付近で義勇艦隊の汽船“ペテルブルグ号”によって救助された韓国人」とされ、翻刻した高麗大学も「露商船が鬱陵島近方にて韓人46名を救助した事実の通告」と標題を付けていることから、ロシア船が難破した韓国人一行を救助した場所は、現竹島沖ではなく、鬱陵島/ダジュレー島沖と考えるのが妥当である。

(3) 鬱陵島を「Мацушима(マツシマ)/Matsushima」としたロシア帝国並びに西洋列強の認識

鬱陵島を「Matsushima(松島)」とする認識は、シーボルトの『日本図』(1840年)が、実在しないアルゴノート島(東経129度50分)を竹島とし、東経130度56分の鬱陵島(ダジュレー島)を松島としたことに由来する。1855年頃から鬱陵島の別名として、「Dagelet(ダジュレー)」とともに西洋の間で広く使用されており、救助した側のロシア製1882年版の海図「朝鮮東海岸図」においても、鬱陵島は、「Matsu-shima」と明記されている¹⁵。韓国人を救助したロシア商船ペテルブルグ号が本国並びに日本外務省に連絡する際に参照すると考えられるのは海図であり、これら当時のロシア製の海図で鬱陵島が「Matsu-shima」、また現竹島は「Оливуца(オリヴツァ)&Менелай(メネライ)」と表記されていたことから、本件におけるロシア側文書中の「Мацушима(マツシマ)」

¹³ 同上、582頁

¹⁴ 同上、588頁

¹⁵ 李鎮明『独島—地理上の再発見—』(韓国語)2005年、268頁。(ロシア(キリル)文字表記の可能性もある。)

が鬱陵島ではなく現竹島であった可能性はまず無い。海図以外でも、ロシア大蔵省の『韓国誌』(1900年)に、鬱陵島は「Уль-нынъ-до (ウルルンド)/Мацushima (マツシマ)/Дажелетъ (ダジュレート)」¹⁶、その付属島は「Ос Вусоль (ブッソール岩島)」(注：竹嶼(韓国名竹島)のこと)として地理の項に¹⁶、加えて巻末の付属図「韓国図」にも明記されている。(なお、本書の「朝鮮国の位置及び面積」の項において、「(朝鮮国の) 最東の地点はダジェレット島で、グリニッジ子午線を基準とすれば東経 130 度 54 分である」とし¹⁷、付図や江原道の項にも竹島に関する記述が見られないことから、1900年当時のロシア帝国政府の認識において現竹島は明らかに韓国の版図外とされていたことが分かる。)

さらに、ロシアのみならずアメリカ、イギリス、ドイツなど主要国作成の 19 世紀後半の海図や水路誌、地図、地誌等においても、「鬱陵島」という韓国語の名称より、「Dagelet (ダジュレー島)/Matsushima (松島)」と記載されることが多い。例を挙げると、先に述べたシーボルトの日本図を始め、ペリー提督『日本遠征記』の折り込み地図(1855 年)に「Dagelet or Matsusima」、1863 年の英国製海図に「Matu sima(Dagelet I.)」などと表記され、また 1894 年の英国海軍水路誌『China Sea Directory』にも、日本海(JAPAN SEA)に浮かぶ島嶼のうち注意を必要とするものとして、Liancourt rocks に続いて「Matsu sima(Dagelet island)」を挙げ、さらにその付属図に鬱陵島を「Matsu sima」と記載している。また、ドイツのシュティラー地図¹⁸では「Matsu sima」あるいは「Matsu sima(Dagelet I.)」、アンドレ『Allgemeiner Handatlas』(1893 年)では「Matsu sima」と表記された。ただし 19 世紀後半、開国前の朝鮮に多くの宣教師を派遣して朝鮮の事情に通じていたフランスは例外で、1890 年代までその朝鮮図の多くが鬱陵島を「Oul-rang to」、東岸の于山島を「Ou-san」等とするが、その于山島は明らかに朝鮮の古地図にある于山島で、その位置を見ると竹嶼(韓国名竹島)であり、朝鮮図以外でも現竹島を韓国領と明記したものはない。その後フランス製の地図においても、鬱陵島を「Is. Dagelet (Matsou Sima) (Jap.)」、現竹島を「Is. Liancourt ou Hornet (Jap.)」としたシュレーダー(F. Schrader)の『Atlas de géographie moderne』の挿図「Chine Orientale- Corée- Japon 」(1894 年)のように、1890 年代を境に次第に鬱陵島の「Matsushima」表記が増加してくる。

なお、1880 年から 1905 年までに作成された民間を含む西洋地図について、現在までに筆者の調べたところでは、その過半数は Dagelet/Matsushima(鬱陵島)と Liancourt Rocks/Hornet Rocks(現竹島)を日本領としており、1/3 強は両島の所属が不明であった。残りの鬱陵島を韓国領とするものは僅かで、現竹島を韓国領とするものは管見の限り皆無であった。(なお、韓国側が現竹島を「I: Ouen-San」つまり于山島と表記して韓国領としたものと主張するフランス日刊紙 Le Petit Journal の地図『Carte de la Corée du Japon et de la Chine Oriental』(1894 年)については、その経緯度

¹⁶ ロシア大蔵省『韓国誌』1900 年、142-143 頁。(本書は『国訳 韓国誌』(1894)として韓国精神文化研究院から韓国語訳が出版されている。)

¹⁷ 同上、142-143 頁。

¹⁸ "Ost-China, Korea und Japan"(1891)等。A.Stieler が 1817 年に刊行を開始し、改訂を重ねて 20 世紀中頃まで出版された当時のドイツを代表する世界地図帳「Hand-Atlas」のうちの東アジア図。第 5 版(1868-1874)以降韓国の保護国化までに出版されたこれらの地図では、鬱陵島を主に Matsu sima (Dagelet I.) と表記。さらに鬱陵島と韓国との間に国境線が引かれ、鬱陵島と竹島が日本と同じ色で塗られている。竹島資料室の調査では、1870-1899 年の間に作成された 14 枚で、竹島が日本領とされていた。1875 年版の地図は、『竹島考証』「第十二号 松島之議二」の中で外務省記録局長の渡邊洪基が引用している。なお渡邊は「第十一号 松島之議一」で、「此「ホルネツトロックス」ノ我國ニ屬スルハ各國ノ地圖皆然リ」と、Hornet Rocks(現竹島の別名)が日本領であるとの見解を述べている。

から該島は鬱陵島で、現竹島は無記載である。さらに、韓国領の範囲が示されない以上、日本の沿岸に沿って描かれた線の範囲外だからと言って、その広大な日本海の海域すべてを韓国領とみなすことはできない¹⁹。）

(4)「Мацушима(マツシマ)」を「日本맛주시마(マツシマ)」と翻訳した大韓帝国の認識

問題の「松島」が鬱陵島であることは判明したものの、大韓帝国政府外部文書からは鬱陵島の島名に関する混乱が窺える。

もともと、朝鮮側にも日本の「松島」（鬱陵島）という呼称は伝わっていた。1882年5月に王命により鬱陵島を調査した李奎遠の報告には、現在の道洞で遭遇した日本人達から日本では鬱陵島を松島と呼んで地図に記しており、また「大日本國松島」という標識があることを知らされ、李が実際現場へ行って確認したことが記録されている²⁰。また戦後の韓国政府も「松島」の呼称を承知しており、1950年代の外務部の冊子には「(明治維新以降)日本人は再び鬱陵島に進出し、鬱陵島を松島と変称し」と、明治期に日本人が鬱陵島を松島と呼ぶようになったことを記している²¹。

例えば1031号文書においてロシア側公文書で「Мацушима(マツシマ)」附近で、大韓人船を救助。」とあるが、大韓帝国の漢訳では「日本맛주시마 (マツシマ) 島」と「マツシマ」に「日本」をつけ加えている。一方1072号文書の漢訳では、ロシア文字の「ダジェレー」が、そのままハングルで다셔렛다 (タショレッタ＝ダジェレー) と表記されている。ところが、既に「Мацушима(マツシマ)」や「Дажелет (ダジェレ)」の名で公文書を交換しているにもかかわらず、韓国外部は遭難救助当時の状況詳示をロシア側に要望、遭難の状況、地名・人名の詳細を教示するよう求める(1082号文書)。ここから松島が鬱陵島であるという情報を得ていたはずの韓国外部が「ダジェレート」「マツシマ」が鬱陵島であることを理解していない可能性が指摘される。

ところが本件に遡ること約1年半の1896年9月、朝鮮政府は豆満江上流地域・鴨緑江上流地域・鬱陵島・茂山の森林伐採権をロシアの会社に25年間譲渡した。そして1897年の伐木に関するロシア側外交文書で鬱陵島は、「о-вѢ Дажелеть」(ダジェレート島)(808号文書)、「островѢ Дажелеть (Уль-лен-до)」(ダジェレート(ウルリェンド)島)(824号文書)、「островѢ Уль-лен-до (Дажелеть)」(ウルリェンド(ダジェレート)島)(858号文書)と表記された。大韓帝国外部はいずれも「鬱陵島」と漢訳しており、従ってダジェレートが鬱陵島であることは1896年の時点で当然認識されていなければならない²²。しかも遭難事件の1年後の1899年、ロシアはまた鬱陵島の伐木を巡って韓国側と外交文書を交わしている。その中で再び鬱陵島は「островѢ Дажелеть」(ダジェレート島)(1429号文書)²³、「островѢ Дажелеть (ульлень-до)」(ダジェレート(ウルリェンド)島)(1460号文書)²⁴と表記されたが、韓国外部は再びどちらも「鬱陵島」と漢訳した。

以上のことから、伐木事件と遭難事件、どちらも同じ島(鬱陵島)でありながら3つの島名(ダ

¹⁹ 朝鮮日報電子版2004年1月15日付記事「独島は韓国領土」表記1894年のフランス地図発見。この地図から、フランス人が「I: Ouen-San」＝于山島が鬱陵島の別名であるとの認識を持っていたことが分かる。

²⁰ 李奎遠『啓本草』壬午(1882年)5月5日条に「彼曰 日本帝國地圖 又有輿地全圖 皆稱松島也」、5月6日条に「海邊石徑上 有倭標木 長六尺廣一尺 明治二年二月十三日 岩崎忠助建之 又於右邊 書以大日本帝國松島槻谷 果若倭人間情也」などと記録されている。

²¹ 大韓民国外務部政務局『獨島問題概論』1955年、11頁

²² 高麗大学校亜細亞問題研究所 前掲書(注6)、400-446頁

²³ 高麗大学校亜細亞問題研究所『旧韓国外交文書』18巻ロシア編2、1969年、151頁

²⁴ 同上、178-179頁

ジュレー島、鬱陵島、松島）が混在し、大韓帝国政府が「マツシマ」を当初日本の島と誤認し、後に鬱陵島のことであったと認識してゆく様子が看取される。

なお、現在韓国政府が現竹島の別名であると主張する于山島は、官製地図『鬱陵島図形』（1711年）、同方眼入り「鬱陵島図」『朝鮮地図』（1770年頃）、大韓帝国政府学部編輯局発行の経緯度線入り『大韓全図』（1899年）・『大韓輿地図』（1900年頃）等における記載から、鬱陵島東岸2～4kmにある竹嶼（韓国名竹島）であることが明確である。さらに明治期しばしば韓国側から抗議のあった日本人の鬱陵島渡航と退去要請には現竹島についての言及は皆無で、さらに伐木事件をきっかけになされた鬱陵島の郡への昇格（1900年）のための調査²⁵や、請議書²⁶にも鬱陵島の範囲に竹島を含んでいないなど、日本が竹島を公式に領土編入した1905年以前の韓国の史料に現竹島の領有を明確に証明するものが全く存在しないことから、当時の大韓帝国政府が朝鮮時代を通して、竹島を韓国領として認識していなかったことは明確である。

さらに、本件と直接関わりはないが、1033号文書において、大韓帝国政府外部が「我国人、在日本海中、遭風船傾」と書いた内容の公文書簡をロシア公使に送っていることに注目したい²⁷。当時の大韓帝国が日本の統治以前に、しかもロシアとの外交書簡の中で自ら「東海」ではなく、「日本海」という名称を使っていたという事実は、現在の韓国政府の『日本海』の名称が支配的になったのは20世紀前半の日本の帝国主義、植民地主義の結果である」という主張²⁸が成り立たないことを実証している。

(5)「Мацushima(マツシマ)」を「韓国松島」と翻訳した明治政府の認識

最後に、明治政府が遭難地点の島名を「韓国松島」としたことについて考察したい。日本側の史料は、外務省記録明治自三十年至明治三十一年『困難船及漂流韓国民の送還費用に関する外務省とのやり取りを収めた文書である。そのうち、甲房第八〇五號「韓国漂流送還報告」において、本事件の経緯が報告されている。そこには「韓曆三月十五日 釜山ヨリ平海鬱陵島へ航行ノ途、風波ノ為メ韓国松島沖ニ漂流中、四月十四日、同所ヲ通過シタル露国汽船「ピータスボルグ」號ニ救助セラレ候由ニテ当港駐劄露国領事ヨリ右漂流韓国へ引渡方依頼シ来リ候ニ付」²⁹とあり、長崎駐在のロシア領事から連絡があったことが分かるが、韓国人遭難者の出発地が釜山で、鬱陵島へ向かっていたことが記載されており、韓国側のロシア語資料に比べより詳細である。この日本側史料にはロシアの文書が添付されておらず、実際の記載内容は不明であるが、韓国側史料（1031号文書）から推察するに、遭難船救助地点は原文には「Мацushima（マツシマ）」として記載されていた可能性が高い。韓国宛ロシア文書には鬱陵島という名称は使用されていないことから、「韓曆三月十五日 釜山ヨリ平海鬱陵島へ航行ノ途」

²⁵ 1900年5月から鬱陵島で日本人の活動を調査した禹用鼎の『鬱島記』（1900年）では、鬱陵島の範囲を「全島長可為七十里 広可為四十里 周廻亦可為一百四五十里」としており、現竹島が大韓帝国政府の意識になかったことが明確である。

²⁶ 1900年10月22日、議政府内部大臣の李乾夏は前期の禹用鼎の調査をもとに「鬱陵島を鬱島と改称し、島監を郡守と改正することに関する請議書」を建議し、3日後の25日、大韓帝国は勅令41号をもって鬱陵島を郡へと昇格させた。現在韓国政府は勅令中の「石島」が現竹島であると主張するが、本請議書では、鬱島郡の範囲が縦が八十里、横は五十里となっており、現竹島が含まれないことは明確である。

²⁷ 高麗大学校亜細亜問題研究所 前掲書(注6)、548頁

²⁸ "Legitimacy for Restoring the Name East Sea". Republic of Korea Ministry of Foreign Affairs and Trade. 2009, p. 2

²⁹ 「ピータスボルグ」号はロシア文書にある「ペテルブルグ」号と思われる。

の部分の情報は、漂流民から直接得た情報であると推察される。漢字で書かれた漂流民の名簿にある「韓国江原道平海鬱陵島人」という情報、漢名表記が、ロシア・韓国どちらの史料にもないことから、そのことが裏付けられる。つまり、二島あるかのように記載された理由は、韓国人漂流民からの「鬱陵島」、ロシアからの「松島」という異なる名称での情報を各々記載したことによると推察される。

ところで、1881年に外務省が「松島」を鬱陵島とする結論を出したことは上述したが、日本製の海図『日本本州九州及四国附朝鮮』（1891年）や『朝鮮東岸』（1893年）に「鬱陵島（松島）」と記載されていることから、1890年代当時の日本政府も「松島」は鬱陵島であるとの認識であったことは疑いがない。さらに「1894年の英国海軍の水路誌に依る」と序に書かれている水路部作成の『朝鮮水路誌』（1894年）においても、「鬱陵島（一名松島）」としている³⁰。（なお、本書の朝鮮東岸の項で「鬱陵島（一名松島）」の前に竹島が「リアンコールト列岩」として記載されていることを以て韓国側は日本政府が竹島を朝鮮領と認識していたと主張するが、朝鮮領土外の位置に存在するとされていた「ワイオダ岩」³¹に加えて、朝鮮海峡の項に対馬と壱岐の間の「東水道」さえ記載されている³²ことから明らかなように、海図のみならず水路誌もそもそも領有権とは無関係であり、実際の総記において朝鮮国の東限が東経130度35分と竹島を除外している³³。）

この「松島」の名称に関し、日本政府が「竹島外一島」を版図外であるとした太政官の指令（明治10（1877）年4月）をもって日本が松島（現竹島）を韓国領とした、と韓国側は主張する³⁴。しかし、明治14（1881）年から15年における島根県、内務省、そして外務省の間の、鬱陵島での伐木事件に関してこの指令を議論する交換文書と通達を含む関連史料³⁵—それは、「松島開墾之儀」を伺うもので、問題の「十年四月御指令」、つまり四年前の太政官指令の内容に変更がない（「松島の義は最前指令の通本邦関係無」³⁶）ことを確認するものであった—により、明治14年の時点で明治政府は、明治10年の太政官指令が版図外としたのは、当時竹島とも松島とも呼ばれていた鬱陵島一島と考えていたことは明らかである³⁷。さらに、1882年の李奎遠の検察の後、朝鮮国政府が外務卿井上馨に再び抗議したため、井上は北澤の『竹島版図考』を添え、太政大臣三條實美に「蔚陵島（我邦人竹島又は松島と唱ふ）」への渡航を禁じることを具申する。それを受けて明治16年3月31日、内務省は全国の各府県長官宛てに「北緯三十七度三十分西経八度五十七分（東京本丸天守臺ヨリ起算）二位スル日本称松島一名竹島」への渡航を禁ずるとの訓令を出した³⁸。これらのことから明らかなように、江戸時代に現竹島の名称であった「松島」は、明治政府内では鬱陵島の名称として主に使われていた。「松島」とあれば現竹島に置き換えて論じようとする姿勢は、史実に忠実とは言えない。

以上のように、1898年における日本海の松島は鬱陵島で韓国の帰属である、ということが当時の外務省を始めとする明治政府の認識であり、それは史実とも現在の日本政府の主張ともなんら齟齬

³⁰ 水路部『朝鮮水路誌』、1894年、257頁

³¹ 同上、257-258頁

³² 同上、250-251頁

³³ 同上、1頁

³⁴ 大韓民国政府『獨島は韓国の領土』2010年、4頁

³⁵ 外務省『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付伺 自明治十四年七月至明治十六年四月』

³⁶ 島根県『明治十四年、明治十五年県治要領』明治15年1月条

³⁷ 杉原隆「「竹島外一島之儀本邦関係無之について」再考-明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に-」Web竹島問題研究所2009年11月6日。

³⁸ 『公文録』第十三卷 明治十六年三月四月、公第二七二号

を生じない。「韓国漂流民送還報告」において外務省が松島を「韓国松島」としたのは鬱陵島を指してのことであり、この記述により「松島（竹島/独島）は日本の版図外であった」などと言うことはできない。

おわりに

以上、明治 31 (1898) 年 4 月に発生した韓国船の遭難事件を巡る日韓両国の関係資料を再検討し、これまであまり研究されなかったロシア語の資料の検討を含め遭難発生場所である「松島」の比定を試みた。また、ロシアをはじめとする西洋と日韓両国の「松島」に関する当時の認識についてそれぞれ考察を試み、竹島に関する認識も検討した。

その結果、事件発生地点の「松島」は鬱陵島であって現竹島ではないこと。当時のロシア帝国のいう「Мацушима (マツシマ)」は鬱陵島を指していたこと。大韓帝国政府はロシアと公簡をかわしていくうちに「日本松島」が鬱陵島であるとの認識に至る様子がみられること。日本の明治政府が「韓国松島」としたことは当時の認識「朝鮮国蔚陵島即竹島松島」と一致しており、鬱陵島を松島としていた西洋各国の認識とも一致すること、をそれぞれ確認した。

結論として、救助地点は鬱陵島であり、「韓国松島」という表現をもって、明治政府が現竹島を日本の版図外とし韓国領と認識していたという主張は成り立たないことが立証された。

なお、今後の課題として、漂流民の名前や人数が三国の史料間で多少異なることから、より正確な事件の理解には高麗大学の翻刻ではなく原資料を検討する必要があること、また、韓国政府に請求するために長崎県知事が計算した費用についてどのような処理がなされたか、日韓政府の間でどのようなやり取りがあったか調べること、等を挙げておく。(ただし、明治 34 (1901) 年 2 月 13 日付で、公使林権助から外部大臣朴齊純へ 1898 年以來の漂流民償還費用の支払いを督促する書簡がある³⁹。) さらに、竹島問題を論じるうえでロシアやフランスなどの関係諸外国の認識を示す史料は重要であるにもかかわらず、一部を除き関連の研究は多くはない。今後さらに西洋諸国史料の検討が進むことを期待したい。

³⁹ 高麗大学校亜細亜問題研究所『旧韓国外交文書』5 巻日本編 1968 年、288 頁

表 1898(明治 31) 年韓国船遭難事件の経緯

月日（新暦）		資料番号
4 月 5 日	韓暦 3 月 1 5 日 江原道鬱陵島人 46 名が釜山を出発	甲房 805
4 月 14 日	「マツシマ」沖に難破漂流中、露国汽船「ピータルスボルグ号」により救助	〃
4 月 29 日	ロシアから大韓帝国へ難破船救助を通知（露公使マチューニン→韓国外務大臣趙秉稷）	1031
4 月 30 日	韓国外務大臣趙秉稷がロシア公使マチューニンへ謝礼を照覆	1032
5 月 2 日	韓国から再び謝礼（趙→マチューニン）	1033
5 月 5 日	韓国政府の謝意をドゥバーソフへ伝達した事を伝える（マチューニン→趙）	1048
5 月 6 日	「ピータルスボルグ号」より、長崎県庁に引渡し	甲房 805
5 月 7 日	露国汽船「バイカル号」により、釜山へ出発。	〃
5 月 16 日	長崎県庁から東京の外務大臣に報告（長崎県知事小松原英太郎→外務大臣西徳二郎）	〃
5 月 17 日	ロシアから韓国側へ名簿伝達（マチューニン→趙）	1072
5 月 23 日	遭難韓国人の名簿送付に対する謝礼と当時の状況詳示要望（趙→マチューニン）	1082
5 月 28 日	遭難韓国人の当時の状況詳示依頼に対する照覆（マチューニン→趙）	1091

注 甲房 805：『困難船及漂民救助雑件』韓国之部第八卷

他：『旧韓国外交文書』17 卷ロシア編

(2)戦後における竹島問題

竹島の領有権をめぐる戦後の動向について

中 野 徹 也

1. はじめに

日本が「歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である」¹と主張している竹島が、韓国に占拠されてから半世紀以上経過している。この間、日本は、「韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではない」として、再三再四文書または口頭により抗議を行っているが、打開のめどは立っていない²。

こうした状況のなかで、国際法の観点から、日本の対応を疑問視する見解も示されている。芹田教授は、「日本の抗議は、ペーパー・プロテストに終わってはいないであろうか。……外交的抗議のみでは、不法占有に基づく権原の取得を阻止するには不十分である。……消極的態度を持するとすれば第三者からは日本が韓国の竹島領有を黙認したと受け取られることになるであろう。」という³。これは2002年に示された見解であるが、それより36年前の1966年に、太壽堂教授が同趣旨のことを述べていた。太壽堂教授はさらに、黙認と受けとられなかったとしても、「ただ単純に抗議をくり返すだけでは、イギリスによるフォークランド島の実力占拠が、アルゼンチンの執拗な抗議にもかかわらず、時間の経過により結局世界から公認されてしまったように、竹島についても、『違法行為から権利が生じる』という事態を招かないとも限らない。そうした結果を避けるためには、日本政府は可能な限りあらゆる手段を講じてこれを阻止しなければならない」と指摘していた⁴。これらはともに、仮に日本政府の主張するように、竹島が「日本固有の領土」であるとしても、韓国による占拠が長期化すれば、日本政府の対応如何によっては、韓国が領域権原を取得する可能性を示唆している。日本政府は、黙認と受け取られる可能性を否定しているが⁵、後述のように、この間基本的に日本の対応は変わっておらず、それゆえに36年の時を経て、同様の懸念が示されているとすれば、それが現実のものとなる可能性は高まっているといえよう。

はたして、外交的抗議のみでは、韓国による竹島領有を日本は黙認したとみなされる、あるいは世界からそれが公認されてしまうことになるのだろうか。本稿は、このような問題意識に基づき、竹島の帰属をめぐる戦後の動向を考察することを目的とする。

なお、対日平和条約までの動向については、詳細な研究がすでにある⁶。それゆえ、本稿は、対日平和条約締結以後、具体的には1952年の李承晩ライン宣言以降の動向に焦点をあてることにする。

¹ 外務省『外交青書2010』、29頁、at http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2010/pdf/pdfs/2_1.pdf.

² 外務省『竹島 竹島問題を理解するための10のポイント』（以下、「10のポイント」として引用）、13頁、at http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp_10issues.pdf.

³ 芹田健太郎『日本の領土』（中公叢書、2002年）、238－239頁。

⁴ 太壽堂鼎「竹島紛争」『領土帰属の国際法』（東信堂、1998年（初出、1966年））、153頁。

⁵ 国際法事例研究会『領土』（慶應通信、1990年）、183頁。

⁶ 塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島」『レファレンス』389（1983.6）、51－63頁、同「平和条約と竹島（再論）」同518（1994.3）、31－56頁。

2. 李承晩ライン宣言以降の主な動き

1951 年、巡視に赴いた海上保安庁の巡視船が韓国艦艇により銃撃を受けるという事件を経て⁷、翌年 1 月 18 日、韓国による「海洋主権宣言」、いわゆる李承晩ライン宣言が公表された⁸。この宣言に基づき設定された李承晩ラインの中に竹島が取り込まれていたことから、同月 28 日、日本政府が次のような抗議の口上書⁹を送達し、ここに竹島の領有権をめぐる紛争が顕在化した。

「李大統領の宣言は公海自由の原則および公海における水産資源の保護開発についての国際協力の原則に反するものであり、日本政府としてはこの宣言に従うことはできない。また韓国は右の宣言で竹島として知られている日本海の小島に対する領土権を主張しているようなように見えるが、日本政府は韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない」¹⁰。

これに対して、韓国は、連合国総司令部覚書（SCAPIN）677 号により、竹島は日本の領有から明白に除外されており、このことは同島に対する韓国の要求に同意し、これを確認するものであると反論した¹¹。

翌年 7 月 12 日、現地調査を行なうために派遣されていた海上保安庁の巡視船が、竹島において武装警察官を含む韓国人を発見したため、同島からの退去を要請したところ、韓国側から発砲されるという「竹島の韓国官憲発砲事件」が発生した¹²。日本は再度これに抗議、その翌日「竹島が日本の領土であることは歴史的事実はもとより国際法上からみても何ら疑問の余地がない」とする外務省見解を発表した¹³。

⁷ 参議院商工委員会昭和 53 年 05 月 30 日中江要介政府委員答弁。

⁸ 李承晩ライン宣言は、概要、次のようなものだった。

「1. 大韓民国政府は、国家の領土である韓半島と島嶼の海岸線に隣接する大陸棚に、その深度のいかんを問わず国家の利益のために、それら大陸棚の上部、表面及び地下において既知の若しくは、将来発見されるであろうすべての鉱物と水産の天然資源を保護し、保全し、利用するために国家の主権を留保しかつ行使する

2. …特に水産漁撈業については涸渇しやすいこの種の天然資源が、韓国民の不利益をもたらすように開発され尽くされたり、国家の損害となるように減少又は破壊されたりすることを防ぐために、これを政府の監督下におく。

3. 大韓民国政府は、ここに下記の如く境界線を宣言し保持する」。

広部和也・田中忠「資料 日韓会談一四年の軌跡」『法律時報』第 37 巻第 10 号、45 頁。

⁹ 法律上の定義があるわけではないが、外交実務上、口上書とは、外交事務を処理する外交文書であって、外交機関、すなわち外務省や大使館などの間で交換される文書をいうとされる。外交文書なので、それを発出する国の見解を正確に述べた文書という意味を持つ。口上書は、外交事務の日常の処理（たとえば、館員の着任といったようないわば事務的な問題）から、非常に重要な政治的な見解の表明まで、広範な目的のために用いられている。衆議院外務委員会昭和 52 年 04 月 20 日村田（良）政府委員答弁。

¹⁰ 広部・田中「前掲資料」（注 8）、国際法事例研究会『前掲書』（注 5）、173 頁。

¹¹ 同上、174 頁。これに対して、日本政府は、SCAPIN677 号は、日本政府が竹島に対して、政治上または行政上の権限の行使を停止するよう命じたにとどまり、同島の帰属とは無関係であると反駁した。同上。この覚書を含め、対日平和条約までに連合国がとった一連の措置に対する解釈をめぐる、日韓の学者間に存在する意見の対立については、河鍊洙『「竹島紛争」再考—領域権原をめぐる国際法の観点から—』龍谷法学 32 巻 2 号、251—252 頁。

¹² 国際法事例研究会『前掲書』（注 5）、175 頁。

¹³ 同上、広部・田中「前掲資料」（注 8）、47 頁。外務省見解は、①現在の竹島はかつて松島の名によって、日本に知られ、その版図の一部と考えられていたことは文献等から明らかであること、②日本政府は、明治 38 年（1905 年）2 月 23（ママ）日付島根県告示第 40 号をもって同島を島根県所属隠岐島司の所管に編入して以来、第 2 次大戦発生直前まで日本国民により有効に経営が行なわれ、その間諸外国から同島

同年末、韓国は漁業資源保護法を制定し、同法にもとづき公海上で日本漁船を拿捕しはじめた。そして翌年 6 月、日本政府による度重なる抗議にもかかわらず、韓国は竹島に沿岸警備隊を駐留させ、占拠を開始した。7 月には灯台を設置、8 月には灯台設置を関係国政府に通告するなど、竹島占拠を正当化させるため、矢継ぎ早に権力行使を行なった。ここにいたって、交渉による解決がきわめて難しくなると判断した日本政府は、韓国に対し、本件は「国際法の基本原則に触れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は本件紛争を国際裁判に付託し判決を得ることにあると認められる」とし、本件紛争を国際司法裁判所に付託することを提案した¹⁴。

しかし、韓国は、「独島（竹島）は太古の時代から韓国の領土であって、また現在においても韓国の領土である。…日本政府の提案は司法的な装いのもとで虚偽の主張をしようとするもの」であり、独島に対して韓国が当初から領有権を持っている以上、その確認を国際司法裁判所に求める必要はないとして、日本の提案を拒否した¹⁵。その後、1962 年 3 月の日韓外相会談の際にも、小坂善太郎外務大臣より崔徳新韓国外務部長官（肩書はいずれも当時）に対し、同様の提案をしたが、韓国はこれも受け入れなかった¹⁶。

こうして、韓国に占拠されたままの状態で、おそらく一つの節目となったのではないかとと思われる出来事が起こる。日韓基本条約の締結である。

周知のように、日本政府は、竹島問題を基本条約に規定して解決しようとし、この問題を解決しないままで日韓交渉を妥結することはありえないという立場をとったが、韓国側は、従来の立場を堅持し、この島が韓国固有の領土であり、日韓会談懸案のひとつとして取り扱うことはできないという立場をとった¹⁷。そして、全般的な交渉がいよいよ煮詰まってくると、「日韓関係の将来に関する大局的見地」から、日本政府の方針は急速に後退した¹⁸。解決の方式としては、裁判ではなく調停になり、そして、最後には、基本条約と同時に採択された紛争解決に

が日本に帰属することについて異議が提起されたことはなかったこと、および③対日平和条約は日韓併合前に日本領であった領土を朝鮮に割譲するとの意味を含んでいないこと、を竹島が日本領であることの根拠としてあげていた。島根県告示の日付は誤植と思われる。この外務省見解に対する韓国の反論、さらにそれに対する日本の再反論については、国際法事例研究会『前掲書』（注 5）、175－176 頁。

¹⁴ 同上、178 頁、広部・田中「前掲資料」（注 8）、49 頁。

¹⁵ 国際法事例研究会『前掲書』（注 5）、178 頁。

¹⁶ 外務省『10 のポイント』（注 2）、14 頁。

¹⁷ 祖川武夫「日韓諸協定の法的フォーミュレーションの検討」『前掲書』（注 8）、6 頁。なお、5 月に、アメリカを訪問した朴韓国大統領（当時）が、ラスク國務長官（当時）と会談した折に、同長官から「日韓が共同で管理する灯台を設置し、帰属をあいまいにしてはどうか」との提案を受けたが、「うまくいかないだろう」と語り、竹島の「爆破」を口にしたとされる。芹田健太郎「竹島を『消す』ことが唯一の解決法だ」中央公論 2006 年 11 月号、271 頁。

¹⁸ この方針転換の経緯について、当時の佐藤総理大臣は、国会で次のように答弁していた。「一括解決するという、日韓間の諸問題一括解決、こういうことで臨んだのでございます。そういう意味から申せば、竹島問題も最終的な解決がされる、かように一部で期待されたことだと思います。その意味で、その期待に反したということはまことに残念だ、申しわけない……。しかし、今日まで最終的な解決は見ませんでしたが、この竹島問題が平和的な方法で解決するその方向がきまった、それで御了承をいただくということと言っているのでございます……私は、この竹島の問題は、……平和的方法で解決するめどがついたということで、そうして、日韓間の国交が正常化する、そのほうに重点を置いて今回この条約の調印をしたということ、これが政府の考え方であります。私は、全体を見ました際に、大局的見地に立つと、ただいま申し上げるように、竹島問題を放棄したわけではない、しかし、これが平和的解決方法はちゃんとその方向がきまったというその状態で、ただいま申し上げるように、日韓間の条約を調印したわけでありまして」。衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会昭和 40 年 10 月 27 日。

関する交換公文の適用対象として竹島の名が明記されないままに終わった¹⁹。

かくして紛争解決に関する交換公文は、次のように規定している。「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする」。日本政府は、双方が固有の領有権を主張している以上、両国間には「紛争」が存在し、韓国がこれは「紛争」ではないと言っても、当事者の一方の主張により「紛争」の存否が決まるわけではない、とする²⁰。そのうえで、日韓双方が何度も抗議しあっているような紛争は、竹島問題以外にはなく、それを交換公文にいう「紛争」から除外するとはどこにも書いていないのだから、「紛争」には竹島問題が含まれる、と主張している²¹。他方、伝えられるところによれば、韓国政府は、同国の国会で、「独島はわが国の厳然たる領土であり、領有権を論争する余地がありません。……政府は、独島がわが国の領土であるから、国交正常化ができないことがあっても、日本の主張を受け入れることができないだけでなく、この問題で日本と論議する余地がないことを明らかにし、われわれの立場を最終的に貫徹させました」と述べたとされる²²。さらに、「……紛争解決のためのノート交換があるのだけはこれは事実です。……これには独島問題が包含されていないということを、椎名外相、また日本の佐藤首相が了解しました」とも²³。椎名外相および佐藤首相はこのような了解はなかったと答弁しているが²⁴、いずれにせよ、両国間に竹島の帰属をめぐる「紛争」が存在することについて「合意」しなければ、交換公文に規定されている手続を利用することはできないのである。当時、合意が得られる見込みについて、担当大臣は楽観的な答弁をしていたが²⁵、合意がなければ利用できない「交換公文の実効性は、日本政府の忍耐強い説得と、韓国政府の誠意という、不安定な条件にかかっている」と考えられ、国会答弁ということを割り引いても、甘い予測であったと言わざるを得ない。実際、他方では、「憚らずに言えば、実際問題として竹島をわが国の手にとりもどす見込みはほとんどなくなった」という悲観的な見解も示されていた²⁶。こちらの予測が的中しているとはまでは言えない状況ではあるが、こと竹島の問題に限って言えば、「日本側の一方的譲渡に終わった感」²⁷は否めない²⁸。

¹⁹ 太寿堂「前掲論文」(注4)、125－126頁。

²⁰ 衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会昭和40年10月27日佐藤内閣総理大臣答弁。この点は、国際司法裁判所における「平和諸条約の解釈」に関する勧告的意見でも確認されている。*Interprétation des traités de paix, Avis consultatif: C. I. J. Recueil 1950*, p. 74. 坂元茂樹「海洋境界画定と領土紛争」村瀬信也・江藤淳一編『海洋境界画定の国際法』（東信堂、2008年）、57－58頁。

²¹ 衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会昭和40年10月27日椎名国務大臣答弁。

²² 太寿堂「前掲論文」(注4)、126頁。

²³ 衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会昭和40年10月27日松本委員発言。

²⁴ 同上佐藤内閣総理大臣および椎名国務大臣答弁。

²⁵ 「……いかなる調停にも服しないというようなことは絶対できない。それならなぜこういう交換公文を取りかわしたかということになるのです。でありますから、いかなる調停にも服しないということは、これは国際信義の上から通らない理屈でございます。調停の具体的な方法に異議があるというならそれはわかる。わかるけれども、どんな調停にも服しないということは、これはもう国際条約の上からまことに不信義きわまることでございます。まさかそういうことは韓国としては考えていないと思うのであります」。同上椎名国務大臣答弁。

²⁶ 皆川洸「竹島紛争とその解決手続」『前掲書』(注8)、38頁。

²⁷ 太寿堂「前掲論文」(注4)、126頁。交渉の過程で、日本政府アジア局長が「無価値な島で大きさも日比谷公園程度。爆破でもしてしまえば問題がない」と発言するなど、そもそもこの問題に対処する両国政

その後の両国の主な動きは表の通り。なお、記載の事項は、国会会議録で確認できた範囲のものであり、網羅的でないことをお断りしておく。

	韓国	日本
1966 年	軍艦が共同規制水域で日本漁船を連行 ²⁹	
1968 年		海上保安庁、竹島に対する通常警備をやめ、年一回、周辺の調査だけに変更 ³⁰
1971 年		韓国による竹島の不法占拠という事実に対して、即時撤退を求める口上書を発出、交換公文に基づくところの外交経路による話し合いを要請 ³¹
1973 年		韓国の竹島不法占拠に対し抗議、即時撤退を求める口上書を発出（10 月 26 日） ³²
	口上書をもって、「独島は韓国領土」と主張（12 月 11 日） ³³	
1978 年		園田外務大臣（当時）、衆議院内閣委員会で、竹島問題を日韓閣僚会議の議題とすると答弁（3 月 2 日） ³⁴
	韓国外務省、この発言に対し、「常識外れの主張である」と反論（3 月 3 日） ³⁵	
1981 年	ヘリポート建設 ³⁶	
1996 年		竹島付近での韓国軍の演習に抗議 ³⁷
1997 年	500 トン級船舶が利用できる接岸施設を完工（11 月） ³⁸	
1998 年	有人灯台を完工（12 月） ³⁹	

府の意気込みがちがっていたことが、こうした結果を招いたと考えられる。同上。アジア局長の発言については、芹田「前掲論文」（注 17）。

²⁸ なお、紛争のそもそもの発端である李承晩ライン宣言については、同宣言によって設定されたライン自体を法的に否認するのではなく、「韓国沿岸に 12 カイリの漁業水域を認めること、12 カイリの外に一定範囲の共同規制水域を設けて両国の操業を規制すること、および、その外側に共同資源調査水域を認めることによって、全体の範囲を李ラインとほぼ同じくするかたちで解決された」。高林秀雄「漁業協定の問題点」『前掲書』（注 8）、16－17 頁。また、祖川「前掲論文」（注 17）、8－9 頁

²⁹ 参議院商工委員会 16 号昭和 53 年 05 月 25 日穂山篤発言。

³⁰ 参議院商工委員会 17 号昭和 53 年 05 月 30 日安武洋子発言。

³¹ 衆議院内閣委員会 6 号昭和 46 年 03 月 10 日愛知国務大臣答弁。

³² 参議院予算委員会 12 号昭和 48 年 03 月 27 日大平国務大臣答弁。

³³ 同上。

³⁴ 衆議院内閣委員会 7 号昭和 53 年 03 月 02 日園田国務大臣答弁。

³⁵ 衆議院外務委員会 21 号昭和 53 年 05 月 26 日土井委員発言。

³⁶ 衆議院予算委員会第五分科会 2 号昭和 60 年 03 月 08 日吉井分科員発言。

³⁷ 衆議院予算委員会 19 号平成 08 年 02 月 27 日池田国務大臣答弁。

³⁸ 参議院本会議 4 号平成 09 年 11 月 07 日小淵国務大臣答弁。

2002 年	独島切手発行（8 月） ⁴⁰	
2004 年		竹島に韓国の一般住民 1 世帯 3 名が居住しているほか、警備隊員 38 名が常駐されていることを確認（1 月） ⁴¹
	独島切手発行（1 月 16 日） ⁴²	2002 年の切手発行とあわせて、外務大臣から在京韓国大使に対し、また、韓国においては、在韓日本大使から外交通商長官代行に対して嚴重抗議を行う。同時に、万国郵便連合事務局を通じて、2002 年 8 月および 2004 年 1 月発行の切手は、万国郵便連合憲章前文及び諸決定の精神に反することを同連合全加盟国に対して回章の形で訴えるという措置をとる（1 月 16 日） ⁴³ 。
2005 年		島根県、「竹島の日」条例可決（3 月 16 日）
	竹島への一般観光客の入島を許可（3 月 24 日） ⁴⁴	佐々江アジア大洋州局長（当時）、在京韓国大使館公使に対し、竹島への一般観光客の入島を許可したことに対して強く抗議 ⁴⁵
2006 年	2010 年までの 5 年間で約 41 億円を投入することを含む竹島の持続可能な利用のための基本計画を発表（5 月 4 日） ⁴⁶	「遺憾の意」を表明 ⁴⁷
	統一地方選挙のための投票所を開設（5 月 25） ⁴⁸	投票所の開設計画に抗議（23 日） ⁴⁹
2010 年	ヘリポート改修、海洋科学基地を竹島の沖合 1 キロの地点に建設予定（9 月着工予定） ⁵⁰	ヘリポート改修について、衆院外務委員会で、武正外務副大臣（当時）が、「報道については承知している。韓国政府に対しては、累次の機会に竹島の領有権に関する我が国の立場を申し入れてきている」と答弁（3 月 26 日） ⁵¹

³⁹ 衆議院安全保障委員会 5 号平成 16 年 03 月 25 日石破国務大臣答弁。

⁴⁰ 衆議院予算委員会 7 号平成 16 年 02 月 10 日藪中政府参考人答弁。

⁴¹ 衆議院安全保障委員会 5 号平成 16 年 03 月 25 日石破国務大臣答弁。

⁴² 衆議院予算委員会 7 号平成 16 年 02 月 10 日藪中政府参考人答弁。

⁴³ 衆議院予算委員会 11 号平成 16 年 02 月 17 日川口国務大臣答弁。

⁴⁴ 衆議院外務委員会 4 号平成 17 年 03 月 30 日逢沢副大臣答弁。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 衆議院外務委員会 13 号平成 18 年 05 月 10 日伊藤大臣政務官答弁。

⁴⁷ 同上。

⁴⁸ 衆議院外務委員会 18 号平成 18 年 05 月 31 日麻生国務大臣答弁。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 衆議院外務委員会 8 号平成 22 年 03 月 26 日新藤委員発言。

⁵¹ 同上。

このように、韓国側は、着々と既成事実を積み重ねている。もちろん、これに対して、日本は傍観していたわけではない。「新しい憲法のもとで、日本はあらゆる紛争を平和的に解決することを宣言し、その後国連にも入り、あらゆる紛争は平和的に解決することを約束したので、相手が不法占拠を行い、既成事実を積み重ねている場合でも、それを力で解決するという道」を選ばず、「話し合いによって解決するという道をあくまでも追求する⁵²⁾」という基本方針に沿って、「将来、恐らく国際司法裁判所なり調停なり、いわゆる紛争解決に関する交換公文に基づいて本件が最終的な解決に具体的に乗り出したときに、わが方の立場が国際法的に見て不利にならない」ように、種々の措置をとってきた⁵³⁾。

交換公文は、「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。」と規定している。しかし、「別段の合意」は現在までのところなく、「別段の合意」がない場合の手段として規定されている調停も、どの国あるいはどういう第3者を調停者にするかということについて、話し合いによって決めていかなければできないことであって、いままで機会あるごとに日本側としては早く解決をしたいということで申し入れているとのことであるが、韓国側は応じていない⁵⁴⁾。したがって、もっぱら「外交上の経路を通じて」の解決を追求しているところである⁵⁵⁾。

主たる措置は、文書および口頭による抗議である。文書による場合は、口上書の発出という形態をとることが常であって、一番最初は1952年1月28日に出されたもので、1960年までの9年間に24回送達している⁵⁶⁾。以後、2004年1月16日の時点で79回出している⁵⁷⁾。加えて、口頭による抗議を随時行っている。

上述のように、国際司法裁判所への付託提案については、これまで2回行っている。付託合意が成立すれば、交換公文上の「別段の合意がある場合」にあたるとされる⁵⁸⁾。

この点に関連して、一方的提訴を検討してみてもどうか、という提案が国会でなされたこと

⁵²⁾ 衆議院外務委員会19号昭和53年05月10日中江要介政府委員答弁。すでに海上保安庁の巡視船が韓国艦艇により銃撃を受けるという事件があった昭和28年(1951年)にも、次のような答弁がなされている。「……元来、憲法にも国際紛争解決の手段としては武力を用いないということになっておりますので、我々としても飽くまでも忍耐強く我が方の正当な主張を納得させて、平和的に本問題を解決するつもりであります」。参議院本会議22号昭和28年07月15日国務大臣岡崎勝男答弁。「ただ日本として慎まなければならないことは、この領土権の紛争……を解決するために武力を行使するということは、憲法第9条で、国際紛争の解決のために武力を行使しないということを規定しておりますので、警察権の取締り、すなわち不法入国者取締りという面で強制的措置に出ることは許されるものでありますが、竹島問題全体の国際紛争を解決するために武力を用いるということは、これは憲法が禁じておることでございます。そこで先ほど申しましたように、国際的紛争の解決手段としては、あくまでも平和的な手段によるべきであると存するのであります」。衆議院水産委員会19号昭和28年07月28日下田政府委員答弁。

⁵³⁾ 参議院外務委員会5号昭和52年11月01日中江要介政府委員答弁。

⁵⁴⁾ 同上。

⁵⁵⁾ 「私どもの主張を口上書によってその都度韓国に伝えまして、できるだけ早い機会に外交上の解決を図りたいと考えておりますけれども、もしそれが最終的に不可能であるというようなことになれば、交換公文にございますような仲裁調停という手続に頼らざるを得ないかもしれません。しかし、やはり外交上の努力で解決をいたしたいと考えます」。衆議院予算委員会15号昭和50年02月18日宮澤国務大臣答弁。

⁵⁶⁾ 国際法事例研究会『前掲書』(注5)、177頁。

⁵⁷⁾ 衆議院安全保障委員会4号平成17年03月25日西宮政府参考人答弁。

⁵⁸⁾ 「……あの交換公文にございますように、別段の合意があればそれによると。日本は、この問題は国際司法裁判所の判定を求めるにふさわしい法律的な問題であるということで一貫しておりますけれども、韓国はそれに応じない。韓国を国際司法裁判所の法廷に権力をもって出廷させるという手だてがいまのところはないわけでございますので、この方法はなかなか実現がむずかしい」。参議院外務委員会5号昭和52年11月01日中江要介政府委員答弁。

がある⁵⁹。これに対して、「もちろん可能ではございましょうけれども、その場合におきましても、あくまで相手国である韓国が紛争当事者としてこれに事後に同意するという手続が必要なのわけございまして、その同意がない限りにおきましては国際司法裁判所の管轄権は及ばない」とし、消極的な見解を示していた⁶⁰。推測の域を出ないが、こうした姿勢の背景には、「一方的提訴は、相手国が裁判による平和的解決を回避する国であることを世界に知らしめようとするもので、裁判所の政治的利用として必ずしも好ましいものではない」ので、「政治的には一方的付託はしてはならない」との考えがあるのかもしれない⁶¹。

また、「国連安全保障理事会に紛争を付託することは考えないのか⁶²」、という質問に対しては、国際司法裁判所への付託と同様、「最後の手段としてそういう方法を考えなければならないということは考えておりますけれども、タイミング、もう少し情勢の進み方を見てということと考えておる次第でございます」と答弁している⁶³。

さらに、日本漁船の安全確保および日本の主権を意思表示するという観点から、竹島周辺海域に巡視船を常時 1 隻（場合によっては 2 隻）配備して、日本漁船の拿捕防止のための指導あるいは情報提供を実施するとともに、日本漁船の出漁状況等を勘案して、必要に応じて巡視船を増強配備し、警戒を行っている。加えて、外務省の要請により、最低年一回、竹島の現状を把握するための調査を巡視船により実施しているとのことである⁶⁴。

最後に、公式地図への記載がある。これは、「領有意思」の表明とみなされる措置であるが⁶⁵、旧建設省、現国土交通省の特別機関である国土地理院の許可を得て発行された地図⁶⁶、および国土地理院自らが発行している『日本国地図』（1977 年）は、竹島を日本の一部として表示している。

3. 国際法上の論点

それではこのような日本の措置は、国際法上どのように評価されるべきであるか。まず前提的な事項を 2 点確認しておきたい。

(1) 紛争の性格

日本の学説は、竹島問題の構図を次のようにとらえている。国際法の見地からすると、竹島は日本か韓国の領土であって、第 3 国の領土でもなく、帰属未定の無主地でもない。他の国が領有権を主張していないからである⁶⁷。そして、竹島の帰属を明確に定めた条約はなく、両国は、互いに自国こそが古くから竹島を平穩に領有し続けてきたという「固有の領土論」を主張

⁵⁹ 衆議院外務委員会 21 号昭和 53 年 05 月 26 日土井たかこ委員、参議院商工委員会 17 号昭和 53 年 05 月 30 日対馬孝且委員。

⁶⁰ 同上村田良平政府委員答弁。

⁶¹ 芹田「前掲論文」（注 17）、273 頁。

⁶² 衆議院内閣委員会 45 号昭和 48 年 07 月 26 日加藤（陽）委員。

⁶³ 同上吉田（健）政府委員。

⁶⁴ 衆議院運輸委員会 3 号平成 08 年 02 月 23 日加藤（甫）政府委員。

⁶⁵ 安藤仁介「国家領域の得喪—とくに『権原』と領土紛争について—」寺沢一・内田久司編『（別冊法学教室）国際法の基本問題』（1986 年）、132 頁。

⁶⁶ 1964 年発行の『帝国日本全図』（1982 年版、1995 年版も同じ）、1991 年発行の『日本地図』（平凡社地図出版）。

⁶⁷ 太寿堂「前掲論文」（注 4）、139 頁。

している。いわゆる「原始的または歴史的権原」を領有の根拠とする主張である⁶⁸。

このように、係争国が歴史的事実を援用し、相競う主張をしているという意味で、本件は国際司法裁判所（以下、ICJ）のマンキエ・エクレオ事件⁶⁹に類似している。この事件で、ICJ は、「決定的重要性を持つのは、中世における事件から引き出される間接的推定ではなく、マンキエ・エクレオ島の占有に直接関連する証拠である⁷⁰」としたうえで、紛争当事国（イギリスおよびフランス）による主張の優劣を相対的に判定した。竹島問題を解決するためには、この判決にならない、いずれの側がより「優越的な主張」を提示しているかを判定するほかない⁷¹。

この前提の下で、日本政府や国際法の立場からこの問題を論じた日本の学説の大勢は、歴史的根拠、1905 年の日本政府による編入措置の効力およびカイロ宣言から対日平和条約にいたるまでにとられた一連の措置の解釈に照らして、日本の主張に優越性があるとしてきた⁷²。つまり、日本は竹島の占有に直接関係のある証拠を提示しているが、韓国はそれに匹敵するまたはそれをしのぐような証拠を提示していない、とみなしているのである⁷³。それゆえ、竹島を領有する権原は日本にあり、「権原なき」領域支配は法的に認められないので⁷⁴、韓国による占拠は国際法上何ら根拠のない「不法」占拠であり、このような占拠に基づいて韓国が竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではないということになる⁷⁵。この主張内容からして、「決定期日」は、李承晩ライン宣言が発せられたとき、または遅くとも韓国による占拠が開始される 1954 年 6 月であることを前提にしていると思われる。実際、皆川教授は、李承晩ライン宣言後、日本が正式に抗議を行った日（1952 年 1 月 28 日）を決定期日とされ

⁶⁸ 河「前掲論文」（注 11）、228 頁。朴培根「日本による島嶼先占の諸先例—竹島／独島に対する領域権原を中心として—」『国際法外交雑誌』105 巻 2 号、176 頁。「言い換えれば、竹島／独島はヨーロッパより起源した近代国際法が東アジアに受容される以前より東アジアの『国際的』規範秩序の中で韓国または日本の『版図』に属するものとなっていた土地であって、韓国と日本がヨーロッパ起源の近代国際法秩序に編入される過程において自らの領土として認められた土地であるという論理である」。同上、176—177 頁。

なお、当初（1954 年 2 月 10 日）、日本は、「1904 年の中井養三郎の貸下願」、「1905 年 1 月 28 日の閣議決定」および「1905 年 2 月 22 日の島根県告示 40 号」による「先占取得」を領有権主張の根拠にしていた。しかし、後に（1962 年 7 月 13 日）「竹島は昔から日本固有の領土である。固有の領土であるか否かは、実効的に支配・経営してきたかが最も決定的な要素となる」とし、「原始的権原の存在と相対的に強い実効的支配・占有による取得」を主張するようになった。河「前掲論文」（注 11）、232—233 頁。この立場は現在でも維持されており、上記の一連の措置は、領有の意思を「再確認」したものと説明されている。外務省「10 のポイント」（注 2）、3—9 頁。これに対し、最近の研究によれば、「竹島／独島に対する領域権原を近代国際法に照らして確実なものにするために」、日本が追加的措置をとることは、「論理的に可能なこと」であるが、日本による他の島嶼編入の諸先例と比較して、一連の措置にそのような意図があったと結論するに足る根拠はないとされる。朴「前掲論文」、188—189 頁。

⁶⁹ *The Minquiers and Ecrehos case, Judgment of November 17th, 1953 : I.C. J. Reports 1953* (hereinafter, *The Minquiers and Ecrehos case*), p. 47

⁷⁰ *Ibid.*, p. 57.

⁷¹ 太寿堂『前掲書』（注 4）140—141 頁、皆川洸「竹島紛争とその解決手続」『前掲書』（注 8）、38 頁。

⁷² 太寿堂『前掲書』（注 4）、139—150 頁、皆川洸「竹島紛争と国際判例」『国際法学の諸問題』前原光雄教授還暦記念論文集、慶応通信（1963 年）、外務省「10 のポイント」（注 2）。これに対し、両国が主張する国家権力の行使または実効的支配は、「一方当事国の領域主権の存在・成立を証明する程度の・・・国家権力の行使ではなかった」（傍点原文）とする見方もある。河「前掲論文」（注 11）、273—274 頁。

⁷³ 皆川「前掲論文」（注 71）、39 頁。

⁷⁴ 許淑娟「領域権原論再考（一）」国家学会雑誌第 122 巻 1・2 号、6 頁。権原は多義的な概念であるが、さしあたり本稿では、「一定の地域において領域主権を有効に設定し行使するための原因または根拠となりうる事実」という意味で、この用語を用いることにする。山本草二『国際法〔新版〕』（三省堂、1994 年）、278 頁。権原概念の多義性およびその相対的把握の可能性については、許「前掲論文」、11—21 頁。

⁷⁵ 外務省「10 のポイント」（注 2）、13 頁。

ている⁷⁶。そこで次に、決定的期日について、若干触れておきたい。決定的期日は、戦後の日韓両国の行動を評価するにあたって、重要な法的意味をもたらす概念だからである。

(2)決定的期日

領域紛争の解決にさいしては、当事国間に紛争が発生しまたは領域主権の帰属が決定的となったとみとめられる時期の確定が重要である。この時期を基準として、領域権原の根拠となる事実の証拠力が定められ、当事国の請求原因をなす法律関係の有無や性質が認定されるので、決定的期日とよばれている⁷⁷。

もともと、決定的期日は、継続的な状態について一義的な判断を求められる裁判過程において、変動する法律関係を固定化し、裁判所が特徴的な時点を取り出して判断することができるようにするために提唱された概念である⁷⁸。

裁判所により決定的期日が定められれば、それ以前に存在した事実または行為に限り証拠力が認められる。もっとも特殊な事情が存在するならば、この期日以後の事実または行為が考慮されることもあるが、いずれにせよ、それ以後当事国が自己の立場を有利にするために行った行為については、証拠力が否認される⁷⁹（傍点筆者）。

したがって、1954年以前に決定的期日が設定されれば、それ以降韓国が行なっている「不法占拠」は「自己の立場を有利にするために行なった行為」であり、領域権原の証拠にはならないので、竹島紛争が国際司法裁判所に付託された場合には、「日本が勝訴する公算はかなり大きい」となる⁸⁰。要するに、「このような考え方は、1952年以後の韓国による竹島に対する支配・占有に関わるいっさいの行為を排除することにその目的がある」⁸¹。

紛争発生後に自国に有利に創設された諸行為の証拠力が排除されるのは、上記のような実際上の理由に加えて、もっとも正義に適ったかつ衡平と思われる根拠に基づき判決が下されることを確保するためであり、決定的期日を設定する根本的な目的はそこにあるとされる⁸²。たとえば、争点が明らかになったあとで、一方の当事国が、他方の当事国からの仲裁付託提案を拒否するなど、いったんは解決を拒否又は回避しながらも、なんらかの措置をとることにより自国の立場を一方的に改善したうえで、仲裁付託に同意した場合があるとする。このような場合、付託の日を決定的期日にすれば、当初から仲裁を受け入れる意思を表明してきた他方当事国を非常に不利な立場におくことは明らかである。したがって、いわば「やった者勝ち」を許さないように、決定的期日を、他方当事国が最初に仲裁付託を提案した日に設定し、「正義に適ったかつ衡平と思われる根拠に基づき判決が下されることを確保する」のである⁸³。

⁷⁶ 皆川「前掲論文」（注72）、354頁、河「前掲論文」（注11）、262頁。

⁷⁷ 山本『前掲書』（注74）、281－282頁、安藤「前掲論文」（注65）、135頁。

⁷⁸ 許淑娟「領域権原論再考（四）」国家学会雑誌122巻7・8号、903頁。

⁷⁹ 山本『前掲書』（注74）、282頁。*The Minquiers and Ecrelzos case, supra* note 69, p. 59; *Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia), Judgment, I. C. J. Reports 2002* (hereinafter, *Pulau Ligitan and Pulau Sipadan Case*), p. 682, para. 135; Ian Brownlie, *Public International Law*, Seventh edition, Oxford University Press, 2008, pp. 130-131. 皆川「前掲論文」（注72）、353－355頁。

⁸⁰ 太寿堂『前掲書』（注4）、153頁。

⁸¹ 河「前掲論文」（注11）、276頁。

⁸² Oral Argument of Sir. Fitzmaurice, *I.C.J. Pleadings, The Minquiers and Ecrelhos Case (United Kingdom/France)*, pp. 67-68. 杉原高嶺『国際法学講義』（有斐閣、2008年）、290－291頁、

⁸³ Oral Argument of Sir. Fitzmaurice, *supra* note 82, p. 69. 許「前掲論文」（注78）、879頁。

このように、決定的期日の設定時期は、権原の帰属に関する判断に大きな影響を与えることから、決定的期日をどの時点に設定するのかが重要な事項となる。しかし、決定的期日は、個々の事案の特定の事情に大きく左右されるため、さまざまな設定基準が考えられる。たとえば、この概念の創出者とされるフィッツモーリスは、「当事国がもはや交渉もせず、抗議もせず、お互いを説得しようと試みることもない」状態、すなわち「紛争の結晶化」時点を決定的期日の選択基準の1つとして提案している⁸⁴。また、同じくフィッツモーリスによれば、これ以外にも、ある条約や出来事が、紛争主題の焦点となっている場合には、その条約締結時（パルマス島事件⁸⁵）・出来事の発生時（東部グリーンランド事件）、紛争が始まった期日、紛争当事国のどちらかが明確な主張を行なった期日、司法的解決以外の紛争の平和的解決（交渉・調停等）を提案した期日、それらの手続が実施された期日、司法的解決を提案した期日などが、決定的期日の選択基準として考えられるという。さらに、決定的期日は1つとは限らず、複数存在する可能性も示唆している⁸⁶。

このように、決定的期日の設定にあたっては、さまざまな基準が考えられるため、竹島問題の決定的期日についても、学説は一致していない。これまでに候補として挙げられているのは次の期日である。

- ①日本政府が竹島を編入したと主張する 1905 年 2 月 22 日（島根県告示 40 号が公布された日）
- ②対日平和条約締結の日（1951 年 9 月 8 日）
- ③李承晩ライン宣言後、日本が正式に抗議を行った日（1952 年 1 月 28 日）
- ④日本が ICJ への付託を提案した日（1954 年 9 月 25 日）
- ⑤ICJ への付託合意が成立し、正式にその手続が開始される日（将来⁸⁷）

さらに、紛争の構図が竹島問題に類似しているとされるマンキエ・エクレオ事件では、「決定的期日は明確に設定されなかった」⁸⁸ので、本問題についても、同様に決定的期日は明確に設定されない可能性が高い、との見解も示されている⁸⁹。しかし、マンキエ・エクレオ事件判決のこのような理解に対しては、異論も提起されている。裁判所によれば、フランスが 1886 年と 88 年にマンキエとエクレオ両島に対する主権を主張するまでは紛争は発生していなかった。しかし、両島に対する活動の多くは、紛争が発生する前から漸次展開されてきたものであり、中断されることなく同様の形態を保ってきた。そのような特殊事情から、紛争の発生以降の行為であっても、「当事国の法的立場を改善する意図でなされた措置でない限り」考慮する

⁸⁴ Gerald Fitzmaurice, “The Law and Procedure of the International Court of Justice 1951-1954”, 32 *BYIL* (1955-56), pp. 23-24. 許「前掲論文」（注 78）、879 頁。

⁸⁵ *Island of Palmas Case (Netherlands/United States of America)*, Award of 4 April 1928, *RIAA*, Vol. II, (1949) (hereinafter, *Palmas Case*), p. 843.

⁸⁶ Fitzmaurice, *supra* note 84, pp. 23-24. 許「前掲論文」（注 78）903 頁。複数の決定的期日を認定した事例として、*Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Honduras)*, Judgment, *I.C.J. Reports 2007* (hereinafter, *Territorial and Maritime Dispute Case*), pp. 697-701, paras. 117-131; *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore)*, Judgment, *I.C.J. Reports 2008* (hereinafter, *Pedra Branca Case*), p. 28, paras. 33-36.

⁸⁷ 河「前掲論文」（注 11）、262 頁

⁸⁸ 同上、263-264 頁、山本『前掲書』（注 74）、282 頁、中村道「領域権原としての実効的支配」松井芳郎編『判例国際法〔第 2 版〕』（東信堂、2006 年）、135 頁（「この期日の選定に決定的な意義を認めなかった」）。See also, Brownlie, *supra* note 79, p. 126.

⁸⁹ Jon M. Van Dyke, ‘Legal Issues Related to Sovereignty over Dokdo and Its Maritime Boundary’, *Ocean Development & International Law*, Vol. 38, 2007, p. 158.

としたのである⁹⁰。それゆえ、1886年と1888年を、紛争の結晶化時点としての決定的期日として選択したことになるとされる⁹¹。マンキエ・エクレオ事件判決をこのように理解すれば、決定的期日は紛争の発生時となる。

近年、国際司法裁判所が下した以下の3つの判決からも、決定的期日を紛争発生時に設定するという傾向がうかがわれる。

2002年のリギタン島及びシバダン島に対する主権事件判決で、裁判所は、紛争当事国（インドネシアおよびマレーシア）が、これらの島に対して相反する請求をしたとき（1969年）を、紛争が結晶化した日とした⁹²。2007年のカリブ海における海洋画定事件判決（2007年）では、島の帰属をめぐる紛争と係争海域における境界画定の問題に関する決定的期日は異なるとされ、前者については、ニカラグアが係争区域で主張するすべての島と岩に付属する主権的権利をはじめて明示的に留保したとき（2001年）、後者については、境界線に関する見解の相違が表面化したとき（1982年）とされた⁹³。2008年のペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテ、中岩、南暗礁脈に対する主権事件判決では、ペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテに対する主権についての紛争が結晶化したのは、シンガポールが、これらをマレーシア領とした地図をマレーシアが刊行したことに抗議した日（1980年2月14日）とされた。中岩、南暗礁脈に対する紛争については、シンガポールが、両国間の交渉中に、はじめてペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテに加えて中岩、南暗礁脈を盛り込んだ日（1993年2月6日）とされた⁹⁴。

このように、これらの判決で、同裁判所は紛争が結晶化した日を決定的期日に設定しているが、それらは対象領域の帰属について見解の相違が表面化したとき、すなわち紛争の発生時であり、もともとフィッツモーリスが提唱した「紛争の結晶化」概念とは異なる内容となっている。いずれにせよ、こうした傾向を見る限り、竹島問題については、1952年の李承晩ライン宣言設定後、日本がはじめて抗議した日、その時点に決定的期日が設定される可能性は高いと思われる。

もっとも、領域紛争において、常に決定的期日が存在する、または存在しなければならないというわけではない⁹⁵。決定的期日が設定されない、または上記⑤の紛争の付託時に設定される可能性もまったくないわけではない。その場合には、戦後韓国が半世紀以上にわたり竹島を占拠しているという事実、それに対して日本が抗議等の措置を繰り返してきたことも考慮されることになる。本稿の主題は、一部の学説により示されている懸念、すなわち「不法占有に基づく権原の取得」という事態が発生しうるかいかであるが、それは、決定的期日のこのような性格を念頭においたものだろう。その意味で、戦後の動向は、古くからの歴史的事実と同様、場合によってはそれ以上の重みを持ちうることに注意しなければならない。

⁹⁰ *The Minquiers and Ecrelzos case*, *supra* note 69, pp. 59-60.

⁹¹ 許「前掲論文」（注78）、879頁、杉原『前掲書』（注82）、290頁。

⁹² *Pulau Ligitan and Pulau Sipadan Case*, *supra* note 79, p. 682, para. 135. そのうえで、「結晶化した日以降に生じた行為を考慮することはできない。ただし、その期日前から日常的に継続している行為、および当事国自らが依拠する法的立場を改善する目的で行われたものでない行為は、その限りでない」とした。 *ibid.* See also, *Territorial and Maritime Dispute Case*, *supra* note 86, p. 659, para. 117; *Pedra Branca/Pulau Batu Puteh Case*, *ibid.*, p. 12, para. 32.

⁹³ *Territorial and Maritime Dispute Case*, *supra* note 86, pp. 698-701, paras. 118-131.

⁹⁴ *Pedra Branca/Pulau Batu Puteh Case*, *ibid.*, p. 28, paras. 33-36.

⁹⁵ Malcolm N. Shaw, *International Law*, Sixth edition, Cambridge University Press, 2008, p. 509; Brownlie, *supra* note 79, p. 126.

(3)権原喪失または移転の可能性

周知のように、先占、時効、割譲、征服および添付の5つの様式は、伝統的に認められてきた領域権原である。しかし、これらがすべて喪失様式に対応していることにふれられることはそれほど多くない。すなわち、時効、割譲および征服は喪失様式でもあり、先占は遺棄(dereliction or abandonment⁹⁶)、添付は自然作用に対応している⁹⁷。また、これら以外にも、黙認が権原移転をもたらすことは、国際司法裁判所のいくつかの裁判例で指摘されているところである⁹⁸。

割譲は国家間の合意による領域の一部移転をいうが⁹⁹、日韓の間にこの種の合意は存在しないので、本稿の主題とのかかわりはない。竹島は武力の行使により取得されたとは主張されていないことから、征服も同様である。自然作用によって変動したという事実もない。

遺棄については、若干の説明が必要だろう。ある領域に対して権原を保有している国が、当該領域を遺棄した場合、その領域は無主地となる。遺棄の要件は、対象領域を実際に放棄すること、および当該領域に対する主権を放棄する意図を示すこととされる。このような意図が示されておらず、権原保有国が、当該領域の占有を奪い返す意図と能力を有していると推定される限り、遺棄したことにはならない。たとえば、暴動により、国家が領域から撤退せざるをえなくなった場合、当該領域は、旧占有国が占有を奪い返す能力があり、その努力をしている限り、遺棄されたものとはみなされない¹⁰⁰。国際関係の安定性を維持する必要性と、遺棄の意図が示されていない領域に「居座る」(squatting)衝動に駆られることを回避する必要があるため、遺棄は推定されないのである¹⁰¹。

日韓両国ともに竹島が無主地になったことはないと主張している。また旧占有国である日本は、繰り返し抗議しており、遺棄の意図を表明していないので、これも関係がない。ただし、最近の国際司法裁判所のいくつかの判決は、このような意味で遺棄という用語を用いておらず、学説上、放棄(renunciation)または移譲(relinquishment)¹⁰²として説明されている意味を示すものとして、遺棄を用いている¹⁰³。どちらも対象領域を放棄するという点では同じであるが、それにより当該領域が無主地になるか、それとも直接いずれの国が領域権原を取得するかという相違があるとされる。もっとも、この後者の意味での遺棄は、黙認により発生するとされているので、本稿もそれにならうことにする。

したがって、竹島との関係で、「不法占有に基づく権原の取得」という事態を発生させうるのは、時効と黙認ということになる。

⁹⁶ 不完全な(inchoate)権原の喪失と、先占その他の様式により、すでに取得されていた領域の遺棄(dereclition)とは異なる概念である。Jennings & Watts(ed.), *Oppenheims International Law*, Vol I, Peace, Parts 2 to 4, 1992, p. 716

⁹⁷ *Ibid.*。これに加えて、反乱があるとされる。*ibid.*

⁹⁸ E.g., *Pedra Branca/Pulau Batu Puteh Case*, *supra* note 86, p. 50, para. 120.

⁹⁹ 杉原『前掲書』、282頁。

¹⁰⁰ Jennings & Watts, *supra* note 96, p. 717.

¹⁰¹ Brownlie, *supra* note 79, p. 139. 遺棄する意図を立証するに足るものがなく、それゆえ遺棄はなかったとした事例として、*Affaire de L'île de Clipperton*, *RIAA*, vol.2, pp. 1110-1111.

¹⁰² Brownlie, *supra* note 79, pp. 131-132. See also, *Case concerning Sovereignty over certain Frontier Land Judgment of 20 June 1959: I.C.J. Reports 1959*, p. 227.

¹⁰³ *Frontière terrestre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria: Guinée équatoriale (intervenant))*, arrêt, *C. I. J. Recueil 2002*, pp. 353-355, paras. 67-70, pp. 414-416, paras. 222-223; *Pedra Branca/Pulau Batu Puteh Case*, *supra* note 86, p. 51, para. 122.

(a)時効

時効とは、他国の領土または帰属について争いのある土地に対して、領有権を成立させる権原である¹⁰⁴。時効によって権原を取得するには、占有が①主権者として（領有の意思を持って）、②平穏かつ中断されることなく、③公然と、④一定期間継続して行われる必要がある¹⁰⁵。このように時効の本質は、もともと瑕疵のあったまたは疑義のあった権原を、旧領域支配国の同意および黙認により、瑕疵を治癒しまたは疑義を払しょくすることにある。それにより、国際秩序と安定性を維持することができるとされ、多くの論者はその点に国際法の規則としての時効制度の存在理由を見出している¹⁰⁶。

さて、以上の要件は、国際法上、伝統的に認められてきた権原の1つである先占とほぼ同じであるが、先占が「無主地」を対象とするのに対し、時効は「他国の領土または帰属について争いのある土地」を対象とする点で、両者は区別されてきた¹⁰⁷。もっとも、「帰属について争いのある土地」を対象としている場合、競合する国家活動が同時に主張されていることになる。パルマス島事件判決以降、このような場合、「国家権能の継続的かつ平穏な表示」¹⁰⁸を基準として、権原の有無およびその維持が決定されており、その意味で時効の範疇として説明する意義に乏しい¹⁰⁹。したがって、時効が権原喪失または移転様式として独自の機能を果たすのは、「他国の領土」を対象としている場合に限られる。

時効に関してとくに問題となるのは、②および④の要件である。④の期間については、イギリス領ギアナとベネズエラ間の国境紛争を仲裁により解決することを目的として、1897年にイギリス＝アメリカ間で締結された条約で、「50年間の敵対的保有または時効は有効権原となる」と定められたことがある（4条(a)）¹¹⁰。しかし、一般には、各事案の事実により期間は異なるとされ、あらかじめこれを特定することは難しく、また特定すべき必然性に乏しいとされる¹¹¹。

②の平穏とは、①の要件が満たされているときに、他方当事国がその占有を黙認している状態をさす。他方当事国の猛反対にあいながら、実力により占有が維持されているような場合には、「平穏」とはみなされない。しかし、当初、強制的な手段により占有が開始されても、その後平穏に占有が継続する場合には、「平穏」とみなされる。相手国の黙認が推定されるからである¹¹²。

黙認の推定を覆す、すなわち時効を中断させるには、相手国が外交上の抗議を行うだけでよいのか、それ以上に積極的な措置（例えば国際裁判への付託）を必要とするかについて、学説

¹⁰⁴ 安藤「前掲論文」（注65）、132頁。

¹⁰⁵ D. Johnson, "Acquisitive Prescription in International Law", 22 *BYIL* (1950), pp. 344-348. カシキリ／セドッドゥ島事件で、紛争当事国は、時効により権原を取得できること、およびその要件は本文記載の4つであることを認めていた。裁判所は、「国際法における取得時効の地位または時効による領域権原の取得条件に立ち入る必要はない」としつつ、本件の事実に照らせば、これらの諸条件は満たされておらず、したがって、ナミビアによる取得時効に関する主張を認めることはできないとした。*Kasikilil Sedudu Island (Botswana/Namibia), Judgment, I. C. J. Reports 1999*, pp. 1103-1106, paras. 94-99.

¹⁰⁶ Johnson, *supra* note 105, p. 333; Brownlie, *supra* note 79, p. 146; Shaw, *supra* note 95, p. 504.

¹⁰⁷ *E.g.*, Brownlie, *supra* note 79, p. 134; Shaw, *supra* note 95, p. 505.

¹⁰⁸ *Palmas Case*, *supra* note 85, p. .

¹⁰⁹ Brownlie, *supra* note 79, pp. 147-148. パルマス島事件判決で、フーバーは、「いわゆる時効」として、「国家権能の継続的かつ平穏な表示」に言及している一節を除き、「時効」という用語を用いていない。

¹¹⁰ Johnson, *supra* note 105, p. 340.

¹¹¹ 安藤「前掲論文」（注65）。

¹¹² Johnson, *supra* note 105, pp. 345-346.

は対立している¹¹³。

ここで抗議とは、国家が、他国の行為または主張が国際法に反している、または国際法上根拠のないものであるとして、それらに対し異議を申し立てる公式の通信手段をさす¹¹⁴。他国の領域権原の有効性を争うことは、他国の行為に対する抗議にあたる¹¹⁵。抗議は、外交レベルで、当事国を公式に代表する者（元首または政府の長、外務大臣、外交使節など）により行なわれなければならない、またそれらの者に宛てたものでなければならない。定まった様式はないが、通常外交経路を通じて伝えられるので、ある程度の形式性を備えることになる。また、口頭で行なうことも可能であるが、通常は書面により確認される。このように、抗議の主たる法的機能は、権利の保全にあり、抗議がなされないことから生ずる法的効果（承認または黙認：*Qui tacet consentire videtur*「沈黙する者は同意するものとみなされる」）を排除する。したがって、抗議は一方的法律行為である¹¹⁶。抗議を行なう側が、関連事実を了知していた、または少なくとも了知していたと予測されうる場合には、可能な限り迅速に抗議を行なわなければならない¹¹⁷。

抗議の法的意味をこのように理解すれば、時効の中断事由としては、外交上の抗議で足りると思われるだろう。しかし、学説上は、一度抗議を行なっただけで、その後長期間抗議をしなかった場合だけでなく、抗議を繰り返すだけで、国際連合への提訴や国際裁判への付託など、あらゆる実効的な異議の態様を尽くさなければ、「ペーパー・プロテスト」とみなされ、他国の主張または行為を黙認したと解される場合があるとする見解が有力である¹¹⁸。なぜ、抗議を繰り返すだけでは不十分なのか。概要、次のように説明されている。

武力行使が違法化されていなかった頃、征服による領域権原取得が認められていた。征服された国は、いかに果敢に戦おうとも、権原を喪失した。とすれば、戦うことなく、外交上の抗議をするに甘んじていた国は、黙認の推定を覆すことができず、当然権原を喪失することになる。外交上の抗議は、相手国の主張がまかり通らないことを、当該相手国に対し警告し、係争中の問題に対して国際世論の関心を引き付けるという効果を有する。しかし、その他の行動が続かない抗議は、やがて「空疎」(academic)で「役に立たない」(useless)ものとなる。武力行使が違法化される前に要求されたその他の行動は、何がしかの強制的な反対だった。武力行使が違法化されてからは、国際連盟または常設国際司法裁判所へ紛争を付託すること、1945年以降は、国際連合または国際司法裁判所へ付託することになった。この新しい国際紛争解決機構の出現により、時効制度のなかで抗議が果たす役割は大きく変わった。外交上の抗議の意義は減少し、今日では時効を中断する主たる手段でないことは確かである。1919年以降、抗議は、時効の停止事由にすぎなくなっている¹¹⁹。

マンキエ・エクレオ事件で個別意見を著したカルネイロ判事は、そのなかでこれと同趣旨のことを述べていた¹²⁰。「外交上の抗議を繰り返すだけでは、不法占有に基づく権原の取得を阻

¹¹³ 藤田久一『国際法講義Ⅰ 国家・国際社会〔第2版〕』（東京大学出版会、2010年）、249頁。

¹¹⁴ Wolfram, Karl, 'Protest', in: R. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Volume I (1997), p. 1157.

¹¹⁵ 奥脇直也・小寺彰編『国際法キーワード〔第2版〕』（有斐閣、2006年）、68頁

¹¹⁶ Wolfram, *supra* note 114, pp. 1157-1158. また、皆川「前掲論文」（注71）42頁。

¹¹⁷ *Affaire des pêcheries, Arrêt du 18 décembre 1951 : C. 1. J. Recueil 1951*, p. 139.

¹¹⁸ 安藤「前掲論文」（注65）、132-133頁、奥脇・小寺編『前掲書』（注115）。Fitzmaurice, 30 *BYIL* (1953), 28-9, 42-3; id., 32 *BYIL* (1955-6), 33.

¹¹⁹ Johnson, *supra* note 105, pp. 345-346.

¹²⁰ Opinion Individuelle de M. Levi Carneiro, *The Minquiers and Ecrehos Case*, *supra* note 69, pp.

止できない」との懸念は、こうした見解に基づくものである。

しかし、これと異なる判断を示した先例が存在する。エル・チャミザル事件である。この事件は、エル・チャミザルと呼ばれる土地の帰属をめぐる、アメリカとメキシコとの間で発生した紛争であるが、解決を委ねられた国際国境委員会は、時効の中断事由について、次のような判断を示していた。「国内私法上、時効の中断は訴えの提起によりもたらされるが、国家間の関係においては、国際裁判所がこのような目的のために設置されるまで、当然のことながらこのようなことは不可能」なので、外交上の抗議により時効を中断させることができる¹²¹。また、この判決では、次のような判断が示されていたことも注目に値する。「時効の請求を受けている国が、散発的に外交上の抗議を提起する一方、暴力を導きかねない行動を控えていたとしても、それは責めに帰すべきことではない。・・・メキシコは係争地域に税関を設置することを望んでいたが、もしそうしていれば、暴力シーンを誘発していたことは明らかだった。そのような状況のなかで、メキシコが、外交文書に抗議を含めるという穏やかな形式に訴えたことを非難することはできない」¹²²。

さて、それではどのように解すべきであるか。時効を中断させるには、黙認していないことを相手国に示すことができれば良いのであるから、外交上の抗議以上のことを求めるに足る根拠はないと思われる¹²³。国際司法裁判所への付託を要件とすれば、合意付託にいたらない場合には、必ず一方的付託をしなければならないことになり、そうしなかった国が、領域権原を喪失することになるのは、あまりにも均衡性を欠く結末である¹²⁴。

したがって、さしあたり、外交上の抗議を繰り返していれば、時効が成立することはないと思われる。それゆえ、竹島問題に即していえば、日本が現在の立場を維持する限り、時効による権原喪失または移転は起こらないと解される。

ところで、多くの論者が指摘するように、時効による権原取得を認めた先例は皆無に近い。時効による権原喪失または移転も同様である。その理由は、次のように説明されている。実際の紛争では、係争地域が無主地であったのかなかったのかが明確でないことが多いので、当該地域に対する権原が先占なのか、時効なのかを決定することも難しい、と¹²⁵。しかし、とりわけ国際司法裁判所は、これまでいくつかの事例で、権原が一方当事国に帰属すると認定したうえで、それが喪失するまたは他方当事国に移転する可能性を検討してきたが、その際、当事国が主張した場合を除き、時効についてふれることはなかった¹²⁶。つまり、係争地域の地位を明らかにした場合にも、時効という様式を用いて権原の帰属を判断していないのである。そのような場合、裁判所は、もっぱらその解決規準を黙認に依拠してきた。

106-108. もっとも、マンキエ・エクレオ事件では、「実効的占有を証明するに足る証拠の相対的優劣」に基づいて権原の帰属が決定されたので、当然のことながら、カルネイロ判事の個別意見もその文脈で記されている。ただし、時効の要件は実効的占有のそれは、現実の占有という観点からとらえれば、その実態に違いはないと解されるので、時効との関連で参照することも許されると思われる。比較対象が先占であるが、小寺彰・森田章夫・岩沢雄司編『講義国際法』（有斐閣、2004年）、247頁（柳原正治執筆部分）。

¹²¹ *The Chamizal Case*, RIAA, Vol. XI, p. 329. 高島忠義・百選、72-73頁。

¹²² *Ibid.* 同上、72頁。

¹²³ Brownlie, *supra* note 79, p. 149; Shaw, *supra* note 95, p. 506.

¹²⁴ Brownlie, *supra* note 79, p. 149.

¹²⁵ 小寺・森田・岩沢編『前掲書』、太寿堂『前掲書』（注4）、13-14頁、許淑娟「領域権原論再考（三）」国家学会雑誌 122 巻 5・6 号、600 頁。Ian Brownlie, *supra* note 79, p. 134; Shaw, *supra* note 95, p. 504.

¹²⁶ *Kasikili/Sedudu Island Case*, *supra* note 105.

(b) 黙認

時効の成立にあたって、黙認が不可欠とすれば、時効と黙認との異同が問題となる。実際、この点については議論のあるところである。しかし本稿では、以下の理由により、一応別個のものとして検討を進めていくことにしたい。第1に、学説上、時効は領域権原取得または喪失様式であるが、黙認は、紛争解決の局面にあつて国際裁判所が用いる紛争解決規準として別個に位置づけられていることによる¹²⁷。第2に、国際司法裁判所をはじめとして、これまでの国際裁判で時効を適用した事例が希少であることは否定できないが、カシギリ／セドウドゥ島事件で、当事国双方が時効による権原取得の可能性について、裁判所の判断を求めることに意見が一致していたように、黙認とは異なる独自の制度として時効が存在することは完全には否定されていないと解されることである。

さて、黙認は、領域権原を有する国が、当該領域に対して他の国が主権者として行った行動や、他の国による領域主権表示の具体的発現¹²⁸に対し、抗議しなかった場合に成立する¹²⁹。換言すれば、対応を要すると思われる事態が生じているときに、異議を申し立てない国は、新たな事態を受け入れたと解釈されるのである¹³⁰。

たとえば、領土・島・海洋境界紛争事件で、フォンセカ湾のミアングェラ島のエルサルバドルの支配に対するホンデュラスの公式の抗議について、国際司法裁判所は次のように認定した。「ホンデュラスの抗議は、エルサルバドルが、同島に対して実効的占有を開始してから、1世紀以上の時を経て出されたものであり、同島におけるエルサルバドルの主権行使に対するホンデュラスの黙認が推定されることに影響を及ぼすには遅きに失したものである。それ以前のエフェクティヴィテに対するホンデュラスの行為は、承諾、承認、黙認、あるいはこの状況に対する他の形態の黙示的同意の存在を明らかにする¹³¹。」と。

もっとも、国際司法裁判所は、すでに1959年の国境地方に対する主権事件判決で、黙認による権原移転の可能性を肯定していたが¹³²、上記の領土・島・海洋境界紛争事件判決のように、権原を確認するという意味で黙認の成立を認定したことはあつたが¹³³、権原移転の効果を有する黙認を認定することには慎重な姿勢を示していた。

たとえば、2002年のカメルーンとナイジェリアの領土及び海洋境界事件判決では、チャド湖周辺地域に対し、カメルーンが権原を保有しているとしたうえで、当該地域でナイジェリアが公衆衛生、教育施設の整備、警察活動および司法行政といった、通常は「主権者としての」行為とみなされうる活動をしていたことに鑑み、カメルーンがナイジェリアへの権原移転を黙認したとするに足る証拠があつたかなかつたかが検討された¹³⁴。

そして、ナイジェリアの行為に対してそれほど強く抗議した形跡はうかがわれず、また当該

¹²⁷ 杉原『前掲書』(注82)、287-293頁。

¹²⁸ *Palmas Case supra* note 85, p. 839.

¹²⁹ *Pedra Branca/Pulau Batu Puteh Case, supra* note 86, p.50, para. 121.

¹³⁰ Shaw, *supra* note 95, p. 516. 「黙認の概念は、「他方当事国が同意と解釈しうる一方的行為により示された黙示の承認に相当する」。 *Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area (Canada/United States of America), Judgment, I.C.J. Reports 1984*, p. 305, para. 130.

¹³¹ *Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador / Honduras/Nicaragua intervening), Judgment, I. C. J. Reports 1992*, p. 577, para. 364. 杉原高嶺「領土・島・海洋境界紛争事件」『国際法外交雑誌』95巻1号、108頁。

¹³² *Case concerning Sovereignty over certain Frontier Land, Judgment of 20 June 1959: I. C. J. Reports 1959*, pp. 227-230.

¹³³ Shaw, *supra* note , p. 517.

¹³⁴ *Frontière terrestre et maritime, supra* note 103, pp. 353-354, paras. 67-68.

地域で行政管理を行使しようとした試みはほとんど実を結ばなかったと認定しつつ、その間ナイジェリアが当該地域で行っていた活動を主権者としてのそれとはみなしていなかったとした。それゆえ、権原の遺棄をカメルーンは黙認していなかったと結論するにいたっている¹³⁵。上述したように、ここで遺棄という用語は、学説上、放棄（renunciation）または移譲（relinquishment）として説明されていた意味を有するものとして用いられている。

こうしたなかで注目に値するのが、2008 年のペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテー等に対する主権事件判決である。この事件では、シンガポール海峡にある 2 つの島と 1 個の低潮高地の領有権が、シンガポールとマレーシアとの間で争われた。ペドラ・ブランカには、現在のマレーシアの一部になっているジョホール・スルタンの許可を得て 19 世紀にイギリスが建設した灯台があり、現在はシンガポールがそれを管理している。国際司法裁判所は、この島を含めシンガポール海峡にある島嶼が歴史的にジョホール・スルタンの領土であったとし、その承継国であるマレーシアに原始的権原（original title）があることを認めた¹³⁶。しかし、1953 年にイギリスが海峡植民地の境界画定に関連してこの島についてジョホール・スルタンに照会した際、「ジョホール政府は所有権を請求しない」と回答したこと、その後シンガポールが行ったさまざまな行政権行使に対し、マレーシアが適時に反応しなかったことから、決定的期日の 1980 年までに同島に対する主権はシンガポールに移転していたと認定した¹³⁷。

このような認定を行なうにあたって、裁判所は、国際法上および国際関係上、領域主権とその安定性および確実性が有している重要性を考慮し、「当事国の行為に基づく領域主権の移転は、当該行為および関連事実により、明確にかつ一点の疑いもなく表明されなければならない。実質的に、一方当事国が領域の一部に対する主権を遺棄したことになるような場合には、特にそうである」としていた¹³⁸。実際、裁判所が特に重視したのは、ジョホール・スルタンが「ペトラ・ブランカ/プラウ・バツ・プテーの所有権を請求しない」と回答していたことだった¹³⁹。

この判決の論理にしたがえば、何らかの形で遺棄する意図を表明しなければ、黙認は推定されないことになるのではないかとすれば、これを黙認と呼ぶことが妥当か否かはさしあたりおくとして、黙認による権原移転の要件は、実質的に伝統的な喪失様式の 1 つである遺棄と同じと言ってもよいのではないかと。このような理解が正しいければ、時効の場合と同じく、外交上の抗議を行っていれば、竹島に対する権原の移転または喪失が発生する可能性はない。

4. おわりに

以上見てきたように、韓国による、日本側からすれば「不法占拠」であるが、それが長期化しているとは言っても、日本が外交上の抗議を適時行っていさえすれば、権原が移転するという最悪の事態を招くことはないと考えられる。これまでの国際裁判所の裁判例や学説による限り、それ以上の対応をしなければ、権原が移転するとするに足る国際法上の根拠はないように思われる。

ところで、2010 年 9 月 7 日、尖閣諸島沖で中国漁船が日本の海上保安庁巡視船に衝突、翌 8 日に中国人船長を公務執行妨害の疑いで逮捕するという事件が起こった。この「国内法を肅々

¹³⁵ *Ibid.*, pp. 354-355, paras. 69-70.

¹³⁶ *Pedra Branca/Pulau Batu Puteh Case*, *supra* note 86, pp. 29-37, paras. 37-69.

¹³⁷ *Ibid.*, pp. 73-96, paras. 192-276.

¹³⁸ *Ibid.*, p. 51, para. 122.

¹³⁹ *Ibid.*, p. 74, para. 196, pp. 79-80, para. 221, p. 96, para. 275.

と適用する」とした日本の対応は、中国側の激しい反発を招き、レアアースの対日輸出停止、国連総会における温家宝首相による対日批判などの一連の措置により、「国際社会は日中間に領土問題があることを強く認識した」とされる。周知のように、「尖閣諸島は日本固有の領土であり、しかも実効支配している。北方領土や竹島と異なり『領土問題』は存在しない」というのがこれまで何度も繰り返してきた日本の立場であり、それが今回中国により展開された「国際的な宣伝戦によって大きく傷ついた」格好になった¹⁴⁰。

ひるがえって、わが国の竹島に対する姿勢はどうか。もちろん、一般論として、領土問題は個々の事情に大きく左右されるので、安易な類推は厳に慎まなければならない。竹島問題に限っても、韓国側は「独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国領土であった」とし、日本による韓国併合の第一歩と位置付けているため、竹島問題は歴史認識の問題にもなっていることが、解決をいっそう困難にしているという特有の事情があることを忘れてはならない¹⁴¹。しかしそれでも、領土の問題は主権が絡む「核心的利益」に関わるものであるが¹⁴²、今回の中国、および折に触れて韓国がとってきた措置に比して、日本の政治家には、それを守ろうという意識があまりにも希薄に思える。こうした政治家の意識に、日韓基本条約締結時にも指摘されていた国民一般の認識不足が反映されていることも否定できない。その意味では、国民全体が領土問題に対する関心をより一層持つべきであり、政治家に問題の重要性を認識させなければならない。繰り返しになるが、領土問題は「核心的利益」に関わるものなので、並大抵のことでは改善しない。今回の尖閣諸島に対する一連の対応と結果を教訓として、竹島問題については新たな対応を模索する時期に来ているのではなかろうか。

¹⁴⁰ 朝日新聞 2010 年 9 月 22 日 2 面。

¹⁴¹ 坂元「前掲論文」、58 頁。

¹⁴² 朝日新聞 2010 年 9 月 26 日 2 面（ボニー・グレイサー米戦略国際問題研究所（CSIS）上級研究員コメント）。

第二次世界大戦後の島根県と竹島

（「竹島／独島研究における第三の視角」 解題）

福 原 裕 二

はじめに

筆者は、島根県竹島問題研究会（第1期：2005年6月～2007年3月）の初回の研究会（2005年6月21日）において、『争論』ではなく『創論』したい」と抱負を述べた。その考えには、現在に至るも変化はない。島根県議会が定めた「竹島の日条例」をめぐる日韓関係が揺れ動いていた際、今は亡きある大統領が「韓日関係よりも独島が重要」といった主旨の言辞を行ったとされるが、紆余曲折こそあれ、日韓が互いに努力し友好関係を維持し続けてきた40年余の歴史を蔑ろにする言辞ではないかと筆者には思われた。それよりも、「争論」ばかりを繰り返してきた60年足らずの領有権問題に対する日韓のアプローチこそ、省察されて然るべきではないかと考えている。

さて、小論の課題は、「創論」を目的に、竹島／独島研究における「第三」の視角を提示することにある。具体的には、日本と韓国におけるゼロサムゲーム的な様相を帯びた領有権論議に潜む、二分法的な言論空間を突破するために、「省察」という方法論と、「地域・人々」という観点を、竹島／独島研究に加味する必要性を提起するものである。

1. 問題の所在

既存の竹島／独島をめぐる論議および研究状況を俯瞰するとき、端的に言って、次のような四つの問題を指摘することが可能であろう。すなわち、第一に研究手順の倒錯の状況、第二に研究上の空白の存在、第三に内向き志向な状況、第四に「研究論文」の杜撰な状況である。

研究手順の倒錯とは、「はじめに結論ありき」の研究が如何に多いかという問題を意味する。研究とは通常、不明なこと・ものを真摯に解明する営みを含むものであり、これに対して自明なこと・ものをさして新たな観点を持つまでもなく、改めて論証するにはそぐわない行為だと考えられる。しかし、既存の竹島／独島研究群には、議論の前提においてあらかじめ結論が措定されているのではないかと疑わせる論考が散見される。つまり、特定の結論へ向けた史資料選択やその解釈、論理づけを行っているような研究が看取されるのである。次に、研究上の空白の存在とは、主に日本における竹島／独島研究の状況を指している。日本においては、竹島／独島が争点化し、日韓国交正常化交渉においてこの問題が活発に議論された時期を前後に、すなわち1960年代から70年代前半にかけて、多くの優れた研究が続出した¹。しかし、それ

¹ たとえば、田村清三郎『島根県竹島の新研究』（報光社、1965年）、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966年）、大熊良一『竹島史稿』（原書房、1968年）、植田捷雄「竹島の帰属をめぐる日韓紛争」（『一橋論争』第54巻第1号、1965年7月）、皆川洸「日韓条約の批判的検討—竹島紛争とその解決手続き—」（『法律時報』第37巻第10号、1965年9月）、同「竹島紛争と国際判例」（『国際法

以後の 80 年代、90 年代は研究上の空白期間が存在し、現在においてもそれらの研究の枠組みを乗り越えていない研究状況ではないかと考えられる問題である²。また、内向き志向とは、日韓双方の研究に等しく言えることであるが、日本であれば日本に所在する史資料にのみ立脚し、日本語で書かれた研究のみを踏まえて議論される傾向を指している。そして最後に、「研究論文」の杜撰とは、竹島／独島に関する「論文」の多くが論拠の出所を明示しないか、先行研究の孫引きなど、論文としての構成要件を欠いているという不誠実な研究のあり方を意味する³。

こうした既存研究の問題は、総じて二分法論に陥らざるを得ない、領土という不可分な対象を研究の焦点に取り上げ、またいきおい竹島／独島研究をある党派性の下に、領有権主張の補強の道具であるかの如く進められてきたことにより生じている可能性がある。とはいえ近年、上記の如く指摘した研究状況を克服すべく、学術的にも優れた研究が登場しているのも事実である。例えば、「竹島／独島領有権問題の涉猟性」に鑑み、領有権問題そのものを考察の対象にするのではなく、「竹島／独島問題」の問題性、影響力の考察を、政治学や国際政治学の知的蓄積に立脚しつつ進めた研究がそれである⁴。つまり、竹島／独島研究史におけるかかる研究の学術的貢献は、従来の領有権論議を超えて、「竹島／独島問題」の問題性の考察という新たな研究領域を開拓したことに求められよう。

しかし、それでもなお、竹島／独島研究の枠組みの下で検討すべき余地の残る重要な視角、問題があるのではないかと考える。それは、竹島／独島という「存在」に影響を受けている地域・人々、またこの「存在」に対して切実な利害関係を有していながら、竹島／独島問題の範疇の中で、等閑に付されてきた地域・人々を意識した視点の確立と、そこから浮かび上がる問題群のことである。これまで竹島／独島研究は、領有権という国家レベルの領域の中で論じられるか（第一の視角）、これに基づく日韓双方の一般的な人々の認識のレベル（第二の視角）でしか論じられたことがなく、国家の論理からこぼれ落ちる対象については取り扱ってこなかったのではないか。周知のように、竹島／独島問題はすでに国家の問題枠組みを越え、地域レベルに達している。しかし、この問題を再提起した地域でさえ、未だその地域やそこで暮らす人々

学の諸問題（前原光雄教授還暦記念）』慶応通信、1963 年）、大寿堂鼎「竹島紛争」（『国際法外交雑誌』第 64 巻 4/5 号、1966 年 3 月）などは、その記述に批判がなされることもあるが、現在においても竹島／独島研究において頻繁に参照される「古典的名著・論考」であろう。

² もちろん、80 年代および 90 年代においても、研究の深化が見られない訳ではない。例えば、従来において検討不十分であった史資料を対象に考察を深めた、塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島（資料）」（『レファレンス』第 389 号、1983 年 6 月）、同「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図（上）」（『レファレンス』第 411 号、1985 年 4 月）、同「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図（下）」（『レファレンス』第 412 号、1985 年 5 月）、同「平和条約と竹島（再論）」（『レファレンス』第 518 号、1994 年 3 月）、堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」（『朝鮮史研究会論文集』第 24 集、1987 年 3 月）などの優れた論考が存在する。しかし、ここで研究上の空白とは、領有権論議を超えた視点・観点を打ち出す研究が皆無であった状況を指摘するものである。なお、2005 年 3 月のいわゆる「竹島の日条例」制定を契機に組織された、「島根県竹島問題研究会」（第 1 期）の活動とその成果は、当事者地域発の竹島問題に関わる言論活動であるという側面のみならず、竹島／独島研究においても近年の学術的深化を端緒付けたものとして特筆に値する。そこでは、研究会の成果として『中間報告書』、『最終報告書』が取りまとめられ、いくつかの論考で新資料に基づく考察が深められているほか、竹島／独島研究にまつわる重要かつ基礎的な史資料（文書）及び絵図・地図資料の公開が図られている。この点について詳しくは、以下のアドレスを参照のこと。
<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/>。

³ このことについては、とりわけ韓国の研究状況に著しい。なお、以上四つの問題点の指摘は、福原裕二「竹島の誤解を解く」（『リポート 21—「21 世紀・地球講座」から』島根県立大学、2007 年）73-112 頁で、今少し平易に論じている。

⁴ 玄大松『領土ナショナリズムの誕生—「独島／竹島」の政治学』（ミネルヴァ書房、2006 年）。

の問題としてこれを熟慮した形跡がない。国家の枠組みにおいて考察がなされる領有権問題やそれをめぐる人々の意識の問題と相互補完的に、竹島／独島という固有の「存在」に影響を受けている地域・人々の問題を考察することも必要であろう。その作業を進めるにあたって重要かつ有効なのは、ある対象や問題（竹島／独島・竹島／独島問題）を「問題」として認識してきた行為主体に注目し、その問題をめぐる当該主体の行態を批判的に検討していく方法であると思われる。すなわち、竹島／独島をめぐる国家やその他主体の行態の省察を深めることによって、竹島／独島という固有の「存在」に影響を受けている地域・人々の問題が浮き彫りにされることであろう。

以上の問題意識に立脚し、具体的な問題設定を行えば、次のようになる。すなわち、第一に、日本（韓国）における「竹島／独島」の取り扱い・価値の究明、第二に、「竹島／独島」という「存在」を、意識せざるを得ない地域（島根県や慶尚北道）における「竹島／独島」の取り扱い・価値の究明、そして第三に、そもそも「竹島／独島」という「存在」を、意識せざるを得ない地域や人々にとっての「竹島／独島」とは一体何なのか、という三つの問題である。小論は、このうちの第一と第二の問題の初歩的な検討を通じて、冒頭に述べた課題に迫ろうとする試みである。

2. 日韓交渉における「竹島」

戦後日本における竹島の取り扱いは如何なる経緯を辿り、どのようなものだったのであろうか。ここでは主として 2005 年に、韓国政府が公開に踏み切った『韓・日会談文書』⁵に依拠して、日韓国交正常化交渉（以下、「日韓交渉」）に見られた日本政府の竹島に対する取り組みを抽出することでこれを明らかにしてみたい。

日本政府は、韓国が「隣接海洋の主権に関する大統領宣言」（1952年1月18日）を発出し、これに基づいて「韓国の主権と保護下にある水域」（いわゆる「李承晩ライン」）を設定したことによって、竹島／独島領有権問題が発生したとする⁶。その後、1954年9月25日に発出した口上書で日本政府は、「本件（竹島の領有問題—筆者注）は、国際法の基本原則に触れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は、本件紛争を国際裁判に付託し、判決を得ることにあると認められる。日本国政府は、紛争の平和的解決を熱望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に、国際司法裁判所に付託することをここに提議する」として、竹島／独島領有権問題の国際司法裁判所への付託をこの問題の解決方途とする基本的な立場をはじめて明確にした⁷。

日韓交渉においても、この基本的な立場は相当の期間、踏襲されたようである。例えば、第6回日韓会談第1次政治会談の予備交渉として行われた、日本の小坂善太郎外務大臣と韓国の金鍾泌中央情報部長との会談（1962年2月22日）で、「小坂外相は、独島問題を国際司法裁判所に提

⁵ 『韓・日会談文書』について詳細は、福原裕二（訳・作成・解説）「『資料』日韓会談文書目録」『北東アジア研究』（第10号 2006年1月）141-154頁を参照。

⁶ 日本政府（外務省）は、1952年1月28日に発出した口上書の中で、「大韓民国の宣言は、竹島……に対して領有権を主張してい」るが、そ「の主張あるいは要求を承認しない」と言明している。「1. 1952.1.28 日側口述書」外務部『独島関係資料集（I）—往復外交文書（一九五二～七六）』（外務部、1977年）1-2頁。

⁷ 「23. 1954.9.25 日側口述書（No.158/A5）」同上、74-75頁。

訴して、韓国側がこれに応訴することを望むと述べ」、竹島／独島問題の国際司法裁判所への付託を韓国側に要望していることが確認できる⁸。また、同じく第6回日韓会談第1次政治会談として行われた、日本の小坂外相と韓国の崔徳新外務部長官との会談においても、「両国が第三者である国際司法裁判所で、この問題を双方から提訴するなり、または日本が提訴すれば、貴国が応訴するという形式で、この問題を処理しようということである」と小坂外相は述べ、竹島／独島問題の国際司法裁判所での解決が改めて主張されていることを確認できる。のみならず、「懸案問題が解決しても、領土問題が解決されなければ、国交正常化は無意味」との強硬な姿勢が示されているのを見ることができる⁹。

ところが、1962年11月12日に行われた、日本の大平正芳外務大臣と金鍾泌中央情報部長との会談では、日本側が「“国交正常化後に本件の国際司法裁判所への提訴に^マ応ずる”ということだけはとりあえず是非予約してほしい」と述べている。すなわち、日本の提訴に対する韓国側の応訴を「予約」することで事足れるとしているのである。従って、これに続いてカッコ書きで、「提訴及び応訴は国交正常化後となる」と付記されている¹⁰。要するに、日本の国際司法裁判所による竹島／独島問題の解決を目指すという基本的立場は変えないで、「解決がなければ、国交正常化は無意味」という出口論を取り下げたことが確認できよう。さらに、第6回日韓会談第2次政治会談の予備折衝（1962年12月10日）では、日本側の立場として「国交正常化後例えば1年間日韓双方の合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しない場合には、本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが最も適当と考える（原文のカッコ書きの数字は略一筆者注）」ことが述べられ¹¹、国交正常化後たちまち国際司法裁判所へ竹島／独島問題を付託するのではなく、1年間の調停期間を設けるという日本の再譲歩案の提示が確認されるのみならず、加えて、第7回日韓会談第3回本会議では、日本側が「解決の展望だけでも」との苦しい立場と、韓国の国際司法裁判所への付託拒否という一貫した姿勢に対して、「さらに研究してみる」と述べるにとどまる消極的姿勢を読み取ることができる¹²。

こうしてついに、日本政府は、日韓交渉の枠内において国際司法裁判所への提訴と応訴という道筋をつけることができないまま、「紛争解決に関する議定書」を国交正常化と同時に結び、その紛争の範疇に「竹島／独島問題」を含めることで解決の展望を見出そうとする。1965年6月17日に日本側が案として示した、「日本国と大韓民国間の紛争解決に関する議定書」の第1条は、次のような文案となっている。「両締約国間の全ての紛争は、本日署名された全ての条約または協定の解釈または実施に関する紛争及び独島に関する紛争を含み、まず外交上の経路を通じて解決を図るようにする」¹³。

⁸ 『第6次韓・日会談：第1次政治会談、東京、1962.3.12-17、全2巻 V.1 予備交渉、1962.1-3』（登録番号：732-733、分類番号：723.1JA 정 1962、ファイル番号 02、フレーム番号：179）。

⁹ 『第6次韓・日会談：第1次政治会談、東京、1962.3.12-17、全2巻 V.2 崔徳新-小坂外相会談、1962.3.12-17』（登録番号：732-733、分類番号：723.1JA 1962、ファイル番号 03、フレーム番号：401-408）。

¹⁰ 『金鍾泌特使日本訪問、1962.10-11』（登録番号：796、分類番号：724.41JA1962、ファイル番号 07、フレーム番号：170-171）。

¹¹ 『第6次韓・日会談：第2次政治会談予備折衝一本会議、第1-65次、1962.8.21-64.2.6 v.2 4-21次、1962.9.3-12.26』（登録番号：737、分類番号：723.1JA 정 1962-64、ファイル番号 06、フレーム番号：349）。

¹² 『第7次韓・日会談：本会談及び主席代表会談』（登録番号：1459、分類番号：723.1JA 본 1964-65、ファイル番号 08、フレーム番号：355）。

¹³ 同上、フレーム番号：360-362。

しかし、日韓基本条約と同時に実際に日韓間で交わされた「紛争の解決に関する交換公文」を見れば明らかな如く、議定書で明記されていた「紛争は、……独島に関する紛争を含み」の「独島（竹島）」という語句は明記されることが叶わなかった¹⁴。それどころか、日韓基本条約の本調印を終えた直後に、李東元外務部長官と金東祚駐日大使が丁一権国务総理に打電した電報によれば、『両国間の紛争』という語句には、独島問題は含まれず、これは将来起こりうる紛争を意味するという我々の立場に対して……総理大臣から口頭で保障を受けた」と記されている。つまり、これを文面通りに受け取るなら、竹島／独島問題の国際司法裁判所への提訴と応訴という道筋を先送りにするどころか、日本側はこの解決の展望でさえ、放棄してしまったのではないかとさえ解される。

ただし、この電文はあくまで韓国側において記録・保管されたものであって、日本側の記録と擦り合わせてみなければ事実関係は確定しない。また、「独島問題は含まない」という韓国の「立場」を「保障」ということは、その事実や相互に交換した書簡の解釈そのものを日本が受け入れるということではなく、「同床異夢」、すなわち韓国側が自国の立場を堅守し、自国内に向かってその事実や書簡の解釈を如何様に説明しようとそのことについて干渉しないし、こうした立場を保障するというように解釈することも可能である¹⁵。このことは裏を返せば、日本側も自国の立場を堅守し、自国内に向かってその事実や条文解釈を如何様に説明しようとそのことについて干渉してはならないという含意もあろう。

ともあれ、ここで確認しておくべきことは、日本政府が日韓交渉を通じて、竹島／独島領有権問題の国際司法裁判所への付託をこの問題の解決方途とする基本的な立場を先送りにしたという事実以上に、領有権問題の枠内でしか、竹島／独島を取り扱った形跡がないということである。従って、日本政府は、当時の国会で浮上した「竹島周辺の漁業補償」という実利的かつ地域的な課題に対して、「竹島の問題については……漁業水域十二海里を設けなければならぬ……しかし……紛争を助長するようなことに相なってもなりません……」ので、そういう方向はとらずに進んでいきたい……補償等の問題については、まだもちろん考えておらぬわけで……」と述べるにとどまった¹⁶。それは日本政府が竹島周辺の漁業問題を専管水域の設定問題に等化したのに加えて、竹島周辺海域という漁場を相対的に重要度の低い漁場との認識の下に、韓国との交渉を行ったことから明かである¹⁷。要するに、国家間交渉の枠組みにおいては致し方

¹⁴ そこでは、「両国政府は別段の合意がある場合を除き、両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解決することとし、これにより解決することができなかつた場合には、両国政府が合意する手続きに従って調停による解決を図る」ことを互いの書簡に盛り込み、これを交換する形式となっている。さしあたり、市川正明編『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』（原書房、1996年）110頁を参照。ただし、ここの訳文は、日本研究室編『韓日関係資料集（第一輯）』（高麗大学校亜細亞問題研究所、1976年）201頁に基づく拙訳。

¹⁵ 筆者がこの解釈を発表した（前掲、「竹島の誤解を解く」77頁）後に、日韓交渉とは別の枠組みによって、日韓が密約を結び、竹島／独島問題の「未解決の解決策」を講じたと主張する研究が公刊された。その密約とは以下の通りである。「竹島・独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって、条約では触れない。（イ）両国とも自国の領土であると主張することを認め、同時にそれに反論することに異論はない。（ロ）しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きし、重なった部分は共同水域とする。（ハ）韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。（ニ）この合意は以後も引き継いでいく」。ロー・ダニエル『竹島密約』（草思社、2008年）208頁。この密約の存在は文書により確認することができないし、ダニエル氏の論述にも実証性を欠く部分があり、全面的には賛同しかねるが、同床異夢の解決を図ったとする論旨には一定の説得力がある。

¹⁶ 外務省条約局条約課『日韓条約国会審議要旨』（外務省条約局条約課、1966年）160頁。

¹⁷ 同上。

がないことなのかも知れないが、日韓交渉においては一竹島周辺の漁業補償という点では現在においても一地域の問題・漁業問題はなおざりにされたと言うことができる。

3. 島根県における「竹島」

それでは、竹島を行政区域に含むがゆえに、その「存在」に影響を受けざるを得ない地域（島根県）は、竹島という存在をどのように取り扱ってきたのであろうか。ここでは、島根県の実利的な価値意識の一部を投影すると考えられる、『島根県統計書』の記述の変化を手がかりに、島根県における竹島の位相について考察を進めることにする。

『島根県統計書』は戦前からの刊行物であるが、戦後は未だ日本が連合国の統治下にあった昭和 24（1949）年より再刊されている。これを竹島に注視しつつ眺めるとき、三つの興味深い記述の変化に気がつく。第一に、「本県の位置」（極北）にまつわる記述の変化である。昭和 24 年 3 月刊行の『昭和 23 年版 島根県統計書』から昭和 28（1953）年 3 月 31 日発行の『島根県統計書（前編）』¹⁸まで「本県の位置」の県の四端の極北は、「隠岐島中村沖の島北端」（北緯 36 度 21 分）と記述されているのに対して、昭和 29（1954）年 3 月刊行のそれは「隠岐島五箇村竹島北端」（北緯 37 度 10 分）に変更されている。第二に、これに併せて、「郡市町村行政区画」も昭和 29 年 3 月刊行の『島根県統計書』には、五箇村の「町名及大字名」の欄に竹島が記載されるようになる¹⁹。第三に、昭和 38（1963）年 3 月 31 日発行の『島根県統計書』以降、裏表紙に島根県の圏域地図が掲載されるようになるが、昭和 51（1976）年 10 月発行の『昭和 49 年 島根県統計書』までは竹島が図示されることはなく、昭和 53（1978）年 3 月発行の『昭和 50 年 島根県統計書』に至って竹島が図示されるようになり、現在に至る。以上、三点の記述の変化はなぜなのであろうか。さしあたり小論では、第一、第二の疑問をまとめて「『昭和 29 年』の謎」とし、第三の疑問を「『昭和 53 年』の謎」としよう。

（1）「昭和 29 年」の謎

周知の如く、日本は昭和 26（1951）年 9 月 8 日に対日平和条約（サンフランシスコ講和条約）に署名し、翌年の 4 月 28 日にこれが発効することにより、国際復帰（独立）を果たした。これにより竹島の完全な領土権の回復をみたと判断した島根県は、後に詳述する竹島の演習地区指定解除とその後の農林大臣に対する申請を経て、同年 5 月 16 日、島根県規則第 29 号により、島根県海面漁業調整規則の一部を改正し、「第 4 条、漁業の許可」に「15 あしか漁業（ぼく殺、銃殺を含む）」を加え、海驢漁業を知事の許可漁業とする²⁰。しかし、その翌年 3 月に発

¹⁸ 昭和 28 年 3 月刊の『島根県統計書』には、年版の記載がない。なお、昭和 33 年 3 月刊行の『島根県統計書』までは、「縣」の字で表記されているが、ここではすべて「県」に統一している。

¹⁹ 興味深いことに、翌年（昭和 30 年刊行）の『島根県統計書』には同様の記載であるが、続く昭和 31 年 3 月刊行、昭和 32 年 3 月刊行、昭和 33 年 3 月刊行の『島根県統計書』にはこの欄への竹島の記載はなく、再び昭和 34 年 3 月刊行のそれには記載が復活し、これ以後現在まで記載され続けている。なお、小論脱稿後の初校の段階で研究会の升田優委員より、島根県編『島根のかがみ』（島根県、1947 年）及び島根県編『島根のかがみ』（島根県、1953 年）では、それぞれ島根県の極北を「竹島の北」、「五箇村竹島北端」と記載している旨情報提供を受けた。なぜ刊行元が同じであるにもかかわらず、記載に齟齬が生じているのか興味深い指摘ではあるが、小論の検討課題には含めない。

²⁰ 前掲、『島根県竹島の新研究』74 頁。なお、これ以前の竹島は、戦前（1940 年 8 月 17 日）に海軍用

行された『島根県統計書』には、前述の如く、「本県の位置」（極北）および「市町村区画」に竹島の記載はない。島根県が漁業行政を再開した翌々年に至って記載がなされることになる。この時間差の記述はどのような要因によるものなのか。これを推測する手がかりとして一冊の復命書がある。これは昭和 28 年 6 月 22 日から 27 日まで「竹島における漁場調査のため」竹島へ赴いた島根県水産商工部の吏員が当時の県知事に復命した文書である。

この復命書は、「昭和 29 年」の謎の一端を明らかにするだけでなく、当時の島根県がこの復命に基づいて、竹島の漁場としての価値をどのように考えるに至ったかを推測する資料としても貴重である。そこでは「竹島の水産といっても限定された僅かの慌しい調査であり、設備もなく且つ未開発の漁場であって全く資料もなく殆んど推定に止まる部分が多く杜撰なものであることを遺憾に思うが……」と慎重に断りつつ、次のように報告が綴られている。「わかめ、のりの着生面積は思ったより狭少……採り尽くせないなどという程の豊富な資源量はなく……」「貝類は……先ず永続性のない漁場と考えてよかろう」「根付漁業には期待はもてないが、回遊性魚類については期待ができると思う」という具合である。この復命の知見によって、島根県が竹島の漁場としての価値を大きく減じたものとして認識していたであろうことは想像に難くない。それはともかく、「昭和 29 年」の謎に戻れば、この復命書の作成（言い換えれば、この時期の竹島における漁場調査）がなぜ遂行されたのかということであろう。

島根県の総務課が所蔵する文書²¹に依れば、昭和 26 年 4 月末、隠地郡五箇村の第三伊勢丸船長浜田正太郎が漁労中に漂着して竹島に至り、韓国人が同島に居住し、漁業操業中であることを目撃した。この話が島根県に伝わり、また対日講和会議を控え、「竹島所属問題についての疑はしい風説を究明」すべく、島根県は外務大臣宛陳情を同年 8 月末に行った²²。これが戦後竹島に対して島根県が行政的に対応した端緒のようである。また、9 月 1 日には総務課長が外務省を訪問し、「外務省としては、本問題につき、何等疑を持つものではなく」との言質を取っている²³。

その後、島根県は対日平和条約の発効に先立ち、竹島が従前より米軍の海上爆撃演習場として使用されてきた経緯に鑑み²⁴、その地区指定解除と竹島における漁業の解除を、地方自治庁次長を通じて政府に要望した²⁵。この爆撃演習地区指定解除については、対日平和条約発効直

地であったのを大蔵省が 1945 年 11 月 1 日に国有財産法施行令第 2 条により引継ぎを受けて「竹島防禦区」とされ、それが連合軍総司令部によって発出された連合軍最高司令部訓令（SCAPIN）第 677 号（1946 年 1 月 29 日）に基づいて、「政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てること」を日本政府に対して停止された地域となっていた。島根県は SCAPIN 第 1033 号に先立ち、1946 年 4 月 9 日、農林水産大臣に対して漁業取締規則改正の義を申請し、同年 7 月 26 日付の「県令 49 号」によって、島根県漁業取締規則より、竹島とその海驢漁業に関する項目を削除した。速水保孝『竹島漁業の変遷』（外務省アジア局第二課、1953 年）18-20 頁及び前掲、『島根県竹島の新研究』63-66,73-74 頁。

²¹ この文書の概要については、竹島問題研究会『「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（竹島問題研究会、2006 年 5 月）235 頁を参照。このうち、『渉外関係綴』（簿冊番号：710-1-111、総務課作成、昭和 26 年）及び『渉外関係綴（竹島関係綴）』（簿冊番号 5340、広報文書課作成、昭和 28 年）の 2 点の文書については、本文末に＜参考資料＞としてより詳細な内容一覧を作成し添付した。この文書からの引用に際しては、簿冊標題と内容一覧を作成するために便宜的に付した仮番号を注記することとする。

²² 『渉外関係綴』仮番 1 及び仮番 2。なお、この陳情は「島根県領土竹島（レエインコート島）」を講和会議の関係調印国による最終確認に対して尽力するよう要望したものである。

²³ 『渉外関係綴』仮番 1。

²⁴ 1950 年 7 月 6 日、連合軍総司令部は、SCAPIN 第 2160 号により、竹島を米軍の海上爆撃演習地区として指定していた。前掲、『竹島の歴史地理学的研究』252 頁。

²⁵ 『渉外関係綴』仮番 9。

後の昭和 27 (1952) 年 5 月 20 日にも、島根県はその除外及びそれが不可能な場合、アシカ回遊の 4 月から 10 月の間だけでも爆撃を中止して欲しい旨外務大臣・農林大臣宛に陳情を行っている²⁶。

だが、日本政府は島根県の陳情の思いとは裏腹に、別の思惑を抱いていたようである。昭和 27 年 5 月 23 日に開かれた衆議院外務委員会において、島根県選出の山本利寿議員と石原幹市郎外務政務次官との間に次のような質疑・答弁が行われた。

山本:「……聞くところによると政府においては竹島を駐留軍の海上における爆撃演習地に予定しているそうだが、これは竹島を演習地として指定することによって日本領土権が確保されるという政治的含みを持っていると思うが、どうか」

石原:「お説のような線で進んでいる」²⁷

つまり、日本政府はその裁量の及ぶ領域で竹島を米軍の爆撃演習地に指定すれば、少なくともアメリカは竹島の日本領有を認めていることになると考えたのである。こうして、同年 7 月 26 日に日米行政協定に基づく日米合同委員会の施設区域協定をもって、竹島が米軍の海上爆撃訓練区域として改めて指定された²⁸。しかし、翌年の 3 月 19 日には日米合同委員会海上分科委員会において、爆撃訓練区域より除かれることが決定した²⁹。

この決定を受け、上述したように、島根県は農林大臣に対する申請を経て、同年 5 月 16 日に島根県規則第 29 号をもって、島根県海面漁業調査規則を一部改正し、竹島を知事の許可漁業とした³⁰。こうして、島根県知事は 6 月 19 日に公告及び島根県告示第 352 号を発出し、竹島地先海面における共同漁業権およびアシカ漁業を許可することにした³¹。この許可に先立ち、5 月 28 日には島根県水産試験場所属試験船島根丸を対馬暖流開発調査の一環として竹島に差し向け、また 6 月 15、16 日には第 2 回対馬暖流開発調査として島根丸が竹島を航行している³²。そして、前述の島根県吏員による竹島の漁場調査が県知事の「命により」行われた。この命令は 6 月 18 日の告示に従いなされたものであると考えられる³³。

²⁶ 『涉外関係綴』仮番 12。

²⁷ 『涉外関係綴』仮番 17。

²⁸ 前掲、『竹島漁業の変遷』21 頁。なお、その区域は北緯 37 度 15 分、統計 31 度 52 分の点を中心とする直径 10 マイルの円内。演習時間は毎日 24 時間と定められた。

²⁹ 同上。この日米合同委員会海上分科委員会においては、「海上演習区及訓練区域分科委員会からの上申書」を承認する形で除かれたとするが（『涉外関係綴』仮番 21,22）、上申書の内容は未見であり、なぜ除かれることとなったのかは判然としない。なお、川上健三は自著において、米空軍が 1952 年 12 月以降「同島の爆撃演習場としての使用を中止していたので」除かれたと記述している。前掲、『竹島の歴史地理学的研究』253 頁。

³⁰ 前掲、『島根県竹島の新研究』74 頁。

³¹ 共同漁業権（6 月 18 日付）は、隠岐島漁業協同組合連合会に、アシカ漁業（6 月 10 日付）は、島根県隠岐郡五箇村大字久見の三名（代表者）に免許された。同上、78-80 頁及び前掲、『竹島漁業の変遷』22-25 頁。

³² 同上、118-119 頁。

³³ なぜなら、この調査の際、「島根県隠岐郡五箇村竹島」と記された五寸角の標柱 2 本および「注意 竹島（沿岸島嶼を含む）の周囲五百米以内は第一種共同漁業権（海藻貝類）が設定されているから無断採捕を禁ずる 島根県」と記された縦 1.5 尺×横 2.5 尺の制札 1 本と、「注意 日本^{ママ}口民及び正当な手続きを^{ママ}至た外^{ママ}口人以外は、日本^{ママ}口政府の許可なくして領海（島嶼巨岸三湮）内の立入を禁ずる」と記された同サイズの制札 1 本を東島の掘立小屋のある漁民屯駐箇所西方に立てたとされるからである。なお、標柱 2 本と

以上の動向を考慮するならば、竹島の漁場的価値はどうであれ、告示及びそれに伴う漁場調査とその際における行動によって、竹島に対する認知が戦後に改めて醸成され、これを契機に『島根県統計書』への記載がなされるようになったと考えられよう。そして、その際に重要なことは、『島根県統計書』への一貫性を欠いた記載があったとは言え、島根県は国に対置する形で地域の漁業を顧慮し、竹島の爆撃演習地区指定の解除を要望したり、竹島に対する漁業行政の再開にあたり、その漁場の調査を行ったりしたということである。つまり、昭和 20 年代後半のこの時期、島根県は竹島をめぐる地域行政としての一定の役割を全うしたと言えよう。

（２）「昭和 53 年」の謎

上述したように、昭和 38 年 3 月 31 日発行の『島根県統計書』より、島根県の圏域地図がその裏表紙に掲載されるようになるものの、昭和 51 年 10 月発行の『昭和 49 年 島根県統計書』までは竹島の図示がなく、昭和 53 年 3 月発行の『昭和 50 年 島根県統計書』に至って、竹島が図示されるようになる。ここにはどのような背景が潜んでいるのか。それを知るためには、昭和 50 年代前半の竹島をめぐる島根県の漁業行政の動きを追跡すればよいであろう。

昭和 52（1977）年 4 月以降 11 月までの間に作成されたと考えられる、島根県・島根県竹島問題解決促進協議会（以下、促進協）作成の『竹島』というパンフレットによれば、当該期間、すなわち昭和 52 年 3 月 19 日に島根県議会は「竹島の領土権確立及び安全操業の確保についての決議」を行っており、翌月の 4 月 27 日には、促進協が設立されたという。恐らく、「昭和 53 年」の謎そのものはこの島根県の竹島をめぐる動きによって明らかであろう。すなわち、県議会の決議や促進協の設立によって、島根県の竹島に対する意識が否応なく高まり、島根県の圏域地図に図示されるに至ったというものである。だが、小論においてより重要な事柄は、竹島を行政区域に含む島根県が竹島という存在を如何に認識し、取り扱ってきたのかということである。つまり、どのような要因によって上述の決議や促進協の設立がなされるに至ったかということである。

その第一の手がかりは地域と竹島という存在の媒介項として浮かび上がる漁業である。先に、昭和 28 年の復命書に基づいて、島根県の認識として竹島の漁場の価値は著しく低かったのではないかということについて言及したが、竹島の漁場を竹島周辺漁場として広がりを持たせれば、そこはいか釣り漁業やカニかご漁業にとって重要な漁場として浮き彫りになる。幸いにも、いか釣り漁業に限って言えば、昭和 46（1971）年から昭和 52 年までの竹島周辺海域を含む漁場別統計が存在する。これを表にまとめたのが次の〔表 1〕である。

前者の制札 1 本は、「島根県の意志のもとに出張員が文案を考慮して建てた」とされ、後者の制札 1 本は、「海上保安庁が本部及び外務省と電話連絡の上その責任において建てた」とされる。以上の出所は、先述の島根県水産商工部の吏員が当時の県知事に復命した文書の記載に基づいている。また、これ以降も海上保安部巡視船や水産試験船が竹島に赴いているが、その辺りの経過については、同上、119-143 頁に詳しい。

〔表 1〕 西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計

	漁獲量総計	沿岸計	沖合計	竹島周辺計
1971 (S.46)	85,039	9,757	75,282	40,745
1972 (S.47)	98,290	11,046	87,244	26,198
1973 (S.48)	85,838	10,541	75,297	8,072
1974 (S.49)	62,582	6,296	56,286	18,262
1975 (S.50)	62,608	7,128	55,480	5,276
1976 (S.51)	57,721	11,324	46,397	5,713
1977 (S.52)	40,087	12,708	27,379	4,229

出所：『西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計表』近畿農政局（昭和 47 年 9 月～昭和 54 年 1 月）を基に筆者作成。

注：単位はトン（t）。沿岸とは、浜田沖、隠岐の島、山陰・但馬、越前・加賀のそれぞれの漁場を合わせた海域を指す。沖合とは、白山瀬、大和堆、新隠岐堆、竹島周辺、大和堆西、日韓水域のそれぞれの漁場を合わせた海域を指す。

確かに、この統計を俯瞰する限り、竹島周辺のいか釣り漁業の漁獲高は、昭和 46 年の 4 万トン程度から、昭和 51 年の 6 千トン足らずに激減しており、漁業の不振が翌年の決議や促進協の設立の背景になったように思える。しかし、竹島周辺漁場における漁獲高の減少は何も昭和 51 年に限られることなく、昭和 46 年から昭和 47 年にかけてはほぼ半減しており、その翌年はさらに前年の 1/3 以下に落ち込んでいる。また、漁獲高の減少を念頭に置きつつ、改めて促進協の作成した『竹島』と題するパンフレットを見ても、「竹島周辺は水産資源の宝庫です」とのリード文を掲げながら、領土権の確立を前提に、漁業の安全操業について主張されるのみであり、いか釣り漁業を中心とする漁業の不振という現状に関しては言及がない。こうした点に鑑みれば、漁業の不振が決議や促進協の設立の一義的な要因とは考えにくい。そうであるとすれば、何が要因として考えられるのか。

島根県総務課総務予算グループ所蔵の竹島関係文書³⁴に依れば、県議会の決議や促進協の設立に先立つ昭和 52 年 3 月 18 日、「領海 12 海里、漁業専管水域 200 海里時代を迎えた今日、県議会、町村会、水産業団体等の要請の高まりもあり、本県としても、竹島の領土権確立及び漁業の安全操業の確保は急務となって」いる現状から、「竹島問題対応組織の設置」が起案された³⁵。これを受けて、具体的な対応組織として、「竹島問題対策会議幹部会の開催」が 4 月 5 日に起案され、4 月 11 日には庁内組織「竹島問題対策会議」が開催された³⁶。その後、4 月 15 日には第 2 回「竹島問題対策会議幹事会」が開催され、そこでの議論を踏まえて 4 月 21 日に、「島根県竹島問題解決促進協議会（仮称）の設立について」が起案された³⁷。こうして、4 月

³⁴ この文書は、島根県総務課所蔵「竹島関係文書」（注 22 を参照）とは別の文書群で、総務課総務予算グループが所蔵する現用文書である。以下この文書から引用する際には、「総務課総務予算グループ所蔵・竹島関係文書リスト」（前掲、『竹島問題に関する調査研究』中間報告書）236 頁掲載）の仮番及び簿冊標題と文書名を記す。

³⁵ 仮番 9『竹島促進協』『竹島問題対応組織の設置について』（昭和 52 年 3 月 18 日起案、3 月 19 日決裁）。

³⁶ 仮番 9『竹島促進協』『竹島問題対策会議幹部会の開催について』（昭和 52 年 4 月 5 日起案、4 月 6 日決裁、4 月 6 日施行）及び「竹島問題対策会議について」（昭和 52 年 4 月 14 日起案、4 月 14 日決裁、4 月 14 日施行）。

³⁷ 仮番 9『竹島促進協』『竹島問題対策会議について』（昭和 52 年 4 月 14 日起案、4 月 14 日決裁、4 月

27 日午前の促進協を設立するための会議を経て、同日午後に促進協が設立された³⁸。

この第 1 回島根県竹島問題解決促進協議会では、島根県知事が開会にあたり、「漁業水域 200 カイリ時代を迎えて……このような時期に至ったからには皆の力を一緒にまとめて強力に問題の解決の促進を迫っていく必要がある」とあいさつを行い、設立の主旨を述べている。また、農林水産部次長は、漁業水域 200 カイリ時代という避けることのできない趨勢に対して、「…日本から先にこの線引きを行うと、漁業の面からみると失うところが大きく、得るところは何もない。我国としては、極力中国・韓国に対しては、200 カイリの線引きを引き延ばして、日中あるいは日韓漁業協定という従来の姿で安全操業が確保されれば一番良い」との見解を示している³⁹。

要するに、決議や促進協の設立の一義的な要因は、200 カイリ水域設定の問題であると考えられる。日本政府は、昭和 51 年に米ソが 200 カイリ水域を設定したのに対抗して、昭和 52 年 3 月に領海法および漁業水域暫定措置法を制定して、12 カイリ領海、200 カイリ漁業水域を設けた⁴⁰。これが背景となり、決議や促進協の設立が行われたのである。

そうであるとすれば、「昭和 53 年の謎」はどのように氷解できるのであろうか。200 カイリ漁業水域設定が島根県議会の決議や促進協の設立に影響を与え、これが『島根県統計書』における島根県の圏域地図への竹島の図示に結びついたのだと言えよう。換言すれば、竹島を行政区域に含む地域＝島根県は、昭和 20 年代後半に顧慮されたように、地域の実情ではなく、国家のレベルの事象において竹島をめぐる行態が左右される、すなわち地域やそこに暮らす人々への一定の配慮を欠いたのではないかということである。

ただし、その後の島根県の竹島に関わる漁業の行政的対応について付言するならば、確かに漁業者への配慮的措置を行っている。昭和 53 年 4 月 30 日に、韓国は領海 12 海里を実施した。これに従い、同年 5 月 8 日には竹島付近で操業していた日本漁船が領海を侵犯したと、韓国政府が日本政府に対して抗議と退去を求めた。翌日、参議院外務委員会で外務大臣が「韓国の申し入れは受け入れられない」旨反論を行ったが、これ以降実質的に日本漁船が竹島より 12 カイリの海域に出漁することはできなくなった⁴¹。この状況を受け、島根県は、6 月 8 日に島根県竹島周辺漁業緊急対策資金による緊急融資を実施した⁴²。竹島を所管する地域行政としては的確な措置であったと思われる。とはいえ、本節での検討課題は、何故昭和 53 年 3 月発行の『昭和 50 年 島根県統計書』に至って、竹島が図示されるようになったのか、その背景を明らかにすることであった。その点で言えば、あくまで背景は 200 カイリ水域設定の問題であったと結論付けられる。

14 日施行) 及び「島根県竹島問題解決促進協議会 (仮称) の設立について」(昭和 52 年 4 月 21 日起案、4 月 21 日決裁、4 月 22 日施行)。

³⁸ 仮番 9『竹島促進協』『島根県竹島問題解決促進協議会 (仮称) の設立について』(昭和 52 年 4 月 21 日起案、4 月 21 日決裁、4 月 22 日施行) 及び仮番 7『竹島問題照会等』『竹島に関する経緯等について』(全員協議会資料)。

³⁹ 仮番 9『竹島促進協』『第 1 回島根県竹島問題解決促進協議会議事録』。

⁴⁰ 深町公信「日韓漁業問題」(水上千之編『現代の海洋法』有信堂、2003 年) 199-200 頁。

⁴¹ 仮番 9『竹島促進協』『島根県竹島問題解決促進協議会について』(昭和 53 年 5 月 11 日起案、5 月 12 日決裁、5 月 12 日施行)。

⁴² 仮番 7『竹島問題照会等』『竹島周辺漁業緊急対策資金について』(全員協議会資料)。

おわりに

竹島／独島領有権問題をめぐり、国家がその枠組みにおいて地域の利害や問題を等閑視するのはやむを得ないことなのかも知れない。しかし、地域が地域として竹島／独島という存在を顧慮することなく、さらにその存在に関わる実態に無頓着であるなら、誰が竹島／独島という「存在」に否応なく影響を受けざるを得ない地域・人々、またこの「存在」に対して切実な利害関係を有する地域・人々を救うことができるのであろうか。

領有権という国家レベルの領域（第一の視角）の中で竹島／独島を捉える限り、必ずそこらこぼれ落ちる対象が生ずる。また、竹島／独島問題の問題性を穿つ、人々の認識のレベル（第二の視角）にまで踏み込んだ研究は貴重かつ重要な学術的貢献をなすことは疑い得ないが、国家の枠組みに準拠した視角であり続ける限り、こぼれ落ちた対象を汲み上げることは不可能である。

ここに第三の視角の研究上の必然性と補完性が認められる。従来、竹島／独島をめぐる議論の大部分は領有権論議に収斂され、そこで特徴的な形となって表れる、二分法的な言論空間に支配されてきたがゆえに、国家の枠組みに準拠した視角に埋没してきた。無論、その視角の重要性を否定するものではないが、それを乗り越えようとする学術的努力があってもよい。そのためには、小論で示したように、竹島／独島をめぐる国家やその他主体の行態の省察が必要となる。これは小論で取り上げたごとく、日本のある地域に特殊に内在するものではなく、韓国にも等しく内在するものであることは言うまでもないであろう。

*本稿は、福原裕二「竹島／独島研究における第三の視角」（上田崇仁ほか編『交渉する東アジア—近代から現代まで』風響社、2010年、163-178頁）を解題し、新たな資料による知見を加味し、加筆・修正を施したものである。

*本稿は、平成20～22年度文部科学省科学研究費補助金及び平成22年度平和中島財団アジア地域重点学術研究助成金による研究成果の一部である。

<参考資料>

島根県総務課所蔵「竹島関係文書（一部）」内容一覧

(1) 昭和二十六年 渉外関係綴 総務課

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
1	復命書	島根県総務課長 今岡武雄	島根県知事 恒松安夫	竹島所属問題の風説を究明するため、外務省を訪問（S26.9.1 午前 9 時）し、条約局条約課長補佐力石事務官及び政務局特別資料課川上事務官と面会。「外務省としては、本問題につき、何等疑を持つものではなく…依って、当省は 8 月 21 日新聞記者団会見を行ひ、竹島は完全に日本領の一部として認められる旨、新聞発表を行った次第である」	S26.9.3 作成。記（外務省の見解）、(9 点に及ぶ)「其の他之に付随した意見発表」。
2	島根県領土竹島(レインコート島)の再確認について	島根県知事 恒松安夫	外務大臣 吉田茂	講和会議における標題の関係調印国による最終確認に対して尽力するよう要望。	S26.8.30 作成。総第号外。竹島の地理的概況、漁業生産物、領土編入の経緯、島根県告示第 40 号など追記。
3	竹島の調査依頼について	総務部長 名	隠岐支庁 長	県から隠岐支庁に対して「竹島の日本領として編入された経緯」など 6 点にわたる調査依頼。	S.26.9.5 作成。仮番 2 の文書を添付。
4	竹島の調査依頼に対する回答	総務部長	外務省政務局特別資料課 川上健三事務官	仮番 1 の面会時に外務省より調査依頼されたものの回答。	S.26.9.14 作成、18 決裁。総第号外。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
5	竹島の調査について回答	隠岐支庁長	島根県総務部長	仮番3に対する回答。別添調査書(仮番3の6点にわたる調査依頼事項にそくした回答)及び昭和三年九月(九月二十七日より十月二十日まで二十四日間在島)との但書がある竹島略図。	S.26.9.10 作成。総厚第1478号。
6	竹島の調査依頼について	総務部長名	隠岐支庁長	仮番5の回答を受け、再度「八幡長四郎氏の漁業経営の状況」など2点の調査を依頼。	S.26.10.2 作成。総秘第号外。
7	(書簡)	外務省政務局特別資料課川上健三	島根県総務部長本山修策	仮番4の回答を受け、再度「八幡長四郎氏の漁業経営の状況」など2点の調査を依頼。	S.26.9.27 付。
8	竹島の調査について	隠岐支庁長	島根県総務部長	仮番6に対する回答。	S26.10.16 作成。総厚第1652号。橋岡忠重氏聴取。
9	日米行政協定の締結に関し、地方公共団体として特に要請すべき事項について	島根県知事	地方自治庁次長、大阪連絡調整事務局長	仮番11に対する回答。	S27.1.16 作成、17 決裁。総秘第1号。
10	行政協定に対する希望意見	土木部	?	仮番9に添付された文書か?	
11	日米行政協定の締結に関し、地方公共団体として特に要請すべき事項について	地方自治庁次長	各都道府県知事	日米行政協定締結を前に、締結に伴って供与される事項に対して特に要請すべき事柄があるかどうかを各都道府県に照会した文書	S27.1.9 作成。
12	隠岐支庁管内竹島に関する照査について(案一)、管内竹島の調査資料送	知事名	地方自治庁次長、外務省情報文化局特	仮番15に対する回答。	S27.5.10 作成、12 決裁。総第694号。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
	付について(案二)		別資料課		
13	隠岐支庁管内竹島に関する照査について	島根県知事 恒松 安夫	地方自治庁次長	仮番 12 の案一のタイプ打ち。	
14	管内竹島の調査資料送付について	島根県知事 恒松 安夫	外務省情報文化局特別資料課	仮番 12 の案二のタイプ打ち。	
15	隠岐支庁管内竹島に関する調査方依頼について	地方自治庁次長	島根県知事	「藩制時代の同島に関する資料」など 3 点の調査を依頼	S27.5.1 作成。地自乙発第 162 号。
16	竹島問題に関する件	課長名	水産部長	島根県東京事務所より届いた報告の転送。	S27.5.30 作成、31 決裁。
17	竹島をめぐる諸問題—中間報告	島根県東京事務所		衆議院外務委員会 (S27.5.23 午前 10 時より)における山本代議士(県選出)と石原外務政務次官とのやり取りの報告。	S27.5.23 作成。「東京情報」。
18	(書簡)	外務省国際協力局次長	島根県総務部総務課長	竹島が演習場として指定される見込みである旨伝える書簡。	S27.6.7 作成。
19	復命書	総務部総務課主事 吉島光治	島根県知事 恒松 安夫	学生寮入寮希望者調査、海外渡航手続調査のための東京出張に関わる復命書。	S27.6.23 作成。泉水政次郎事務官(「竹島問題等を専門とする」とのこと)の私見「…(竹島は)目下爆撃演習場区域であり、水産物はほとんど壊滅して居ると思料されるし、現在主な水産物はマ・ライン外にあるので、同島の日本漁業場の価値は皆無と思われる…」。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
20	日本海の竹島について	川 上 健 三？		仮番 19 の文書の別添。	S27.2.2 作成の外務省の資料。日韓漁業交渉資料三。目次が仮番 3（外務省から県への調査依頼）に概ね一致（時期的にも一致）するので、外務省と県（隠岐支庁）との一連のやり取りに基づいて、川上健三氏が作成したものと思われる。
21	竹島爆撃訓練区域廃止ニツイテ	呉 調 達 局 長	島 根 県 知 事	標題の伝達文書。	S28.5.12 作成。呉調 発 第 689 号（KRA）。別添「島根県所在竹島爆撃訓練区域廃止ニ ツ イ テ」（S28.5.8 付調産発第 1100 号）[上記別添に英文の（1）海上分科委員会メモ、（2）日米合同委員会メモ添付]。
22	島根県所在竹島爆撃訓練区域廃止に関する件	外 務 省 国 際 協 力 局 長		標題の伝達文書。	S28.4.4 作成。協三合第 695 号。別添（一）日米合同委員会海上演習及訓練区域分科委員会、別添（二）日米行政協定第二十六条に基く合同委員会。
23	電話聴取書	（発信者） 広 報 文 書	（受信者） 外 務 省 国	仮番 21 の文書別添の英文議事録中の内容	S28.4.16 午 後 12:10。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
		課内藤主事	際協力局 第一課鴨 原事務官	を伺う通電	
24	電話録取書	(発信者) 外務省国 際協力局 第一課鴨 原事務官	(受信者) 広報文書 課内藤主 事	仮番 23 に対する返 答。	S28.4.16 午後 5 時。仮番 21 の文 書に添付された 英文議事録が再 添付。

(2) 昭和二十八年度 竹島関係綴 広報文書課

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
1	(参考資料) 竹島 漁業の変遷			島根県東京事務所速 水保孝氏に取りまと めた調書。	S28.8 作成。アジ ア局第二課。
2	(参考資料) 日本 海の竹島について				S27.2.2 作成。外 務省。日韓漁業交 渉資料三。手書 き。
3	(参考資料) 竹島 及鬱陵島			奥原碧雲著『竹島及鬱 陵島』の概要。	奥原碧雲著の『竹 島及鬱陵島』を島 根県広報文書課 が再編集し、部数 を限り、昭和 28 年 7 月 7 日に印刷 したもの。
4	(参考資料) 自明 治三十八年 願書 並指令 竹島漁獵 合資会社				
5	(参考資料) 従明 治参拾八年 行政 諸官庁往復雑書類 竹島漁獵合資会社				
6	(参考資料) 竹島 漁獵合資会社営業 成績略 明治三十 八年分				
7	(参考資料) 昭和				

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
	二十八年七月十三日付 独島（竹島）に関する日本政府声明に対する韓国政府反ばく声明（全文）（九月九日声明発表）				
8	九月九日附韓国声明に対する若干の批評（田村・28.10.14）	田村清三郎			
9	韓国側の主張の若干に対する反駁	田村清三郎			
10	（参考資料）鳥取県郷土史第五編第一章藩政時代に於ける因伯の状況第四節竹島事件				
11	鬱陵島に関する資料蒐集について	総務部長名	浜田市長、浜田図書館長	「一、明治年間に鬱陵島に渡航した人」などの調査依頼。	S28.10.21 作成。広第 450 号。起案者：田村主事。
12	鬱陵島に関する資料蒐集について	島根県総務課長		仮番 11 に同じ。	仮番 11 のタイプ打ち。
13	竹島の所属について			T15.7.1 の地方制度改革に伴う郡役所・島庁の廃止によって竹島はどの所管になるのかに対しての斉藤主事、田村主事の研究成果。	
14	竹島について	（談話）吉野操氏	（面会者）上手主事、田村主事	竹島の五箇村編入に関する事務に携わった吉野操氏（現在松江相互銀行勤務、S12.7～17.2 島根県地方課に主任属として勤務）の談話録取記。	面会日時：S28.9.30 午前 10:30～11:00。
15	竹島の編入について	課長名	穩地郡五	県より五箇村長に対	S28.9.15 作成。起

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
	て		箇村長	して、竹島の編入時期、手続・方法について照会した文書。	案者：田村主事。
16	竹島の編入について	島根県総務部広報文書課長古瀬禦	穂地郡五箇村長奥川陽一	仮番 15 に同じ。	仮番 15 のタイプ打ち。
17	竹島の編入について	穂地郡五箇村長奥川陽一	島根県総務部広報文書課長古瀬禦	仮番 16 に対する回答。S14.4.24 に編入。県知事より編入につき諮問があり、村会の議決を経て答申。	S28.9.21 作成。発第 1226 号。「竹島ヲ五箇村区域ニ編入ノ件」及び「村会召集告知」添付。
18	竹島の編入について	課長名	穂地郡五箇村長奥川陽一	仮番 17 の回答を受け、「県知事より諮問に関する文書」などの再調査を依頼した文書。	S28.9.29 作成。起案者：田村。
19	竹島の編入について	島根県総務部広報文書課長古瀬禦	穂地郡五箇村長奥川陽一	仮番 18 に同じ。	仮番 18 のタイプ打ち。
20	竹島の編入について	穂地郡五箇村長奥川陽一	島根県総務部広報文書課長古瀬禦	仮番 19 に対する回答。「一切不明かつなし」との回答。	S28.11.12 作成。発第 1599 号。
21	竹島に関する調査結果の送付について	総務部長名	外務省条約局第一課川上事務官	浜田・益田在住の鬱陵島渡航経験者（5 名）の談話。	S28.11.12 作成・決裁。起案者：田村主事。第 482 号。
22	竹島に関する資料調査について	課長名	鳥取県総務課長	田村主事の調査出張につき便宜を取り計らうよう要請した書簡。	S28.11.17 作成。起案者：田村主事。
23	鬱陵島に関する資料蒐集の件	浜田市立図書館長	島根県総務部長	仮番 12 に対する回答。	S28.11.5 作成。
24	（参考資料）明治三十八年度計算書				

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
	竹島漁獵合資会社				
25	(参考資料) 明治 四十四年 生産品 勘定帳 竹島漁獵 合資会社				
26	(参考資料) 明治 三十九年度計算書 竹島漁獵合資会社				
27	(参考資料) 伯耆 民談				
28	(参考資料) 秘書 朝鮮新話				
29	(天正 15 [1587] 年 から 昭 和 20 [1945] 年までの 竹島関係年表)				作成者不明(田村 清三郎氏か?)。
30	(参考資料) 竹島 領有権に対する韓 国政府の見解表明 [英文]				1953.9.9 口上書。
31	(参考資料) 観聴 随筆 抜書				卷之上、卷之中、 卷之下。
32	(参考資料) 大谷 九右衛門 竹島渡 海由来記抜書控				第四〇号。
33	(参考資料) 竹島 渡海由来記抜書控 全				島根県蔵 異本。 第四三号。(この 謄本は、一本より は悪写である。 T) との但書。
34	(参考資料) 竹島 に関する七箇条返 答書				第四一号。「原書 は書名なし為便 宜之を命名す」と の但書。
35	(参考資料) 因幡 国鳥取藩主池田家 文書 鳥取県立図 書館所蔵	島根県広 報文書課 (謄写)			S28.11 謄写。

仮番	標題	作成者	宛名	概要	備考
36	竹島之図（竹島・松島絵図）			竹島・松島絵図。	S28.11 鳥取池田文書ニ依リ謄写。
37	（竹島・松島絵図）			竹島・松島絵図。	S28.11 依鳥取池田文書謄写了。
38	（竹島・松島絵図）			竹島・松島絵図。	S28.11 依鳥取池田文書謄写了。

出所：筆者作成。

(付記)

「本報告書 115～118 頁掲載の『意見』に対して」

福 原 裕 二

本報告書の 115～118 頁に掲載されている、升田優『戦後（昭和期）における島根県の竹島問題への取り組み等』について」（以下、意見）は、私の上掲のレポートの誤読か思い込みに基づく問題意識を下地に、行政の立場から戦後における島根県の竹島問題への取り組み等を紹介する内容となっている。私のレポートにおける議論の核心に対して、行政従事者としての専門的な立場からコメントをいただけるのであれば有り難いが、意見の中で「問題」とされる内容は、ほぼ当を得ておらず、私の今後の研究上の進展においてはほぼ参考にはなし得ない憾みがある。以下では、私のレポートへの言及を行っている記述部分を中心に、箇条書きふうに疑問を呈しておくこととしたい。

- 意見では、私のレポートを概括して、「戦後における島根県の取り組みについて『島根県統計書』の記述を通して一定の推論を導き出している」としているが（「1. はじめに」；下線は筆者）、そのレポートを一読いただければ明らかな通り、そこでは『島根県統計書』の記載を手がかりに立論を行い、その他の文献資料を用いて、島根県の竹島に関わる行政的措置の史的展開について論じている。『島根県統計書』の記載がこうであるから、島根県の取り組みはこうであるなどという論及は行っていない。
- 意見では、『島根県統計書』は……何らかの価値意識を投影したものとは捉えられていない」と、どんな主体に「捉えられていない」のか無主語の形で主張されているが（「1. はじめに」の①）、仮にそうであるとすれば、『島根県統計書』は統計の選択、配列、その記載内容など、何らの顧慮・基準もなしに羅列されている文書であるということになるがそれでよいのか。「価値意識を投影したものとは捉えられていない」と何故に言えるのか、主語とその根拠を明確に論じなければ、それは単なる思い込みでしかないであろう。
- 意見では、「むしろ、『島根県史』とか『県政のあゆみ』、『県政の概要』など……の記述をも確認し、島根県の取り組みを総合的に評価するのが妥当」（「1. はじめに」の①）とするが、「総合的に評価」することには賛同するとして、県が広報用に後日取りまとめた文献資料を他の資料による文献批判もなくそのまま鵜呑みにして論述するのであれば、それは研究ではなく、一種の宣伝（プロパガンダ）である。管見の限り、島根県竹島問題研究会は県の公式的な立場から独立して組織されたものであると理解しているし、そこでの研究成果である中間報告書の内容もまた然りであると考える。
- 意見では、私のレポートが、「島根県の取り組みが国の動向など外部要因によって左右されて

きたと結論づけている」とし、それに対して「果たしてそうなのか」と疑問を呈しているが(「1. はじめに」の②)、意見では結局、他の島根県が編纂した行政資料に竹島に関わる記載があるとか、国への要望活動・県議会での質疑があったとか述べるばかりで、その行態の背景要因として何があったのかをまるで取り上げていない。たとえば、私のレポートでは、島根県総務課予算グループが所蔵する現用文書を基に、昭和 52 年の県議会の決議や促進協の設立の背景を 200 海里水域設定の問題であると結論づけたが、そうではないという論拠を示してくれなければ、「福原委員は極めて限られた資料に基づきその推論を展開している」と主張されても(「1. はじめに」の②)、追跡検証のしようがない。

○意見では、「……戦後すぐの昭和 20 年代には、GHQ 指令により竹島に対する日本の行政権が停止された事実……この当時、島根県としては、竹島の管理を事実上行うことができず……こうした事情が行政資料の記述に一貫性を欠く遠因になったのではないか」としているが(「3. おわりに」)、そもそも私が「昭和 29 年の謎」として論じている対象時期は、「GHQ 指令により竹島に対する日本の行政権が停止」されていた時期のことではなく、「島根県としては、竹島の管理を事実上行うことが」できるようになった時点のことであり、それこそ意見が主張する推論は誤りである。

以上のように、意見が私のレポートに対して問題視する論拠は何等示されていないか、当を得ていないと考える。意見の表題の通り、行政の立場から戦後における島根県の竹島問題への取り組み等を論じたいのであれば、問題の所在を明らかにした上で、その範囲内で議論を展開すべきであろう。その点で、この「意見」なる文章が研究会の成果物である報告書に掲載されるのは、遺憾なことであると考ええる。

最後に余談ながら、意見で主張される次の内容、すなわち「島根県の認識、またその取り組みなどについては、県の保有する資料全般について、時系列的に、内容を整理、確認しておく必要があると思われる。こうした作業は、基本的に県の保有する資料に基づいて行うことになるので、竹島資料室において今後そうした取り組みが着実に、かつ、精力的に行われることを期待したい」(「3. おわりに」)との提言には反対である旨記しておきたい。(現用文書については留保するとして) 県の保有する資料全般は研究者に広く公開し、利用されることが望ましいと考えるからである。

日韓会談の開始と竹島問題

藤 井 賢 二

はじめに

竹島問題は、1952 年 1 月 18 日に韓国政府が李承晩大統領の名で「隣接海洋に対する主権に関する宣言」（以下「李承晩ライン宣言」と表記）を発し、宣言された水域の中に竹島（韓国名「独島」）を含めたことから表面化した。李承晩ライン宣言当時、連合国軍総司令部（以下「総司令部」と略記）の斡旋により開催された日韓会談（日韓国交正常化交渉）の予備会談が前年（1951 年）10 月 20 日から行われていた。予備会談では、本会議の他に、在日韓国人の法的地位問題に関する委員会（以下「法的地位問題委員会」と略記）と船舶問題委員会が他の諸議題に先行して設置されて討議が行われ、両国間の懸案を解決し国交を樹立するため予備会談を本会談に切り替えて開催することが合意された。この結果、第 1 次日韓会談が、本会議の他に、基本関係委員会・漁業問題委員会・財産請求権問題委員会・船舶問題委員会・法的地位問題委員会と議題を拡大して、1952 年 2 月 15 日から同年 4 月 25 日まで行われた。日本は 1952 年 4 月 28 日の主権回復までに日韓会談を妥結させることをめざしたが、会談は難航して実現しなかった。

李承晩ライン宣言は日韓会談が予備会談から第 1 次会談へと切り替わる時期に行われた。そのため、日韓会談の関連文書の中に竹島問題に関する何らかの記録が残されているはずである。しかし、2005 年に韓国政府が公開した、日韓会談に関する韓国側の文書（以下「韓国側公開文書」と略記）には、李承晩ライン宣言で主権の行使を表明した水域に竹島を含めた韓国政府の政策決定過程や、李承晩ライン宣言直後の竹島問題に関する日韓間の論議の記録は残されていない。一方、2007 年から 2008 年にかけて日本政府が公開した日韓会談に関する日本側の文書（以下「日本側公開文書」と略記）には、李承晩ライン宣言直後の竹島問題に関する日韓間の論議の記録が若干残されている。

周知のように、韓国は次の 3 つの理由から竹島の領有権を主張し、この 3 点はそのまま日韓間の争点となってきた。

1. 韓国には竹島領有の歴史的根拠があること
2. 1905 年の竹島の日本領土への編入が不当であること
3. 占領期における総司令部による竹島に関する措置が有効であること

本稿において筆者（藤井一以下同じ）は、これら 3 つの争点を念頭に置いて、李承晩ライン宣言前後の時期における韓国の竹島問題に関する主張、特に第 1 次日韓会談における主張を検討する。資料として、日韓両政府が公開した日韓会談に関する文書をはじめとする日米韓 3 国の外交文書を利用する¹。

李承晩ライン宣言によって竹島問題を表面化させた韓国の意図については、資料の欠如もあって、これまで考察が加えられることが少なかった。筆者は、宣言と同時期の第 1 次日韓会談における韓

¹ 韓国側公開文書は『韓・日会談請求権関連文書 大韓民国外交通商部 2005 年公開資料』によった。日本側公開文書は「日韓会談・全面公開を求める会」の請求によって開示されたものを、<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>より閲覧した。

国の主張を検討することにより、韓国の対日姿勢全体から竹島問題の起点を考えたい。このような視点の研究は本稿が最初である²。

竹島問題は日韓会談の開始とともに表面化し、日韓会談の難航とともに先鋭化し、日韓条約で解決すべきところを未解決のまま残された。竹島問題を日韓会談と関連させながら考察することの意義は大きい。

1 竹島問題の表面化

まず、竹島問題が表面化するまでの経緯をまとめてみたい。竹島問題を生んだのは1946年に総司令部が行った次の2つの措置であった。

1. 1946年1月29日付総司令部覚書「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離すること」(SCAPIN-677)の対象地域の中に鬱陵島や濟州島とともに竹島があったこと。
2. 1946年6月22日付総司令部覚書「日本の漁業及び捕鯨業許可区域」(SCAPIN-1033)で、日本の船舶及び船員は竹島から12マイル以内に近づいてはならず、またこの島との一切の接触は許されないとされて、当時総司令部が日本漁船の操業を制限していたマッカーサーライン（以下「マ・ライン」と略記）の外側に竹島が置かれたこと³。

こうして日本人が竹島に渡航しなくなった間に朝鮮人(韓国人)が同島に出漁していた。

1951年に示された「連合国と日本との平和条約（以下「対日平和条約」と略記）」草案に関して韓国が米国に行った要求の中には、総司令部の2つの措置に関するものがあった。1951年7月19日、梁裕燦駐米大使は、ダレス国務長官顧問への直接要請および同日付のアチソン国務長官宛の書簡で、竹島が韓国領であることおよびマ・ラインの継続を対日平和条約に明記することを要求した。ダレスはマ・ラインの継続についてはこれを即座に拒絶し、竹島についても、1951年8月10日付ラスク国務次官補の裕燦駐米韓国大使宛書簡で、対日平和条約では同島を日本領土に含めることを明らかにした⁴。マ・ライン継続を求める韓国の米国への要請は、1951年7月19日以外に

² 日韓会談と竹島問題の双方を視野に収めた先行研究は少ない。日韓会談における竹島問題をめぐる論議については、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院 1966年8月 東京）には記述がない。田村清三郎『島根県竹島の新研究』（島根県総務部総務課 1965年10月 松江）と森田芳夫「日韓関係」（『日本外交史 28 講和後の外交 I 対列国関係（上）』鹿島研究所出版会 1973年5月 東京）が竹島問題と日韓会談の關係に若干触れているが、その内容は日韓会談で竹島問題の本格的な論議が行われた1962年以降の時期が中心である。韓国側公開文書を用いた崔喜植「韓日会談における独島問題-韓日会談関連日本外交文書分析のための事前作業-」（『日本空間』4 論衡 2008年11月 韓国語）と同「韓日会談における独島領有権問題-韓国外交文書の分析とその現代的意味-」（『国家戦略』15-4 世宗研究所 2009年12月 韓国語）も1962年以降の竹島問題をめぐる日韓会談での論議を主題としている。李承晩ライン宣言前後の時期における竹島問題と日韓会談の双方に言及した研究としては、玄大松『領土ナショナリズムの誕生—「独島／竹島問題」の政治学—』（ミネルヴァ書房 2006年11月 京都）があるが、日韓会談と竹島問題とを羅列して叙述しているのみで両者を統合して考える観点はない。

³ マ・ラインは1945年9月27日付の米国太平洋艦隊連絡団覚書第80号によって設定された。日本漁船の操業許可区域は1946年6月22日付総司令部覚書で拡張され、日本海では竹島近海の操業ができるようになったが、竹島への接近・上陸は禁止された。なお、1949年9月19日付総司令部覚書「日本の漁業及び捕鯨業許可区域」(SCAPIN-2046)で竹島への接近制限距離は12マイルから3マイルに緩和された。

⁴ この書簡は塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島—米外交文書集より—」（『レファレンス』389 国立国会図書館調査立法調査局 1983年6月 東京）および同「平和条約と竹島（再論）」（『レファレンス』518 1994年3月）で紹介された。塚本は、同書簡によって「竹島は、平和条約上日本から分離されず、日本保持が確定した」と主

も、同年7月9日のダレスへの直接要請、同年8月2日付アチソン國務長官宛の書簡と、頻繁に行われた。しかし米国は要請の都度これを拒絶した。公海における漁業に制限条項を設けることは関係各国の利害が錯綜しているため対日平和条約締結に深刻な遅れをもたらす、これがその理由であった。

対日平和条約が署名される前日の1951年9月7日、韓国政府は第98回臨時國務會議で「漁業保護水域」の設定を可決した。この時、すでに商工部が作成していた「漁業管轄水域」に竹島を含む日本海の広大な水域が加えられた⁵。ただし、韓国はマ・ライン存続の可能性もあると考えて、この決定の実施を見送った。同年11月22日の日韓会談予備会談第8回本會議で、日本側は主権回復後のマ・ライン継続に難色を示した⁶。年が明けた1952年1月18日、韓国政府は同日付の李承晩ライン宣言を発し、朝鮮半島から竹島近辺までを囲む広大な水域に「主権」を行使し、同水域の資源を「監督下」に置く意志を示した。一方、対日講和条約が発効する直前の1952年4月25日、総司令部はマ・ライン廃止を日本政府に通告した。

2 李承晩ライン宣言直後の韓国の主張

1952年1月18日の李承晩ライン宣言直後の時期における、竹島の領有権を主張する韓国政府の主張は、次の3つの記録に残されている。

①1952年2月1日付の金溶植駐日韓国公使の発言⁷

2月1日午前10時すぎ韓国代表部におもむき金公使と会談したが要点左の通り(略—筆者)五、竹島の帰属問題

金公使は竹島のことで日本側から申入があったのは意外であると述べ16、7世紀ころから往来の記録があるし、位置からいっても韓国の方に近い。この問題についても回答するはずだとのことであったので本件は日本側は絶対に譲らぬであろうし、争えば国民感情を激発し会談全体を暗礁にのし上げることになるろうとも限らぬから慎重取扱方を要望しておいた。

②韓国政府が日本政府に送った「1952年2月12日付韓国側口上書」⁸

数世紀にわたって韓国にあった、「独島」の名で知られる「リアンクール岩」の所有権について、大韓民国政府はこの口上書において本格的な論議を行うつもりはない。ただ、総司令部が1946年1月29日付SCAPIN677によって同島が日本の領域から明確に除かれたこと、そしてまた同島がマッカーサーラインの外側に置かれ続けたこと、これらの事実が韓国の主張を疑いの余地なく支持し確認するものであることを日本政府に思い起こさせたいのみである。

張した。近年、米国がその後態度を変えて竹島が韓国領であることを認めたといういくつかの反論がなされが、塚本は「竹島領有紛争に関連する米国國務省文書(追捕)＝資料＝」(竹島問題研究会『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』(島根県総務部総務課2007年3月 松江))において、これらの反論を的確に論破した。

⁵ 李承晩ライン宣言に至る韓国の動きについては、拙稿「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」(『朝鮮学報』185 朝鮮学会 2002年10月 天理)および拙稿「公開された日韓国交正常化交渉に記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」(『東洋史訪』12 兵庫教育大学東洋史研究会 2006年3月 兵庫)参照。

⁶ 「韓日会談予備会談(1951.10.20-12.4)本會議會議録、第1-10次、1951.10.20-12.4」(韓国側公開文書)211頁。

⁷ 「金公使との会談要旨 27.2.1 千葉参事官」(日本側公開文書 第6次公開 開示決定番号806 文書番号394)。

⁸ 『獨島関係資料集(Ⅰ)—往復外交文書(1952-76)—』(韓国政府外務部 1977年7月15日)6頁。原文は英語。

③1952年2月25日の「国籍処遇問題に関する非公式会談」における金東祚外務部政務局長の発言⁹

竹島の領有問題について金東祚は「同島は明治38年島根県に編入されたが、右は同県が政府の意に反して独断専行的に行ったものである。それ以前にも同県が右編入を計画し政府が之を退けた経緯がある。此等の点を考えても日本側自身が日本のものと考えていなかったことがわかる」と述べた。当方は「領土問題はまた別途に例えば基本委員会などで討議することとしては如何」と述べたが、先方は「それはそうであるが此の席でも聞いておいて頂きたい。次の理由から見ても韓国領と言えるのではなかろうか、即ち

(イ) 昭和21年の行政分離命令も同島を日本行政権の圏外においている。

(ロ) かつて米軍が同島を誤って爆撃したことがあるが、その時日本人はおらず韓人漁夫が被害を受け米軍は韓国政府に損害賠償を支払ったことがある。

(ハ) 日本側が竹島を日本領というのは済州島等の如く日本から分離することが対日平和条約に規定していないためかと思うが、韓国に周辺には無数の小島嶼があり、これらについては何等の規定もないが韓国領であることは当然で問題になっていない」

と主張した。よって当方は「(イ) 行政分離命令は同令にも明かに述べているとおり領土問題とは何等の関係もない。(ロ) 爆撃のとき日本人がいなかったのは行政区分命令をよく遵守しているからに過ぎない。(ハ) 韓国周辺の小島嶼を韓国領、竹島を日本領と確認することにしては如何」と応酬しおいた。

3 歴史的根拠に関する韓国の主張の検討

以上3つの記録に見える韓国政府の竹島領有の歴史的根拠は十分な検討が加えられたものではない。①の金溶植の発言については、1417年から朝鮮政府は鬱陵島への朝鮮人の渡航を禁じており、鬱陵島よりさらに遠方の竹島との「16、7世紀ころから往来の記録がある」という主張は根拠が不明である。③の金東祚の発言中の「それ以前にも同県が右編入を計画し政府が之を退けた経緯」とは、1877年の「竹島外一島地籍編纂之件」を指す可能性がある¹⁰。しかし、たとえそうであったとしても、これは竹島の領有権に関する日本の歴史的根拠に関するもので、竹島の領有権に関する韓国の歴史的根拠ではない。とりわけ注目すべきは、後に竹島領有をめぐる行われた論争で韓国政府が主張した歴史的根拠が示されていないことである。1953年9月9日付「1953年7月13日付日本政府の独島（「竹島」）に関する見解に対する韓国政府の論駁」¹¹では、17世紀末の「安龍福事件」

⁹ 「日韓会談記録(2)(国籍処遇問題)」外務省アジア局1952年6月（日本側公開文書 第5次公開 開示決定番号852 文書番号606）。

¹⁰ 「竹島外一島地籍編纂之件」とは、1876年に島根県が「竹島（当時の鬱陵島）他一島」の地籍編纂についての伺いを提出したところ、翌年に内務省が「竹島は本邦無関係」と考え、内大臣が「竹島外一島」は「本邦無関係」と指示した事件である（塚本孝「竹島領有問題の経緯」『調査と情報』244 国立国会図書館 東京1994年12月）。この事件を根拠に堀和生は「竹島は近世初頭以来一貫して日本領であった」という日本の主張は覆ったとした（「1905年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24 朝鮮史研究会1987年3月 東京）。この問題に関する論考として最新のものは、本中間報告所収の杉原隆「明治10年太政官指令一竹島外一島之儀ハ本邦関係無之をめぐる諸問題」であり、そこでは「竹島外一島」は現在の竹島ではないと主張されている。

¹¹ 前掲註(8)33頁。

¹²および『世宗実録』中の「于山島」と『成宗実録』中の「三峰島」の記述が歴史的根拠とされた。前記の3つの記録にはそれらへの言及が見られないのである。

当時の韓国内の竹島問題に関する論調も同様であった。例えば、1948年8月5日付の愛国老人会によるマッカーサー総司令部長官宛請願書「日韓間の領土の調整に関する要求」¹³や崔南善「独島は厳然たる韓国領土」¹⁴で強調されているのは、17世紀末の江戸幕府による鬱陵島への渡航禁止であった。李承晩ライン宣言以前の時期において韓国の竹島問題に関する主張をもっともよくまとめている申奭鎬「独島所属に対して」¹⁵では、「三峯島」が竹島に該当すると述べているものの「于山島」への言及はない。「鬱陵島は高麗時代に于山国（略-筆者-）と称して我が国に属した島であった」とあるのみである。また、同論文は「安龍福事件」に言及しているが「安龍福事件」を韓国の竹島の領有権の根拠としているわけではない。「安龍福事件」で日本は「鬱陵島を朝鮮領土として承認した以上、その属島である独島すなわち現在日本人のいう竹島もまた朝鮮領土として承認されたと見ることができる」と述べられているだけである。以上の韓国の主張に共通するのは、竹島が鬱陵島の「属島」であることを前提として韓国の竹島の領有権を主張していることであり、竹島を韓国周辺の「無数の小島嶼」の一つとしてその領有権を主張する前記③の金東祚の発言と重なる。しかし鬱陵島と竹島は別個の島であり、積極的な論拠にはならない¹⁶。

1951年9月21日付の卞榮泰外務部長官からムチオ駐韓米国大使に宛てた書簡で、韓国は竹島が韓国領であることの確認を再度求めた¹⁷。この書簡で、「我々は韓国がかの島（竹島—筆者補註—）を数百年にわたって領有してきたことを証明する確実な証拠記録がある」と韓国は主張した。しかし、同年10月3日付国務省宛駐韓米国大使館の書簡「独島に対する主張についての韓国外務部の書簡の伝達」¹⁸には次のような文言があり、韓国の主張に対して否定的であった。

（1951年9月21日付卞榮泰外務部長官の—筆者補註—）書簡の最後の節の「確実な証拠記録」について、日韓の歴史史料にそのような証拠が見られるという外務部長官の口頭説明を米国大使館の職員は聞いた。（一方で—筆者補註—）韓国外務部は現時点ではそのような「証拠」をまとめたものは持っていないと暗に認めた。米国大使館は国務省に伝達するそのような「証

¹² 安龍福事件とは、1693年に日本に連行され帰国した後に1696年に再来日した安龍福が、竹島が朝鮮領の「于山島」であり、竹島に上陸していた日本人を非難・撃退したと、帰国後に供述した事件である。濱田太郎は、田川孝三や下條正男の研究をふまえて、この安龍福の供述を除いて朝鮮の古記録に見える「于山島」が竹島であるという積極的な論拠は見当たらないとしている（「竹島（独島）紛争の再検討—竹島（独島）紛争と国際法、国際政治—（2）」（明治学院大学法学研究科『法学研究論叢』6 東京 1997年2月）

¹³ “Request for Arrangement of Lands Between Korea and Japan” (Records of the U.S Department of State relating to the internal affairs of Japan, 1945-1949 : Department of State decimal file 894)

¹⁴ 崔南善「独島は厳然たる韓国領土」（『独島』（大韓公論社 1965年11月 刊行場所不明））149～151頁。論文末尾に「連合国軍総司令官に送ろうとして書いた」との附記がある。

¹⁵ 申奭鎬「独島所属に対して」（『史海』1（朝鮮史研究会 1948年12月 ソウル））。

¹⁶ 1947年8月に鬱陵島と竹島を調査した朝鮮山岳会（後の韓国山岳会）の関係者が竹島領有権を主張する根拠もまた、竹島が鬱陵島の「属島」であることであり、わずかに『成宗実録』中の「三峰島」が竹島に該当すると述べるのみであった（「東海の我が国土 悲しい流血の記録」（1948年6月17日付『朝鮮日報』ソウル）。この記事は、1948年6月8日におきた米軍機による「独島爆撃事件」に関する朝鮮山岳会会員の手記である。なお、『釜山日報』の1952年2月2日付社説「日政府の抗議に反駁」にも韓国山岳会会員による同趣旨の主張が掲載された。

¹⁷ TRANSMITTAL OF LETTER FROM MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS ON KOREAN CLAIM TO DOKDO ISLAND

(Records of the U.S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795)

¹⁸ ibid

拠」の提出を歓迎するが、そのような情報の提供が行われることは疑わしい。

以上の検討から次の事実を指摘できる。1952 年 1 月の李承晩ライン宣言前後の時点においては、後に韓国政府が提示するような、竹島の領有権の歴史的根拠を韓国政府が示すことは困難であったということである。

4 韓国の最大の論拠は総司令部の2つの措置

「はじめに」で示した竹島問題に関する韓国側論拠のうち、「2. 1905 年の竹島の日本領土への編入が不当であること」に関して、韓国が現在編入措置を国際法上無効としている理由は次の 4 つである¹⁹。第 1 に先占には通告が必要である。第 2 に日本の領有意志の表明が秘密裏に行われた。第 3 に日本の竹島編入に対して大韓帝国政府は当時抗議や反論できなかった。第 4 に竹島編入は帝国主義的侵略であるから無効である。これらの主張も、前記①～③で示した、李承晩ライン宣言直後の時期の韓国政府の主張には見当たらない。わずかに③の金東祚の発言が触れているが、竹島を隠岐島司の所管とする島根県告示第 40 号は竹島を領土に編入する閣議決定に基づいているのであって、日本「政府の意に反して」行われたという金東祚の主張は誤りである。

前記の愛国老人会によるマッカーサー総司令部長官宛請願書には、「これ（竹島の日本領土編入―筆者補註―）は秘密裏に行われたので韓国政府だけでなくどの国の政府も知ることが出来なかった。たとえ韓国政府が注意を向けたとしてもそれに対応した施策はとられなかったであろう」とあった。崔南善「独島は厳然たる韓国領土」の主張もこれと同様である。一方、申奭鎬「独島所属に対して」には 1905 年の竹島の日本領土編入に関して次のような記述がある。「露日戦争当時、日本は独島に人が住んでいないことを奇貨として（略―筆者―）同年 2 月 2 日付で思い通りに自国の領土に編入して島根県隠岐島に所属させて海軍の補給基地として使用させ」た。申奭鎬は同論文で 1906 年に島根県が派遣した竹島視察団の鬱陵島来島についての「鬱陵郡主沈興沢」の報告書を掲載し、「当時日本の勢力がすでに韓国政府を支配して国家全体の運命が重大危機に直面していたので、政府は独島のような小さな無人の孤島に対して注意を払うひまはないだけでなく、抗争する能力もなかった」と述べた。

以上でわかるように、韓国が日本の竹島編入措置を国際法上無効する 4 つの理由のうち、李承晩ライン宣言前の時点で韓国が主張したのは第 2 と第 3 であった。第 4 の竹島編入は帝国主義的侵略であるから無効であるという論点について、李承晩ライン宣言後の 1953 年 9 月 9 日付「1953 年 7 月 13 日付日本政府の独島（「竹島」）に関する見解に対する韓国政府の論駁」で韓国政府は次のように主張した²⁰。

独島は、1905 年に不法且つ国際法に反して島根県の所管とされるまで、決して無主の島ではなかった。当時、清日戦争の約 10 年後であるが、日本は 1904 年 2 月 23 日の日韓議定書および 1904 年 8 月 22 日の日韓協約―それらを韓国は無効（null and void）と主張している―を韓国に強要した。こうして日本は強制的に韓国に「韓国政府に対する数名の日本人外交顧問の勤務を保障」させ、また、「戦略上の観点から必要があれば、韓国の領土のいかなる部分も占領

¹⁹ 前掲註(12)「竹島（独島）紛争の再検討―竹島（独島）紛争と国際法、国際政治―（2）」134～135 頁。

²⁰ 前掲註（8）35 頁。

できた。

ここでは、竹島の日本領土編入と日韓併合に至る過程とが結合している。申奭鎬が、竹島の日本領土編入を1904年からの日露戦争との関連で説明していたのとは異なる。このように、竹島問題に関する韓国側論拠のうち、「2. 1905年の竹島の日本領土への編入が不当であること」に関する韓国政府の主張も、1952年1月の李承晩ライン宣言前後の時期には、十分な準備が行われていたとは言い難い。なお、申奭鎬は「鬱陵郡主沈興沢」の報告書冒頭の「本郡所属独島」の部分強調して1905年の竹島の日本領土への編入前に竹島が韓国領であったと主張した。しかし、日本領土編入前に竹島が韓国領であった根拠として現在韓国が主張している、1900年布告の大韓帝国の勅令第41号に申奭鎬は言及していない。

結局、李承晩ライン宣言前後の時期において、韓国が竹島の領有権を主張する論拠となったのは、「はじめに」で示した竹島問題に関する韓国側論拠のうち、「3. 占領期における総司令部による竹島に関する措置が有効であること」であった。1951年9月21日付の駐韓米国大使宛トラス外務部長官の書簡で韓国は、総司令部による措置は竹島の領有問題を決定する「決定的な要因(conclusive factor)」であると述べた²¹。また、前記②の韓国政府の公的な書簡である「1952年2月12日付韓国側口上書」において、竹島の領有権を主張する論拠として韓国が示したのも、総司令部による竹島に関する措置のみであった。

しかし、韓国が総司令部による措置を竹島の領有権を主張する論拠とするには大きな問題があった。まず、2つの総司令部覚書にはこの措置が日本領土の最終的な決定とは無関係と明記されていた。次にSCAPIN-677については、前述したように、1951年8月10日付梁燦駐米韓国大使宛トラス國務次官補の書簡で、対日平和条約では竹島を日本領土に含めることが韓国に通知されていた。そしてSCAPIN-1033については、1951年2月7日の「吉田・ダレス書簡」で日本の主権回復後のマ・ラインの消滅は既定の事実となっていた²²し、前述したように、日本の主権回復後のマ・ラインの継続を求める度重なる韓国の要請にもかかわらず米国はその都度これを拒絶していた。

このように、総司令部の2つの措置を竹島領有権の論拠とする韓国の主張には相当の無理があった。にもかかわらず、李承晩ライン宣言前後の時期において、韓国が総司令部の2つの措置を竹島の領有権を主張する最大の論拠としたのは何故であろうか。「はじめに」で筆者が述べたように、李承晩ライン宣言で主権の行使を表明した水域に竹島を含めた韓国政府の政策決定過程は、韓国側公開文書には記録されていない。そこで、当時の韓国の対日姿勢全体から竹島問題に関する韓国の主張を考察してみたい。韓国の対日姿勢が端的に表明された場、それは日韓会談である。

5 第1次日韓会談における韓国の対日姿勢

1952年2月20日に持たれた「国籍処遇問題に関する非公式会談」において、日韓会談の韓国側代表であった兪鎮午高麗大学総長は、李承晩ライン宣言への過程で、最初の漁業管轄権の主張が「だ

²¹ 前掲註(17)。

²² 『日本遠洋底曳網漁業協会 創立10周年記念誌』(1958年2月 東京) 107頁。「吉田・ダレス書簡」とは、日本の主権回復から漁業協定締結までの間は、資源保存措置がなされている漁場での日本漁船の操業を自粛すると吉田茂首相が表明したのに対して、ダレス國務長官特別顧問が賛同の意を表したものである。韓国政府の李承晩ライン画定の動きは「吉田・ダレス書簡」が発表された後に本格化した(前掲註(5)の拙稿「公開された日韓国交正常化交渉に記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」参照)。

んだん元気のよい意見に押されて」主権の主張という強硬なものに変わったと述べた²³。李承晩ライン宣言直後、宣言の内容が公海に韓国の「主権」を及ぼすものであった点に米国が強く抗議し、韓国はその処理に苦心していた。韓国は「主権」という刺激的な語句を「漁業管轄権」という比較的穏当な語句に言い換えて米国の抗議に対応しようとした²⁴。兪鎮午の発言の背景にはこのような米韓間の応酬があった。

米国すら困惑した韓国の日本に対するきわめて強硬な姿勢、すなわち「元気のよい意見」は、第1次日韓会談において日本側が対応に苦慮した韓国の数々の主張に見出される。これらを検討することは、李承晩ライン宣言で主権を宣言した水域に竹島を含ませた韓国の対日姿勢の解明に役立つ。第1次日韓会談における韓国の主張と、相当の無理があるにもかかわらず総司令部の2つの措置を論拠として韓国が竹島の領有権を主張したことは、「元気のよい意見」という点で共通するからである。

まず、基本関係委員会における論議である。1952年3月5日の第4回基本関係委員会で韓国側が提出した「大韓民国と日本国間の基本条約（案）」の第1条には「韓国は日本を主権を持つ独立国家として承認する」という文言があった²⁵。同草案（英語）の該当箇所は“The Republic of Korea recognizes Japan as a sovereign and independent nation”であり、対日平和条約の第1条“The Allied Powers recognize the full sovereign of the Japanese people over Japan and territorial waters”と類似していた。前年（1951年）5月の段階で米国は韓国を対日平和条約の署名国からはずす意向を固め、その意向は1951年7月9日にダレス國務長官顧問から梁裕燦駐米韓国大使に直接伝えられた。そして1951年9月8日にサンフランシスコで対日平和条約に調印した52ヶ国に韓国は含まれなかった。このような経緯があったにもかかわらず、韓国は第1次日韓会談に連合国に等しい態度で臨んだのである。

基本関係委員会ではまた「旧条約無効問題」が争点となった。1910年の日韓併合条約など「旧大韓帝国と日本国との間で締結されたすべての条約が無効（null and void）であること」が国交を樹立するための条約に明文化されることを韓国側が求め、日本側がそれに反対した問題である。大韓帝国と日本との関係をあくまでも敵対的なものであったとするこの主張も、韓国が自らを連合国と位置づけるためには不可欠であった²⁶。「旧条約無効」を強調する韓国側の主張は、竹島問題に関する

²³ 「昭和27年6月 日韓会談記録（2）（国籍処遇問題） 外務省アジア局」（日本側公開文書 第5次公開 開示決定番号852 文書番号606）。

²⁴ ただし「漁業管轄権」も当時の海洋法では確立されておらず米国もその合法性を否定していた（前掲註（5）の拙稿「公開された日韓外交正常化交渉に記録を読む—李承晩ライン宣言を中心に—」参照）。

²⁵ 外務部政務局『外交問題叢書第9号 韓日会談略記』（1955年3月）250頁（韓国語）。同書には「大韓民国と日本国間の基本条約（案）」が韓国語（249～254頁）と英語（255～263頁）の2種類が収録されている。この第4回基本関係委員会で兪鎮午は、「この分科委員会は実質的には講和会議と考えられる」と述べて国交を結ぶための条約の名称を日本側の提案した「友好条約」ではなく「基本条約」とすることを主張した（「第1次日韓会談（1952.2.15-4.21）基本関係委員会会議録、第1-8次、1952.2.22-4.2」（韓国側公開文書）589頁）。なお、この韓国側公開文書中の会議録にも同条約案の韓国語（596～601頁）と英語（593～595頁）の2種類が収録されているが、韓国語条約案第1条では「大韓民国と日本国は相互に各独立主権国家であることを承認する」となっており（597頁）、『外交問題叢書第9号 韓日会談略記』の記述（250頁）とは相違がある。1952年3月12日の第5回基本関係委員会で、この主張について「韓国側は本国政府と打合中であるという理由により保留した（「昭和27年6月 日韓会談記録（1） 外務省アジア局」（日本側公開文書 第5次公開 開示決定番号347 文書番号281）」）ことと関係するのかもしれない。

²⁶ 「1950年10月 対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠 対日講和調査委員会」（「韓日会談予備会談（1951.10.20-12.4）資料集：対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠、1950」（韓国側公開文書））と題された報告書に添付された、駐日韓国代表部政務部による1951年10月25日付の説明文には、韓国が対日平和条約に署名できなかったのは、「韓国が対日戦争に参加しなかったという事実に起因すると言える」が

韓国側論拠のうち「2. 1905 年の竹島の日本領土への編入が不当であること」に継承される。前に引用したように、1953 年 9 月 9 日付「1953 年 7 月 13 日付日本政府の独島（「竹島」）に関する見解に対する韓国政府の論駁」には、1904 年の日韓議定書や第 1 次日韓協約を無効（null and void）とする文言が見られる。日韓議定書や第 1 次日韓協約と同様、竹島の日本領土編入も日韓併合に至る日本の侵略の一環であるとする理論が構築されていくのがわかる。

第 1 次日韓会談で最大の争点となったのは朝鮮半島に残した日本人の私有財産をめぐる問題であった。1952 年 2 月 20 日の第 1 回財産請求権問題委員会で韓国側代表は、「日本からの解放国家である韓国と、日本との戦争で勝利を得た連合国は、類似した方法で、日本政府や日本国民の財産を取得できる」のではないかと述べ、日韓会談の進展は日本側がこの主張を認めるか否かにかかっていると日本に警告した²⁷。対日平和条約第 14 条では、連合国は連合国内にある日本国および日本国民の財産を没収して戦争による被害の賠償に充当できると定められていた。財産請求権問題委員会において韓国側は、韓国が連合国と同様の権利を持つとして、すべての在韓日本財産没収の正当性を主張したのであった。

財産請求権問題と同様に激しい論戦が行われたのが漁業問題であった。漁業問題委員会において韓国側は、李承晩ラインで囲まれた水域を漁業資源保護のためにすべての漁業活動を韓国が管轄する漁業管轄水域とすると主張し、同水域から日本漁船を排除しようとした。日本は対日平和条約第 9 条で「公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規制する」ための協定締結交渉を連合国とすみやかに開始する義務を負わされ、そして韓国は同条約第 21 条で第 9 条の利益を受けることになっていた。このように漁業問題において韓国は連合国に等しい権利を得ていたため、次のように、その対日姿勢は米国を模したものになった。

第 1 次日韓会談漁業問題委員会で韓国側が漁業管轄権の根拠としたのは、日本漁船の進出から米国近海漁場を保護するために漁業資源保護水域を設けるとした、1945 年 9 月 28 日付「公海の一定水域における沿岸漁業についての米国の政策に関する大統領宣言」（以下「トルーマン宣言」と略記）であった。そしてまた、1951 年 12 月 14 日に採択された「北太平洋の公海漁業に関する国際条約」（以下「日米加漁業条約」と略記）で日本が米加両国に対して認めた、北太平洋の一定水域における 3 種類の魚種に対する漁獲の「自発的抑止」であった。トルーマン宣言も日米加漁業条約における「自発的抑止」も漁業管轄権とは関係なく、韓国の主張は誤りであったが、韓国側は漁業管轄権の主張を撤回しようとはしなかった²⁸。

6 法的地位問題委員会における論議

このように、第 1 次日韓会談での諸懸案において、韓国側は日本に対して連合国あるいは連合国に等しい立場で占領状態にあった日本と向かい合おうとした。それが韓国の「元気のよい意見」であった。そのような韓国の姿勢をもっとも明確に知ることができるのが、法的地位問題委員会における在日韓国人の日本国籍離脱に関する韓国の主張である。

「韓日合併条約無効論」の立論が不十分であったためでもあると記されている（13 頁）。拙稿「第 1 次日韓会談における『旧条約無効問題』について」（『東洋史訪』15 史訪会 2009 年 3 月 兵庫）参照。

²⁷ 「第 1 次韓日会談（1952. 2. 15-4. 21）請求権分科委員会会議録、第 1-8 次、1952. 2. 20-4. 1」（韓国側公開文書）277 頁（韓国語）、288 頁（英語）。

²⁸ 拙稿「李承晩ラインと日韓会談—第 1 次～第 3 次会談における日韓の対立を中心に—」（『朝鮮学報』193 朝鮮学会 2004 年 10 月 天理）参照。

1952 年 1 月 24 日の第 24 回法的地位問題委員会で、在日韓国人の日本国籍喪失を明白に表現することを提案した日本側と、「韓国人が日本国籍を取得したことはない」としてそれに反対する韓国側の間で長時間の激論が交わされた²⁹。1951 年 12 月 18 日の第 18 回法的地位問題委員会で日本側が提出した「在日韓国人の国籍処遇に関する日本側提案」中の「在日韓国人の日本国籍喪失及び大韓民国国籍取得については、それぞれ当該国籍国の国内法によって決定する」という文言をめぐるものであった。韓国側の要求の背景には、韓国政府の次のような論理があった。

三千万国民は 36 年間にわたって中国その他国外で連合国に先行して直接武力で日本と戦争を敢行した一方、国内でも非暴力抗争を展開した多くの歴史的事実に着眼すれば、大韓民国人はその所在の如何を問わず連合国人としての特権を享受せねばならない。(略—筆者—)36 年間の日本の継続的占領は大韓民国の主権行使を事実上一時停止させたにすぎないものだ。したがって大韓民国は一時でも日本の国籍を取得しなかったのであり、常に大韓民国の国籍を確保したことは国際公法上明白である³⁰。

このように、主観的には自らを連合国として位置づける韓国側にとって、日本統治期の朝鮮人は日本国民であってはならなかったのである。

討議の結果、1952 年 1 月 29 日の第 36 回法的地位問題委員会に提出された「在日韓国人の国籍及び処遇に関する日本側新提案」では、「日韓両国は、在日韓国人が大韓民国国民であって日本国民ではないことを承認する」となっており、韓国側の要求通り、在日韓国人の日本国籍喪失という文言は消えていた³¹。しかし、韓国側はこれでも満足しなかった。同年 3 月 18 日の第 32 回法的地位問題委員会で日本側が提出した「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案」では「日本国及び大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であって日本国民ではないことを確認する」となっていた³²。韓国側はこれを、「日本国及び大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」と修正することを提案したのである。「韓国側のこの提議は、過去にも(韓国人が一筆者補註)日本国民ではなかったということを明らかにするためのものか」という日本側の問いに対して、韓国側は「そうだ」と答えた³³。

対日平和条約草案に関して、韓国は在日韓国人が連合国人として処遇される条項が入れられることを要求していた³⁴。しかし、日韓会談の予備会談および第 1 次会談の法的地位問題委員会において

²⁹ 「第 1 次韓日会談(1952. 2. 15-4. 21)在日韓人の法的地位委員会会議録、第 1-36 次、1951. 10. 30-1952. 4. 1」(韓国側公開文書) 951 頁。

³⁰ 外務部政務局「在日本韓僑事情とその対策」(大韓民国政府公報處『週報』29 1949 年 10 月 19 日)。この論文と同趣旨の要請文を、鄭桓範駐日韓国代表部大使は総司令部に提出していた(「駐日韓国人を連合国人待遇に 鄭駐日代表、マ元帥に要請」(『民主新聞』93 民主新聞社 1949 年 10 月 15 日 東京))。

³¹ 前掲註(29)981 頁。なお、日本側議事録では、この日本側提案の日付は 1952 年 1 月 26 日になっている(「昭和 27 年 6 月 日韓会談記録(2)(国籍処遇問題) 外務省アジア局」(日本側公開文書 第 5 次公開 開示決定番号 852 文書番号 606))。

³² 前掲註(29)1038 頁。なお、この日本側協定案では「韓人」という語句が使用されている。これは、1 月 29 日の第 26 回法的地位問題委員会で韓国側が「韓国人」を「韓人」と表記するよう要求し、日本側もこれを了承したことによる(前掲註(28)974~975 頁)。

³³ 前掲註(29)1034 頁。結局、日本側は「在日韓人は日本国民でないことを確認する」という文言の削除に応じた。日本が作成した 1952 年 4 月 4 日付「在日韓人の国籍及び処遇に関する韓日協定案」では「大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」となっていた(「関係者打合資料 アジア局 昭和 32 年 3 月 18 日」(日本側公開文書 第 6 次公開 開示決定番号 1144 文書番号 1518))。

³⁴ 1951 年 4 月 26 日付のダレス国務長官顧問宛林炳稷韓国国連大使の書簡(『大韓民国史資料集 30 李承晩関係

はそのような主張を韓国は行わず、もっぱら一般的な外国人とは異なる特別の待遇を在日韓国人に与えることを求めた。独立国としての地位を回復した平和条約発効後の日本においては、連合国の国民といえども一般的な外国人として処遇され、連合国人であることは特別の利益をもたらさないことに気づいたためであった³⁵。韓国の主張の変化は、日本統治期の朝鮮人は日本人と交戦状態にあったという歴史認識が転換したためではなかった。その歴史認識は健在であり、前述したような、在日韓国人の日本国籍離脱をめぐる日韓間の論議をもたらしたのであった。

7 総司令部の2つの措置と韓国

第1次日韓会談において韓国側は、連合国あるいは連合国に等しい立場で占領状態にあった日本に向かい合おうとした。それが韓国の「元気のよい意見」であった。相当の無理があるにもかかわらず、総司令部の二つの措置を根拠として李承晩ライン宣言で主権を宣言した水域に竹島を含ませた韓国の主張にも、この「元気のよい意見」が見られる。

まず、日本漁船の操業限界線であるマ・ラインを設定し、その中に竹島への日本漁船の接近を禁じる項目のあった SCAPIN-1033 についてである。1949 年 5 月 31 日に日本政府は総司令部に「東シナ海における日本トロール漁業及び機船底曳網漁業に対する漁業区域拡張陳情書」を提出した。これに対して韓国は、「日本政府は我々の漁場を食う」「マ・ライン拡張は韓国水域の漁獲を企図」するとして反発した³⁶。1951 年 4 月 18 日付で曹正煥外務部次官が梁裕燦駐米韓国大使に送付した文書「外政第 302 号 対日講和後の韓日間の漁業問題に関して米国の諒解要請に関する件」では、マ・ライン廃止に反対する理由として「韓国所有の漁場は韓国経済ともしっかりとした関係があること」が挙げられた³⁷。このように韓国は、本来日本漁船の操業限界線であるはずのマ・ラインを日韓の漁業境界線とみなし、それより韓国側の水域の漁場は韓国の所有物であると主張した。そして韓国政府は、マ・ラインを越えて「韓国漁業水域で漁業に従事」したことを理由に日本漁船を拿捕したのである³⁸。

書翰資料集 3 (1951)』(国史編纂委員会 1996 年 9 月) 233～236 頁)。また、同年 5 月 9 日付と推定される「米
国草案に対する韓国の公文に関するコメント」。この文書は、塚本孝「韓国の対日平和条約署名問題―日朝交
渉、戦後補償問題に関連して―」(『レファレンス』494 1992 年 3 月) ではじめて紹介された (97～98 頁)。

³⁵ 兪鎮午は、外務部長官に宛てた 1951 年 9 月 10 日付「駐日代表部兪鎮午顧問の日本出張報告書」(「韓日会
談予備会談 (1951. 10. 20-12. 4) 本会議会議録、第 1-10 次、1951」(韓国側公開文書)) で、次のように述べて
いる (90～91 頁)。

韓国人に連合国人の待遇を与えれば連合国人に賦与される治外法権その他の特権を韓国人にも賦与せね
ばならない。(略―筆者―) しかし講和条約が締結された今に至っては、問題は若干違ってきたことに注
意する必要がある。すなわち、講和条約が効力を発生した後は(略―筆者―)、連合国人といえども何ら
の特権を持たない普通の「外国人」にすぎないために韓国人を外国人として取り扱っても何ら韓国人に特
権を賦与することにならないばかりか、日本国籍を持つ者として取り扱うよりもむしろ外国人として取り
扱うことが日本に有利に(なる―筆者補註―)。

³⁶ 1949 年 6 月 8 日付『東亜日報』(ソウル)。日本の漁業者と政府は、特に、東シナ海・黄海における底曳網
漁業(以西底曳網漁業)の漁場拡大を、数度にわたって求めた。これに対する韓国の反発は激しく、韓国によ
る日本漁船拿捕事件も東シナ海で多く発生した(前掲註(5)の拙稿参照)。

³⁷ 「韓国の漁業保護政策：平和線宣布、1949-52」(韓国側公開文書) 1310～1311 頁。1949 年 5 月 31 日に日本
政府が総司令部に日本漁船の操業許可区域拡大を陳情したのに対応して、同年 6 月 8 日付で林炳稷外務部長官
から鄭桓範駐日大使に送られた文書「外通交第 88 号 マッカーサー線に関する件」でも韓国は同様の主張を行
った(同前 1145 頁)。

³⁸ 韓国政府作成と考えられる「大韓民国政府樹立后拿捕された『マック』線侵犯日本船舶の船長自認書」中の
文言。日本人船長自筆部分(日本語)では「大韓民国側に不法越境して漁業に従事せる」とあるのが、韓国人
官吏自筆部分(英語)では“engaged in fishing in the Korean fishery Area”となっている(米国国立公文

総司令部は、日本の政府や漁業者の要望もあって、マ・ラインは総司令部の専権事項であるとして日本漁船拿捕を禁止する意志を韓国に繰り返し伝えねばならなかった。1950 年 1 月 19 日、総司令部は「公海における日本の漁労活動は総司令部の命令によってのみ管理される」として韓国の日本漁船拿捕禁止と漁船及び乗組員の返還を求める覚書を駐日韓国代表部に送った³⁹。さらに、1950 年 1 月 29 日付の駐韓米国大使館宛書簡⁴⁰において総司令部は、マ・ラインを越えた日本漁船の拿捕は日韓間に敵対的な関係をもたらすとして、その禁止要請を韓国政府に伝えることを求めた。

1950 年 1 月 29 日付の駐韓米国大使館宛書簡で総司令部は、極東委員会を構成する 13 ヶ国に含まれない韓国が公海上で日本漁船を拿捕することは、韓国が極東委員会の構成国に取って代わることになることと危惧した。極東委員会とは、日本占領管理に関する連合国の最高政策決定機関であり、総司令部は極東委員会の決定の執行機関とされていた。このように、SCAPIN-1033 すなわちマ・ラインをめぐる問題において、韓国は占領下にあった日本に対して連合国と同様の姿勢で臨もうとした⁴¹。その姿勢は総司令部を苛立たせるほど強硬なものであった。

次に、日本政府の「政治的行政的権能」の及ぶ地域から竹島を除外するとした SCAPIN-677 についてである。1951 年 10 月 22 日の衆議院で開かれた平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において、草葉隆圓外務政務次官が対日平和条約で竹島は日本領土であることが確認されたと述べたのに対して、韓国政府は次のように反論した。「独島は 1946 年 1 月 29 日付総司令部覚書第 677 号で日本の行政権内に属さないことが明記されたのみならず、3 年前の 9 月 8 日に我が国の漁夫たちが不意の惨劇に見舞われたが、その慰霊碑を当時の慶尚知事曹在千氏名義で建てたこともある」⁴²。文中の「不意の惨劇」とは、1948 年 6 月 8 日に米空軍機が竹島で爆撃演習を行ったため操業中の韓国人漁業者に犠牲者が生じた事件である。この米軍機による「独島爆撃事件」の事後処理が米韓間で行われたことは、李承晩ライン宣言直後の時期の韓国の主張のうち③の金東祚の発言にもあるように、韓国が竹島の領有権を主張する根拠の一つとなった。1951 年 9 月 21 日付の駐韓米国大使宛ト栄泰外務部長官の書簡でも、「もし総司令部がその島（竹島―筆者補註―）を日本領とみなしていたならば、韓国人の滞在は不法で謝罪は不要だったはず」と韓国は主張した⁴³。このように、本来は日本政府の「政治的行政的権能」の及ぶ地域に関する規定であった SCAPIN-677 を、韓国政府は自国の領土に関する規定であると解釈して竹島の領有権を主張したのである。

書館 (RG331) GHQ/SCAP Records, Fisheries, Seizures of Japanese Fishing Vessels Dec.1949-Oct.1950)。1948 年 2 月から 1950 年 1 月にかけて作成された 18 枚の「自認書」中 9 枚にこのような表現がある。

³⁹ 米国国立公文書館 (RG331) GHQ/SCAP Records, SCAP TOKYO JAPAN → EMBASSY SEOUL KOREA 19 JAN 50 (Korean Seizures July 1946-Sept. 1951)。この他、1951 年 4 月 14 日には M. J. Luosey 韓国海軍司令長官が韓国海軍作戦局長に対して、これ以上日本漁船拿捕をしないことを要請した（「韓国の漁業保護政策：平和線宣布、1949-52」(韓国側公開文書)1280・1281 頁)。また 1948 年 7 月 28 日には、在朝鮮米軍政庁は同年 4 月 17 日付の文書(MGAGR546)で南朝鮮過渡政府に許可していた日本漁船の拿捕を取り消していた(同前 1147・1305 頁)。

⁴⁰ Records of the U. S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal Files 995 National Archives

⁴¹ 後に韓国は、1946 年 2 月 18 日に米国の国務・陸・海軍調整委員会 (SWNCC) が行った対日漁業管理に関する政策決定すなわち「日本漁業に対する措置」中の b 項「連合国の管治下にあるところに近い場所では、関係国の事前の許可なくしては、日本漁業は許可してはならない」という条項を根拠にマ・ライン問題に「関係国」として発言権を持つとして李承晩ライン宣言を正当化した(韓国政府外務部政務局『外交問題叢書第 1 号 平和線の理論』(発行年不明) 47～48 頁。同『外交問題叢書第 11 号 独島問題概論』(1955 年 5 月) 32 頁)。

⁴² 1951 年 11 月 26 日付「李公報處長の独島に関する談話」(『光復 30 年 重要資料集 月刊中央 1 月号 別冊記録』中央日報社 ソウル 1975 年 1 月 140 頁)。この談話は、草葉外務政務次官の発言を報じた新聞記事「日本に還る無人の『竹島』 空白十年の島の全容を探る」(『朝日新聞』東京 1951 年 11 月 24 日)に反発して発表されたものである。

⁴³ 前掲註(17)。

しかし、日本領土の最終決定についての韓国の認識は誤りであった。1945年12月26日に公表された「極東委員会および連合国対日理事会付託条項」では、極東委員会の任務について「委員会は、軍事作戦行動に関しても、また領土上の調整に関しても、勧告してはならない」と定められていた。したがって、極東委員会の決定の執行機関である総司令部も日本に関する「領土上の調整」を行うことはできなかった。つまり、日本政府の「政治的行政的権能」の及ぶ地域から竹島を除外するという総司令部の措置は、日本領土の最終決定にはなりえなかった。SCAPIN-677をもって日本領土の最終決定としようとした韓国の主張は、連合国として主張できる限界をも越えたものになっていたのである。

おわりに

1952年2月に始まった第一次日韓会談における諸懸案の論議では、日本に対して連合国あるいは連合国に等しい立場で向かい合おうとする韓国の「元気のよい意見」を確認できる。第1次日韓会談が開催される直前の1952年1月に李承晩ライン宣言で主権を宣言した水域に韓国が竹島を含ませたため、竹島問題は表面化した。日韓会談での韓国の「元気のよい意見」は、竹島問題における韓国の主張にも見られる。韓国が竹島の領有権を主張する主要な論拠は総司令部の二つの措置であった。竹島を「政治上行政上日本から分離する」としたSCAPIN-677および、日本漁船の操業限界線であるマ・ラインを設定してその中に竹島への日本漁船の接近を禁じる項目のあったSCAPIN-1033である。本来、二つの措置は総司令部が日本を管理するためのものであったが、韓国は二つの措置に自らも関与できると主張し、二つの措置を日本の主権回復後も継続させようとした。このような韓国の対日姿勢は、日本を管理しようとする点で連合国と似通った面があり、時には連合国として主張できる限界をも越えたものになった。竹島問題とは、敗戦国として主権を喪失するという歴史上極めて特異な時期にあった日本と、日本よりも一足早く独立し、主観的には自らを連合国と位置づけて日本を管理しようとする韓国という図式が生み出した問題であった。

島根県の漁業者と日韓漁業紛争

藤 井 賢 二

はじめに

竹島問題研究会では松江市美保関町の片江地区で二度（平成 21(2009)年 10 月 24 日・平成 22(2010)年 10 月 11 日）、出雲市地合町の地合地区で一度（平成 22 年 8 月 20 日）、かつて漁業に従事していた方々に聞き取り調査を行った¹。両地区での聞き取りおよび藤井の現在までの調査から受ける印象は、島根県の漁業者は戦後の日韓漁業紛争の最前線にあって操業してきたということである。戦後日韓間の漁業紛争は、昭和 40(1965)年の日韓漁業協定までの主として東シナ海・黄海の漁場をめぐるものと、1980 年前後から激化して平成 11(1999)年の新日韓漁業協定でいったん落ち着いたものの現在も継続中の日本海を主な舞台としたものに分けられる²。島根県の漁業者はそのどちらにも深く関係したのである。

1 片江地区と以西底曳網漁業

島根半島の片江地区は機船底曳網漁業の発祥の地であった。機船底曳網漁業とは動力漁船を用いた底曳網漁業のことである。片江地区と機船底曳網漁業は次のように深く関連する。

島根県八束郡片江村（現在の美保関片江）の渋谷兼八が、それまでの帆船沖手繰りに動力を付けて機船底曳網としたのが大正 2（1913）年 10 月、さらに捲き上げウィンチを考案し、これをエンジンに直結させる連動式揚網機として漁船に取付けたのが大正 6（1917）年とされている。この二つの新開発は、我が国の漁船動力化を推進し、特に多獲性漁業である機船底曳、以西底曳網漁業を急速に勃興させたという点で革命的意義を持つものといえる。（略-藤井-）兼八の業績は大きかった。片江村では全村を挙げてこの漁業に転じた。まず乗組員を養成するために、地元ではつねに漁船技術員養成所の講習会が開かれた。各家が出資、各家より一名ずつの労働者を提供するという、全国でも異例な共同出資、共同労働の漁業協同組合を結成し、片江漁船団として、福岡を基地に東支那海に雄飛するようになった。これは後に、島根水産株式会社となり、戦後、下関で発足した振洋漁業(株)や片江海洋漁業(株)の原形をなすものであった。³

引用文中の「機船底曳、以西底曳網漁業」とは、タイ・グチ・ニベ・カレイ類・タチウオなどの底魚を漁獲の対象とする漁業である。主に日本海を漁場とするのが「機船底曳」（「以東底曳」

¹片江地区で聞き取りに応じていただいたのは次の方々である。都田修康さん(1924 年生)、寺本邦夫さん(1926 年生)、宮崎敏良さん(1926 年生)、佐々木宏さん(1927 年生)、寺本幹さん(1930 年生)、河本克さん(1931 年生)、澁谷吉清さん(1931 年生)、寺本勝彦さん(1936 年生)、澁谷俊弘さん(1937 年生)、河本宏さん(1945 年生)。

²拙稿「“李承晩ラインから竹島問題まで、韓国の主張は正しい”と言われたら」（『韓国・北朝鮮の嘘を見破る』（文春新書 2006 年 8 月 東京））参照。

³『大日本水産会百年史 前編』（社団法人 大日本水産会 1982 年 3 月 東京）218～220 頁。渋谷兼八については、楠本徳之助『機船底曳網漁業発達秘話』（出版研究形成社 1972 年 東京）が詳しい（19～41 頁）。なお、引用文中のカッコ内の西暦は藤井が付記した。

ともいう)であり、東シナ海・黄海を漁場とするのが「以西底曳網漁業」である。以西底曳網漁業には「以西トロール」および、一つの網を二隻の漁船で曳く「二艘曳き」を特色とする「以西底曳」(「手繰り(てぐり)」と通称された)とがある。「二艘曳き」は「島根県の漁船が長崎五島沖漁場で」開発に成功したものであった⁴。機船底曳網漁業は高能率のあまりに沿岸漁業資源を枯渇させたため、大正時代、日本政府はその主漁場を東シナ海・黄海に誘導し、以西底曳

【表 1】下関地区以西底曳漁船 漁労長出身地

漁業会社名	漁労長数	島根県出身者数	片江地区出身者数
大洋漁業株式会社下関支社	3 7	1 1	(1)
日魯漁業株式会社	1 4	8	0
日東漁業株式会社	1 1	6	0
日米水産株式会社下関支社	6	2	0
片江海洋漁業株式会社	7	7	7
三葉漁業船団	6	3	0
三ッ輪海洋漁船団	4	4	4
越智水産株式会社	4	1	0
株式会社魚本漁業社	4	2	1
大山漁業団	3	2	1
由岐中漁業部	2	0	0
市河産業株式会社	2	1	1
乾水産株式会社下関支店	2	0	0
亀田漁業株式会社	2	0	0
宝幸水産株式会社下関出張所	3	1	0
西田漁業部	1	0	0
泰安漁業株式会社	1	1	1
丸井水産株式会社	1	1	1
金比羅丸組合	1	0	0
振洋漁業株式会社	1	1	1
森脇漁業部	1	1	0
昭正水産田坂商会	1	1	1
玉島漁業部	1	1	0
共栄水産株式会社	3	0	0
金比羅水産株式会社	1	0	0
山口県漁業生産組合	1 0	6	2
青山漁業株式会社	1	1	1
計	1 3 0	6 1	2 1 (1)

『以西漁労長名鑑 昭和 33 年』(みなと新聞社 1958 年 8 月 下関)より藤井作成。

() 内の数字は可能性のあるものである。

⁴中川恣『底曳漁業制度沿革史』(日本機船底曳網漁業協会 1958 年 7 月 東京) 66 頁。

網漁業が成立した。こうして片江地区から下関への漁業者の移住が行われ、戦後においても、昭和 33（1958）年の状況を示した【表 1】が示すように、下関を根拠地とする以西底曳網漁業における島根県とりわけ片江地区出身者の役割は大きかった。漁労長（船長を兼ねることもあり、漁船の総責任者であった。）の数では島根県出身者は 61 名と全体の半数近くを占め、二番目に多い山口県出身の漁労長は地元であるにもかかわらず 16 名に過ぎない。そして片江地区出身の漁労長は 21 名と突出して多く、片江地区以外の島根半島出身の漁労長も 10 名を数える。【表 1】の漁業会社のうち、片江海洋漁業株式会社（昭和 29（1954）年設立）と振洋漁業株式会社は片江地区出身者によって設立された企業であった⁵。

2 李承晩ライン問題と島根県の漁業者

島根県出身者が大きな役割を果たした以西底曳網漁業は、戦後試練に直面することになった。韓国政府が 1952 年 1 月 18 日に行った李承晩ライン宣言で朝鮮半島を囲む広い水域からの日本漁船排除を打ち出し、韓国による日本漁船拿捕が多発したことである。[図 A] が示すように、以西底曳網漁業の漁場は、東シナ海では東経 128 度 30 分以西、黄海では東経 123 度～東経 125 度で北緯 38 度以南の水域となっていた⁶。この以西底曳網漁業の漁場は李承晩ラインによって分断され、漁業者は大きな被害を受けた。【表 2】が示すように、1952 年における李承晩ライン内の漁獲高（金額）は、「サバー本釣」と「旋網（まきあみ）」で 50.4%、「以西トロール」と「以西底曳」を合わせた以西底曳網漁業が 35.8%であった。韓国による日本漁船拿捕は李承晩ライン宣言より 5 年前の 1947 年からはじまっていたが、【表 3】が示すように、特に以西底曳網漁船の被拿捕隻数は 173 隻と被拿捕日本漁船総数の半数以上を占めたのである。

島根県出身の「以西底曳」乗組員が、李承晩ライン侵犯を理由に韓国に拿捕された例としては、昭和 29（1954）年 7 月 19 日におきた松江市島根町出身の伊達彪さんの事例がある。伊達彪さんは下関から出漁して対馬東方で拿捕され、3 年半の長期にわたって釜山に抑留された⁷。また、浜田市三隅町出身で日魯漁業下関支所所属漁船の船長であった沖元正幸さんも昭和 32（1957）年 11 月 16 日に東シナ海で操業中に拿捕され、2 年 3 ヶ月の間釜山に抑留された⁸。片江地区での聞き取りによれば、拿捕を避けるため渤海湾の漁場に行くための航路を変更せざるをえなくなり、経費がかさむなどの被害があった。また、地合地区で聞き取りを行った佐藤寛一さん（昭和 9（1934）年生）は次のように語った。

昭和 34（35？）年から下関の以西底曳で働いた。地合からも十何人かが行っていたと思う。済州島から山東半島突端の山東高角付近まで操業した。山東高角から渤海湾にかけての海では大正エビのよいものがとれた。済州島でも山が見えるところで網を入れた。李ラインはそんなに気にしなかった。魚がいるところに漁船は行くものだからだ。李ラインで韓国に拿捕されたことはないが、韓国の警備艇に追いかけられたものの逃げ切ったことが

⁵『沿革史』（片江海洋漁業株式会社 1968 年 12 月）26 頁。

⁶拙稿「李承晩ライン宣言への過程に関する研究」（『朝鮮学報』185 朝鮮学会 2002 年 10 月 天理）参照。

⁷「抑留 竹島 李承晩ライン被害者の証言（上）・（下）」（『山陰中央新報』2007 年 7 月 15・16 日）、「波頭を越えて 竹島リポート 第 3 部 1」（『産経新聞』2007 年 9 月 17 日）。

⁸「漁民苦しめた李ライン」（『水澄みの里半世紀 三隅町新町制施行 50 周年記念誌』（山陰中央新報社編 2005 年 8 月 浜田）25 頁。

ある。警備艇に銃撃されて船体に弾が当たった。手繰り漁船は最高でも当時 10～11 ノットだったが、韓国の警備艇は普通でも 13～15 ノットは出たので、つかまってしまう。手繰り船は二隻一組なので二隻が別方向に逃げると運の悪い方の一隻がつかまった。

【表 2】李承晩ライン内における日本の主要漁業

漁業種類	漁船	漁船	乗組員数	漁獲高	漁獲高	漁期
	隻数	所属県名		3) 数量	4) 金額	
サバ一本釣	425 隻	千葉・神奈川・ 静岡・和歌山・ 愛媛・福岡・佐 賀・長崎・熊 本・宮崎・鹿児 島	10,625 人	47,753 トン (20.9%)	3,187,500 千円 (24.4%)	5～11 月 (7 ヶ月)
旋網	1) 793 隻 (254 統)	山口・福岡・佐 賀・長崎・熊 本・鹿児島	13,010 人	60,562 トン (27.5%)	3,395,700 千円 (26.0%)	5～11 月 (7 ヶ月)
以東底曳	232 隻 (170 統)	兵庫・鳥取・島 根・山口・福 岡・佐賀	2,320 人	17,940 トン (7.9%)	766,400 千円 (5.9%)	11～3 月 (5 ヶ月)
以西底曳	875 隻	山口・福岡・佐 賀・長崎	10,500 人	73,764 トン (32.3%)	3,732,050 千円 (28.6%)	1～12 月 (12 ヶ月)
以西トロー ル	58 隻	山口・福岡・長 崎	1,450 人	18,502 トン (8.1%)	938,602 千円 (7.2%)	1～12 月 (12 ヶ月)
捕鯨	2 隻	東京	44 人	2,400 トン	180,000 千円	8～10 月 (3 ヶ月)
2) その他漁業	245 隻	岡山・山口・大 分・長崎・熊 本・鹿児島	3,291 人	1,949 トン	850,000 千円	1～12 月 (12 ヶ月)
計	2,630 隻			228,220 トン	13,050,250 千円	

『水産業の現況 1955～57 年版』（大日本水産会出版部 1957 年 4 月 東京）より藤井作成。原註は次の通りである。

28 年 10 月 29 日水産庁発表資料「水産庁週報」（28 年 11 月 4 日号）による。

- 1) 網船 285 隻、運搬船 508 隻を含み、灯船 508 隻は含まれていない。
- 2) 「その他漁業」とは、突棒、サワラ流網、レンコ延縄、カジキ延縄、各漁業をいう。
- 3) 漁獲総高は、おおむね昭和 27 年を基礎として算出。
- 4) 漁獲金額は、28 年 8～9 月の貫当り平均魚価、もしくは昭和 28 年 1～6 月貫当り平均魚価、または 27 年貫当り平均魚価に 28 年の値上り分を加算した額を基礎として算出。

【表 3】南朝鮮・韓国に拿捕・銃撃された日本漁船の漁業種別一覧

年	以西トロー ル	以西底曳	以東底曳	サバ ー 本釣	旋網	延縄	その他	計	公船
1947	0	7	1	0	0	1	0	9(7)	0
1948	1	14	0	0	0	0	0	15(15)	0
1949	0	8	1	1	0	3	1	14(14)	0
1950	2	7	4	0	0	0	0	13(13)	0
1951	1	38	6	0	0	1	0	46(45)	0
1952	0	5	1	0	3	0	1	10(10)	0
1953	1	14	0	4	5	21	0	45(47)	1
1954	1	23	7	2	0	1	0	34(34)	1
1955	0	14	2	9	2	2	1	30(30)	0
1956	0	10	3	1	0	2	3	19(19)	0
1957	0	5	0	0	5	1	1	12(12)	0
1958	0	6	0	0	3	0	0	9(9)	0
1959	0	3	0	1	4	0	2	10(10)	0
1960	0	1	0	0	3	0	2	6(6)	0
1961	0	3	2	0	3	7	0	15(15)	0
1962	1	2	1	0	3	7	1	15(15)	0
1963	0	2	3	0	6	5	0	16(16)	0
1964	0	3	0	0	4	1	0	8(9)	1
1965	0	0	0	0	0	0	0	0(1)	0
計	7	165	31	18	41	52	12	326(327)	3

『日韓漁業対策運動史』（日韓漁業協議会 1968 年 2 月 東京）より藤井作成。（ ）内の数字は、海上保安庁総務部政務課編『海上保安庁三十年史』（財団法人海上保安協会 1979 年 5 月 東京）等によるもので、被拿捕船舶の総数である。

なお、【表 2】でわかるように、李承晩ライン水域で操業していた島根県所属の漁船は、主として日本海を漁場とする「以東底曳」であった。1965 年 11 月 6 日付『島根新聞』社説「日韓条約と安全操業 遺憾な韓国側の漁船追跡」は「李ラインによる損害は（略-藤井-）島根関係のみでも抑留 121 人、捕獲船 11 隻、被害約十億円」と記録しているが、これらの漁船も、以東底曳漁船であったと考えられる⁹。竹島近海は水深が深く底曳網漁業の好漁場ではなかった。よって、竹島近海で日本漁船の大量拿捕があったかのような言説¹⁰は偽りである。

⁹例として、昭和 29（1954）年 11 月 9 日に浜田を根拠地とする第一・第二大和丸が韓国に拿捕され、乗組員が昭和 33 年（1958）年 2 月まで抑留された事件がある（『美保関町誌 上巻』（美保関町 1986 年 11 月）745～746 頁）。この両船は、片江地区近隣の稲積地区出身者による稲積船団所属の以東底曳網漁船であった。

¹⁰例えば 2006 年 4 月 20 日付『朝日新聞』社説「お互いに頭を冷やせ」。また、「竹島はなぜ韓国に実効支配されてしまったのか」（『週刊ポスト』42-40 小学館 2010 年 10 月 東京）では、1953 年前後から韓国は「竹島近海で操業している日本漁船に対して、銃撃や拿捕を繰り返すようになった」とし、その例と

3 イカ釣り漁への転身と「竹島周辺水域」

日韓漁業協定締結により李承晩ラインが消滅して韓国による拿捕の不安が無くなった昭和 40 (1965) 年は、以西底曳網漁業の漁獲高が 33 万 6 千トンと最高になった年でもあった¹¹。しかしその頃、「以西底曳」を脅かす次のような問題点が明らかになっていた。「今後ますます重大化するであろう若年労働力の確保問題、国際化される資源保持問題、魚価安定のための流通機構の改善問題」等であった¹²。片江地区での聞き取り調査にも出席していただいた寺本邦夫さんによる『片江船団繁盛記』(平成 8 (1996) 年 11 月 島根県美保関町) では当時の以西底曳の問題点について、次のように記されている。

四十年代になると、十代・二十代前半の乗組員は皆無となり、乗組員は固定化し、次第に高齢化が進む。ますます大型化し、二〇〇屯型・船尾捲揚型を採用し、一航海二ヶ月近い航海となる。加えて、若年乗組員不足、陸上の景気の上昇に伴う海上との賃金格差の縮小、過酷な海上生活は、豊富な物の中で育った若者にとって、魅力のない職場であったかも知れません。このような要因による船員不足は、五十年ごろより急速に進み、(略-藤井-) 入港しても予定通出港の出来ない状態が続き、不漁に加え労働力不足が相まって、次第に赤字経営になるに至った。韓国・中国共、日本漁船よりも一段優れた装備をし、漁獲の面でも太刀打ちできなくなる。

こうして以西底曳網漁業は不振に陥った。漁獲高の国際的な内訳は、昭和 45 (1970) 年で中国 54.3%、韓国 22%、日本 23.6%であったものが、昭和 55 (1980) 年には中国 52.4%、韓国 36.4%、日本 11.2%に、そして平成 2 (1990) 年には、中国 68.8%、韓国 27.8%、日本 3.4%へと、激変したのである¹³。昭和 40 年代になると下関を根拠地として以西底曳に携わっていた片江地区出身の漁業者は境港を根拠地としたイカ釣り漁業へと転身した。昭和 40 年代にイカ釣り漁業が急速に発展をしたためであった。「いか類、特にするめいかは、需要の増大と価格の高騰等に支えられ、自動いか釣り機の出現普及、冷凍設備の充実等による漁船の大型化、漁業経営規模の拡大」などがイカ釣り漁業の発展を支えた¹⁴。また、戦前からのイカ釣り漁が「隠岐諸島周辺、富山湾、佐渡周辺など比較的沿岸域の中でも狭い水域に限られていた」のが、昭和 42 (1967) 年以降は沖合漁業が本格化したという事情もあった¹⁵。片江地区での聞き取りによれ

して 1954 年 2 月 4 日に済州島西方でおきた第一大邦丸への銃撃および同船の漁労長射殺事件を取り上げている (52 頁)。竹島問題のために日本人が殺害されたとする、事実とは異なるこの記事のような論調は好ましくない。李承晩ラインがもたらした日韓間の漁業問題で日韓間の最大の争点となったのは済州島近海であって、竹島近海ではない。拙稿「李承晩ラインと日韓会談ー日韓漁業交渉の妥結ー」(『年報朝鮮学』13 九州大学朝鮮学研究会 2010 年 5 月 福岡) 参照。

¹¹『片江船団底曳き漁業』(川本米次郎 出版年不明 島根県美保関町) 1 頁。なお、『水産年鑑 2000 年版』(水産社 2000 年 9 月 東京) では昭和 36 (1961) 年の 37 万トンを以西底曳網漁業のピークとしている (85 頁)。

¹²前掲註(5)『沿革史』53 頁。

¹³前掲註(11)『水産年鑑 2000 年版』85 頁。

¹⁴近畿農政局『西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計 (昭和 51 年)』(1977 年 11 月)。

¹⁵『西部日本海のいか釣り漁業』(近畿農政局 1973 年 10 月) 16 頁。

ば、片江地区出身の漁業者のうち半数以上が下関から引き揚げたが、片江地区出身者の以西底曳の経験は、東シナ海・黄海の好漁場をイカ釣り漁業者に教えることで継承されたという。なお、片江海洋漁業株式会社はその後下関を根拠地として以西底曳網漁業を続けたが、平成4(1992)年に倒産して消滅した。

島根県のイカ釣り漁が飛躍的に発展したのは昭和40年代後半のことであった。昭和30(1955)年から昭和44(1969)年までは年平均3646トンであった島根県のイカ釣り漁の漁獲高は、昭和45年(1970)年から昭和48(1973)年の間の4年間は年1万トンを越えた¹⁶。「いかは、春夏南から北へ、秋冬北から南へと、それぞれ索餌産卵のため本県沖合を回遊して」いるという好条件が島根県にはあった¹⁷。ただし、島根県の漁業者が関係した「西部日本海地域」のイカ釣り漁業の漁獲高は昭和47(1972)年がピークで、その後減少した¹⁸。片江地区のイカ釣り漁業者は漁船を大型化させ、日本海を越えて朝鮮半島の東岸・西岸、東シナ海・黄海、そして間宮海峡へと漁場を拡張、最後はニュージーランド沖にまで出漁した。

日本海における主要漁場の一つに「竹島周辺」があった。近畿農政局作成の資料に記載されていた日本海のイカ釣り漁場区分を〔図B〕で示した¹⁹。このうち「西部日本海地域」での日本の漁獲高における「竹島周辺」の漁獲高の比率は【表4】の通りである²⁰。また、「西部日本海地域」での島根県の漁獲高における「竹島周辺」の漁獲高の比率は【表5】の通りである。

【表4】「西部日本海地域」のイカ釣り漁業漁獲高における「竹島周辺」の比率

年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
「竹島周辺」漁獲高(トン)(A)	26,198	8,072	18,262	5,276	5,604	4,229
「西部日本海地域」漁獲高(トン)(B)	98,290	85,838	62,582	62,608	57,721	35,288
(A) / (B)	26.7%	9.4%	29.2%	8.4%	9.7%	12.0%

【表5】島根県のイカ釣り漁業漁獲高における「竹島周辺」の比率

年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年
「竹島周辺」漁獲高(トン)(C)	6,317	2,307	1,636	1,598	514	818
「西部日本海地域」漁獲高(トン)(D)	14,196	9,777	7,732	8,389	9,092	7,183
(C) / (D)	44.5%	23.6%	21.2%	9.0%	5.7%	11.4%
(C) / (A)	24.1%	28.6%	9.0%	30.3%	9.2%	19.3%
(D) / (B)	14.4%	11.4%	12.4%	15.0%	15.8%	20.4%

¹⁶『島根県水産累年統計(昭和30年～平成6年)』(中国四国農政局島根統計情報事務所 2007年3月 松江) 1～2頁。

¹⁷『昭和42年度 島根県漁業の概況』(農林省島根統計調査事務所 1977年12月 松江) 23頁。

¹⁸近畿農政局「西部日本海地域」とは、「浜田沖」「隠岐周辺」「山陰但馬」「越前・加賀」の沿岸漁区および、「大和堆東」「白山堆」「新隠岐堆」「大和堆西」「竹島周辺」「対馬北沖」「日韓区域」「南部沿海州」「中部沿海州」「北部沿海州」の沖合漁区を指す。〔図B〕参照。

¹⁹前掲註(15)『西部日本海のいか釣り漁業』7頁。

²⁰『昭和49年度 西部日本海地域におけるいか釣り漁業、べにずわいがにかご漁業 漁場別統計』(1975年12月)、『西部日本海地域におけるいか釣り漁業・べにずわいがにかご漁業 漁場別統計(昭和50年)』(1977年3月)、『西部日本海地域におけるいか釣り漁業漁場別統計(昭和51年)』(1977年11月)、『西部日本海地域におけるいか釣り漁業・べにずわいがにかご漁業 漁場別統計(昭和52年)』(1979年1月)。

「西部日本海地域」における島根県のイカ釣り漁業の漁獲高の比率 $(D)/(B)$ は 10~20% と、比較的安定している。これに対して「西部日本海地域」における「竹島周辺」の漁獲高の比率 $((A)/(B) \cdot (C)/(D))$ は、大きく見れば、減少していったことがわかる。ただし、昭和 47(1972) 年には島根県のイカ釣り漁業の漁獲高のうち「竹島周辺」の比率が 44.5% も占めていたことは注目される。昭和 46(1971) 年には島根県のイカ釣り漁業の漁獲高 10,262 トンのうち「竹島周辺」の漁獲高は 3,699 トンでその比率は 36.0% であった²¹。後述の佐藤寛一さんの証言も合わせて考えると、昭和 40 年代前半には「竹島周辺」にイカ釣り漁船が集中して操業したと考えられる。「竹島周辺」でのイカ釣り漁の漁獲高のうち島根県の比率 $((C)/(A))$ は 3 割前後を占める年もあり、「竹島周辺」は島根県のイカ釣り漁業者にとって重要な漁場であった。片江地区での聞き取りでは、竹島近海のイカ釣り漁業についての次のような証言が得られた。

我々は竹島を当然日本のものと思っていた。境港から出た多数のイカ釣り船は昼間でも竹島を取り囲むような形で操業していた。イカがよく獲れたのは産卵場だったのかもしれない。昭和 44~45 年頃にシーアンカーが竹島の根っこの岩に引っかかったことがあったが、韓国側にとにかく言われたことはない。韓国の漁船もその頃は見なかった。鬱陵島まで行くと韓国船がいた。時化を避けて朝鮮半島沿岸にまで近づいた時に沈没寸前の韓国漁船を見つけて、8 名の韓国人漁船員を救助したこともある。

片江地区での聞き取りのお世話をしていただいた寺本勝彦さんは、当時イカ釣り漁船に乗って竹島近海でも操業していた。寺本さんは「韓国の船が竹島近くまで来たことはない。当時、日韓双方の漁民には『竹島は日本領』という認識があった」と新聞インタビューに答えている²²。

地合地区での聞き取りに応じていただいた佐藤寛一さんも「以西底曳」からイカ釣り漁に転換した漁業者の一人であり、昭和 43(1968) 年から境港を拠点にイカ釣り漁に従事した。佐藤さんはかつて「昭和 49(1974) 年ごろまで毎年 5、6 月の休漁期明けに竹島周辺に出漁した」と新聞インタビューで語ったことがある²³。同記事で佐藤さんは「当時は、竹島から鬱陵島にかけて大小千隻ものイカ船が集中したものだ。島に近づくほどイカも豊富で、50~100 メートル沖まで近づいて操業していた」と証言した。佐藤さんは今回の聞き取りでは次のように語った。

竹島の近くにはイカがぞろぞろいた。はじめは島根県の船だけだったが、鳥取県から九州までの各地からの船も集まるようになった。昭和 45(1970)、46(1971) 年頃からは漁獲も悪くなり、もっとイカのいる大和礁に漁場を移す船もあった。その頃から韓国のイカ釣り船も出てきた。境港から竹島までは 12 時間ぐらいかかった。冷凍施設のない船でも前日の朝早くに出港すれば一晩漁をして次の日にイカを市場に出すこともできた。イカがいれば昼でも獲ったことがある。昭和 45 年と昭和 46 年に、鬱陵島から来たらしい韓国人と竹島で出会った。1、2 隻の船でヒラメやアワビを獲っていた。大きなアワビを米・酢・醤

²¹ 『昭和 47 年度 島根県漁業の動き』(中国四国農政局島根統計情報事務所 1973 年 3 月) 8 頁。

²² 「竹島の日を前に一現状と課題(上) 調査 希薄化危ぶみ研究再開」(平成 22(2010) 年 2 月 18 日付『山陰中央新報』 松江)。

²³ 「立ち直れ漁業県 竹島問題 周辺は魚介類の宝庫 安全操業求め決着期待」(昭和 62(1987) 年 1 月 13 日付『島根新聞』 松江)。

油と交換したことがある。

このように、かつて東シナ海・黄海で李承晩ライン問題に直面した島根県の漁業者は、1960年代後半に転身した日本海におけるイカ釣り漁業でもふたたび韓国と関係することになったのである。

4 竹島近海からの日本漁船の排除

昭和 53（1978）年 5 月、韓国は日本漁船に対して竹島周辺 12 カイリ水域からの退去を命令した。その模様を 1978 年 5 月 23 日付『山陰中央新報』の特集記事「領土竹島 隠岐郡五箇村 久見」は次のように伝えている。

竹島周辺がにわかに“波高く”なったのは、沖合イカ釣り漁が解禁されて間もない 5 月 9 日のことだった。この解禁にあわせるかのように 4 月 30 日、韓国は領海 12 カイリを宣言して、竹島にも適用、周辺で操業中の漁船に退去命令を出した。当時、竹島周辺では島根、鳥取両県船約百隻の日本船が操業していたが、韓国警備艇や軍艦に追われるように 12 カイリ外へ“自主的に待避”、代わって 12 カイリ内には小型の韓国漁船約 150 隻が終結して漁をしていた、といわれる。昨年 3 月のソ連、7 月の日本、8 月の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と続いた日本海での 200 カイリ線引きの中で「韓国も 200 カイリ宣言や領海 12 カイリを適用してくることになるだろうが、そのときには竹島周辺漁場でのトラブルは避けられない」といった漁民、島根、鳥取両県関係者の不安が現実の問題となったのである。

同年 5 月 24 日付『山陰中央新報』は、竹島周辺水域を漁場とする「境港基地の沖合イカ釣り県内漁船 25 隻の減収額は約 1 億 5720 万円に上る」「浜田港基地の 18 隻も下旬から 6 月中旬にかけて竹島周辺に出漁の予定だったこともあり、これをあわせれば、さらに減収額は増える」という島根県の試算を報じた。島根県の漁業者代表は、副知事や県会議長とともに上京して竹島周辺水域での操業再開と竹島領土権確立を求める陳情活動を行ったが、政府の反応は鈍かった。「日本政府は何もわれわれにしてくれない。この陳情で操業再開メドの心証だけは持って帰りたいのに、もう一つ要領を得ない」と陳情団は不満を述べた（5 月 18 日付同紙）。「事態好転の兆しがみられ、当面推移を見守る必要がある」とする外務省の要請により、島根・鳥取両県の関係者による訪韓団の計画も 5 月 24 日に中止された（6 月 12 日付同紙）。9 月 3 日・4 日の両日にソウルで開催された日韓定期閣僚会議に向けて、8 月 21 日に鳥取県漁業対策協議会（会長・平林鴻三知事）が竹島周辺水域での安全操業確保を政府に陳情し（8 月 22 日付同紙）、8 月 23 日には島根県竹島問題解決促進協議会²⁴（会長・恒松制治知事）が「日本海・

²⁴島根県竹島問題解決促進協議会は 1977 年 4 月 27 日に、竹島の「領土権確立」を「恒松知事ら県関係、県議会関係、寺本五箇村長ら市町村関係、さらに米津貞義県漁連会長ら水産業団体などの委員 29 名」で発足した（1977 年 4 月 28 日付『山陰中央新報』）。同年 3 月 1 日に米ソ両国が 200 海里漁業専管水域設定を宣言し、日本も同年 3 月 29 日に領海の 3 海里から 12 海里への拡大と 200 海里漁業専管水域設定を閣議決定したことが背景にあった。島根県は韓国が領海 12 海里や 200 海里漁業専管水域の設定を行えば竹島周辺水域で日本漁船が操業できなくなることを恐れたのであった。

竹島の領土権確立と同島周辺の政府に陳情した（8月24日付同紙）。

日韓定期閣僚会議後の記者会見で園田直外相は「両国漁業関係者の生活に直接関係する問題なので漁業紛争防止の精神で対応することを双方が確認した」と述べた。これを『山陰中央新報』は「今月中旬の日本漁船のイカ釣り、ズワイガニ漁の開始を控え、安全操業問題を竹島領有問題から切り離し、とりあえず安全操業を確保しようという日本側の意図が通ったもの」と解説し、島根・鳥取両県の関係者は竹島周辺水域での操業再開を保証した朗報と外相発言を歓迎した（9月5日付同紙）²⁵。しかし、9月7日に韓国政府は「何も具体的な合意はしていない」と外相発言に否定的な公式見解を発表した（9月9日付同紙）。「今国会で竹島問題を取り上げればより韓国側を刺激、日本漁船の出漁にマイナスになることが考えられる」として静観していた島根・鳥取両県選出の社会党所属の国会議員は10月20日に国会内で園田外相に会い、竹島近海での安全操業問題の経緯をたどした。園田外相は韓国政府の公式発表を否定し、「現在両国の事務レベルで解決に向けて話し合いを続けて」いると述べ、年内解決の見通しを示した（10月21日付同紙）。10月26日、鳥取県と同県の漁業4団体は「竹島周辺海域の安全操業実現」を政府に陳情した（10月25日付同紙）。11月10日には島根県議会代表が「竹島周辺漁場での日本漁船の安全操業の早期確保とこれまでの漁業被害の政府補償を訴えた」が「12月に韓国の大統領選挙があるのでもうしばらく待ってほしい」などといった返答で収穫はなかった（11月11日付同紙）。この年、境港沖合いか釣り漁業漁業協同組合の調べではイカ釣り漁の水揚げは量で9%・金額で13%減少し、浜田沖イカ釣り漁業協議会も「水揚げはダウンした」と明らかにした。（12月18日付同紙）

翌昭和54(1979)年1月25日には、前年末に島根・鳥取両県出身、選出国会議員で結成された「山陰沖漁業対策議員連盟」が外務省・水産庁・海上保安庁の幹部を招いて懇談会を開き、「竹島領土権の確立と早期安全操業の確保、被害を受けた漁民への資金援助などを強く要望した」（1月25日付同紙）。沖合イカ漁の解禁（5月1日）が迫った4月20日、島根・鳥取両県の漁業者と両県関係者が上京して、竹島近海での安全操業と竹島の領土権確立を政府に陳情した。両県が一緒に国に訴えるのはこれが初めてであったが、具体的な対策を聞くことはできなかった（4月19・21日付同紙）。このようにして、竹島近海のイカ釣り漁場は島根県の漁業者の手から失われていったのであった。

2010年10月14日付『朝鮮日報』（日本語電子版）に「海洋面積が中国の3倍に及ぶ日本」という朴正薫社会政策部長のコラムが掲載された。「太平洋の北西部を日本の領海（排他的経済水域の誤り-藤井補註-）にした日本が、東海（日本海）の独島（日本名：竹島）まで奪い取ろうと圧力をかけている。それを考えると、故・李承晩（イ・スンマン）元大統領の『無鉄砲な』独島先占がありがたく感じられる。国力のなかったこの時代に『李承晩ライン（海洋主権

²⁵ベニズワイガニかご漁は昭和37(1962)年に富山県魚津市の漁業者が考案し、その後日本海沿岸各県に普及したものである（谷沢義郎「日本海におけるベニズワイかご漁業の調整問題」（『漁村』40-9 社団法人漁村文化協会 1974年9月 東京）。島根県の漁業統計にベニズワイかご漁業の漁獲高が記録され始めるのは昭和45(1970)年のことである（前掲註(16)『島根県水産累年統計（昭和30年～平成6年）』）。1975年の「西部日本海地域」の漁獲高のうち「竹島周辺」は40.7%であり、また島根県の漁獲高は16.4%であった（前掲註(20)『西部日本海地域におけるいか釣り漁業・ベニズワイがにかご漁業 漁場別統計（昭和50年）』）。同年における島根県の漁獲高中の「竹島周辺」の比率は1.3%にすぎなかったが、「西部日本海地域」の漁獲高中78.6%と圧倒的な地位を占めていた鳥取県の漁獲高中の「竹島周辺」の比率は51.5%と過半を越えていた（同前）。なお、鳥取県はイカ釣り漁業においても「西部日本海地域」の漁獲高中46.2%と他県を圧倒しており、漁獲高中の「竹島周辺」の比率は11.4%であった。

線)』を宣言(1952年)し、軍隊(これも誤り-藤井補註-)を派遣して日本の船舶を追いだした。これがなければ、独島の運命は今ごろどうなっていたか、想像したくもない」という一節がこのコラムの中にある。この部分は、1953年におきた竹島における日本巡視船に対する銃撃事件や、東シナ海・黄海での李承晩ラインを理由とした日本漁船拿捕を念頭に置いて書かれたものであろう。しかし、事実は異なる。1978年までは多数の日本のイカ釣り漁船が竹島近海で安全に操業していたのである。1978年の竹島近海からの日本漁船排除と韓国における「独島問題」への関心の高まりがどのように関連するのかは興味深い問題である。

昭和53(1978)年に日本のイカ釣り漁船が竹島近海の漁場を失ったことについて、故・梶村秀樹氏は竹島問題に関する論文で、「従来、日本漁船は三海里の所あたりまで接近して操業していたのだが、この決定の直後、韓国の巡視艇に一二海里外まで退去することを要求され、一時やや緊張したが、結局、現場的な非公式の暗黙の了解ができ、適当に一二海里内でも操業できる従来とさして変わらない形に落ち着いたと伝えられる」と、1978年5月26日付『読売新聞』の記事を引用して述べた。そして、「元来この水域は(略-藤井-)、日韓双方の漁船がほとんどトラブルなしに入り乱れて操業しえてきたのだが、その形がほぼ維持された」と続けた²⁶。しかし、片江地区の人々の「韓国の軍艦が出てきたのであれ以来日本の船は竹島のまわりには入っていない」という証言は、「漁業問題が落ち着いている」とする梶村氏の記述を否定するものであり、彼の韓国および漁業に対する認識が非現実的なものであったことを示している。

3 おわりに

竹島近海から島根県のイカ釣り漁船が退去させられた昭和53(1978)年は、島根県の漁業者にとってきわめて重大なもう一つの韓国との漁業紛争がおきた年でもあった。この年の6月、「世界の水産国が200カイリを漁業専管水域とする体制に突入したため、北洋漁場を追われた韓国は日本海に活路を見出そうと」し、「韓国船は島根県の沖合に大挙押し寄せ」たのである²⁷。韓国船による漁具荒らしと漁場占拠に苦しんだ島根県を含む山陰の沿岸漁業者は、距岸200海里の排他的経済水域(EEZ)を実現させて韓国漁船を沿岸から締め出そうとした。こうして平成11(1999)年に新日韓漁業協定は締結されたが、この新協定は大きな問題点を含んでいた。それは、竹島周辺水域や好漁場の大和礁の一部を含む広大な暫定水域を設定したことであった。暫定水域は本来なら日韓両国の漁船が操業できる水域であるが、現実には竹島に日本漁船は近づくことはできない。「韓国漁船の漁具が張り巡らされているため、日本側の漁船は容易に入り込めない状態」が続いているからである²⁸。こうして「韓国漁船は、両国が共同管理する暫定水域で濫獲を続けるほか、新たな資源を求め日本のEEZに侵入。地元漁業者にとっては漁場が荒らされるほか、沖合底引き網漁船の網に韓国漁船が設置した漁具が絡む被害が発生している」²⁹。

²⁶ 「竹島＝独島問題と日本国家」(『朝鮮研究』182 日本朝鮮研究所 1978年9月 東京) 35頁。

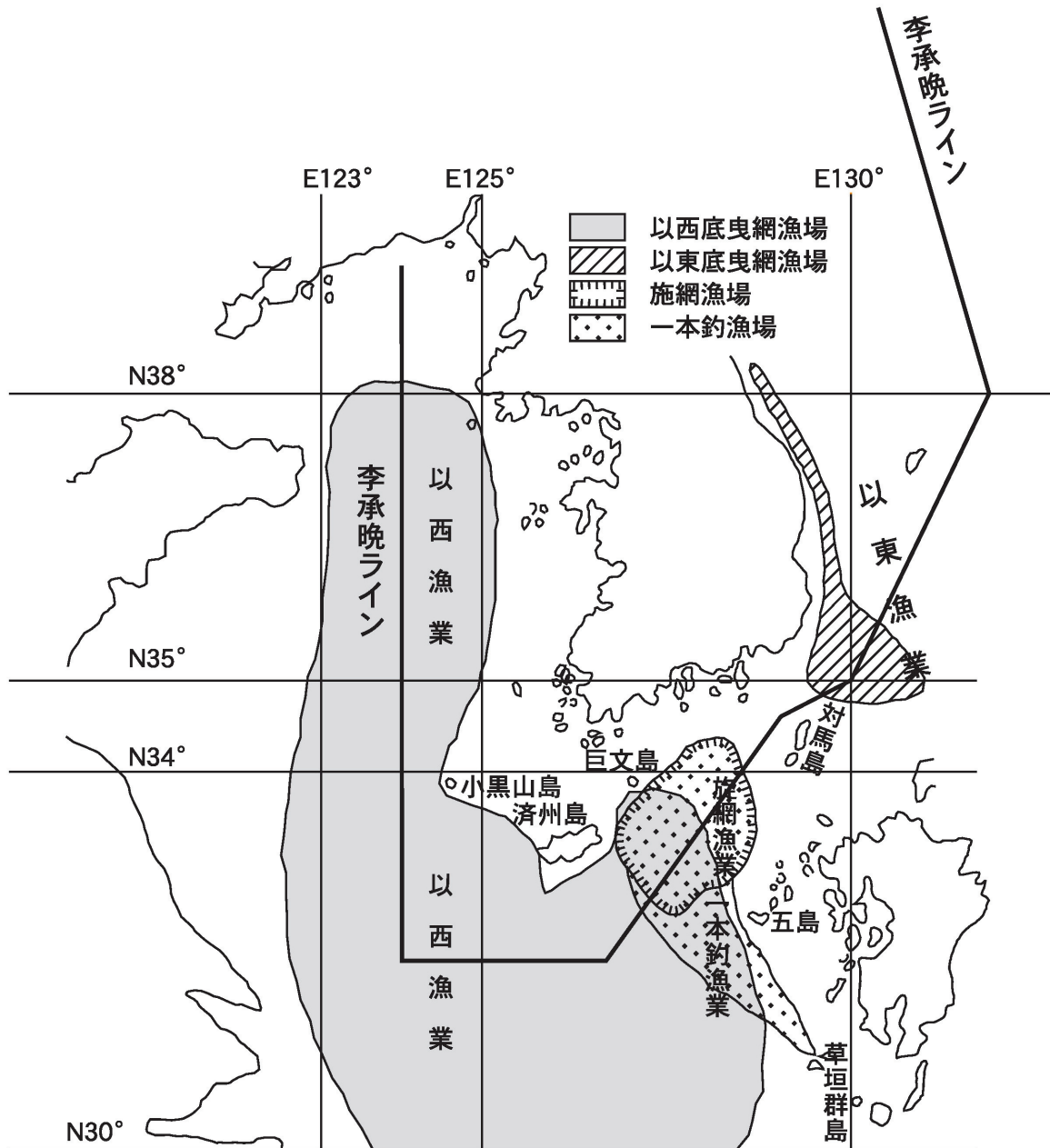
²⁷ 月森元市『豊饒の海 悲劇の海－韓国漁船対策22年間の闘い』(漁業協同組合JFしまね 2009年3月 松江) 30頁。

²⁸ 『フォトしまね 特集竹島』(島根県 平成18(2006)年2月 松江) 15頁。

²⁹ 「山陰沖EEZ 韓国船違法操業 手口悪質化 対策に苦慮 ズワイガニ資源枯渇の恐れ」(平成22(2010)年2月22日付『山陰中央新報』)。日本海の日本側EEZにおける韓国漁船の違法操業については、「韓国漁船 石川沖で密漁横行」(『月刊 北國アクタス』22-12(北國新聞社 2010年11月 金沢))がわかり

昭和 40(1965)年までの東シナ海・黄海を主舞台とした李承晩ライン問題、昭和 40 年代から発展した日本海でのイカ釣り漁業および昭和 53(1978)年の「竹島周辺水域」からの排除。これらの過程で、島根県の漁業者は戦後の日韓漁業紛争の最前線にあって韓国と向かい合ってきた。そしてその闘いは現在も継続中なのである。

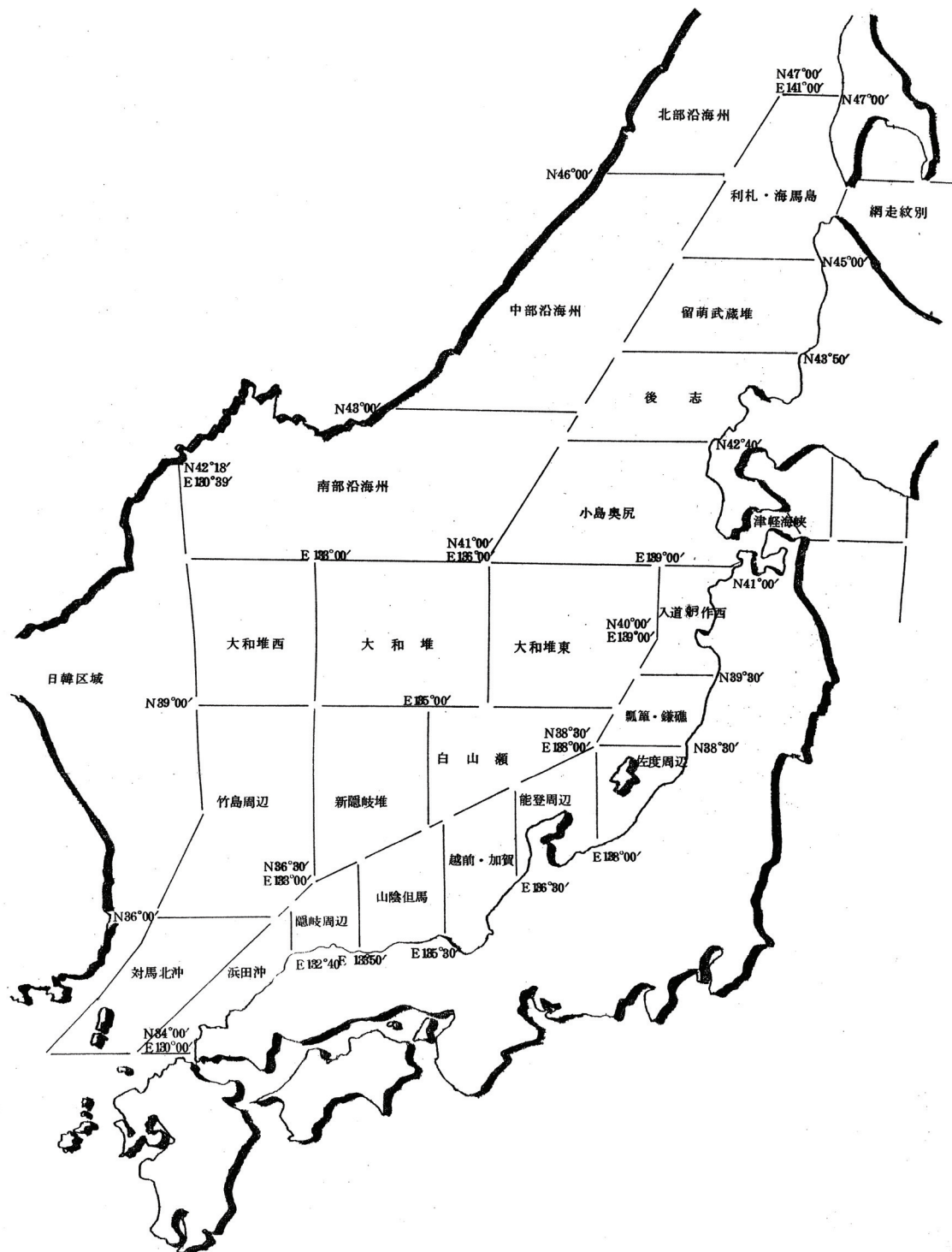
〔図 A〕 韓国に關係する日本漁業の操業水域



『韓日会談漁業委員会議事録（第一、二、三次会談）』

（韓国政府外務部 1958年 韓国国会図書館所蔵）より藤井作成

〔図B〕 日本海いか釣り漁業漁場区分図



出典：『西部日本海のいか釣り漁業』（近畿農政局 1973年10月）

(3) 学校における竹島教育

島根県内の小・中学校における「竹島に関する学習」の実施状況 ～竹島学習副教材の制作・配付とその成果～

曾 田 和 彦

① はじめに

1) 学校における竹島教育に係る島根県の動向

島根県は、国への重点要望の一つとして、「国民の領土に対する正しい認識を深めるため、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること」を求めてきた。また、文部科学省に対しては学習指導要領への竹島記載に関して要望を行い、併せて各教科書会社に対しては竹島記載に関する要望を行ってきた。

また、島根県教育委員会ではこれまでも島根の教育で大切にしたいことの一つとしてふるさと教育の推進を掲げ、その中で竹島について扱うこととしてきた。小学校においては『領土に対する正しい認識を深める「竹島」に関する学習の実施』を、中学校においては『日韓両国の主張の違いについて考える「竹島」に関する学習の実施』を重点としてきたところである。

2) 竹島教育に係る文部科学省の動向

平成20年9月に文部科学省が作成した中学校学習指導要領解説社会編には「我が国と韓国との間に竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域についての理解を深めさせる」と記載され、平成24年度から全面实施される新しい教育課程において中学校における竹島の学習が進められることとなった。

また、平成21年度の教科書検定の結果、小学校第5学年の社会科の教科書5種に竹島についての記載がなされ、平成23年度から全国の小学校で使用される教科書で竹島が扱われることとなった。

3) 竹島学習副教材の制作・配付

このような動きの中、平成21年5月に、島根県内における竹島に関する学習を一層推進するため、島根県総務部総務課、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議が竹島学習副教材を制作し、県内の小・中学校に配付した。

本稿では、この竹島学習副教材の活用状況を中心に、県内の小・中学校における竹島に関する学習の状況を示すとともに、竹島学習副教材制作・配付の成果について考察する。

② 竹島学習副教材の内容

竹島学習副教材は、小・中学校における竹島学習DVDとCDからなる構成となっている。島根県内の授業での使用を想定したDVDには小学校第5学年用、中学校第1学年用、中学校第2学年用の3種類の映像資料が収録されており、竹島の位置や領有権問題の歴史、漁業問題などがナレーション付きで紹介されている。CDには、DVDを活用した授業で児童生徒が使うワークシート、学習指導案例（資料1～4参照）、隠岐の島町教育委員会発行「ふるさと教育副教材」の竹島に関する記述部分が収められている。

竹島学習副教材 DVD

1. 小学校編…4分25秒
 - I. オープニング
 - II. 島の位置
 - III. 島の様子
 - IV. 島に行くことができない理由
 - V. エンディング
2. 中学校 1年生編…7分5秒

竹島の位置や様子
竹島領土問題に関わる出来事
3. 中学校 2年生編…4分48秒
 - I. 漁場としての特徴
 - II. 暫定水域の設定と問題点

竹島学習副教材 資料編 CD

1. 小学校第5学年社会科学習指導案
小学校第5学年ワークシート
2. 中学校第1学年社会科学習指導案
中学校第1学年ワークシート
写真等資料
3. 中学校第2学年社会科学習指導案
中学校第2学年ワークシート
漁業等に関する資料
4. 教材研究用資料

③ 「竹島に関する学習」実施状況の変化

1) 「竹島に関する学習」実施率

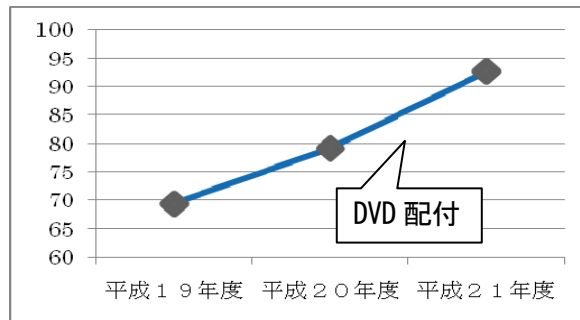
教育庁義務教育課が実施している県内の小・中学校における「竹島に関する学習」の実施状況調査の結果は、次のとおりである。

平成21年度島根県内で「竹島に関する学習」を実施した学校

小学校 226校 / 244校 (実施率92.6%)

3年間の実施率の推移

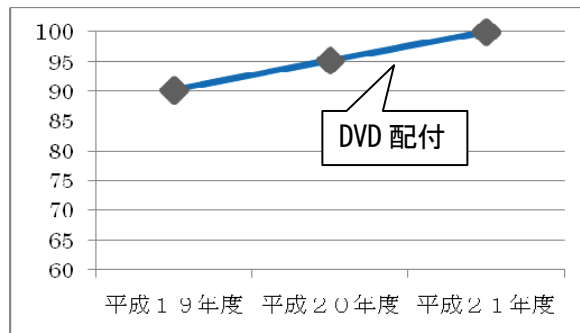
平成19年度	69.4%
平成20年度	79.1%
平成21年度	92.6%



中学校 102校 / 102校 (実施率100.0%)

3年間の実施率の推移

平成19年度	90.2%
平成20年度	95.2%
平成21年度	100.0%



2) 小学校の実施状況

小学校244校（1校は分校を本校と併せて回答してある）の内、平成21年度に竹島に関する学習を実施した学校は226校で、実施率は92.6%と過去最高であった。竹島学習副教材を配付する前の平成20年度と比較すると、実施率が大幅に増加している。

第5学年社会科「わたしたちの国土」の単元において、竹島に関する学習を実施した学校が最も多かった。複式学級を有する学校は、隔年でこの単元を学習するため、実質的に県内のすべての小学校で竹島に関する学習が実施されている。

第5学年社会科で扱わない学校でも、他学年や総合的な学習の時間等で竹島に関する学習を実施する学校が見られた。

第5学年社会科以外で行われた竹島に関する学習の例

- 第6学年の社会科の歴史的内容や政治的内容で実施する。
- 第6学年の総合的な学習の時間に実施する。
- 第4学年の島根県の学習で実施する。
- 「竹島の日」にあわせて実施する。
- 授業時間以外にも朝礼の時間を活用して、担任が竹島について話をする。

3) 中学校の実施状況

中学校では102校のすべてで竹島に関する学習が行われた。

第1学年社会科地理的分野「日本の地域構成」の単元において実施した学校が最も多かった。

第1学年社会科地理的分野以外で行われた竹島に関する学習の例

- 第1学年地理的分野の「島根県を調べる」の単元で実施する。
- 第2学年地理的分野の「日本の国土と自然」の単元で漁業に関連して実施する。
- 第2学年歴史的分野の「現代の日本と世界」の単元で実施する。
- 第3学年の公民的分野「国際社会と世界平和」の単元で実施する。
- 「竹島の日」に全校朝礼で竹島学習副教材DVDを視聴し、社会科教員が竹島について説明する。

4) 考察

今回の調査で、小学校、中学校とも実施率が過去最高となった背景には、中学校学習指導要領解説社会編に竹島に関する記載が行われたことや、平成21年5月に、竹島学習副教材を県内の全小・中学校に配付したこと、平成21年度に県内の教員に行った新教育課程説明会の社会科部会や、管理職研修における竹島学習副教材DVDの内容や使用方法の説明等により、教員の竹島に関する学習への意識が高まったためと考えられる。

また、各学校が学校や地域の実態に応じて、実施教科や単元等を工夫している様子が明らかになった。これも、竹島に関する学習の重要性が認識されてきた結果だと考えられる。今後は、新学習指導要領に基づいた学習が進められることは言うまでもないが、創意工夫を凝らした各学校の実践の普及に努めることも求められる。

④ 竹島学習副教材DVDの活用状況

1) 小学校の活用状況

ア DVD及び学習指導案例の活用率

☆第5学年でDVDを活用した学校 184校 (81.4%)

※実施校に占める副教材を活用した学校の割合

そのうち、指導案例にしたがって第5学年の授業を行った学校 135校 (73.4%)

※副教材を活用した学校に占める指導案例にしたがって行った学校の割合

☆第5学年以外でDVDを活用した学校 49校 (21.7%)

※実施校に占める副教材を活用した学校の割合

イ 「竹島学習副教材DVD」を活用した際の児童の反応や感想、授業者の感想

- ・地図や実際の竹島の映像など視覚的に様子や状況が捉えやすく、児童も興味関心をもって学習に取り組んでいた。島根県だけではなく日本の問題として全国で取り上げてほしいと思う。
- ・隠岐は竹島に近く、昔から関わりのある地域であるが、知識のない児童が多かった。児童は関わりの深い島であったことや、現在の状況に驚きを感じたようであった。
- ・竹島が日本人の生活の糧としていた漁場であるということが分かり、早く自由に行ける場所となるようになって欲しいという感想を、多くの児童がもっていた。指導案例に従って授業を行うことで、一律に目標が達成できるようになる。児童の実態と合うのか学習前は心配したが、DVDの利用による効果もあり、本校の5年生の児童にも合った内容でよかった。
- ・子どもたちは韓国に対して、親日的なプラスのイメージをもっていた。しかし、DVDでの学習後は竹島を占拠しているという側面があることを知り、マイナスのイメージをもったり、驚いたりしている子が多かった。授業者もこのような子どもの反応は予想外であり、これほど韓国に対して悪い感想をもつとは思わなかった。
- ・竹島問題と同時に日韓の友好的な活動も同時に教えていく必要を感じた。
- ・映像等があり興味深そうに視聴していたが、指導案の内容どおりに行くと、児童の反応があまりよくなかった。事前にある程度の予備知識を入れておいたほうがよかったかとも思った。
- ・韓国の小学校では、この竹島問題をどのように学習しているか知りたい。

2) 中学校の活用状況

ア DVD及び学習指導案例の活用率

☆第1学年で活用した学校 62校 (60.8%)

※実施校に占める副教材を活用した学校の割合

指導案例にしたがって第1学年の授業を行った学校 35校 (56.5%)

※副教材を活用した学校に占める指導案例にしたがって行った学校の割合

☆第2年生で活用した学校 31校 (30.4%)

※実施校に占めるDVDを活用した学校の割合

指導案例にしたがって第2学年の授業を行った学校 13校 (41.9%)

※副教材を活用した学校に占める指導案例にしたがって行った学校の割合

☆第3学年で活用した学校 39校 (38.2%)

※実施校に占める副教材を活用した学校の割合

中学校で「竹島学習副教材」を活用した延べ学校数 132校

イ 「竹島学習副教材DVD」を活用した際の生徒の反応や感想、授業者の感想

- ・生徒は竹島の位置や、歴史的背景について理解できたと言っていた。第2学年は小学生用の内容も視聴させたが、分かり易いと好評だった。
- ・竹島は日本の領土であり、島根県の島であるといっても、なかなか実感がもてないのが現状である。その点、映像で竹島のようなすが見られたり、かつてここで漁をしていた漁業関係者の話が聞けるのは良いと思う。しかし、解説の語句は第1学年には難しく感じられる。
- ・内容としてはおおむね好評であった。第1学年の地理的分野よりも第3学年の公民的分野の学習で取り扱ったほうが、生徒の発達段階からして効果的であると感じている。今後、検討したい。また、山間部の生徒と沿岸部の生徒とでは、意識の違いがあることを、前任校と比べてみて、改めて感じている。
- ・大変意欲的に取り組み、感想文を書くこともできた。今後の竹島問題解決への道のりを自分たちの視点で考えることができた。
- ・授業の進め方も例示しており、指導する側とすればやり易いものであった。また、生徒も視聴覚資料を通しての学習に取り組みやすさを感じているとともに、竹島が日本の領土であるという認識を深め、より良い方策を用いて、領土問題の解決をすべきであるという感想が見られた。
- ・DVDを使用することで生徒は興味をもち、よくわかると感じた。指導については、指導案例を基本にしたが、自分でやりやすいようアレンジして指導した。
- ・日韓の協定等について歴史的背景がよく理解できた。領土問題を解決しながら、友好関係も深めていくことの難しさを感じた。

3) 考察

竹島学習副教材配付の際、「児童生徒や地域の実態等に応じた教材を使って学習しても良い」として、副教材の活用を義務づけてはいなかったものの、活用率は想定より低かった。

平成22年1月の調査の段階で、年度途中で配付された副教材の活用について「指導計画の中にDVD活用が位置付けられていない」や「時間がない」、「活用のための校内研修が充分でない」等の回答があった。今年度は年度当初から竹島学習副教材の活用を計画に位置付けることが可能であることから、昨年度より活用率の上昇が見込めるものと考えられる。

竹島副教材を活用した学校から寄せられた感想で最も多かった内容は、「映像によって子どもたちの興味関心が高まった」「竹島のイメージがつかめた」というものであった。指導者にとってもDVDの映像資料とセットになった学習指導案例は参考になったというものが多かった。これまで竹島に関する映像の教材が十分でなかったこともあり、映像を中心とする竹島学習副教材が学習に極めて有効であることが明らかとなったと言える。今後は、この副教材の活用率の向上に加え、活用例を紹介・普及するなどして、より有効に活用されるよう支援していくことが必要である。

一方で、「竹島が日本の領土である理由をわかりやすく説明して欲しい」「韓国の主張にも触

れるべき」といった要望があった。今後、指導者が自信をもって指導することができる客観的な資料の提示や、研修の場の充実を図る必要がある。児童生徒には、我が国の主張と韓国の主張に相違があることも伝え、平和的に解決するための話し合いや、相互理解の大切さについても考えさせていかなければならない。

また、感想の中に児童の韓国への感情の悪化に戸惑ったというものもあった。領土問題は国家間の問題であり、日韓の交流や相互の理解は引き続き推進すべきものである。児童生徒が韓国や韓国の人々に対する偏見をもつことのないよう、日韓の交流についても触れるよう配慮する必要がある。

⑤ 各小・中学校における「竹島に関する学習」の実践例

○実践例１ 海士町立福井小学校の実践

学年・教科 第5学年社会科
実施期日 平成22年1月27日（水）
指導者 藤原 良平
内 容

竹島学習副教材DVDの学習指導案に沿って授業が行われた。

展開②の場面で、出てきた意見を「行かないのか」、「行けないのか」の視点で分類して板書することで、韓国との間に竹島をめぐる問題点が存在することを明確にする工夫がなされた。また、「どうして韓国は竹島を領土にしたいのか」を問い、経済水域について振り返ることで、これまでの学習との関連を図る工夫もなされた。

授業を通して、この問題を話し合いにより平和的に解決することが重要であると伝えられた。

児童の感想

- ・択捉島もだったけど、竹島も占領されているから、日本の島だから返してほしいと思った。アワビやサザエがたくさんいるから一度もぐってみたい。
- ・かんこくの人が竹島を自分たちのものにしていて、昔漁に行っていた人が行けなくなっていてかわいそうでした。だから日本の人たちが助ければいいと思った。
- ・今でもけいび隊とかに見張りをさせているし、武器を持っていたからこわいなと思いました。だからいつかは竹島が日本のものになって、昔みたいに漁ができるといいと思いました。

○実践例２ 安来市立広瀬小学校の実践

学年・教科 第5学年社会科
実施期日 平成22年2月12日（金）
指導者 荒川 仁美
内 容 竹島問題を解決するためのよりよいアイデアを考える

児童の発言

- ・日本の竹島だから、日本に返してほしい。勝手に韓国がとったのだから。
- ・返してほしいのは同じけど、まず話し合いをして、日本のことをわかってもらう。これから仲良くしていきたい。

- ・一方が一方的にほしがるわけにはいかない。両国とも理由があるから、お互いの意見を聞いて、両国で使える島として、ハンカチを作ってPRする。(自作のハンカチの絵を見せながら)
- ・お互いの気持ちを伝えるのは、手紙がいいと思う。(考えた手紙文を朗読)
- ・韓国がラインを勝手に引いたのだから日本も勝手に日本のラインを引けばいい。サンフランシスコ平和条約で日本のものと決まっているのだから、日本が勝手にラインを引いてもよい。
- ・日本が勝手に引くのはいけない。日本がいやな気持ちになったように、韓国の人もいやな気持ちになる。仲良くする方がいい。
- ・島を半分にする。日本はいっぱい200海里がある。韓国は、漁場が少ないから分けてあげるとよい。
- ・一方的ではいけないと思った。
- ・みんなの意見をまとめて、韓国の人に知ってもらい、話し合うといい。そうすれば解決に近づく。
- ・韓国の人にも納得してもらえれば、解決すると思う。

○実践例3 出雲市立伊野小学校の実践

学年・教科 第5学年社会科

実施期日 平成22年2月2日(火)

指導者 福田 秀治

内 容

竹島学習副教材の学習指導案に沿って授業が行われた。

児童の感想

- ・はじめて竹島という名前を聞いた。
- ・たいへんなことになっている。
- ・八幡さんの「もう一度行きたい」という気持ちがわかった。
- ・韓国に取られていて悲しくなった。
- ・竹島に漁にいけなくてかわいそう。
- ・4年生の時に聞いたことがあったけど、今日くわしくわかった。
- ・他の国でも取り合いがあるのかな？そういう戦争になってほしくない。
- ・竹島は日本のものなのに、韓国がとっている。私は竹島には2つの国が行けるようにすればいいと思う。昔、竹島ではアワビやワカメいろいろな種類の貝や魚がとれたけど、今は竹島に行けなくて、はやく竹島をとりもどしたい。

○実践例4 出雲市立平田小学校の実践

学年・教科 第5学年社会科

実施期日 平成22年1月21日(木)・2月22日(月)

指導者 岡 利行

内 容

竹島学習副教材の学習指導案の学習活動の流れを参考に授業が行われた。

12月に事前アンケートを行って児童の実態を把握するとともに、授業の中で竹島の位置を確認する際に活用する等の工夫がなされた。

竹島がどんな島か確かめる場面で、八幡さんのインタビューの「もう一度行きたい」という場面を静止画像で使用し、八幡さんの心情に迫る工夫がなされた。また、児童の集中を高めるために、ワークシートは使用されなかった。

授業に際しては、竹島が日韓どちらのものを判定するのではなく、なぜ争っているのかを児童に伝えること、韓国側の主張にもふれるようにし、児童が韓国国民への差別意識や偏見をもたないように配慮された。

授業後の振り返りの中で、「興味をもった」「今まで知らなかったけど、島根県にこんな問題があるのだと分かった」「家族とも話し合いたい」「歴史的なことももっと知りたい」などの感想があったこと、児童の自主学習などに、「竹島問題」について調べたり新聞記事の感想などを書いたものがあったこと等から、2月22日の竹島の日にあわせて「竹島の日 特別授業」が行われた。1月の授業の感想や質問にこたえる対話形式で進められた授業では、外務省発行のパンフレット「竹島問題を理解するための10のポイント」も活用して、歴史的経緯や背景が日韓双方の言い分を交えて紹介され、児童が客観的に考えられるように配慮された。

○実践例5 江津市立川波小学校の実践

学年・教科 第6学年社会科

実施期日 平成22年1月22日（金）

指導者 渡部 道孝

内 容

第6学年の我が国の歴史に関する学習の中で行われた。

第5学年時に、かつて学校の近くから韓国へ電話通信のための海底ケーブルがつながっていたことや、第6学年の歴史学習で、日本の文化の形成に影響を与えた朝鮮との交流の歴史等について学んだことを踏まえての実践であった。

授業では、初代総理大臣である伊藤博文と、彼を暗殺した安重根（アンジュンゲン）をとりあげ、韓国併合に関わる韓国の人々の日本への感情が、現在の竹島問題の背景にあることをおさえたうえで、副教材DVDを活用して竹島の様子や竹島問題について確認した。

そして、指導者が作成した日本と韓国との関わりをまとめた年表により、長く深い交流の歴史を再確認した後、児童は竹島問題を解決するにはどうすれば良いかを考え、お互いを尊敬し交流することが大切であることに気づいた。

竹島問題を認識した上で、次単元の「日本と関係の深い国々」―「韓国と日本」を学び、韓国についての深い理解や竹島問題の解決に繋げていくことを意図した実践であった。

また、この授業は授業公開日に行われ、保護者への啓発も意図されていた。

○実践例6 出雲市立出雲第一中学校の実践

学年・教科 第1学年社会科〔地理的分野〕

実施期日 平成22年2月18日（水）

指導者 大前 裕子、小川 竜也

内 容

竹島学習副教材のDVD等を活用しながら授業が行われた。

竹島の位置の確認は、地図帳を活用し、出雲市との位置関係にも留意しながら行われた。

竹島がどのような島か確認するために、竹島学習副教材DVDの小学校編が活用された。八幡さんがもう一度竹島に行けるかについて予想することで、竹島に領土問題が存在することを確認し、DVD中学校1年生編を視聴して、分かったことや疑問に思ったこと等をワークシートにまとめ、班での話し合いが行われた。その際、1回目の視聴はメモをとらず、2回目はメモをとりながら行われた。

班での話し合いには2種類のカードを利用し、「分かったこと」は白カードに、疑問に思ったことはピンクカードに書かせることで、次の時間の発表につなげる工夫がされた。

竹島に関する学習はティームティーチングを活用し、事前のアンケートを踏まえ、5クラスの実態に応じた展開で行われた。本時は島根県・日本の立場と、韓国の立場の両方から竹島問題を考える授業であった。

⑥ おわりに

現在、島根県内の小・中学校ほぼ全ての学校で竹島に関する学習が実施されている。

今後は竹島学習副教材の活用を促すとともに、各学校の児童生徒及び地域の実態を考慮した授業展開や資料の活用の工夫を図り、学習内容に工夫を加え、県内の竹島に関する学習の充実を図っていく必要がある。

そのためにも、授業者である教職員が史料・資料に基づいた事実関係をしっかり理解し、自信をもって授業が行えるようにしていかなければならない。竹島学習副教材に続いて、子ども向けパンフレットの作成が竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議の事業として計画されているが、それらを活用した竹島に関する学習の推進が図られるよう、島根県教育委員会では今後も指導していくこととしている。

また、今後全国の小・中学校で竹島についての学習が行われていくこととなるが、島根県内の学習の推進状況を把握し、小・中学校における取組をまとめ、県内外に発信していくことが重要であると考えている。

資料：〔竹島学習副教材DVDを活用した「竹島に関する学習」の指導案例〕

資料１：小学校第５学年 社会科学学習指導案

単元名 「わたしたちの国土」（「北方領土の学習」の後の扱い）

学習指導要領〔第５学年〕内容（１）ーア

ねらい ○竹島は島根県の所属の島であること、２月２２日は「竹島の日」であることを知る。

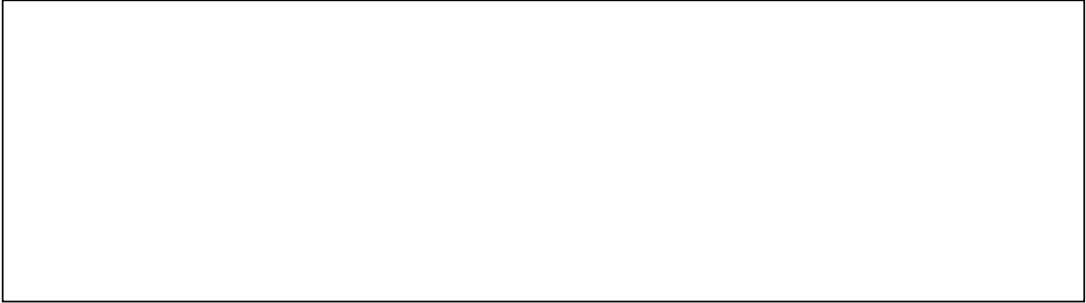
○昔、漁ができた竹島に、現在は韓国との関係から行くことができなくなっていることを理解する。

	児童の活動	指導上の留意点	DVDの操作と内容
導入 7	竹島の位置を確認しよう。		【DVD】4分25秒 ⇒ 再生（Ⅰ オープニング） 字幕が入る ⇒ 「地図で調べてみましょう。」のナレーションの後、一時停止 ⇒ 日本地図で確認後、再生（Ⅱ島の位置） Ⅱ－①「竹島全景」（写真） 日本地図（掛図・児童用地図帳） Ⅱ－②「緯度・経度の入った地図」 Ⅱ－③「竹島周辺地図」
	○竹島の位置を地図で調べる。 ・隠岐の島の北西の方向にある ・韓国からも近い ・北緯37度 東経132度ぐらい ○竹島の位置をDVDで確認する。 ・隠岐島後の北西157km ・島根半島と朝鮮半島からの距離はほぼ同じ ・北緯37度14分 東経131度52分	・島根県が「竹島の日」を制定していること、また、竹島が島根県の所属の島であることを知らせる。	
展開 ① 15	竹島はどんな島か確認しよう。		⇒ 「竹島ってどんな島だと思いますか。」のナレーションの後、一時停止 Ⅱ－①「竹島全景」（写真） ワークシート
	○竹島はどんな島か、写真から想像する。 ・岩でできた島だ ・2つの島と小さな岩がある ・人が住んでいないみたい ・小さな建物が見える ・韓国との間で問題になっている島だ ○竹島はどんな島か、DVDで確かめる。 ・隠岐の島から漁に来ていた ・昔はアシカ漁をしていた ・アワビなどを採っていた ・島のまわりは魚介類の宝庫だった	・静止画を見せることにより、想像しやすくする。 ・自由に想像したことを発表させる。 ・昔の写真や動画から、昔は漁が盛んであり、島根県と関わりが深かったことに気づかせる。 ・インタビューから、「もう一度行きたい」という思いにふれさせ、「なぜ今は行けないのか」という次の課題につなげる。	⇒ 想像した後、再生（Ⅲ島の様子） Ⅲ－①「アシカの様子」（動画） Ⅲ－②「竹島での漁の様子」（写真） Ⅲ－③「八幡さんのインタビュー」（動画）
展開 ② 8	現在、竹島で漁ができない理由を話し合おう。		⇒ 「なぜ今は、竹島で漁ができないのか考えてみましょう。」のナレーションの後、一時停止 ワークシート
	○なぜ今は竹島で漁ができないのか、予想し発表し合う。 ・ワカメやアワビを採ることができなくなった ・竹島に近づくことができなかった ・韓国との間に問題が起きた ○竹島で漁ができない理由をDVDで確かめる。 ・韓国の李承晩大統領が一方的にラインを引き、韓国の領土にしてしまったから ・韓国が警備隊を置いて不法占拠を続けているから	・思いつかない子どもには、前時の北方領土への日本人の渡航について思い出させ、考えるきっかけとする。 ・不法占拠の意味を簡単に説明する。	⇒ ワークシートに記入し話し合った後、再生（Ⅳ島に行くことができない理由） Ⅳ－①ナレーションに合わせて、地図中に李承晩ラインが入る Ⅳ－②竹島で見張りに立つ韓国の警備隊（写真）
まとめ 15	今日の授業で感じたことや考えたことをまとめよう。		⇒ 「学習の感想を書き、発表しよう。」のナレーションの後、一時停止 ワークシート
	○学習の感想を書き、発表する。 ・竹島に行けなくなってから50年以上もたっているんだ ・その間、日本はどうしたのかな ・日本と韓国で話し合い、いっしょに漁をすればいいのに ・竹島についてもっと知りたい ・これから竹島はどうなっていくのかな ○ナレーションを聞く	・経済や漁業の問題にとどまらず、子どもの様々な思いを引き出し、竹島（問題）への関心を高める。 ・竹島領土問題を解決するためには、みんながこの問題に関心をもち、解決に向けての考えをもつことが大切であることを話す。	⇒ 発表後、再生（Ⅴエンディング） 2つのナレーションが入る

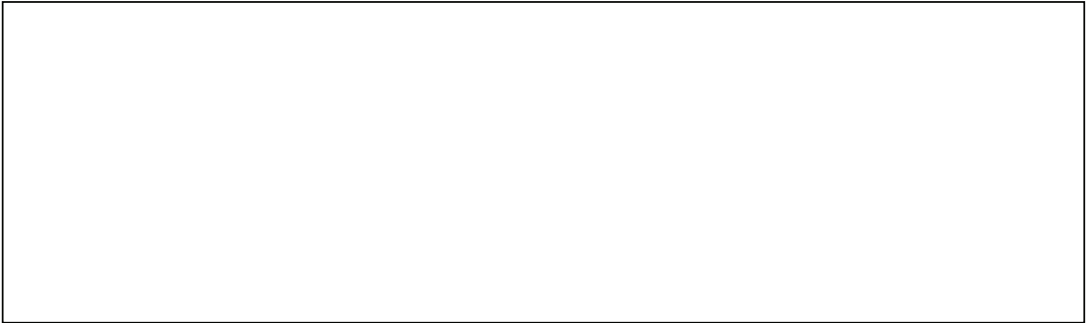
小学校第5学年社会科ワークシート「わたしたちの国土」

年 組 氏名 _____

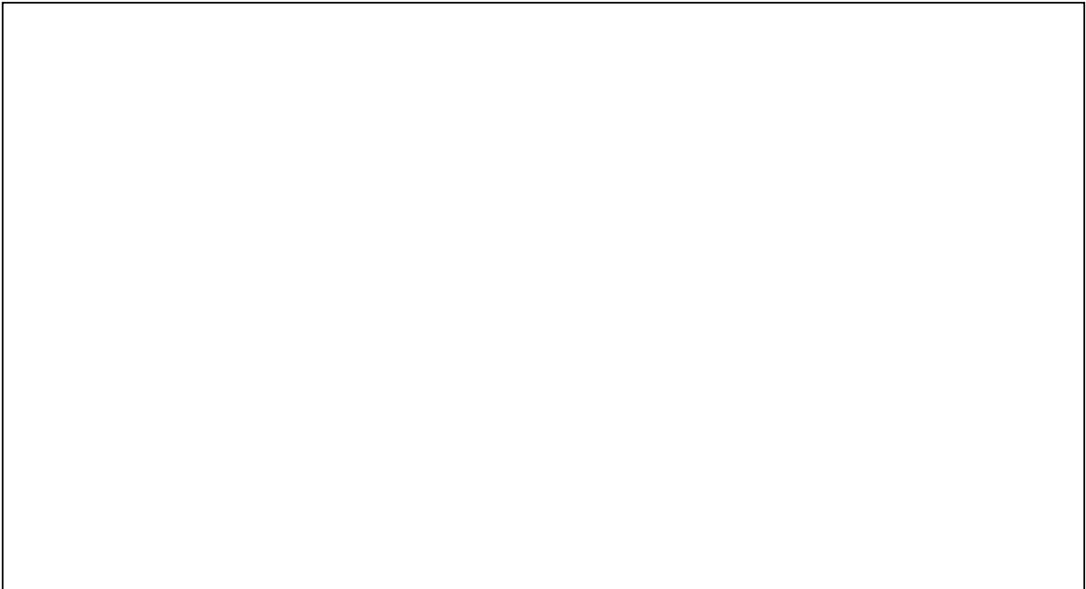
- 竹島はどんな島か、写真から想像して書こう。



- なぜ今は竹島で漁ができないのか、予想して書こう。



- 学習の感想を書こう。



資料2：中学校第1学年 社会科学習指導案（第1時）

単元名 「わが国の国土～わたしたちと竹島～」

学習指導要領〔地理的分野〕内容（2）ーア

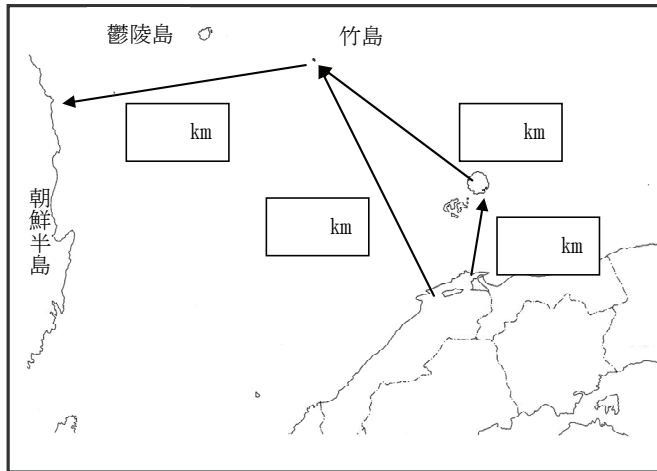
ねらい ○竹島に関する出来事を確認することを通して、竹島領土問題について自分の考えをもつ。

	生徒の活動	指導上の留意点	資料等
導入	竹島について知っていることを確認しよう。 ○竹島について知っていることを発表する。 ・隠岐の島の北西にある ・昔、アシカがすんでいた ・昔、アワビなどを採りに行っていた ・韓国との間に領土問題がある ○竹島の位置、住所を確認する。 ・隠岐島後の北西157km ・鬱陵島の東南東92km ・島根半島と朝鮮半島からの距離はほぼ同じ ・「島根県隠岐郡隠岐の島町竹島官有無番地」が住所だ ○昔の漁業の様子を写真等で確認する。 ・アワビやワカメを採っている ・雇われた海女は朝鮮の人だった ・明治中期から昭和初期まで漁をしていた	・小学校での学習を想起させ、竹島についてのイメージをもたせる。 ・思い出せない場合は、小学校用のDVDを視聴する。 ・島根半島と朝鮮半島からの距離がほぼ同じであることを地図の上からも実感させたい。 ・地図帳で国境線や鬱陵島の位置にも着目させる。 ・場所、住所を確認しワークシートに書き込むようにする。 ・昔は漁業のために渡っていた島であることを確認する。	【CD資料】 必要に応じて本時で活用する。 ・竹島古地図 ・竹島・鬱陵島を描いた絵地図 ・竹島に渡る漁民（写真） ・漁をする人々（集合写真） ・1905年の告示 ・小学校用DVD ワークシート
展開	竹島領土問題に関わる出来事を確認しよう。（DVD） ○DVDを視聴し、分かったことなどをワークシートにまとめ、発表する。 ・1905年には、日本政府は竹島を島根県に編入して、竹島を領有する意思を再確認した ・1951年に結ばれたサンフランシスコ平和条約で、竹島は日本の領土であることが確認された ・1952年、サンフランシスコ平和条約発効直前に、韓国が李承晩ラインを引き、竹島を取り込み、警備隊を置くなどして、日本船を近づけないようにした ・1953年には、海上保安庁の巡視船が銃撃される ・日本は、国際司法裁判所に提訴しようとしているが、韓国は応じてくれない ・暫定水域内での漁業における日本と韓国の規制のあり方が違うため、資源の枯渇など様々な問題が起きている ・1987年には、島根県は竹島の返還を求め県民会議を立ち上げた ・2005年には、「竹島の日」条例を制定した ・日韓の研究者の交流が実現しつつある ・島根県の「竹島の日」条例制定後、日韓双方の世論が高まっている	・DVDは、2回視聴させる。1回視聴させ、見終わった後に分かったことなどを書かせる。2回目は、その他の気づいたことについてメモをとりながらDVDを見るようにする。 ・それぞれの出来事で感じたこと、思ったことを加えながら発表するよう促す。 ・DVDにおいて使われている専門的な用語については、適宜補足説明をする。 ・生徒の発言を板書する際には出来事を時系列に整理し、竹島をめぐるこれまでの動きが分かるようにする。	【DVD】 7分05秒 ・DVD ワークシート
まとめ	今日の授業で感じたことや考えたことをまとめよう。 ○感じたこと、考えたことをワークシートにまとめる。 ・李承晩ラインが竹島領土問題の始まりだ ・竹島の返還を求めて島根県が条例を制定した理由がわかった ・日本人が昔のように竹島に自由に行けるようになるよ ・日本人も韓国人も竹島に行けるようになるよ ・話し合いに応じてくれるにはどうしたらよいのだろう	・生徒の意識を2時間目につなげるため、感じたこと、考えたことをワークシートにまとめさせ、次時の導入で発表できるようにする。	ワークシート

第1学年 地理的分野「わが国の国土～わたしたちと竹島～」ワークシート（第1時）

1年__組 氏名_____

1 竹島の位置を確認しよう。



位置 緯度 _____ ・ 経度 _____

住所 _____

2 DVDを視聴して、分かったこと、感じたこと、思ったことを書こう。

【分かったこと、感じたこと、思ったこと】	【メモ】

3 今日の授業で感じたことや考えたことをまとめよう。

資料3：中学校第1学年 社会科学習指導案（第2時）

ねらい ○竹島領土問題の課題を踏まえ、その解決に向けてどうすればよいか考える。

	生徒の活動	指導上の留意点	資料等
導入 10	竹島領土問題の現状と課題を整理しよう。 ○前時の学習で、ワークシートにまとめた「感じたことや考えたこと」を発表する。 ・李承晩ラインが竹島領土問題の始まりだ ・韓国は、竹島を不法占拠している ・韓国は、話し合いに応じていない ・竹島の返還を求めて島根県が条例を制定するの分かる ・竹島は日本のものだ ・日本人が昔のように竹島に自由に行けるようになるとうい ・日本人も韓国人も竹島に行けるようになるとよい	・生徒の意見を板書する際には「分かったこと」「疑問に思ったこと」「領土に対する考え」などに分類・整理する。 ・「分かったこと」や「疑問に思ったこと」について教師の準備した資料をもとに確認させ、問題意識を高める。	【CD資料】 必要に応じて本時で活用する。 ・1905年の告示 ・李承晩ラインの地図 ・サンフランシスコ平和条約第二章等 ・年表（第1時の展開をもとに作成） ・第1時のワークシート
展開 30	竹島領土問題を解決するためにどうすればよいか話し合おう。 ○竹島領土問題を解決するために、どうすればよいか話し合う。 ・たくさんの人々に竹島について関心をもってもらう ・歴史的にみて、1905年以前は、竹島はどこの国の領土だったのか調べる ・日本の主張と韓国の主張を比べながら考えていく必要がある ・政府の人に、韓国と話し合うようお願いしなくては ・日本人みんなで署名運動をして韓国にお願いする ・本当はどちらの国の領土なのか、日本と韓国が一緒に研究する ・韓国と正式に話し合う、きちっとした話し合いの場をつくっていく必要がある ・アメリカに仲立ちをしてもらい、韓国と話し合いの場をもつ ・相互理解のために、民間交流や研究交流をやるべきだ ・領土問題にもっと関心をもっていかなければならない	・竹島をめぐる事実関係をもとにして、まず、自分の考えをワークシートに書かせ、話し合いに臨ませる。 ・それぞれの考えは、誰が行うことなのか「自分たち」「島根県」「日本」「韓国」などに分類して板書し考える上での一助とする。 ・意見が出にくい場合には、グループ討議なども適宜取り入れる。	ワークシート
まとめ 10	2時間の学習をふりかえって、感じたこと考えたことをまとめよう。 ○2時間の学習をふりかえり、感じたことや考えたことをワークシートに書く。 ・竹島のことについてもっと勉強しなくては ・島根県では、竹島領土問題に対してどんな活動をしているのかもっと知らなくては ・韓国の人ともっと仲良くしなくては ・解決に向けて、自分たちも何かできることを探さなければ ・早く領土問題が解決するとういな	・これまで書いてきたワークシートをもとに、2時間の学習を振り返らせ、自分の考えを整理させることで竹島領土問題への関心と解決に向けての意欲を高める。	ワークシート

第1学年 地理的分野「わが国の国土～わたしたちと竹島～」ワークシート（第2時）

1年____組 氏名_____

- 1 竹島領土問題の解決に向けて、自分の考えを書こう。

- 2 2時間の竹島学習の授業をふりかえって、考えたこと、感想などを書こう。

資料4：中学校第2学年 社会科学学習指導案

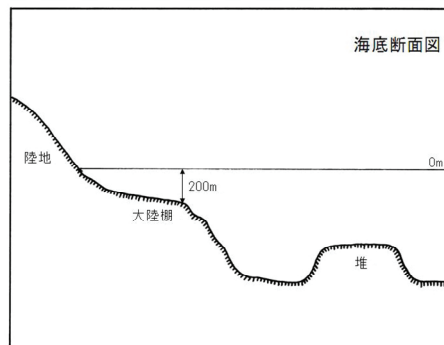
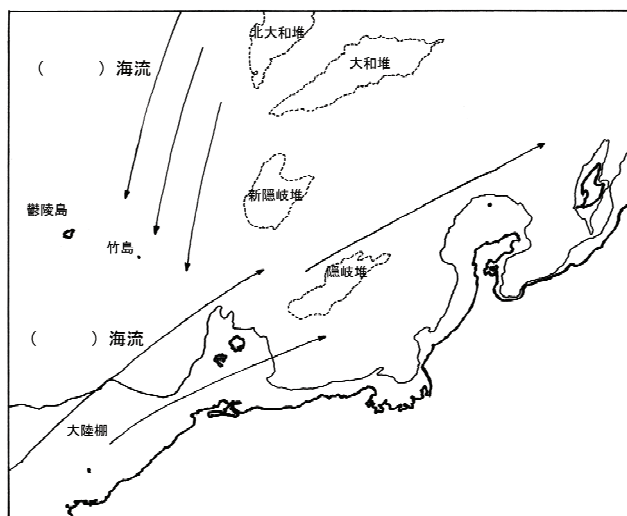
単元名 「山陰沖・隠岐島周辺の水産業」学習指導要領〔地理的分野〕内容（2）－ウ
ねらい ○竹島周辺の日本海における水産業の現状と問題点がわかり、どのように解決すればよいか考える。

	生徒の活動	指導上の留意点	資料等
導入 5	地図帳を見て山陰沖・隠岐島周辺の海域はどんな特色があるか話し合おう。 ○山陰沖・隠岐島周辺の海域の特色を発表する。 ・暖流の対馬海流と寒流のリマン海流がぶつかる潮目があるのでよく魚がとれる ・隠岐島周辺から山陰沖、朝鮮半島にかけて広い大陸棚があるので好漁場だ ・大陸棚ではないが、比較的浅い海底が何カ所かある	・前時（日本の水産業）の学習から、山陰沖・隠岐島周辺の海域は、好漁場であることに気づかせる。 ・堆については展開で扱うが、意見で出た場合には、簡潔に説明する。	地図帳
展開① 20	現在の山陰沖・隠岐島周辺の水産業の様子はどんな状況か話し合おう。 ○DVDを視聴し、山陰沖・隠岐島周辺の漁場としての特徴を確かめる。 ・暖流、寒流、潮目、大陸棚、堆があって好漁場だ ・底引き漁、巻き網漁、カゴ漁、イカ漁の沖合漁業が行われている ○DVDを視聴し、暫定水域が設定された理由を発表する。 ・竹島領土問題未解決のため、EEZの境界が引けなかった ・どちらの国のものとも決めない海域をつくることに新日韓漁業協定で合意した ○暫定水域の漁場の問題点を発表する。 ・ベニズワイガニの漁獲量が減少している ・日韓の漁業規制が異なる ・竹島周辺12海里に日本は近づけない	・堆について説明し、漁場の好条件に加える。 ・暫定水域設定の理由を整理し、竹島領土問題の未解決が現在の水産業に影響していることに気づかせる。 ・暫定水域での問題点をまとめ、現状では、日本の水産業にとって不利であること、水産資源が枯渇する恐れがあることを理解させる。	【DVD】 4分48秒 ⇒再生 ⇒「水産資源を保護しながら、水産業を行うようになりました。」の後、一時停止 DVD ワークシート ⇒発表した後、再生
展開② 10	暫定水域内の水産資源の現状と漁業のルールについて確かめよう。 ○カニの甲幅の資料からわかることを発表する。 ・甲幅が90mmより大きいカニはすくなく少ない ・暫定水域内は大きなカニが少ない ○日韓の漁業規制の違いの資料からどんなことがわかるか発表する。 ・期間、カゴ数などほとんどの項目で日本の規制のほうが厳しい	・暫定水域内では大きなカニが少なくなっているという意見が出ない場合は、教師がふれ、その理由について考えさせる。 ・日本と韓国で漁業規制に違いがあることは、日本にとって不利であることを理解させる。 ・日本が厳しい漁業規制を守ろうとしているのはなぜか問い、その理由を考えさせる。	CD資料：「暫定水域におけるズワイガニの甲幅の比較」 ワークシート CD資料：「日本と韓国の漁業規制の比較」 ワークシート
まとめ 15	山陰沖・隠岐島周辺の豊かな海を守るために、この問題をどう解決したらよいか話し合う。 ○豊かな海を守るためにどうしたらよいかワークシートに自分の考えを記入し、発表し合う。 ・韓国漁船の規制をもっと行うべきだ ・漁業交渉でしっかり話し合うべきだ ・水産資源を守るルールを統一すべきだ ・日本の資源保護の実績を韓国にもっとアピールすべきだ ・暫定水域をなくして、境界線を設けるべきだ ・竹島領土問題の解決が漁業問題も解決する ・竹島領土問題を解決する必要がある	・出た意見を、次の3つに分類し板書する。 (1)「日韓の合意を進めて共通のルールで資源保護を行う」 (2)「暫定水域をなくして日韓が独自のルールで資源保護を行う」 (3)「その他」 どれがよりよい方法かということには深入りしない。 ・問題解決に向けた日韓の努力の様子を紹介し、資源確保に真剣に取り組まれていることを理解させる。 ・水産業の問題解決にも、竹島領土問題の解決が大きく関わっている話をしてまとめとする。	ワークシート CD資料：「合意が遵守された例」

第2学年 地理的分野「山陰沖・隠岐島周辺の水産業」ワークシート

2年__組 氏名_____

1. 山陰沖・隠岐島周辺の漁場



2. 暫定水域

③「暫定水域」がつくられた理由を書こう。

④「暫定水域」ではどんな問題があるか箇条書きにしよう。

- ・
- ・
- ・
- ・

⑤「カニの甲幅」のグラフからわかることを書こう。

⑥「日韓漁業規制の違い」の表からわかることを書こう。

3. 「暫定水域」を含めた山陰沖・隠岐島周辺の豊かな海を、将来にわたって守るにはどうしたらよいか、自分の考えをまとめよう。

3. その他

(意見)

「戦後（昭和期）における島根県の竹島問題への取り組み等」 について

升 田 優

1. はじめに

島根県竹島問題研究会（第2期）の中間報告書において、福原裕二委員が「第二次世界大戦後の島根県と竹島（竹島／独島研究における第三の視角）解題」と題して、戦後における島根県の取り組みについて「島根県統計書」の記述を通して一定の推論を導き出している。

しかし、この推論には、次の観点から問題が指摘できる。

① 報告書53ページ、上から6～8行目の記述に関して

福原委員は「島根県の実利的な価値意識の一部を投影すると考えられる、『島根県統計書』の記述の変化を手がかりに、島根県における竹島の位相について考察を進める」としているが、「島根県統計書」は島根県の各分野にわたる統計資料を収録したものであり、何らかの価値意識を投影したものとは捉えられていない。むしろ、「島根県史」とか「県政のあゆみ」、「県政の概要」などが、そういう認識を持って編集されていると考えられるので、そういった資料の記述をも確認し、島根県の取り組みを総合的に評価するのが妥当ではないか。

② 報告書58ページ、上から16～19行目の記述及び59ページ、上から3～6行目の記述に関して

福原委員は「換言すれば、竹島を行政区域に含む地域＝島根県は、昭和20年代後半に顧慮されたように、地域の実情ではなく、国家のレベルの事象において竹島をめぐる行態が左右される、すなわち地域やそこに暮らす人々への一定の配慮を欠いていたのではないか」、また「地域が地域として竹島／独島という存在を顧慮することなく、さらにその存在に関わる実態に無頓着であるなら、誰が竹島／独島という「存在」に否応なく影響を受けざるを得ない地域・人々、またこの「存在」に対して切実な利害関係を有する地域・人々を救うことができるのであろうか」として、島根県の取り組みが国の動向など外部要因によって左右されてきたと結論づけている。が、しかし、果たしてそうなのか。福原委員は極めて限られた資料に基づきその推論を展開しているが、島根県の取り組みは、もっと多角的な資料、例えば、国への要望、県議会での質疑なども確認して評価すべきではないか。

2. 島根県行政資料等における竹島関連の記述

上記1で述べた問題意識のもと、「島根県統計書」以外の島根県の行政資料及び島根県としての意思の発露である国への要望並びに県議会での質疑の状況などの資料（事務局が作成した

「3. その他（資料）（119ページ～135ページ）」に基づき、多角的に島根県の取り組みを概観してみることにする。

なお、このまとめは上記参考資料に基づいたものであり、資料的にはまだ十分とは言えず、今後、より網羅的な調査研究の実施と考察を期待したい。

1) 島根県行政資料における「竹島」の記述

このまとめでは、対象とする行政資料として、その時々県の状況全般を記述することを意図して作成される「県政のあゆみ」、毎年県の概要を記述することを意図して作成される「県勢要覧」、当時一時期作成されていた「島根のかがみ」及び「県政概要」を採用し、記述内容の確認を行った。

①「県政のあゆみ」における記述

- ・「県政のあゆみ」は、昭和28年、昭和29年は単年度分として作成され、昭和30年以降は2カ年分として、さらに昭和50年以降は4カ年分として作成されている。
- ・主な記述としては、「県政四年のあゆみ 昭和29年版」に「この問題（注；竹島問題）は目下日韓両国の外交交渉に委ねられており、県としてはその早急な解決を機会あるごとに各方面に要請している」とあるほかは、昭和30年代は水産行政の関連での記述が見られる。
- ・竹島の領土権の確保に係る直接的な記述としては、「県政のあゆみ 昭和40・41」において、国に要望する昭和41年度の重点事項としての記述が初見であり、以後、領土権の確保及び漁業問題についての記述が見られる。

②「県勢要覧」における記述

- ・「県勢要覧」は、昭和23年、昭和26年、昭和31年、昭和36年、昭和38年、昭和39年、昭和41年作成のものが確認でき、昭和44年以降は、一時期を除き、毎年作成されている。
- ・記述の状況としては、昭和31年までのものについては記述がなく、昭和36年以降のものについては、その付録地図に竹島位置図の記載が見られる。その後、昭和44年以降に記載が見られない年度が続き、昭和52年以降からは、継続して竹島位置図の記載や竹島の記述が見られる。

③「島根のかがみ」、「県政概要」における記述

- ・「島根のかがみ」は、詳細な作成年度等は不明であるが、昭和22年、昭和28年に作成されたものが確認でき、そのいずれにも、島根県の極北としての竹島の記述が見られる。
- ・「県政概要」は、詳細な作成年度等は不明であるが、昭和26年、昭和27年、昭和32年、昭和34年に作成されたものが確認でき、昭和32年のものを除き、漁業関連などでの記述が見られる。

2) 国への要望活動及び県議会での質疑等における「竹島」の取り扱い

このまとめでは、島根県政の意思、またその取り組みを対外的に発露する最も効果的な手段であった国への要望活動と県議会での質疑等を資料に、島根県における「竹島」の取り扱いにつ

いての確認を行った。

① 国への要望活動」における取り扱い

- ・昭和26年に「領土権の再確認についての陳情」が行われて以降、昭和29年に陳情が行われ、昭和38年からは、昭和47年を除き、毎年継続して竹島の領土権の確保に係る要望が行われている。
- ・さらに、昭和52年以降は、竹島の領土権確立と漁業の安全操業の確保についての要望が県・県議会だけでなく、県内の各団体で組織する竹島問題解決促進協議会等においても、毎年実施されている。

②「島根県議会での質疑等」における取り扱い

- ・昭和28年に竹島の領土権確保、李ライン問題解決についての決議が行われて以来、昭和31年、昭和37年、昭和39年、昭和40年と竹島の領土権の確保に係る県議会決議が行われており、またその間県議会本会議での質疑でも竹島問題について言及されている。
- ・さらに、昭和45年には漁業の安全操業問題について本会議質疑が行われ、昭和50年以降は、毎年隠岐選出議員をはじめ複数議員によって質疑が行われている状況が確認できる。

3) 上記資料における竹島関連の記述等の変遷

島根県行政資料における竹島の記述を時系列的に確認すると、昭和22年版島根のかがみ、昭和26年版県政概要、昭和27年版県政概要、昭和28年版島根のかがみ、昭和29年版「県政四年のあゆみ」で何らかの記述が確認できる。また、昭和30年代からは、「県政のあゆみ」に水産行政の関連で記述が見られ、昭和30年代半ば以降県勢要覧に竹島位置図が見られるようになってくる。その後、昭和40年代からは「県政のあゆみ」において竹島領土権の確保及び漁業問題に関連した記述が継続して見られる状況が確認できる。

一方、国への要望及び県議会での状況を時系列的に確認すると、昭和26年に国への陳情、昭和28年に県議会での決議、昭和29年に国への陳情、昭和31年、昭和37年に県議会での決議が行われ、昭和38年からは国への要望活動が継続して行われるようになってくる。さらに、昭和40年代半ばからは、竹島の領土権の確保に加えて、漁業の安全操業の確保に向けた取り組みが見られ、昭和50年代からは、県・県議会に加えて、県民組織による取り組みも進められるようになってきた状況が確認できる。

3. おわりに

本来、島根県が行政資料として作成するものは、明確な意図と方針に基づいて作成されるべきことは論を俟たないところであり、こうした点からは、このまとめの対象とした行政資料の記述が一貫性に欠けるのは事実であり、結果的には残念である。ただ、戦後すぐの昭和20年代には、GHQ指令により竹島に対する日本の行政権が停止された事実、さらに、昭和30年代には竹島問題が日韓会談(日韓国交正常化交渉)の争点の一つとなり大きな外交問題であった事実がある。この当時、島根県としては、竹島の管理を事実上行うことができず、またその対応を両国政府の外交交渉に委ねざるを得なかった事情などから、島根県が竹島問題への取り組みを主体的に行えなかったことも事実であり、こうした事情が行政資料の記述に一貫性を欠く遠因になったのでは

ないか。

しかしながら、行政資料に加えて、国への要望及び県議会での状況を概観すると、戦後昭和20年代、昭和30年代における取り組みは、上記「県政四年のあゆみ 昭和29年版」の記述にあるように、「この問題は目下日韓両国の外交交渉に委ねられており、県としてはその早急な解決を機会あるごとに各方面に要請」している状況にあり、また、昭和28年3月10日、隠岐選出議員による島根県議会での「竹島の領土権確保」に関する緊急決議案の上程が直ちに全員賛成をもって可決されるなど地元隠岐の動きと連携して、島根県・島根県議会が一貫して竹島問題の早期解決を求め、またその活動を行ってきた事実が認められる。

以上のことから、この中間報告書における福原レポートの推論は、一部の資料に基づいた評価と考えざるを得ない。いずれにしても、島根県の認識、またその取り組みなどについては、県の保有する資料全般について、時系列的に、内容を整理、確認しておく必要があると思われる。こうした作業は、基本的に県の保有する資料に基づいて行うことになるので、竹島資料室において今後そうした取り組みが着実に、かつ、精力的に行われることを期待したい。

(資料)

戦後（昭和期）における島根県の竹島問題への取り組み等について

事 務 局

1. 竹島問題に係る国への要望の経緯
2. 竹島問題に係る島根県議会の動き
3. 島根県行政資料における竹島関係の記述
 - (1) 島根のかがみ
 - (2) 県政概要
 - (3) 県政のあゆみ
 - (4) 県勢要覧
 - (5) 島根県統計書

1. 竹島問題に係る国への要望の経緯（昭和63年度まで）

要望時期		要望区分	要望内容	要望先
昭和 26(1951)	8.30		領土権の再確認について陳情	外務省
昭和 29(1954)	7.30		韓国が竹島に灯台を設置したとの報に接し、陳情	外務省等
昭和 38(1963)	1.17	知事・議長連名	竹島の領土権確保についての要望書	首相、外務省・自治省他
昭和 39(1964)	3.26	知事	竹島共有案について要望書	関係先
昭和 40(1965)	6.16	知事	要望	関係先
	6.25	知事・議長連名	領土権の確保について要望書	関係先
	7.26	知事・議長連名	領土権の確保について要望書	関係先
昭和 41(1966)		重点要望	竹島の領土権確保について	外務省、農林省、運輸省
昭和 42(1967)		重点要望	竹島の領土権確保について	(不明)
昭和 43(1968)		重点要望	竹島周辺における漁船の安全操業と領土権確保について	(不明)
昭和 44(1969)		重点要望	竹島の領土権の確保と安全操業について	(不明)
昭和 45(1970)		重点要望	竹島の領土権の確保と安全操業について	(不明)
昭和 46(1971)		重点要望	竹島の領土権の確立について	外務省
	7	知事・議長連名	竹島の領土権の確保について要望書	首相、外務省・自治省他
昭和 48(1973)	5	知事・議長連名	竹島の領土権の確保について要望書	首相、外務省・自治省他
昭和 49(1974)		重点要望	竹島の領土権確保について	外務省
	7	知事・議長連名	竹島の領土権の確保について要望書	首相、外務省・自治省他
昭和 50(1975)	5	知事・議長連名	竹島の領土権の確保について要望書	首相、外務省・自治省他
昭和 51(1976)	5	重点要望	竹島の領土権の確保について	外務省
	12.8	知事・議長連名	竹島の領土権の確保について要望書	首相、外務省・自治省他
昭和 52(1977)	3	知事・議長連名	竹島の領土権の確立及び周辺漁場における安全操業の確保について陳情書	首相、外務省・自治省他
	5.1	県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺漁場における安全操業の確保について陳情書	首相、自治大臣他
	6	県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺漁場における安全操業の確保について陳情書	首相、自治大臣他
	6	重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺漁場における安全操業の確保について	首相、外務省・自治省他

要望時期	要望区分	要望内容	要望先
昭和53(1978)	8.23 県竹島問題解決促進協議会	竹島領土権を日韓定期関係会議の議題とされることについての要望	首相、外務省・自治省他
	9.12 知事・議長連名	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における安全操業の確保についての陳情書	衆議院地方行政委員会
	11 重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における安全操業の確保について	首相、外務省・自治省他
昭和54(1979)	5.12 知事・県竹島問題解決促進協議会	竹島問題についての要請書	首相、外務大臣他
	5 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における安全操業の確保についての要請書	首相、外務大臣他
	6 重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における安全操業の確保について	首相、外務大臣他
昭和55(1980)	8 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	首相、外務大臣他
	4 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	首相、外務大臣他
	11 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての陳情書	首相、外務大臣他
昭和56(1981)	4 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	首相、外務大臣他
	11 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	首相、外務大臣他
	3 島根県知事・鳥取県知事連名	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての陳情書	首相、外務大臣他
昭和57(1982)	4 県竹島問題解決促進協議会・鳥取県漁業対策協議会連名	竹島周辺海域に出漁できない関係漁業者に対する救済措置についての要望書	(不明)
	12 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	(不明)
昭和58(1983)	7 重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての陳情書	(不明)
	9 県竹島問題解決促進協議会・鳥取県漁業対策協議会・山陰漁業対策協議会連名	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について	首相、外務省・自治省他
	4 県竹島問題解決促進協議会・鳥取県漁業対策協議会連名	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての陳情書	(不明)
昭和59(1984)	7 重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	(不明)
	12 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について	首相、外務省・自治省他
昭和60(1985)	5 県竹島問題解決促進協議会・鳥取県漁業対策協議会連名	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての陳情書	(不明)
	7 重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について	(不明)
	1 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について	首相、外務省・自治省他
昭和61(1986)		竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての陳情書	(不明)

要望時期	要望区分	要望内容	要望先
昭和 62(1987)	4 県竹島問題解決促進協議会・鳥取県漁業対策協議会連名	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	(不明)
	7 重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について	首相、外務省・自治省他
	1 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての陳情書	(不明)
	2 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての陳情書	(不明)
	7 重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について	首相、外務省・自治省他
	7.28 県 200 カイリ水域対策協議会、200 海里 全面適用推進県本部	200 海里法の全面適用及び監視取締体制の強化についての要請書	(不明)
	7 県竹島問題解決促進協議会・鳥取県漁業対策協議会連名	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	(不明)
昭和 63(1988)	1.18 県 200 カイリ水域対策協議会、200 海里 全面適用推進県本部	200 海里法の全面適用及び監視取締体制の強化についての要請書	(不明)
	1 県竹島問題解決促進協議会	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	(不明)
	5.11 県 200 カイリ水域対策協議会、200 海里 全面適用推進県本部	200 海里法の全面適用及び監視取締体制の強化についての要請書	(不明)
	5 県竹島問題解決促進協議会・鳥取県漁業対策協議会連名	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保についての要請書	(不明)
	7 重点要望	竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について	首相、外務省・自治省他

(出典)

要望区分の記載により出典が異なる。

重点要望：県政のあゆみ（島根県発行） その他：総務部総務課所蔵行政文書

2. 竹島問題に係る島根県議会の動き（昭和63年度まで）

年次	区分	期日	内容
昭和26年 (1951年)	外務大臣 陳情	8月30日	竹島の領土権の確認
昭和28年 (1953年)	第147回 定例議会	3月10日	竹島の領土権確保につき政府の善処方要望を決議（議員提出議案）
	第149回 定例議会	9月29日	知事の経過報告で、李ライン、竹島について報告
	第150回 臨時議会	10月31日	李承晩ライン問題解決促進方に関する決議（議員提出議案、全員賛成可決）
昭和30年 (1955年)	第160回 定例議会	3月8日	安原光夫議員が一般質問で、李ライン問題の早期解決を質問
	第164回 定例議会	8月6日	荒木武信議員が一般質問で、竹島問題、李ライン問題を質問
昭和31年 (1956年)	第172回 定例議会	12月26日	李ラインにおける不法拿捕の防止並びに韓国抑留者の返還方について（議員提出議案）
昭和34年 (1959年)	第185回 定例議会	9月30日	大浜一義議員が社会党代表質問で、竹島を質問
昭和37年 (1962年)	第196回 定例議会	3月30日	竹島の領土権に確保に関する決議について（議員提出議案）
昭和39年 (1964年)	第206回 定例議会	3月23日	竹島の領土権に確保に関する決議について（議員提出議案）
昭和40年 (1965年)	第210回 定例議会	2月27日～ 3月23日	木谷重明議員が一般質問で、竹島問題を質問
	第212回 定例議会	5月31日～ 6月24日	宮脇常三郎議員が社会クラブ代表質問で、竹島問題を質問 竹島の領土権に確保に関する決議について（議員提出議案）（S40.6.22）
	第214回	9月27日～	木谷重明議員が社会クラブ代表質問で、竹島と日韓批准を質問

年次	区分	期日	内容
	定例議会	10月6日	竹島の領土権早期確保について(議員提出議案)(S40.10.6)
昭和42年 (1967年)	第221回 定例議会	2月20日～ 3月7日	木谷重明議員が社会クラブ代表質問で、竹島のその後の問題を質問
	第225回 定例議会	12月12日～ 12月19日	永業蔵義議員が自民クラブ代表質問で、竹島問題を質問
	第239回 定例議会	9月28日～ 10月8日	青山善平議員が自民クラブ代表質問で、竹島領土権と漁船の安全操業問題を質問
昭和48年 (1973年)	第254回 定例議会	6月22日～ 7月5日	持田勉議員が県民クラブ代表質問で、竹島問題を質問
昭和50年 (1975年)	第264回 定例議会	9月26日～ 10月8日	中川四郎議員が一般質問で、竹島の漁業権行使と安全操業問題を質問
昭和51年 (1976年)	第267回 定例議会	6月23日～ 7月2日	名越隆正議員が自民クラブ代表質問で、竹島の領土権の確立と共同漁業権の行使並びに安全操業の確保を質問
	第268回 定例議会	9月23日～ 10月13日	中川四郎議員が一般質問で、竹島の領土権の確立と周辺漁場の確保並びに安全操業を質問
昭和52年 (1977年)	第271回 定例議会	2月28日～ 3月19日	知事の所信表明で、竹島の領土権の確保とその周辺における漁業の安全操業について述べた
			名越隆正議員が自民クラブ代表質問で、竹島の領土権と周辺漁場の安全操業の確保を質問
			神門吉晴議員が一般質問で、竹島の領土権を質問
			農林水産委員会報告で、竹島の領土権と周辺漁場の安全操業の確保について対策に万全を期するよう述べた
昭和53年 (1978年)	第277回 定例議会	6月23日～ 7月2日	竹島の領土権の確保並びに周辺漁場の安全確保に関する要望決議(議員提出議案)(S52.3.19)
			知事の所信表明で、竹島周辺における漁業問題発生と果がとってきた対策を報告し、根本的な解決は竹島の領土権の確立にあると述べた
			石田良三議員が社会党代表質問で、竹島周辺の漁業問題を質問
			中川四郎議員が自民党代表質問で、竹島の領土権の確立と周辺漁場の安全操業確保を質問
			神門吉晴議員が一般質問で、竹島問題を質問

年次	区分	期日	内容
昭和54年 (1979年)			大谷久満議員が一般質問で、竹島問題のPRを質問
			竹島の領土権の確保並びに周辺漁場の安全確保に関する要望決議(議員提出議案)(S53.7.5)
	第278回 定例議会	9月25日～ 10月9日	知事の所信表明で、日韓外相会談ではじめて竹島問題が取り上げられたことなどを述べた
			絲原義隆議員が自民党代表質問で、竹島の領土権問題を質問
			中川四郎議員が一般質問で、竹島問題に対する知事の所見と漁業関係者へ救済対策を質問
			内藤和男議員が一般質問で、竹島問題を質問
			総務委員会報告で、竹島問題について関係機関に強力に働きかけるよう要望された
	第279回 定例議会	12月9日～ 12月20日	知事の所信表明で、竹島周辺漁業の安全操業の確保について述べた
			中川四郎議員が一般質問で、竹島の領土権回復と周辺漁場の安全操業確保を質問
	第280回 定例議会	2月13日～ 2月28日	中川四郎議員が一般質問で、竹島周辺漁場の安全操業確保を質問
昭和55年 (1980年)			農林水産委員会報告で、竹島周辺漁場での安全操業の確保を山陰沖漁場における外国漁船操業に伴う漁業秩序の確立について国に対して強力に要請するよう要望された
	第282回 定例議会	6月29日～ 7月11日	知事の所信表明で、竹島の領土権の確立と竹島周辺漁場の安全操業を国に強く要請していくことについて述べた
			農林水産委員会報告で、竹島周辺海域等における安全操業の確保を国に対して強力に要請するよう要望された
	第284回 定例議会	10月17日～ 10月30日	石橋大造議員が自民党代表質問で、竹島周辺海域の安全操業の確保を質問
	第287回 定例議会	5月21日～ 5月31日	漆谷秀樹議員が自民党代表質問で、竹島周辺海域の安全操業の確保を質問
			長谷川仁議員が一般質問で、竹島と漁業問題を質問
昭和56年 (1981年)	第289回 定例議会	12月8日～ 12月20日	成相安信議員が自民党代表質問で、竹島問題を質問
			農林水産委員会報告で、竹島周辺海域を漁場とする関係漁業者に対する救済措置を国に対して強力に要請するよう要望された
			竹島周辺海域に出漁できない関係漁業者に対する救済措置に関する要望決議(議員提出議案)(S55.12.20)
昭和56年 (1981年)	第292回 定例議会	6月11日～ 6月20日	名越隆正議員が自民党代表質問で、竹島問題を含む日本海二百海里水域設定の帰趨を質問

年次	区分	期日	内容
昭和57年 (1982年)	第295回 定例議会	2月25日～ 3月19日	農林水産委員会報告で、竹島の領土権及び安全操業の確保を政府並びに関係先に要請するよう要望された
昭和58年 (1983年)	第302回 定例議会	6月28日～ 7月11日	名越隆正議員が自民党議員団代表質問で、竹島問題を含む日本海二百海里水域設定の問題を質問
			石田良三議員が社会クラブ代表質問で、竹島問題を質問
	第304回 定例議会	9月26日～ 10月8日	松前勇議員が自民党議員団代表質問で、竹島の領土権の確立を質問
昭和59年 (1984年)	第306回 定例議会	2月27日～ 3月17日	長谷川仁議員が一般質問で、竹島の領土権の確立を質問
昭和61年 (1986年)	第314回 定例議会	2月28日～ 3月18日	知事の所信表明で、竹島の領土権の確立と安全操業の確保を国に要請していくことについて述べた
			福岡達人議員が自民党クラブ代表質問で、竹島の領土権の確立を質問
	第316回 定例議会	9月26日～ 10月9日	二百海里全面適用に関する要望決議(議員提出議案)(S61.10.9)
平成元年	第329回 定例議会	2月28日～ 3月23日	知事の所信表明で、竹島の領土権の確立といわゆる二百海里法の全面適用を国に強く要望していくことについて述べた
			宮隅啓議員が一般質問で、竹島問題を質問

(出典)

島根県議会史(編さん者兼発行者 島根県議会事務局)

3. 島根県行政資料における竹島関連記述

(1) 島根のかがみ

書名	発行年(西暦)	竹島関係記述 (ページ)	備考
昭和22年版 島根のかがみ	昭和22年 1947	極北 竹島の北	島根県
島根のかがみ	昭和28年 1953	極北 隠岐郡五箇村竹島北端	島根県

(2) 県政概要

書名	発行年(西暦)	竹島関係記述 (ページ)	備考
島根県政概要 昭和26年	昭和26年 1951	265 水産資源の開発と育成(第一)開発「…日本海上マッカサー…ライン上に位置する孤島竹島周辺は、特にあしかの棲息地として知られて…」	県立図書館
		265 未開発漁場図〔竹島の表記あり〕	県立図書館
島根県政概要 昭和27年	昭和28年 1953	185 未開発漁場図〔竹島の表記あり〕	県立図書館
島根県政概要 昭和32年	昭和32年 1957	× (記載なし)	県立図書館
島根県政概要 昭和34年	昭和34年 1959	- 島根県産業観光図〔隠岐の北にあしかの絵あり〕	県立図書館

(3) 県政のあゆみ

書名	発行年(西暦)	竹島関係記述 (ページ)	備考
県政のあゆみ 昭和28年	昭和28年 1953	10 序説「昭和27年度においては、4月28日講和条約の発効とともに所謂マ・ラインは撤廃されたが、9月27日、国連軍総司令部は所謂クークラインと設定し、27年1月設定された李承晩ラインとともに、…」 219 第4章 水産業「…、その他隠岐堆、大和堆並びに最近発見された竹島周辺の将来有望な未開発漁場を冲合に控えている。」	県立図書館・島根県
県政四年のあゆみ 昭和29年版	昭和29年 1954	20 第3節 水産「…、27年1月には李承晩ラインの一方的宣言があり、…。…竹島問題、漁船拿捕事件等が相ついで惹起されて今日に至っている。この問題は目下日韓両国の外交交渉に委ねられており、県としてはその早急な解決を機会あるごとに各方面に要請している。」	県立図書館・島根県

書名	発行年(西暦)	竹島関係記述(ページ)	備考
		155 第5節 水産技術の普及「浜田市にある水産試験場は、・・・28年度以来国と協同実施している対馬暖流調査、竹島東方十海里の神藤堆の発見、・・・」	
県政のあゆみ 昭和30・31	昭和33年	167 水産行政概説「いわゆる李承晩ラインの問題は、わが国水産業にとって非常に重要な問題であるが、・・・。本県の所属は第13表に示すとおり5隻の中型底曳漁船が捕獲され52名の船員は韓国に抑留されているため、・・・。」	県立図書館
県政のあゆみ 昭和32・33年度	昭和35年	120 第3編 水産行政「日韓漁業問題については、いわゆる李承晩ラインの設定により、・・・本県水産業は極めて大きな影響を受けている。」	県立図書館
県政のあゆみ 昭和34・35年度	昭和36年	×	県立図書館
県政のあゆみ 昭和36・37	昭和38年	172 概説「また本県漁業の発展を阻害するものとして、最も関係者の関心を集めている李ラインや竹島問題については・・・」	県立図書館
県政のあゆみ 昭和38・39年度	昭和41年	32 国に要望する昭和38年度の重点事項「15 日韓漁業問題等の解決促進(外務・農林省)」 国に要望する昭和39年度の重点事項「16 日韓漁業問題等の解決促進(外務・農林省)」	県立図書館
県政のあゆみ 昭和40・41	昭和43年	28 国に要望する昭和40年度の重点事項「(9)韓国に「だ捕」された漁船等の損害補償(農林省、外務省)」	県立図書館
		29 国に要望する昭和41年度の重点事項「(1)竹島の領土権の確保(外務省、農林省、運輸省)」	
県政のあゆみ 昭和42・43	昭和45年	8 国に対する昭和43・44年度重点要望事項 昭和43年度重点要望事項「(19)竹島の領土権の確保について」 昭和44年度重点要望事項「(12)竹島周辺における漁船の安全操業と竹島の領土権確保について」	県立図書館
		29 昭和43年度における国に要望する重点事項「(19)竹島の領土権の確保(外務省、運輸省海上保安庁)」 昭和44年度における国に要望する重点事項「(12)竹島周辺における漁船の安全操業と竹島の領土権確保(運輸省、外務省海上保安庁)」	
県政のあゆみ 昭和44・45	昭和47年	9 昭和45年度重点要望事項ならびに実現状況「(1)竹島の領土権の確保と安全操業」	県立図書館
		11 昭和46年度重点要望事項ならびに実現状況「(1)竹島の領土権の確保と安全操業」	
県政のあゆみ 昭和46～47	昭和49年	36 国に対する重点要望事項の推進 (1)昭和47年度の重点要望事項「①竹島の領土権の確立(外務省)」	県立図書館

書名	発行年(西暦)	竹島関係記述(ページ)		備考
		昭和51年	昭和55年	
県政のあゆみ 昭和48・49	昭和51年	1976		県立図書館
県政のあゆみ 昭和50～53年度	昭和55年	1980	6 国の昭和50年度予算編成に対する県政重点要望事項「9 竹島の領土権確保」(外務省)	県立図書館
			- 昭和52年島根県政 10 大ニュース「第3位 200カイリ時代の到来と島根県竹島問題解決促進協議会の発足」	
			- 昭和53年島根県政 10 大ニュース「第5位 韓国領海12海里の実施と竹島周辺海域からの日本漁船の締出し」	
			10 日本海沿岸地帯振興連盟要望事項「②竹島の領土権の確立及び同島周辺漁場における安全操業の確保」 中国地方知事会要望事項「③竹島の領土権の確立と同島周辺漁場における安全操業の確保」	
			85 10竹島問題〔昭和52年4月、島根県竹島問題解決促進協議会を設置し、国に対する働き掛け、県民意識の高揚に取り組んだ内容が記述〕	
			171 (3)いかつり漁業「・・・ソ連の200カイリ水域設定による漁業規制や竹島問題、さらに・・・の中で、思った程の経営の安定化は望めなくなっている」	
県政のあゆみ 昭和54～57年度	昭和59年	1984	15 日本海沿岸地帯振興連盟要望事項「竹島の領土権の確立及び同島周辺漁場における安全操業の確保」 中国地方知事会要望事項「④竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保」	県立図書館
			92 9竹島問題〔昭和50～53年度のP85と同様な記述。以下同じ〕	
			190 (3)いか釣り漁業〔昭和50～53年度のP171と同様な記述。以下同じ〕	
			- 昭和60年県政十大ニュース「第5位山陰漁業友好親善訪韓団を派遣」	
県政のあゆみ 昭和58～61年度	昭和63年	1988	8 国の昭和59年度予算編成に対する重点要望「1. 竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について」	県立図書館
			10 国の昭和60年度予算編成に対する重点要望「①竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について」	
			12 国の昭和61年度予算編成に対する重点要望「①竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について」	
			14	

書名	発行年(西暦)	竹島関係記述(ページ)	備考
県政のあゆみ 度		国の昭和62年度予算編成に対する重点要望「①竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について」	県立図書館
		18 中国地方知事会要望事項「④竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保」	
		100 9竹島問題	
		184 (3)いか釣り漁業	
	平成4年 1992	5 国の昭和63年度予算編成に対する重点要望「①竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について」	県立図書館
		10 国の平成元年度予算編成に対する重点要望「①竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について」	
		15 国の平成2年度予算編成に対する重点要望「①竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保について」	
		29 (2)中国地方知事会要望事項「⑥竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁業の安全操業の確保」 (3)日本海沿岸地帯振興連盟要望事項「①竹島の領土権の確立及び同島周辺海域における漁場の安全操業の確保」	
		112 10竹島問題	
		207 (3)いか釣り漁業	

(4) 県勢要覧

書名	発行年(西暦)	竹島関係記述(ページ)	備考
島根縣勢要覧 昭和23年版	昭和23年 1948	×	県立図書館
島根縣勢要覧 昭和26年版	昭和26年 1951	×	県政情報C
島根縣勢要覧 昭和31年版	昭和31年 1956	×	県立図書館
島根縣勢要覧 昭和36年版	昭和36年 1961	-	県立図書館

書名	発行年(西暦) 昭和 38 年	竹島関係記述 (ページ)		備考
島根のすがた―県勢要覧―昭和38年刊	昭和 38 年	1963	- 付録地図「竹島位置図 3125000 分の 1」	県立図書館
県勢要覧 しまね 昭和39年刊	昭和 39 年	1964	- 付録地図「竹島位置図 3125000 分の 1」	県立図書館
島根県のしおり(県勢要覧)'66	昭和 41 年	1966	- 付録地図「極北 五箇村竹島北端 北緯37° 10' 」	県情(閉架)
しまね 県勢要覧'69	昭和 44 年	1969	× (記載なし)	県立図書館
しまね 県勢要覧'70	昭和 45 年	1970	× (記載なし)	県政情報C
しまね 県勢要覧'71	昭和 46 年	1971	× (記載なし)	県政情報C
しまね 県勢要覧'73	昭和 48 年	1973	- 付録地図「隠岐竹島位置図」[一島のみ記載]	県政情報C
しまね県勢要覧 昭和49年版	昭和 49 年	1974	× (記載なし)	県立図書館
しまね県勢要覧 昭和50年版	昭和 50 年	1975	× (記載なし)	県立図書館
しまね県勢要覧 昭和52年版	昭和 52 年	1977	- 付録地図「竹島」	県立図書館
島根県勢要覧 昭和54年版	昭和 54 年	1979	- 観光案内図「竹島 位置 北端竹島」※ 以下、同じ	県立図書館
島根県勢要覧 昭和55年版	昭和 55 年	1980	- 観光案内図	県立図書館
島根県勢要覧 昭和56年版	昭和 56 年	1981	- 観光案内図	県立図書館
島根県勢要覧 昭和57年版	昭和 57 年	1982	- 観光案内図	県立図書館
島根県勢要覧 昭和58年	昭和 58 年	1983	- 観光案内図	県立図書館
島根県勢要覧 昭和59年版	昭和 59 年	1984	6 県の位置 極北 [隠岐郡五箇村竹島北端 北緯 37° 10'] ※ 以下、同じ	県立図書館
			7 島根県行政区画図 [二島記載] ※ 以下、同じ	
			8 地質図 [二島記載] ※ 以下、同じ	
			- 県内の観光案内図 [二島記載] ※ 以下、同じ	
島根県勢要覧 昭和60年版	昭和 60 年	1985	10 位置	県立図書館
			11 島根県行政区画図	
			12 地質図	

書名		発行年(西暦)	竹島関係記述(ページ)		備考
島根県勢要覧 昭和61年版	昭和61年	1986	-	県内の観光案内図	県立図書館
			10	位置	
			11	島根県行政区画図	
			12	地質図	
			-	県政十大ニュース 5山陰漁業友好親善訪韓団を派遣	
			-	県内の観光案内図	
			-	島根県道路図	
島根県勢要覧 昭和62年版	昭和62年	1987	10	位置	県立図書館
			11	島根県行政区画図	
			12	地質図	
			-	島根県道路図	
			-	県内の観光案内図	
			10	位置	
			11	島根県行政区画図	
島根県勢要覧 昭和63年版	昭和63年	1988	12	地質図	県立図書館
			-	島根県道路図	
			-	県内の観光案内図	
			10	位置	
			11	島根県行政区画図	
			12	地質図	
			-	島根県道路図	

(5) 島根県統計書

対象年(西暦)		出版年	竹島関連記述		備考
昭和23	1948	S24.3	(記載なし)		戦後復活
昭和24	1949	S25.3	(記載なし)		

対象年(西暦)	出版年	竹島関連記述	備考
昭和 25	1950	S26.11 (記載なし)	
昭和 26	1951	S26.11 (記載なし)	
昭和 27	1952	S28.3 (記載なし)	
昭和 28	1953	S28.3 P.12 市郡島別面積及び広袤 備考「隠岐島竹島を除く」	竹島記述開始
昭和 29	1954	S29.3 P.7 市町村区割 五箇村「竹島」 P.16 本県の位置 極北「隠岐島五箇村竹島北端 北緯 37° 10′」 P.16 市郡島別面積及び広袤 備考「以上の外に隠岐島五箇村の所轄内に竹島があり、…」	
昭和 30	1955	S30.3 P.3 本県管轄の沿革 備考「隠岐島西北八十五里に在る竹島は明治 38 年…」 P.8〔上記 P.7 と同じ〕 P.15〔上記 P.16 と同じ〕 P.15 面積及び東西南北の極端 全管 極北「五箇村竹島北端」、隠岐島 極北「五箇村竹島」	
昭和 31	1956	S31.3 P.3 同上 P.4〔上記 P.15 と同じ〕 P.4 市郡島区画総覧 全管 極北「五箇村竹島北端」、隠岐島 極北「五箇村竹島」 P.19 主要島嶼「竹島 隠岐島五箇村 0.23km ² 」	
昭和 32	1957	S32.3 P.3,4,19 同上	
昭和 33	1958	S33.3 P.3 本県管轄の沿革 備考「隠岐島西北 157 里に在る竹島は明治 38 年…」 P.4,19 同上	
昭和 34	1959	S35.3 P.3,4 同上 P.9 市町村区画総覧 五箇村「竹島(たけしま)」 P.19 同上	
昭和 35	1960	S36.3 P.3,4,9,19 同上	
昭和 36	1961	S37.3 P.3,4,9,19 同上	
昭和 37	1962	S38.3 P.3,4,9,19 同上	付属地図の掲載が開始
昭和 38	1963	S39.3 P.3,4,9,19 同上	
昭和 39	1964	S40.3 P.3,4,9,19 同上	

対象年(西暦)		出版年	竹島関連記述		備考
昭和40	1965	S41.3	P.3,4,9,19 同上		
昭和41	1966	S42.3	P.3,4,9,19 同上		
昭和42	1967	S43.3	P.3,4,9,19 同上		
昭和43	1968	S44.9	P.3,4 同上 P.11〔上記P.9と同じ〕 P.21〔上記P.19と同じ〕		
昭和44	1969	S46.1	P.3,4,11,21 同上		
昭和45	1970	S47.10	P.3,4 同上 P.10〔上記P.11と同じ〕 P.21 同上		
昭和46	1971	S48.10	P.3,4 同上 P.11〔上記P.10と同じ〕 P.21 同上		
昭和47	1972	S49.10	P.3,4,11,21 同上		
昭和48	1973	S50.11	P.3,4,11,21 同上		
昭和49	1974	S51.10	P.3,4,21 同上		
昭和50	1975	S53.3	P.1 島根県的位置 極北「隠岐郡五箇村竹島北端 北緯 37° 10′」 P.1 地質図〔一島のみ記載〕 P.3 市町村別面積 注「竹島 0.23k m ² を含む」 P.7 主要島嶼「竹島 隠岐郡五箇村 0.23k m ² 」 付録 P.357 明治維新以降の主なる県行政機構「明治 38 年 2 月 15 日 竹島を自今、本県所属隠岐島司の所管とする件、…。明治 42 年 3 月 29 日隠岐島(竹島を含む)を…。」	付属地図に竹島(一島)の記載が開始	
昭和51	1976	S54.2	P.1,3,7 同上		
昭和52	1977	S55.2	P.1 位置 極北「隠岐郡五箇村竹島北端」 P.1 地質図〔二島記載〕 P.2 昭和 52 年気象概況〔二島記載〕 P.3,7 同上	付属地図に竹島(二島)の記載が開始	
昭和53	1978	S56.2	P.1,2,3,7 同上		
昭和54	1979	S57.3	P.1,2,3,7 同上		
昭和55	1980	S58.3	P.1,2,3,7 同上		
昭和56	1981	S59.3	P.1,2,3,7 同上		

対象年(西暦)		出版年	竹島関連記述	備考
昭和 57	1982	S60.3	P1,2,3,7 同上	
昭和 58	1983	S61.3	P1,2,3,7 同上	
昭和 59	1984	S62.1	P1,2,3,7 同上	
昭和 60	1985	S62.12	P1,3,7 同上	
昭和 61	1986	S63.11	P1,3,7 同上 付録 P.406 島根県の変遷「明治 38 年 竹島は島根県隠岐島五箇村所屬・・・。」	
昭和 62	1987	H1.7	地図、P1,3,7 同上 付録 P.404 (上記 P.406 と同じ)	
昭和 63	1988	H2.7	地図、P1,3,7 同上 付録 P.402 (上記 P.404 と同じ)	

竹島問題研究会（第2期）設置要綱

（設置）

第1条 竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、竹島問題研究会（第2期）（以下「研究会」という。）を設置する。

（活動内容）

第2条 研究会は、次に掲げる研究活動を行う。

- 一、竹島問題について客観的な研究
- 二、研究成果のとりまとめと県内外への発信
- 三、竹島問題啓発資料の作成
- 四、その他研究会が必要と認める活動

（研究委員）

第3条 研究会の委員は別表のとおりとする。

（組織）

第4条 研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2、座長は研究会を総理する。
- 3、研究会の会議は、座長が招集し、議長となる。
- 4、研究会に座長を補佐するため、副座長を置く。副座長は、座長が指名する。

（庶務）

第5条 研究会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（運営）

第6条 研究会の運営は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月29日から施行する。

別 表

H21. 10. 19～

(座 長) (副座長)	伊藤 博敏	元出雲市立神戸川小学校 校長
	内田 文恵	松江市教育委員会文化財課 主任編纂官
	岡 宏三	島根県立古代出雲歴史博物館 専門学芸員
	佐々木 茂	松徳学院高等学校 教諭
	下條 正男	拓殖大学国際学部 教授
	杉原 隆	島根県 竹島問題研究顧問
	常角 敏	知夫村立知夫中学校 校長
	中野 徹也	関西大学法学部 准教授
	福原 裕二	島根県立大学総合政策学部 准教授
	藤井 賢二	姫路市立姫路高等学校 教諭
	藤原 弘	島根県総務部総務課 課長
	升田 優	島根県監査委員事務局 局長
	山口 修司	出雲市立伊野小学校 校長
	山崎 佳子	民間会社 社員

H21. 10. 19～H22. 3. 31

板倉富士夫	前 島根県教育委員会義務教育課 指導主事
-------	----------------------

H22. 4. 29～

曾田 和彦	島根県教育委員会義務教育課 指導主事
山岡 尚	島根県環境生活部廃棄物対策課 課長

第2期
「竹島問題に関する調査研究」
中間報告書

平成23年2月 第1刷発行

第2期竹島問題研究会 編
島根県総務部総務課 発行